

第3期海洋基本計画
第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧
(令和元年(2019年)度)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>1. 海洋の安全保障 (1)我が国の領海等における国益の確保 ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上</p>				
1	<p>○防衛省・自衛隊については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力整備を着実に実施していく。特に、南西諸島を含む島嶼(しよ)部への部隊配備等により、島嶼(しよ)部における防衛態勢・体制の充実・強化を図る。(防衛省)</p>	<p>○「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年(2018年)12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年(2018年)12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めています。(防衛省)</p> <p>○安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)</p>	<p>【指標】艦艇及び航空機の着実な整備(防衛省) ・周辺海域における警戒監視態勢の強化として、海上自衛隊の艦艇2隻(護衛艦1隻、潜水艦1隻)、航空機10機(固定翼しよ機5機、回転翼しよ機5機)を就役させました。</p> <p>【指標】島嶼部への部隊配備等(防衛省) ・「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」に基づき、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、宮古島駐屯地の整備及び石垣島への部隊配備や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。 ・令和2年(2020年)3月末に、宮古島駐屯地に中距離地对空誘導弾部隊及び地对艦誘導弾部隊等を配置しました。</p>	<p>○「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」に基づき、平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視のため、艦艇及び航空機の着実な整備や南西地域における部隊の新編等を行い、島嶼部の部隊の態勢を強化します。(防衛省)</p>
2	<p>○海上保安庁については、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に、尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。(国土交通省)</p>	<p>○平成28年(2016年)12月に「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」で決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、「法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の強化を図るため、海上保安庁の体制強化を進めています。令和元年(2019年)12月には、第4回「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安庁の体制強化を引き続き進めていくことが確認されました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、海洋監視体制の強化、原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化、海洋調査体制の強化、基盤整備(国土交通省) ・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船や航空機の整備等を進めたほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として215人を増員しました。 ・令和元年(2019年)度にはヘリコプター搭載型巡視船2隻、大型巡視船1隻、大型測量船1隻、新型ジェット機1機が就役しました。</p> <p>(「海上保安体制強化に関する方針」以外の治安・救難・防災業務の充実・強化に基づく船舶・航空機の整備状況は、施策番号6fに記載しました。)</p>	<p>○今後も、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船及び航空機の整備等を進め、体制強化を行います。(国土交通省)</p>
3	<p>○水産庁については、漁業取締本部を設置し、本部体制の下、漁業取締能力の強化を図っていく。さらに、海上保安庁と水産庁の連携を強化し、悪質・広域化する外国漁船等の違法操業への対応能力を高めていく。(農林水産省)</p>	<p>○漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻及び大型化等の漁業取締能力の向上を進め、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました。(農林水産省)</p>	<p>【指標】違法操業に対して抑止力を最大限に発揮できる体制の整備(農林水産省) ・平成29年(2017年)度補正予算により、漁業取締船(白嶺丸)を大型化した代船及び新たに漁業取締船を1隻建造開始しました。平成30年(2018年)度第2次補正予算により、漁業取締船(白萩丸)を大型化した代船及び新たに漁業取締船を1隻の建造を開始しました。これにより官船の隻数は、現在の7隻から令和元年(2019年)度末までに8隻、令和3年(2021年)度末までに9隻に増隻され、漁業取締体制が強化されます。 ・大和堆周辺海域における北朝鮮漁船及び中国漁船の位置等の情報を海上保安庁と共有することにより、外国漁船の退去警告等を強化しました。</p> <p>【指標】取締船の効率的な配置が可能となる情報収集・分析・活用のための体制の整備(農林水産省) ・令和2年(2020年)3月末までに農林水産大臣が漁業を許可する主要漁船のうち約560隻に衛星船位測定送信機(VMS)の設置を進め、漁業取締りの効率化を図りました。</p>	<p>○今後も農林水産大臣が漁業を許可する主要漁船にVMSの設置を進め、漁業取締りの効率化を図ります。(農林水産省)</p>
4	<p>○弾道ミサイル等の発射の際に、日本近海で航行・活動する船舶への自動化等を通じた迅速な情報伝達手段の整備を進める。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○日本近海で航行する船舶に対して、弾道ミサイル等の発射があった際に、その情報を迅速に伝達するシステムの運用を適切に行いました。(国土交通省)</p> <p>○弾道ミサイル等の発射情報を迅速に漁船に伝えるために、平成31年(2019年)4月から、漁業無線局が受信した発射情報を、漁船に対して無線で自動的に伝達するシステムの運用を開始しました。(農林水産省)</p>	<p>○弾道ミサイル等の発射情報を自動で伝達するシステムの漁業関係者への周知及び確実な運用を図るため、令和元年(2019年)7月に、本システムによる全国一斉の情報伝達訓練を実施しました。(農林水産省)</p>	<p>○引き続き、漁業者に対する自動無線放送システムの周知及び確実な運用を図るため、全国一斉の情報伝達訓練を実施します。(農林水産省)</p> <p>○船舶への弾道ミサイル等発射情報の伝達を行うシステムを適切に維持するとともに、弾道ミサイル等の発射を想定した訓練を実施するなど、発射情報を迅速に船舶に伝える体制を充実強化していきます。(国土交通省)</p>
5	<p>○不審船・工作船対応能力を維持・向上するため、情報収集分析体制の強化や不審船対応訓練を継続的に実施するとともに、不測の事態へのシームレスな対応が可能となるよう防衛省・自衛隊と海上保安庁の連携を一層強化する。(国土交通省、防衛省)</p>	<p>○海上保安庁と海上自衛隊の間では、平素から搜索救助や海賊対処の実務での連携に加え、不審船に対する共同追跡・監視等の共同訓練、既存システムによる情報共有を行うなど、平成11年(1999年)に作成した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っています。(国土交通省、防衛省)</p>	<p>○令和2年(2020年)3月、若狭湾海空域において、不審船対処に係る海上保安庁と海上自衛隊との共同訓練を実施しました。(国土交通省、防衛省)</p>	<p>○今後とも、共同訓練を通じて不審船対応能力の維持・向上に努めるとともに、効果的に情報共有を行い、防衛省・自衛隊と海上保安庁の連携強化を図っていきます。(国土交通省、防衛省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
6	<p>○海上犯罪を未然に防止するため、引き続き監視・取締りを行う。特に、国内密漁事犯・外国漁船等の違法操業、海域への廃棄物の投棄等の海上環境事犯、薬物・銃器等の密輸・密航事犯に対する監視・取締り、外国人活動家等による領海侵入事案及び不法上陸事案の対応に引き続き取り組む。また、これらに的確に対応するため、海上保安庁の巡視船艇・航空機、水産庁取締船等及び警察用船舶・航空機等の整備を含め、必要な人員、体制の確保及び輸送手段を含む装備資機材等の整備を推進する。加えて、海上保安庁と水産庁の連携を強化するなど海上犯罪取締りに関する関係機関での連携を強化する。(警察庁、法務省、財務省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して次の取組を行いました。 ・関係機関間の連携強化として、公安調査庁は、外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房を始めとする関係機関に対して、適時・適切に提供(法務省) ・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、海上保安庁、水産庁、警察、関係都道府県が連携して、効果的な取締り手法の検討や、合同取締りを含む機動的な監視・取締りを実施(警察庁、農林水産省、国土交通省) ・我が国の排他的経済水域(EEZ)における外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、巡視船艇・漁業取締船・航空機により、大和堆周辺海域における違法操業を行う外国漁船への退去警告等への対応を含め、我が国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施(農林水産省、国土交通省) ・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施(国土交通省) ・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域において、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法出国者の効果的な水際取締りを実施(財務省、国土交通省)</p> <p>○海上保安庁では、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と、必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対処等に万全を期すために巡視船による対応体制の強化を段階的に進めています。(国土交通省)</p>	<p>【指標】外国関係機関との連携強化及び人的情報源等からの情報収集・分析の強化(法務省) ・公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網等の拡充により入手した関連情報を関係機関に対して随時提供し、水際危機管理施策に貢献しました。</p> <p>【指標】海洋監視体制の強化(国土交通省) ・施策番号21に記載しました。</p> <p>【指標】違法操業に対して抑止力を最大限に発揮できる体制の整備(農林水産省) ・施策番号31に記載しました。</p> <p>○密輸・密航事犯に対して、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処のほか、密輸・密航の蓋然性が高い地域から来航する船舶に対しても、重点的な監視や立入検査を実施することで、密輸密航事犯の水際阻止に取り組みました。(財務省、国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)度には、治安・救難・防災業務の充実・強化として船艇10隻(巡視船1隻、巡視艇9隻)、航空機3機(中型ジェット飛行機)を就役させました。(国土交通省)</p>	<p>○海上犯罪を未然に防止するため、引き続き関係機関での連携を強化し、監視・取締りを行います。(警察庁、農林水産省、国土交通省)</p> <p>○公安調査庁において、水際危機管理施策に貢献するため、引き続き外国関係機関との連携強化及び人的情報網等による情報収集・分析体制を強化し、内閣官房を始めとする関係機関に対する適時適切な情報提供に努めます。(法務省)</p>
7	<p>○諸外国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動の活発化に対し、現場海域における海上保安庁の巡視船等による中止要求や外交ルート等を通じた抗議・申入れを行うなど、適切に対処しています。(外務省、国土交通省)</p>	<p>○我が国のEEZ等において、事前に我が国の同意を得る必要があるにも関わらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(外務省、国土交通省)</p>	<p>○海上保安庁は令和元年(2019年)中に、我が国のEEZにおける同意を得ていない外国海洋調査船の活動を5件確認しました。(国土交通省)</p> <p>○我が国のEEZ等における我が国の事前の同意のない外国海洋調査船による活動については、疑わしい事案も含め、関連情報に接するたびに、外交ルート等を通じた抗議・申入れを適切に実施する等、迅速かつ適切に対処しています。(外務省)</p>	<p>○諸外国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動等が確認された場合には、今後も関係機関と連携しつつ、巡視船等による監視、外交ルート等を通じた抗議等を実施します。(外務省、国土交通省)</p>
8	<p>○漂着・漂流船の監視・警戒等を適切に実施することも含め、我が国の沿岸や離島の安全を確保するため、治安維持活動等に従事する要員の増員、装備資機材等の整備、海上保安庁・警察等の円滑かつ緊密な情報共有等による連携体制の構築等をより一層着実に推進する。併せて、漂着者を介した感染症のまん延の恐れを踏まえ、検疫の面で適切に対応するとともに、地方公共団体・関係機関等との連携の強化により、関係者による迅速な情報共有体制を確保する。このほか、北朝鮮籍と見られる漂着木造船等の処理が円滑に行われるよう対応する。(警察庁、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○海上保安庁では、漂流・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしよ戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機などを整備するなど、海洋監視体制の強化を進めています。(国土交通省)</p> <p>○北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、関係機関が連携し、上陸に当たっての検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。(財務省、厚生労働省)</p>	<p>【指標】海洋監視体制の強化(国土交通省) ・施策番号21に記載しました。</p> <p>○地方公共団体が行う漂着木造船等の処理について、海岸漂着物等地域対策推進事業及び特別交付税措置による全額国費負担の財政支援により、円滑な処理を開始し、平成30年(2018年)度は122隻(平成29年(2017年)度は30隻)を処理しました(令和元年(2019年)度の値は令和2年(2020年)7月頃公表予定)。(環境省)</p>	<p>○引き続き、関係機関間での連携を強化し、監視・警戒を行い、不審事象の早期発見に努めます。(農林水産省、国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
9	<p>○海上におけるテロ対策として、関係機関が連携し、テロ関連情報の収集・分析、我が国に入港する船舶の安全確認、水際におけるテロ対策、臨海部の原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する監視警戒を適切に実施するとともに、核燃料輸送船に対する警備体制の強化を図る。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、海上におけるテロや犯罪行為の未然防止等の不測の事態へ適切な対応が可能な体制を整備する。(警察庁、法務省、財務省、国土交通省)</p>	<p>当該年度に取組んだ具体的内容</p> <p>○海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。(国土交通省)</p> <p>○2019年6月の大阪サミットに向け各種対策に取り組んだほか、引き続き、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(※)(以降、東京2020大会)に向け、次の取組を行っています。</p> <p>・『「世界一安全な日本」創造戦略』(平成25年(2013年)12月10日閣議決定)に基づき、公安調査庁において関連情報の収集・分析を実施するため、平成25年(2013年)9月の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の設置に続き、平成30年(2018年)4月に設置した「G20大阪サミット関連特別調査本部」の下、これら重要行事を狙ったテロや不法行為の早期把握及び未然防止並びに水際対策に資する情報の収集・分析体制を強化(法務省)</p> <p>・関係機関と海事・港湾業界団体が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において、海上・臨海部における具体的な危険を想定のもと、官民一体となったテロ対策について議論・検討を実施(国土交通省)</p> <p>・警察・税関・海上保安庁等関係機関が連携を強化し、監視艇を活用した水際対策の強化や国際物流の関係団体等との協力促進といった施策を実施(警察庁、財務省、国土交通省)</p> <p>※令和2年(2020年)3月30日に、東京オリンピックは令和3年(2021年)7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。</p>	<p>【指標】外国関係機関との連携強化及び人的情報源等からの情報収集・分析の強化(法務省)</p> <p>・公安調査庁において収集・分析したテロの未然防止及び水際対策に資する関連情報について、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年(2017年)12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)等に基づき、セキュリティ情報センターに提供しているほか、セキュリティ幹事会等を通じて、関係機関に対して情報を共有しています。</p> <p>【指標】原発等テロ対策・重要事案対応体制の強化(国土交通省)</p> <p>・海上保安体制強化に関する方針」に基づき、原発等テロ対策・重要事案対応体制の強化を段階的に進めています。</p> <p>○東京2020大会に向けた装備、資機材の増強整備を進めているほか、令和元年(2019年)にはテストイベントに併せた事前検証、関係機関との連携訓練を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○「海上・臨海部テロ対策協議会」では、平成30年(2018年)2月に、事業者によるテロ対策の実効性向上を目的とした「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」を策定するとともに、平成31年(2019年)2月に「テロ対策啓発用ポスター」を作成し、海事・港湾事業者等に広く配布しました。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるテロ対策を念頭に、令和2年(2020年)1月には官民連携テロ対応実動訓練を行い、海事・港湾業界団体の対応能力の向上及び関係機関との連携強化能力の向上を図りました。(国土交通省)</p> <p>(「海上保安体制強化に関する方針」以外の治安等の業務の充実・強化に基づく船舶・航空機の整備状況は、施策番号6に記載しました。)</p>	<p>○公安調査庁では、東京2020大会等の重要行事の安全開催に資するため、引き続き、テロの未然防止や水際対策等に資する関連情報の収集・分析体制を強化し、関係機関に対する適時適切な情報提供に努めます。(法務省)</p> <p>○引き続き、原発等の警戒対象施設に対して、巡視船艇・航空機による警戒監視を行うとともに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、原発等テロ対策・重要事案対応体制の強化を段階的に進めています。(国土交通省)</p> <p>○東京2020大会に向けて引き続き訓練や装備・資機材の増強整備を行う等対応能力を向上させていきます。(国土交通省)</p> <p>○「海上・臨海部テロ対策協議会」を通じて事業者によるテロ対策を促進していくとともに、「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」の更新を図るなど、関係機関や地域とより緊密に連携することで、官民一体となってテロ対策に取り組みます。(国土交通省)</p>
10	<p>○国際法及び国内法に基づき、国際航海船舶及び国際港湾施設における保安対策を着実に実施する。(国土交通省)</p>	<p>○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策を着実に実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等を着実に実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○今後も国際航海船舶について、船舶への出入管理、立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策を行い、所定の保安レベルを維持できるように立入検査を実施するなど保安確保を図ります。(国土交通省)</p>
<p>イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保</p>				
11	<p>○脅威の出現を未然に防ぐための外交的取組を強化していくとともに尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、排他的経済水域における中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、北朝鮮による弾道ミサイルの発射といった我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、我が国は外交ルート等を通じて、迅速な抗議・申入れを行っており、今後とも問題の平和的解決のために粘り強い外交努力を行っていく。(外務省)</p>	<p>○尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、EEZにおける中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動や、韓国国会議員等の竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や建造物の構築、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国に対し、迅速かつ強く抗議・申入れを実施しています。(外務省)</p>	<p>○中国に関係した最近の事案では、令和2年(2020年)3月に尖閣諸島周辺海域における中国公船の領海侵入に対して抗議を行いました。(外務省)</p> <p>○韓国との関係では、令和元年(2019年)度は、韓国国会議員による竹島への上陸が1回、竹島やその周辺での軍事訓練が2回と、否定的な動きが相次ぎ、日本政府からその都度強く抗議を行いました。(外務省)</p>	<p>○我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、引き続き外交ルート等を通じて、当該国等に対し、迅速かつ強く抗議・申入れを実施していきます。(外務省)</p>
12	<p>○我が国の主権に関連して、ロシアにより法的根拠のない形で占拠されている北方領土及び韓国による不法占拠が続いている竹島をめぐる問題に関し、引き続き外交的解決を目指し取り組んでいく。(外務省)</p>	<p>○ロシアとの関係では、北方領土問題の解決に向け、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んでいます。(外務省)</p>	<p>○ロシアとの関係では、令和元年(2019年)度に首脳会談(2回)及び外相会談(6回)を実施しました。このうち、6月の日露首脳会談において、両首脳は、平成30年(2018年)11月にシンガポールにおいて共に表明した、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの決意の下で、精力的に平和条約交渉が行われていることを歓迎し、引き続き交渉を進めていくことで一致しました。また、12月の日露外相会談では、茂木外務大臣とラヴロフ外相の間で時間をかけて議論を行い、平和条約交渉の本格的な協議に入ることでできました。(外務省)</p>	
13	<p>○我が国を取り巻く海洋の安全保障に関する環境を安定させ、不測の事態を防ぐため、沿岸国との海洋の安全保障に関する対話・協議・協力のチャンネルを重層的に構築していく。(外務省)</p>	<p>○日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議の第11回(令和元年(2019年)5月)会合を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。(外務省)</p> <p>○令和元年(2019年)度は、これまでに引き続き、日露間の事務レベルにおいて、海上事故防止協定改正議定書の署名に向けた協議を実施しました。(外務省)</p>	<p>○第11回日中高級事務レベル協議では、海洋分野における協力の在り方について議論し、平成30年(2018年)6月の防衛当局間の「海空連絡メカニズム」の正式運用開始を踏まえたホットラインの早期開設や、平成30年(2018年)10月の日中海上捜索・救助(SAR)協定の締結を契機とした海上捜索救助協力の推進などに関して意見交換を行いました。(外務省)</p> <p>○これまで日露間の事務レベルで協議を行ってきた海上事故防止協定改正議定書が実質合意に至ったことを踏まえ、引き続き署名に向けて作業を進めていくことを確認しました。(外務省)</p>	<p>○引き続き、沿岸国との間での協議等の実施を追求していきます。(外務省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
14	○周辺国等との間で排他的経済水域、大陸棚等の境界が未確定である中、相手国の国民及び漁船に対して取締り等の措置をとらないこととしている日韓・日中漁業協定上の暫定水域等において資源管理が適切に行われるようにすることを含め、我が国の法的立場や海洋権益が損なわれないよう、外交努力を積み重ねていく。(外務省、農林水産省)	○違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に対し働きかけを行いました。(外務省、農林水産省)	○日中間の漁業に関しては、我が国EEZ内における中国違法漁船の問題について、中国側に累次にわたり申し入れを実施し、解決を強く求めています。また、日中漁業協定に基づく暫定措置水域の資源管理措置等については、引き続き協議を継続することになっています。(外務省、農林水産省) ○台湾の間では、日本台湾交流協会他が主催する日台漁業委員会において、日台民間漁業取決め適用水域の操業ルールに関する協議が続けられています。(外務省、農林水産省) ○日韓間の漁業に関しては、日韓漁業協定に基づきいわゆる北部暫定水域での操業問題等について、韓国側に対して解決を強く求めています。(外務省、農林水産省) ○我が国の領海又はEEZにおいて、外国漁船等の違法操業が確認された場合には、抗議等を行っています。(外務省)	○引き続き、違法操業の根絶や、資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に解決を求めています。(外務省、農林水産省)
ウ 同盟国・友好国との連携強化				
15	○同盟国である米国に対しては、平素における各種交流や情報共有、演習等を通じ、幅広い海洋の安全保障の分野における日米間の更なる連携強化に努め、長期的かつ安定的な米軍のプレゼンスを確保するとともに、友好国との連携を強化していく。(外務省、防衛省)	○「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、同盟国などと連携して海賊対処行動を実施するほか、より緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(外務省、防衛省)	○米国や友好国との海軍種間における共同訓練を実施しました。(防衛省) ○シーレーン沿岸国への能力向上支援、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策は、施策番号41及び42に記載しました。(防衛省)	○引き続き、米国や友好国との間で共同訓練等の交流を通じて連携を強化していきます。(外務省、防衛省)
エ 情報収集・分析・共有体制の構築				
16	○海洋監視体制の充実を図るため、衛星による情報収集の取組や省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入を推進していく。(内閣官房、国土交通省、防衛省)	○宇宙基本計画工程表を改訂(令和元年(2019年)12月13日宇宙開発戦略本部決定)し、各種衛星の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組について、運用場面で求められる能力を踏まえた強化について検討工程を明確化しました。(内閣府)		○令和2年(2020年)度に、情報収集衛星(データ中継衛星1号機)の打上げを予定しています。(内閣官房)
17	○主として防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房(内閣情報調査室)等が保有する艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、我が国領海等における海洋監視情報収集体制を強化していく。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省)	○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、JAXAが保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化や民生技術の活用など我が国が有する高い技術力を有効に活用し、装備品等の研究開発に取り組んでいます。(防衛省) ○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省) ○防衛省・自衛隊の防衛体制の充実、海上保安庁の体制強化の取組は施策番号1、2及び6に記載しました。(防衛省、国土交通省)	【指標】衛星等による情報収集、省人化・無人化を考慮した装備品の研究や導入の推進(無人航空機(UAV)、無人水上航走体(USV)、無人水中航走体(UUV)等) ・政府衛星及び民間衛星の利活用を視野に入れた体制強化に資するため、政府・民間のリモートセンシング衛星の技術、提供サービス、ニーズ等の現状調査を実施しています。(内閣府) ・人工知能を用いた船舶自動識別装置(AIS)解析ツールの構築に向けた検討、長期運用型UUV技術の研究、UUV用の燃料電池による発電システム技術の研究及びUUVを海洋監視に使用するための要素技術の研究に取り組んでいます。(防衛省)	○令和5年(2023年)度目途の準天頂衛星7機体制構築に向けて、JAXAとの連携を強化した研究開発体制により効率的に機能・性能向上を図りつつ、着実に開発・整備を進めます。(内閣府) ○令和2年(2020年)度に先進光学衛星(ALOS-3)、令和3年(2021年)度に先進レーダー衛星(ALOS-4)の打上げをそれぞれ予定しています。(文部科学省)
18	○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、必要な情報の調査・収集に努める。(内閣府、外務省、国土交通省)	○測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海やEEZの外縁の根拠となる低潮線等の調査を実施しています。(国土交通省)	【指標】海洋権益確保のための情報の調査・収集(国土交通省) ・測量船や航空機を使用して海底地形・地殻構造・低潮線等の海洋権益確保に資する情報の調査・収集を継続して実施しています。	○海底地形調査、低潮線調査及び地殻構造調査等を引き続き実施し、領海やEEZの外縁の根拠など、海洋権益の確保に資する調査データを取得していきます(※施策番号222及び227に関連記載あり)。(国土交通省)
19	○海洋監視情報共有体制に関しては、防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、両者間の情報共有体制を充実させていく。(国土交通省、防衛省)	○防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています。(国土交通省、防衛省)	【指標】海洋監視情報の共有体制の充実(防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備)(国土交通省、防衛省) ・施策番号51に記載しました。	○事案対応訓練を通じて、システム運用の演練、活用を図り、円滑な情報共有を行います。(国土交通省、防衛省)
20	○平素における脅威・リスクの増大傾向に対応する観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上保安庁の海洋監視体制を重点的に強化していく。(国土交通省)	○施策番号2及び8に記載しました。	○施策番号21に記載しました。	○施策番号21に記載しました。
21	○重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を強化する。(国土交通省、防衛省)	○巡視船艇・航空機や監視資機材の高性能化を図るとともに、巡視船と航空機を連携させ、監視・取締りを実施しました。(国土交通省、防衛省) ○安全保障環境に即した部隊などの配置や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)	【指標】重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒の強化(艦艇、航空機、レーダー等による監視・警戒)(国土交通省、防衛省) ・施策番号1及び21に記載しました。	○施策番号1及び21に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
オ 海上交通における安全の確保				
22	<p>○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督(PSG)の着実な実施、海運事業者に対する運輸安全マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○船舶交通の安全確保のため、全国の航路標識について適切な維持管理を行いました。(国土交通省)</p> <p>○「海の安全情報」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しているほか、事前登録された個々の宛先(メールアドレス)に対して津波警報や避難勧告等の緊急情報をメール配信し、注意喚起・啓発を実施しています(平時においても「海の安全情報」で提供する情報の充実強化を図っています)。(国土交通省)</p> <p>○国の関係機関や民間の関係団体と連携し、意見交換会の開催を通じてウォーターアクティビティを安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し、合意・推奨されたものをアクティビティごとにウォーターセーフティガイドとして公表しています。(国土交通省)</p> <p>○多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、国土交通省海事局及び民間関係団体等との共催により、水上安全をテーマとした会議、日本水上安全・安全運航サミット(JBWS)を6月に開催しました。(国土交通省)</p> <p>○情報通信技術(ICT)を活用し、小型船舶の航行情報及び海域で収集する情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制に関する検討を実施しています。(国土交通省)</p>	<p>【指標】海の安全情報の充実強化(国土交通省) ・「海の安全情報」は、情報提供手段の多様化を図るため、Lアラート(※)への発信を開始しました。 ※災害などの情報を多様なメディアを通じて地域住民等に対して迅速かつ効率的に伝達するために、一般財団法人マルメディア振興センターが運営する災害等公共情報共有基盤。 ・海の安全情報の利用者数 令和2年(2020年)3月 85万964人 平成31年(2019年)3月 106万6,017人</p> <p>【指標】官民連携した海難防止対策の充実強化(国土交通省) ・関係省庁及び民間関係団体等と連携した訪船指導 令和元年(2019年) 3,326隻 平成30年(2018年) 3,684隻 ・関係省庁及び民間関係団体等と連携したマリーナや漁協等への訪問指導数 令和元年(2019年) 7,711件 平成30年(2018年) 7,081件 ・ウォーターセーフティガイドに、「釣り編」、トーンイグ遊具及びハイドロフライトデバイスに関する安全情報、カヌー及びSUP(※)の安全啓発動画を掲載しました。 ※SUPは「スタンドアップパドルボード」の略称。 ・JBWSでは官民の連携ネットワークを構築するとともに、参画した北米水上安全組織関係者と日米の水上安全に係る取組について意見交換を行い、日米の水上安全に係る協力体制の強化を図りました。</p> <p>【指標】海上活動情報の統合・分析及び提供体制の構築(国土交通省) ・海上活動情報の集約、分析、活用について、提供基盤や収集及び公開する情報の充実・強化等のシステム構築に向けた検討を実施しました。</p>	<p>○「海の安全情報」は、令和元年(2019年)度からLアラートへの発信を開始し、引き続き関係機関と連携して情報提供手段の多様化を図ることとしています。(国土交通省)</p> <p>○今後も引き続き、ウォーターセーフティガイドについては関係団体等と意見交換を重ね、内容の充実強化及び安全対策に関する情報共有の促進を図ることとしています。(国土交通省)</p> <p>○今後も引き続き、多様化・活発化する海上活動の安全対策を総合的に推進するため、JBWS等を通じて関係団体等との関係構築を進め、官民連携ネットワークの強化を図ることとしています。(国土交通省)</p> <p>○海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制を構築する予定です。(国土交通省)</p>
23	<p>○船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・濃霧等の気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況を観察し、これらに関する実況、あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するための体制、施設及び設備の維持・充実を図る。(国土交通省)</p>	<p>○波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計等の観測施設・設備の維持・管理を行いました(※施策番号209と同じ)。(国土交通省)</p> <p>○観測の継続性を確保するため、沿岸波浪計の通信機能及び電源部の強化を行いました(※施策番号209と同じ)。(国土交通省)</p>	<p>○令和元年(2019年)度は、沿岸波浪計6か所、潮位計70か所について維持・管理を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○適時適切な情報発表を維持するため、沿岸波浪計及び潮位計等のデータを集約するシステムを更新します(※施策番号209と同じ)。(国土交通省)</p>
24	<p>○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による航行船舶の安全に必要な情報提供、船舶に対する指導等を行う。また、これらを適切かつ効果的に実施するため、同センターの機能充実を図る。さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、海難救助体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す。また、民間組織との連携を図るとともに、近隣諸国との協議・訓練を的確に実施し、連携を強化する。(国土交通省)</p>	<p>○迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しています。(国土交通省)</p> <p>○漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に連絡位置を迅速に把握することができる「緊急通報位置情報表示システム」の周知活動に取り組むとともに、聴覚や発話に障がいを持つ方を対象にスマートフォンなどを使用した入力操作により緊急時の通報が可能となる「NET118」の運用を11月から開始しました。(国土交通省)</p> <p>○海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的に実施しました。(国土交通省)</p> <p>○洋上における傷病者の救急体制を一層充実させるため、所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」の運用を4月から開始しました。(国土交通省)</p> <p>○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、航行安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行いました。また、AISを活用した橋梁への衝突防止対策を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○走錨等に起因する事故防止のため、全国で41か所の重要施設の周辺海域を選定し、これらの海域での荒天時における錨泊制限等の安全対策を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】要救助海難に対する救助率(国土交通省) ・要救助海難に対する救助率(要救助者に対する救助成功者の割合) 令和元年(2019年) 96%(目標の95%を達成) 平成30年(2018年) 96%</p> <p>○「救急員制度」の運用を開始し、令和2年(2020年)3月末現在、71名を救急員として指名、令和元年(2019年)12月末現在で傷病者57名の対応を行いました。(国土交通省)</p> <p>○錨泊制限等の安全対策の結果、重要施設に対する走錨等に起因する事故を未然に防止しました。また、平成30年(2018年)に引き続き「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」を開催し、令和元年(2019年)12月に取りまとめられた第2次報告書の提言を踏まえて、走錨事故を防止するためのガイドラインの作成・周知、海域監視体制の強化などを実施しました。</p>	<p>○海難情報の早期入手に向けた取組を進めるとともに、「ライフジャケットの常時着用」、「防水バック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号「118番」及び「NET118」の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、広域媒体を活用した周知・啓発活動を行います。(国土交通省)</p> <p>○救急員制度の更なる充実のため、救急員の養成、知識・技能の維持・向上を図り、洋上における傷病者の救急態勢を一層充実させることとします。また、海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を実施します。(国土交通省)</p> <p>○引き続き、海上交通センター等による適時・的確な情報提供及び不適切な航行をする船舶に対する安全指導を行います。(国土交通省)</p> <p>○全国における錨泊制限等の対策を継続的に検証するとともに、海域監視体制の強化などハード・ソフト両面の対策を一体的に推進します。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
25	○船舶事故や自然災害により救助の必要が生じた際に、遭難者の位置特定に多くの時間を要するという現状に鑑み、位置情報の把握が難しい小型船舶を含む船舶等の位置を把握できる体制を構築する。また、こういった事案への適切な対応のための、関係府省間の情報共有体制を確立する。(内閣府、農林水産省、国土交通省、防衛省)	○国土交通省では、カメラ画像からの船舶検出等の手法で得られた船舶位置情報を統合し、AIS非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。(国土交通省) ○農林水産省では、漁船へのAIS搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。(農林水産省) ○防衛省では、自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しています。(防衛省)	【指標】海上活動情報の統合・分析及び提供体制の構築(国土交通省) ・「船舶におけるスマートフォンアプリ活用のためのガイドライン」(平成29年(2017年)国土交通省海事局)に記載された「衝突や乗揚げのおそれがあるときや津波発生時の緊急時に、国や関係者からの警告を受けてそれを表示する機能」について、今後開発されるアプリの動向を把握の上、必要な注意喚起等を行うための通報技術に係る調査を行いました。(国土交通省)	○カメラ画像からの船舶検出手法で得られた船舶位置情報を統合し、AIS非搭載船舶の位置を把握する技術の実用化に向け、引き続き技術開発を行います。(国土交通省)
26	○海上交通の安全を確保するため、「海洋速報」として海況情報をインターネットで提供するとともに、船舶交通が輻輳(ふくそう)する狭水道における潮流の観測体制と情報提供体制を強化する。(国土交通省)	○海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。(国土交通省)	○平日、海洋速報を毎日作成し、インターネットにより提供しました。(国土交通省)	○海上交通の安全を確保するため、引き続き海洋速報や潮流シミュレーション情報を提供していきます。(国土交通省)
27	○電子海図・航海用刊行物を活用した船舶交通の安全性を向上するため、国際水路機関(IHO)における国際ルールの策定に積極的に参画し、利便性の高い航海安全情報の提供方法を検討するとともに、電子海図等の情報充実と高機能化に取り組む。(国土交通省)	○国際ルール策定のために設置された水路業務・基準委員会(HSSC)の作業部会に参画し、次期電子海図作製の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。また、次期電子海図の作製・刊行に向けてデータの整備、検証を実施しました。(国土交通省)	【指標】電子海図等の情報充実(国土交通省) ・現行の電子海図(S-57)について、新たに3セルを刊行するとともに、3セルは海域の範囲を広げ情報の充実を図りました。	○次期電子海図作成仕様(S-101)の第二版及び航海用刊行物(S-12X等)の国際基準策定に向け、水路業務・基準委員会及び作業部会への参画を継続します。(国土交通省) ○次期電子海図の作製・刊行に向けた体制の構築に取り組めます。(国土交通省)
28	○海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係省庁連携の下、海象データの不足海域の解消、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進め、漂流予測を正確に行う。(国土交通省)	○捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組まれました。(国土交通省)	○関係府省及び民間企業から海上の風や流れといった情報を収集し、漂流予測の精度向上を図りました。(国土交通省)	○関係府省連携の下、海象データの不足海域の解消に向けた情報の収集等、漂流予測の精度向上に取り組めます。(国土交通省)
カ 海洋由来の自然災害への対応				
29	○津波・高潮等の海洋由来の大規模な災害の発生時等の非常事態等に備えて、過去の教訓に基づき適切な司令塔のあり方について検討を行う。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、大規模な自然災害へ適切な対応が可能な体制を整備する。(内閣府、国土交通省、防衛省)	○日本海地震・津波調査プロジェクトでは、地殻構造(令和元年(2019年)度は山形県沖日本海から新庄盆地東縁)、プレート構造の把握を目的として、震源(バイプロサイスとエアガンを用いた海陸統合の地下構造探査及び海底地震計(OBS)による地震探査、津波発生頻度の把握のために沿岸部での津波履歴調査を実施しました。また、南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトでは、OBSを用いた長期地震観測によりスロースリップを含む自然地震活動の把握、津波履歴調査を実施しました。両プロジェクト共に、地域研究会の開催を通じ、国や府県、市町、ライフライン事業者、地域の大学等から防災・減災対策の課題の抽出を行いました(※施策番号232及び245に関連記載あり)。(文部科学省)	○国や府県、市町、ライフライン事業者、地域の大学等が参画する地域研究会を、日本海地震・津波調査プロジェクトでは、6か所において計6回、南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトでは4か所において計6回実施しました。(文部科学省)	
30	○海洋由来の自然災害については、未然にこれら全てを防ぐことは難しいため、平素からの被害軽減のための観測・調査を継続するとともに、被害軽減のための施策に取り組む。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム(DONET)を着実に運用するとともに、観測データの利活用推進に取り組まれました(※施策番号245に関連記載あり)。(文部科学省)	○JR東海が「講じる列車の災害対策において、S-netによる観測データの利活用が開始されました。また、JR東海・西日本が「講じる列車の災害対策において、DONETによる観測データの利活用が開始されました(※施策番号208及び209に関連記載あり)。(文部科学省)	○引き続き、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を実施します。(農林水産省)
31	○海洋由来の自然災害への対策については、災害の未然防止、災害の被害予測、災害発生時における被害の拡大防止、被災者の救助活動の強化及び災害の復旧等の観点から、必要な対策・措置に取り組む。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農林水産省) ○東京2020大会開催を支えるため、国土交通省及び各関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、平時から容易に防災情報等を手入できるよう、防災ポータルコンテンツの拡充・充実を図りました。(国土交通省)	○S-netの一部とDONETの追加観測データについて、気象庁の緊急地震速報への利活用が開始されました(※施策番号208及び209並びに245～247に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省)	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
32	<p>○津波・高潮等による被害をできる限り軽減するため、海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、施設の適切な維持管理、海岸防災林の整備等を推進する。また、大規模津波に対しても減災機能を発揮する「粘り強い構造」を有する堤防の整備を推進する。さらに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進する。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。(農林水産省)</p> <p>○海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○全国の水門・陸隔等(海岸保全施設)の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策及び耐震化に関する緊急対策を行いました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○台風第15号及び台風第19号等で明らかになった水害対策上の課題を中心に、国土強靱化の取組をさらに強化するため、内水浸水対策強化のための雨水貯留施設等整備、高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策を進めました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会を設置(令和元年(2019年)11月)し、沖合施設の点検・評価方法を整理しました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○平成26年(2014年)6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率(農林水産省、国土交通省)</p> <p>平成31年(2019年)3月末時点 53% 平成30年(2018年)3月末時点 47% 平成29年(2017年)3月末時点 46%</p> <p>【指標】侵食海岸において現状の汀線防護が完了した割合(農林水産省、国土交通省)</p> <p>平成31年(2019年)3月末時点 78% 平成30年(2018年)3月末時点 77% 平成29年(2017年)3月末時点 77%</p> <p>○海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会を2回開催しました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○東日本大震災時に被災した海岸防災林の要復旧延長164km全てについて着手済みです。(農林水産省)</p>	<p>○東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生の取組の加速化を図るとともに、南海トラフ地震等による津波の発生に備え、これまで造成されてきた海岸防災林の機能の維持・強化を推進します。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○海岸保全施設維持管理マニュアル(平成30年(2018年)5月)の改訂を行います。(農林水産省、国土交通省)</p>
33	<p>○最大クラスの津波・高潮等から人命を守るため、津波災害警戒区域の指定等による津波防災地域づくりを推進し、国において関係部局が一体となって都道府県や市町村への支援体制を構築する。また、三大湾等における最大クラスの高潮浸水想定区域等の指定を推進する。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、平成31年(2019年)4月に神奈川県(神奈川県沿岸(神奈川県区間)の高潮浸水想定区域を指定しました。また、大阪府及び兵庫県が大阪湾沿岸において、福岡県が玄界灘・豊前豊後・有明海沿岸、徳島県が瀬戸内海等の高潮浸水想定区域図を公表しました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策を行いました。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>【指標】最大クラスの津波・高潮に対応した浸水想定区域図を作成した都道府県数(国土交通省)</p> <p>津波 令和元年(2019年)度末時点 36道府県 (平成30年(2018年)度末時点より、変更なし)</p> <p>高潮 令和元年(2019年)度末時点 7都府県 (平成30年(2018年)度末時点より、4府県増加)</p>	<p>○「津波防災地域づくり支援チーム」の取組を活用し、様々な津波に対する津波防災地域づくりの更なる推進を図ります。(国土交通省)</p>
34	<p>○気候変動に伴い想定される高潮偏差の増大、波浪の強大化や海面水位上昇といった災害リスク増大に備えるため、沿岸域における国土の保全についての適応策を検討する。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○気候変動の影響による海面水位上昇等に関する海外の文献等を収集・分析を行いました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会を設置(令和元年(2019年)10月)し、海岸における気候変動適応策を具体化するための検討を行いました。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○諸外国の文献調査を実施しました。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会を4回開催しました。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○引き続き、諸外国の文献調査を実施します。(農林水産省、国土交通省)</p> <p>○「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の提言等を踏まえ、海岸保全基本方針の変更をはじめ、気候変動適応策を推進します。(農林水産省・国土交通省)</p>
35	<p>○大規模地震や津波等の影響により、倒壊、損傷が生じるおそれのある航路標識等の耐震・耐波浪対策を図るとともに、災害情報等の提供の充実強化を図る。(国土交通省)</p>	<p>○災害発生時においても海上輸送ルート确保安全を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施するとともに、海水浸入防止対策及び予備電源施設整備を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し、提供しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】航路標識の耐震補強の整備率(国土交通省)</p> <p>令和元年(2019年)度 94.8% 平成30年(2018年)度 89.5%</p> <p>【指標】航路標識のLED灯器の耐波浪整備率(国土交通省)</p> <p>令和元年(2019年)度 100% 平成30年(2018年)度 100%</p> <p>○津波防災情報図の整備率(国土交通省)</p> <p>令和元年(2019年)度 95.1% 平成30年(2018年)度 83.8%</p>	<p>○海上輸送ルートの安全確保を図るため、引き続き、航路標識の災害対策を実施してまいります。</p> <p>○多様な地震や津波を想定した津波防災情報図の整備を行うとともに、整備済みの津波防災情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行います。また、海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援します。(国土交通省)</p>
36	<p>○大規模地震時の緊急物資輸送等を確保するため、港湾における岸壁及び護岸等の耐震化を図る。(国土交通省)</p>	<p>○平成28年(2016年)3月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、令和元年(2019年)度末までに耐震強化岸壁を93港で整備しました。(国土交通省)</p>	<p>○災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合(国土交通省)</p> <p>令和元年(2019年)度 83% (参考:平成30年(2018年)度 80%)</p>	<p>○災害時に緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える海上交通ネットワークの維持を図るため、引き続き港湾施設の耐震・耐津波性能の向上を推進します。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
37	<p>○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点(川崎港、堺東北港)の運用体制の強化を図るとともに、港湾事業継続計画(BCP)の改善や広域港湾BCPの策定を推進する。さらに、港湾の堤外地等における高潮対策を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点(川崎港、堺東北港)の運用体制の強化を図りました。また、港湾BCPや広域港湾BCPに基づく訓練を推進し、当該計画の改善等を図りました。(国土交通省)</p> <p>○「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン(平成30年(2018年)3月策定)」の周知等により、港湾関係者による高潮対策の検討への支援を行いました。(国土交通省)</p> <p>○平成30年(2018年)台風第21号等を踏まえた緊急点検を実施し、全国の港湾の高潮対策に関する緊急対策を行いました。(国土交通省)</p> <p>○交通政策審議会港湾分科会防災部会を設置(令和元年(2019年)11月)し、ハード・ソフト一体となった今後の港湾における総合的な防災・減災対策のあり方について検討を行いました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】港湾BCPが策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、関係機関と連携した訓練の実施割合(国土交通省)</p> <p>令和元年(2019年)度 100%</p> <p>平成30年(2018年)度 82%</p>	<p>○令和元年(2019年)台風第15号・第19号をはじめとする近年の台風による港湾での被害等を踏まえ、高潮・高波・暴風への対応を港湾BCPに位置づけるなどの取組を推進します。(国土交通省)</p>
38	<p>○迅速に緊急支援助物資等の海上輸送を行うための体制の強化を図る。また、大規模災害時の輸送等に重要な役割を果たす民間船舶について、地方公共団体と事業者等が連携して、緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を進める。(国土交通省)</p>	<p>○大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等について、各地方運輸局を通じて地方公共団体等に対して実施を促しました。(国土交通省)</p> <p>○災害時における携帯電話基地局の船上開設について、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結の促進のため、事業者団体や民間フェリー事業者等への船上基地開設に関するヒアリングを実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○地方公共団体等において、民間事業者等との連携体制の強化等に向けた更なる検討や取組が進められています。(国土交通省)</p>	<p>○大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、引き続き、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を進めます。(国土交通省)</p>
39	<p>○東日本大震災を踏まえた港内における船舶の津波等に対する安全対策を始め、災害対策について検討を行い、港則法による避難の勧告等を効果的に運用していく。今後、より早く確実な情報伝達体制の構築に取り組むとともに、実践的な訓練の実施に基づく見直しを推進する。(国土交通省)</p>	<p>○大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○各港において情報連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施し、港則法に基づく避難勧告等を効果的に運用しました。(国土交通省)</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○情報伝達の実効性を向上させるため、各港において情報連絡体制の確認を行うとともに、情報伝達訓練を引き続き実施していきます。(国土交通省)</p>
40	<p>○津波、高潮等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表する。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。(国土交通省)</p>	<p>○波浪及び潮位等の観測については、施策番号23に記載しました。(国土交通省)</p>	<p>○海水浴場等を利用する聴覚障害者等に対し津波警報等を一層確実に伝達できるよう、平成30年(2018年)10月より「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」を開催し、「赤と白の格子模様の旗」を用いることが望ましいとの報告書が取りまとめられました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、津波、高潮等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表します。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
1.	海洋の安全保障(2)我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保 ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組			
41.	○シーレーン沿岸国に対する能力構築支援や、国際機関への要員派遣等の取組のほか、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動等の国際協力活動への参加、その他の平素の交流を通じてシーレーン沿岸国等との信頼関係や協力関係を構築するとともに、海上法執行能力向上支援、様々な機会を捉えた海上自衛隊の艦艇による寄港や巡視船の派遣、共同訓練等を全省庁横断的に連携して進めていく。(外務省、国土交通省、防衛省)	<p>○海上保安庁は、東南アジア海域等のシーレーン沿岸国の能力向上支援として、巡視船や航空機を派遣して、公海上でのしゅう戒、各国海上保安機関との連携訓練、意見交換、研修を実施しました。また、インドネシア海上保安機構との間で海上保安分野の協力に関する協力覚書に署名したほか、ベトナムとの間では、第6回日越海上保安機関実務者会合を開催し、両国海上保安機関間の連携・協力関係の強化を図りました。さらに、外国海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員を14か国へ30回派遣し、海上法執行を含む海上保安分野における能力向上支援等に当たったほか、本邦への受入研修においても各国からの研修員の指導等に当たりました(※施策番号44に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○アジア・アフリカ等のシーレーン沿岸国等との間の機材等の供与を通じた支援に関する書簡の交換については、右に記載しました。(外務省)</p> <p>○防衛省・自衛隊は、東南アジア諸国に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っており、沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化しています。「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとしており、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)や西太平洋海軍シンポジウム(WPNS)をはじめとした地域の安全保障対話の枠組において、海洋安全保障のための協力に取り組んでいます。(防衛省)</p> <p>○令和元年(2019年)6月～7月にかけて、我が国において、東南アジア諸国や南アジア諸国、ソマリア周辺国、西アフリカ諸国、大洋州諸国等の法執行能力向上のため、これらの国々の海上法執行機関職員を招へいた独立行政法人 国際協力機構(JICA)による「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました(※施策番号221に関連記載あり)。(外務省、国土交通省)</p> <p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策については、施策番号42に記載しました。(外務省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援 ①能力向上支援に関しては、次のことを行いました。(外務省) ・令和元年(2019年)8月、モーリシャスへの海上保安機材の供与に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)8月、インド洋アフリカ諸国(ケニア、コモロ、セーシェル、マダガスカル及びモーリシャス)への船舶機材の供与等に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)10月、セーシェルへの海上保安機材の供与に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)12月、コモロへの海上保安機材の供与等に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)12月、ジャマイカへの海上保安機材の供与に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)12月、モルディブへの油濁処理機材の供与等に関する書簡の交換 ②海上法執行能力向上支援に関しては、次のことを行いました。(国土交通省) ・海上保安庁とインドネシア海上保安機構は、合同訓練等を通じて海上安全に係る能力向上、情報共有、通信窓口の設定及び定期的な会合の開催について、両機関の協力を推進するため、海上保安分野における協力覚書を交換しました(※施策番号44に関連記載あり)。 ・令和元年(2019年)12月に開催した、第6回日越海上保安機関実務者会合で、令和2年(2020年)の協力計画について合意しました。</p> <p>【指標】海上自衛隊艦艇・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等 ①防衛関係(防衛省) ・平成31年(2019年)4月～7月、護衛艦「いずも」等をインド太平洋方面に派遣し、各国と共同訓練を実施したほか、マレーシア及びフィリピンで人道支援・災害救援に係る能力構築支援事業、フルネイ(ムアラ)～フィリピン(スービック)で乗艦協力プログラムを実施しました。 ・防衛省は、ベトナムに対する航空救難分野及び水中不発弾処分分野、ミャンマーに対する航空気象分野及び潜水医学分野、スリランカに対する航空救難分野に関する能力構築支援を実施しました。 ②海上保安関係(国土交通省) ・令和元年(2019年)6月、巡視船「つがる」をフィリピン及びブルネイに派遣し、公海上でのしゅう戒を実施したほか、フィリピン沿岸警備隊及びインドネシア海運総局との合同油排出防除連携訓練、フィリピン沿岸警備隊及びアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)との海賊対策に係る連携訓練、フルネイ王立警察職員を対象とした研修を実施しました。 ・令和元年(2019年)12月、巡視船「えちご」をインド及びマレーシアに派遣し、公海上でのしゅう戒を実施したほか、インド沿岸警備隊との長官級会合、海賊対処に係る連携訓練、航空機を使用した溺者救助訓練及び消火訓練を通じて両機関の関係を強化するとともに、マレーシア海上法執行庁等の職員に対して油防除セミナー等を実施しました。 ・令和元年(2019年)12月、ベトナム海上警察の巡視船が日本に初寄港し、第6回日越海上保安機関実務者会合を開催しました。 ・令和2年(2020年)1月、海上保安庁の航空機をマレーシアに派遣し、公海上でのしゅう戒を実施したほか、マレーシア政府関係者に航空機の公開を実施しました。</p>	<p>○引き続き、同盟国である米国や友好国等との間でシーレーンにおける海上安全保障に関する問題や海上法執行能力向上支援等に関して支援の効果のアセスメントを含む意見交換を行うとともに、巡視船艇等の供与を通じて、シーレーン沿岸国等の海上法執行能力向上支援を実施していきます。(外務省)</p> <p>○海上保安庁は、海賊対策のためアジア諸国に巡視船等を派遣し、沿岸国及びReCAAP情報共有センターと法執行能力向上を目的として連携訓練等を実施するなどして、東南アジア諸国やシーレーン沿岸国等に対する法執行能力等の継続的な向上支援を行うこととしています。また、引き続き海上保安大学校練習船「こじま」の遠洋航海実習では、シーレーン沿岸国に寄港し、現地海上保安機関との連携の強化を図ります。(国土交通省)</p>
42.	○国際社会と連携し、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動を引き続き実施する。また、現在、我が国の海賊対処行動部隊が拠点を置くジブチは、西インド洋及び紅海を臨む要衝であることに鑑み、これまでの活用実績も踏まえつつ、同拠点を一層活用するための方策を検討していく。連合海上部隊(CMF)と連携した情報収集や、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)、第151連合任務部隊(CTF151)等の国際的な協力枠組を通じて、関係国との連携の強化を図る。さらに、ソマリア及びソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上及び海賊訴追・取締能力向上のため、国際機関を通じた支援及び二国間での支援を引き続き実施する。(外務省、国土交通省、防衛省)	<p>○海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、防衛省・自衛隊は、海上自衛隊護衛艦を派遣海賊対処行動水上部隊として、また、海上自衛隊P-3Cしゅう戒機を派遣海賊対処行動航空隊として派遣し、同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。さらに、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保しています。(国土交通省、防衛省)</p> <p>○ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、平成25年(2013年)度から5か年計画でジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA/沿岸警備隊能力拡充プロジェクトにて、平成25年(2013年)度からの7年間で計13回、延べ45名の海上保安庁職員を短期専門家及びチーフアドバイザーとして派遣し、法執行(船舶移乗・立入検査・逮捕制圧術)等の訓練・研修を実施しました(※施策番号221に関連記載あり)。(外務省、国土交通省)</p> <p>○ソマリア沖海賊対策に係る国際社会の取組に関与すべく、CGPCSに継続的に関与しています。(外務省)</p>	<p>【指標】海上自衛隊によるソマリア沖・アデン湾海賊対処行動 ・令和元年(2019年)11月12日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は令和2年(2020年)11月19日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することを決定しました。(防衛省) ・自衛隊は、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151に参加してゾーンディフェンス(特定の海域の中で警戒監視を行う活動)を実施しています。(防衛省) ・令和2年(2020年)1月20日及び21日、ソマリア沖アデン湾にて、海賊対処行動派遣中の海上自衛隊護衛艦が、連携強化を目的として、ロシア海軍艦艇との海賊対処訓練を実施しました。(外務省、防衛省) ・令和2年(2020年)2月～6月までの予定で、海上自衛官をCTF151司令官及びCTF司令部要員に派遣しています。(防衛省) ・海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで発生していません。(防衛省)</p> <p>○令和元年(2019年)6月、モーリシャスにて開催されたCGPCS全体会合に参加しました。(外務省)</p>	<p>○海上保安庁は、引き続き、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保し、ソマリア沖・アデン湾海域での民間船舶に対する海賊行為の警戒監視等を実施します。(国土交通省)</p> <p>○東南アジア諸国やシーレーン沿岸国等に対する能力向上支援については、施策番号41に記載しました。</p> <p>○なお令和元年(2019年)12月27日の中東地域における日本関係船舶の安全確保にかかる閣議決定を受け、防衛大臣が令和2年(2020年)1月10日に必要な情報収集活動の実施を命じ、海上自衛隊の護衛艦が同年2月26日から情報収集活動を行うなどの活動を行っているところ、派遣海賊対処行動航空隊の固定翼しゅう戒機P-3Cも当該情報収集活動に活用されています。(防衛省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
43	○日本の国際海事機関(IMO)を通じた支援により建設されたジブチ地域訓練センター(DRTC)を、地域の海上法執行能力向上等を目的とした拠点として積極的に活用していく。(外務省)	○IMOと協力し、ジブチ行動指針署名国を対象とした地域の海洋安全保障に関するセミナーを開催しました。また、駐ジブチの他国外交団等へDRTCの活用を働きかけました。(外務省)	○ジブチ行動指針署名国を対象とした地域の海洋安全保障に関するセミナーを令和元年(2019年)度に計3回開催しました。(外務省)	○各種セミナーの実施等により、DRTCを積極的に活用していきます。(外務省)
44	○海賊対処法の適切な執行を実効的に行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」(平成25年法律第75号)に基づく民間武装警備員による所要の乗船警備を推進する。また、諸外国の海上法執行機関等との連携・協力の強化やシーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援等に取り組む。(外務省、国土交通省、防衛省)	○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行っています。また、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用に努めています。(国土交通省) ○令和元年(2019年)6月、海上保安庁とインドネシア海上保安機構が、石井国土交通大臣とタスリフ駐日インドネシア大使の立会いのもと、海上保安分野の協力に関する協力覚書の署名を行いました。また、北太平洋海上保安フォーラムサミット(9月)、アジア海上保安機関長官級会合(10月)及び世界海上保安機関長官級会合(11月)等の多国間会合や日印・日韓・日露等の二国間会合を開催し、諸外国の海上法執行機関との信頼関係の更なる深化を図りました。(国土交通省) ○上記のほか、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策及びシーレーン沿岸国への能力支援については、施策番号41及び42に記載しました。(外務省、国土交通省、防衛省)	【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国土交通省、防衛省) ・平成30年(2018年)6月の日比防衛相会談において、多用途ヘリコプターUH-1Hの部品等の無償譲渡することを大臣間で確認しました。同年11月に防衛装備庁長官と比国防次官との間で防衛当局間の取決め署名・交換を行い、平成31年(2019年)3月にUH-1Hの部品等の一部の引き渡しを開始し、令和元年(2019年)9月に引き渡しを完了しました。 ・上記のほか、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策及びシーレーン沿岸国への能力支援については、施策番号41及び42に記載しました。 ○海上保安庁は、これまでに米国、韓国、フィリピンなど、8か国の海上保安機関との間で長官級の協力文書交換を実施し、インドネシアで9か国目となりました。(国土交通省) ○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用を行いました。 ○海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151については、施策番号42に記載しました。	○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用に努めます。(国土交通省) ○シーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援については、施策番号41に記載しました。
45	○アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づく海賊情報の共有及び関係国と引き続き連携した航行援助施設の維持管理に関する協力並びに人材育成等を通じて、マラッカ・シンガポール海峡等における海賊対策、航行安全対策を実施する。また、近年、スラール海・セレベス海における船員誘拐事案が頻発しており、同海域を航行する船舶の脅威となっているところ、沿岸国の監視能力向上支援や海上法執行能力向上支援を行っている。(外務省、国土交通省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設(灯浮標等)の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための総点検及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国土交通省) ○アジアの海賊対策のため、日本はReCAAPの作成を主導しました。協定に基づきシンガポールに設立された情報共有センター(ISC)に、事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、財政支援を行い、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援しています。(外務省) ○上記のほか、海賊対策のためアジア諸国に海上保安庁の巡視船を派遣し、沿岸国及びReCAAP ISCと法執行能力向上を目的とした連携訓練等を実施しました。(国土交通省)	○令和元年(2019年)9月には、ReCAAP ISCの協力の下、ReCAAP締約国及びインドネシア、マレーシアを対象とした「第3回ReCAAP能力構築エグゼクティブプログラム」をシンガポールにおいて開催しました(シンガポール共催)。我が国の人的・財政的な貢献は、国内外から高く評価されています。(外務省、国土交通省) ○マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための総点検調査を実施しました。(国土交通省) ○マラッカ・シンガポール海峡の航行援助施設を維持・管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施しました。(国土交通省)	○ReCAAPの下で関係国と引き続き情報共有を実施するとともに、巡視艇等の供与を通じてマラッカ・シンガポール海峡やスラール海・セレベス海等の沿岸国の監視能力や海上法執行能力の向上の支援を実施します。(外務省、国土交通省) ○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、引き続き航行援助施設の維持・管理に資する事業を実施していきます。(国土交通省)
46	○太平洋島嶼(しよ)国においても違法漁業対策や組織犯罪対策等を念頭に海上法執行能力の向上支援を推進する。(外務省、国土交通省)	○パラオ共和国海上保安当局からの要請を受け、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員をパラオに派遣し、日本財団から供与された巡視船の乗組員等に対し技術指導を行いました。(国土交通省)	○令和元年(2019年)8月、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員3名をパラオに派遣し、パラオ共和国海上保安・魚類・野生生物保護局海上法執行部職員15名に対し技術指導を行い、同局の海上法執行能力向上に大きく貢献しました。(国土交通省)	○引き続き、太平洋島嶼国に海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員を派遣し、海上法執行能力の向上支援を実施します。(国土交通省)
47	○我が国にとって、重要なシーレーンにおける脅威・リスクの存在を踏まえ、シーレーンを航行する我が国関係船舶の安全確保のあり方について、海上交通の要素も含め、平素から関係省庁間で検討していく。(外務省、国土交通省、防衛省)	○施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 情報収集・集約・共有体制の強化				
48	○我が国が単独でシーレーンの情報を網羅的に収集することは極めて困難であることから、我が国自身の努力に加え、同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋監視情報収集に係る能力向上に資する協力を推進する。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省)	○平成30年(2018年)12月にインドが設立したIFC-IOR(インド洋情報融合センター)の連絡官として、令和2年(2020年)3月から在インド大使館の防衛駐在官が兼務しています。(防衛省) ○上記のほか、施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。
49	○優先度を付けつつ、二国間、多国間の取組への関与を積極的に進めるために、我が国としても各国への海洋監視情報提供のあり方等の検討を進めるとともに、保全措置を含めた海洋監視情報提供に係る適切な体制を構築していく。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	○上記のほか、施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。	
ウ 能力構築支援等				
50	○同盟国・友好国・国際機関とも連携して、シーレーン沿岸国に対する能力構築支援等、装備・技術協力を始め、海洋における規律強化の取組を推進していく。(外務省、国土交通省、防衛省)		【指標】海上自衛隊艦艇の寄港・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等(防衛省、国土交通省) ・令和元年(2019年)11月の第5回日ASEAN防衛担当大臣会合において、河野防衛大臣から、我が国が「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)というビジョンを掲げてきたことを指摘しつつ、令和元年(2019年)6月にASEANが発表した「インド太平洋に関するASEANアクトルック」(AOIP)を全面的に支持し、ASEANの中心性・一体性・強靱性の強化の動きを支援しつつ、ASEANとの協力・交流を強化し、信頼関係を増進する旨を述べました。その上で、日ASEAN防衛協力の指針「ビエンチャン・ビジョン」のアップデート版である「ビエンチャン・ビジョン2.0」を発表しました。(防衛省) ・日ASEAN乗艦協力プログラムにおいて、人道支援・災害救援及び海洋に関する国際法についてのセミナーや操艦見学、通信訓練や体験搭乗を実施し、ASEAN10か国の軍人(尉官級)が参加しました。(防衛省) ・上記のほか、施策番号41及び44に記載しました。	
51	○同盟国・友好国と連携しつつ、能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力を始めとしたビエンチャン・ビジョン(日ASEAN防衛協力の指針)に沿ったASEAN全体の能力向上に資する協力を推進していく。(防衛省)		【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国土交通省) ・第15回HACGAMでは、以下について合意しました。 ①HACGAMウェブサイトの運営に関する合意 ②「捜索救助」、「海洋環境保全」、「海上不法活動の予防・取締り」及び「人材育成」の4分野の今後の活動方針	○令和2年(2020年)、アジア海上保安機関長官級会合をオーストラリア・ダーウィンで実施予定です。(国土交通省)
52	○シーレーン沿岸国の海上法執行能力の向上を図るため、海上保安庁は、アジア地域における対話と連携の場として「アジア海上保安機関長官級会合」を主導するとともに、海上保安庁モバイルコーポレーションチームを活用し、同盟国・友好国等と連携した能力向上支援等を推進していく。(国土交通省)	○我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。日米・日豪間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の一つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間の枠組での協力も強化しています。(防衛省) ○令和元年(2019年)10月、第15回アジア海上保安機関長官級会合(HACGAM)がスリランカ(コロンボ)で開催されました。会合には、19か国・機関が参加し、HACGAMウェブサイトの運用開始に向け、試行運用を開始することについて合意がなされたほか、「捜索救助」、「海洋環境保全」、「海上不法活動の予防・取締り」及び「人材育成」の4分野について、より実践的な協力を推進していくため、各ワーキンググループの活動方針等について議論がなされました。(国土交通省)	○米国・豪州との間では、令和元年(2019年)8月の日米豪閣僚級戦略対話にて公表された共同ステートメントにおいて、「インド太平洋地域全体の海洋安全保障及び海上安全のための能力構築支援における三か国協力が進行していることを歓迎」するとともに、「パートナーと協議をしながらそれぞれの支援プログラムを引き続き調整することや、今後より緊密に連携することのできる方法を特定することについての三か国のコミットメントを改めて表明」しました。(外務省)	○令和2年(2020年)、アジア海上保安機関長官級会合をオーストラリア・ダーウィンで実施予定です。(国土交通省) ○上記のほか、施策番号41に記載しました。
53	○シーレーン沿岸国の能力向上のための支援を行うに当たっては、その具体化に向けて、対象となる沿岸国の能力及び当該国のニーズを適切に調査・評価し、関係国・機関が強化すべき能力分野を明らかにした上で支援を行う等、政府全体として、より戦略的・効率的な支援を追求していく。そのため、関係省庁が行っている支援の現状を適切に共有できる体制を構築する。(外務省、国土交通省、防衛省)	○米国、豪州、英国、フランス、インド、シンガポール等との間で、海洋安全保障問題や海上法執行能力向上支援等に関して意見交換を実施しました。(外務省) ○海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員の派遣については、施策番号41に記載しました。(国土交通省)	○豪州との間では、令和元年(2019年)6月の日豪首脳会談において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に関し、東南アジアや太平洋島嶼国における海上保安能力構築支援やインフラ支援分野で、一層連携していくことで一致しました。また、同年8月の首脳会談においても、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に関し、「自由で開かれたインド太平洋」の考え方が、広く共有されてきており、今後、太平洋島嶼国地域等で日豪や日豪米の具体的協力案件を推進することが重要であり、連携を深めることを確認しました。(外務省、防衛省)	
54	○上記関連支援の具体的な実施に際しては、同盟国である米国や、友好国、関係諸国との実務レベルでの連携強化の上、支援の調整を行い、不必要な重複を避け、効果的かつ効率的な支援を継続的に追求する。(外務省、国土交通省、防衛省)		○インドとの間では、令和元年(2019年)11月の日印外務・防衛関係会合の際に公表された共同声明において、「自由で、開かれ、包摂的で、法の支配に基づいたインド太平洋を実現するための海洋の安全の確保の重要性を認識」とともに、「他国との協力を通じたものを含む、海洋安全保障及び海洋状況把握(MDA)に関する能力構築分野における協力を一層推進する意図を表明」しました。(外務省、防衛省)	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
1.	海洋の安全保障 (3) 国際的な海洋秩序の強化 ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化			
55	OG7、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といった国際的な枠組を活用した関係国・機関との連携に引き続き積極的に取り組んでいく。(外務省、防衛省)	<p>○ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。(防衛省)</p> <p>○令和元年(2019年)4月のG7ディナール外相会合の際に公表された共同コミュニケ(共同声明)において、東シナ海及び南シナ海における状況への深刻な懸念を表明するとともに、ルールに基づく海洋秩序の維持や海賊行為などの海上における違法活動との闘い、海洋状況把握(MDA)を含む包括的な能力構築支援などを通じた地域の海洋安全保障に対する支援などへのコミットメントを表明しました。(外務省)</p> <p>○令和元年(2019年)8月のARFでは、河野外務大臣から、関係国は、紛争の平和的解決に取り組み、係争中の地形の非軍事化を貫徹すべきであり、この関連で、平和で開かれた南シナ海につながる南シナ海行動規範(COC)の妥結に期待する旨を発言しました。また、悪化する現場の状況に対する深刻な懸念及びこれまでASEANが謳ってきた基本原則を強調する力強いメッセージをARFからも発信する必要があると主張しました。(外務省)</p> <p>○令和元年(2019年)11月の第6回ADMMプラスでは、河野防衛大臣は、南シナ海問題に言及し、あらゆる一方的な現状変更の試みや他国に対する威圧に対し強く反対し、係争中の地形の非軍事化と国連海洋法条約(UNCLOS)に従った紛争の平和的解決を強く要請する旨を述べました。また、COCがUNCLOSを含む国際法に合致した実効的で実質的な内容となることを強く期待する旨を述べ、それが全ての関係者の正当な権利や利益を侵害してはならないとの立場を表明しました。(防衛省)</p> <p>○令和元年(2019年)11月のEASでは、安倍内閣総理大臣は海洋に関して、以下の4点について述べました。(外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の平和と繁栄は挑戦を受けており、EAS参加国と深刻な懸念を共有する。 ・日本は、あらゆる一方的な現状変更の試みや他国に対する威圧に強く反対し、係争中の地形の非軍事化と国連海洋法条約に従った紛争の平和的解決を強く要請する。 ・COCが実効的で実質的な内容となることを強く期待する。国際法に合致し、全てのステークホルダーの正当な権利や利益を侵害してはならない。 ・「法的・外交的プロセスの完全な尊重」や「航行及び上空飛行の自由」、「非軍事化及び自衛の重要性」といったASEANが掲げる基本原則を完全に支持する。 	<p>○ARF災害救援実動演習(ARF-DiREx(Disaster Relief Exercise))が実施されており、防衛省・自衛隊からも、隊員や航空機などを派遣しています。(防衛省)</p> <p>○令和元年(2019年)11月の第6回ADMMプラス及び第5回日ASEAN防衛担当大臣会合に河野防衛大臣が出席しました。(防衛省)</p> <p>○第6回ADMMプラスにおいて、河野防衛大臣は、ASEAN主導の多様なイニシアティブが地域の強靱性を高めており、そのことがASEANの中心性と一体性を更に確固としていること、そのプロセスは域外国の建設的な関与により一層ダイナミックなものとなることを指摘し、我が国として今後ともADMMプラスを重視し、地域の強靱性に資する建設的な役割を果たしていき決意を表明しました。(防衛省)</p> <p>○令和元年(2019年)8月の第9回EAS参加国外相会議及び第26回ARF関係会合に河野外務大臣が出席しました。(外務省)</p> <p>○令和元年(2019年)12月ベトナムにて開催された第7回ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)に出席しました(※施策番号317に関連記載あり)。(外務省)</p> <p>○ARF海上安全保障ISMの枠組では、令和2年(2020年)2月にベトナムと共催で東京にて第2回海洋状況把握(MDA)の国際連携に関するARFワークショップを開催しました。また、第3回フェリーの安全航行に関するARFワークショップ(広州(中国)で開催)、第2回新たな海洋課題対処に向けた国連海洋法条約(UNCLOS)等の活用に関するARFワークショップ(ハノイ(ベトナム)で開催)、海洋法と紛争解決に関するARFワークショップ(ディリ(東ティモール)で開催)等の他国主催のワークショップに積極的に出席しました(※施策番号219及び317に関連記載あり)。(外務省)</p>	OG7、EAS及びARF等の国際的な枠組の関連会合等の場を活用し、「自由で開かれ安定した海洋」の重要性や海洋安全保障に関する日本の考え方及び取組について積極的に発信していきます。(外務省)
56	○国際的な海洋秩序の形成に初期段階から積極的に関与するとの観点から、海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を引き続き行っていく。(外務省、国土交通省)	<p>○国際連合関係機関には、次の日本人ポストを確保、在任させています。(外務省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際海洋法裁判所の裁判官 ・大陸棚限界委員会の委員 ・国際海底機構理事会の補助機関である法律技術委員会及び財政委員会の各委員 ・国際海事機関の海洋環境部長 <p>(このほか主要委員会である海洋環境保護委員会や船舶設備小委員会等において日本が議長を務めています。また、事務局に5名の日本人職員(ジュニア・プロフェSSIONナル・オフィサー(JPO)等を含む)が勤務しています。)</p> <p>○日本が作成を主導したReCAAPに基づき設立されたISCIに、事務局長及び事務局長補を継続して派遣しています。(外務省)</p>	<p>○国際海洋法裁判所の裁判官は柳井俊二氏です。平成17年(2005年)10月から在任しています。(外務省)</p> <p>○大陸棚限界委員会の委員は山崎俊嗣氏です。平成29年(2017年)6月から在任しています。(外務省)</p> <p>○国際海底機構の法律技術委員は岡本信行氏、財政委員会委員は大沼寛氏です。両者ともに平成29年(2017年)1月から在任しています。(外務省)</p> <p>○ReCAAP ISCの事務局長は黒木雅文氏です。平成28年(2016年)から在任しています。(外務省)</p>	○引き続き、海洋関連の国際機関の幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を行います。(外務省、国土交通省)
57	○国際法に基づく我が国の主張の効果的展開のため、我が国が主催する国際会議や国際法模擬裁判等の実施を通じ、諸外国の法律家と連携を強化し、人材育成に貢献していく。(外務省)	<p>○令和元年(2019年)10月、第6回海洋法に関する国際シンポジウムを笹川平和財団海洋政策研究所と共催しました。(外務省)</p> <p>○令和2年(2020年)3月、「海洋法及び海洋ガバナンスに関するラウンドテーブル会合」を神戸大学及び東京海洋大学と共催しました。(外務省)</p>	<p>○シンポジウム及びラウンドテーブル会合には国外及び国内の海洋法の権威ある研究者及び実務家がパネリストとして出席し、過去25年間に於いてUNCLOSが果たした貢献と、現在直面する新たな課題について、広く議論が行われました。(外務省)</p>	○「海における法の支配」の徹底のため、諸外国の法律家との人材構築等に資する、国際シンポジウムの開催を検討していきます。(外務省)
58	○アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流促進を図り、海洋の安全確保に向けた各国の連携・協力、認識共有を図ることを目的とした「海上保安政策課程」を通じ、アジア諸国の海上保安機関職員の能力向上支援を行っていく。(国土交通省)	<p>○平成27年(2015年)10月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講しています。令和元年(2019年)度は、新たにタイから海上保安機関職員が参加しており、アジア諸国との連携をより一層強化しています。(国土交通省)</p> <p>○研修実施体制の強化を図るため、海上保安大学の施設を改修しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでにインドネシア3名、マレーシア9名、フィリピン6名、スリランカ3名、ベトナム3名、インド1名及び日本7名の各国海上保安機関職員計32名(平成30年(2018年)度末より9名増加)が同プログラムを修了しました。 	○令和元年(2019年)度末現在、5期生が開講中で、マレーシア1名、フィリピン1名、スリランカ2名、インド1名、タイ1名の各国海上保安機関職員を受け入れています。引き続き、海上保安政策プログラムへの受入対象国の拡大を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 戦略的な情報発信の強化				
59	○我が国の海洋の安全保障の政策に関して、政府としての統一 的なメッセージを出すべく関係省庁の連携を密にし、効果的かつ 戦略的な情報発信を強化していく。(外務省)	○インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化する ことにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」と すべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けて、次の3本柱の取組を進 めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信していま す。 ・法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着 ・国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化などによる 経済的繁栄の追求 ・海上法執行能力の向上支援などを含む平和と安定のための取組 (外務省)	○令和元年(2019年)9月の国連総会における安倍内閣総理大臣の一般討論演説を始め とするマルチの機会を活用し、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けた我が国 の取組について発信しました。(外務省) ○「自由で開かれたインド太平洋」に関するページを外務省ウェブサイト開設し、「自由 で開かれたインド太平洋」の概念及び日本の取組についてまとめたパンフレット(日本語 及び英語)をウェブサイト上に掲載しています。(外務省)	○施策番号55に記載しました。
60	○国際的な港湾は、開放的で、透明で、非排他的な運営の確保 という国際スタンダードに適合的なものであるべきとの発信を積 極的に行っていく。(外務省)	○日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国に対して継続して 発信しました。また、国際会議等における韓国による主張に対し、その都度反論を行いま した。(外務省)	○我が国の主張は、外務省のウェブサイト等で9か国の外国言語(英語、韓国語、中国語、 ロシア語、フランス語、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語)で情報発信して います。(外務省)	○ウェブサイトにおける発信等を通じて、日本海は 国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政 府や第三国、企業等に対して、引き続き発信して いきます。(外務省)
61	○日本海呼称問題については、我が国領海等における安全保 障を確保する前提として、当該海域の呼称に対する正しい理解 と我が国の立場への支持を確実に広めるべく、情報発信の強化 等の外交努力を引き続き行っていく。(外務省)	○日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国に対して継続して 発信しました。また、国際会議等における韓国による主張に対し、その都度反論を行いま した。(外務省)	○我が国の主張は、外務省のウェブサイト等で9か国の外国言語(英語、韓国語、中国語、 ロシア語、フランス語、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語)で情報発信して います。(外務省)	○ウェブサイトにおける発信等を通じて、日本海は 国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政 府や第三国、企業等に対して、引き続き発信して いきます。(外務省)
ウ 政府間の国際連携の強化				
62	○法とルールが支配する海洋秩序を支えられた「自由で開かれ た海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・ 多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各 国との海洋の安全保障に関する協力を強化し、海上保安機関間 においては、地域の枠組を超えた「世界海上保安機関長官級会 合」等の多国間の枠組を活用し、基本的な価値観の共有を推進 していく。また、拡散に対する安全保障構想(PSI)を始めとする 大量破壊兵器等の拡散防止に係る国際協力を積極的に参画す る。(警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)	○ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛 分野における協力・交流の重要な基盤となっており、地域における多国間の協力強化に取り 組んでいます。(防衛省) ○令和元年(2019年)9月、第20回北太平洋海上保安フォーラムサミットがロシア(ウラジオ ストク)で開催されました。会合では、参加6か国(日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国) が連携して実施する取組に関して、今後の活動の方向性について議論が行われたほか、海 上での犯罪取締りに関する情報交換も行われ、北太平洋の治安の維持と安全の確保にお ける多国間での連携・協力の推進が確認されました。(国土交通省) ○「第15回アジア海上保安機関長官級会合」については、施策番号52に記載しました。(国土 交通省) ○令和元年(2019年)11月、第2回世界海上保安機関長官級会合を東京で日本財団と共催 で開催しました。会合には世界75か国から84の海上保安機関及び関係機関が参加し、各国 の海上保安機関等が互いに情報を共有するための手法や海上保安国際人材の育成につ いて議論しました。(国土交通省) ○米国が平成15年(2003年)5月に発表した「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づき、 大量破壊兵器などの拡散防止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散 阻止能力の向上のためのPSI訓練などの取組が行われています。日本はこれまで、各種会 合や訓練に関係機関職員や艦艇・航空機等のアセットを派遣しており、令和元年(2019年)7 月に韓国で行われたPSI訓練「Eastern Endeavor 19」、同年9月に豪州で行われたオペレ ーション専門家会合(OEG)等に参加し、各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSIの 取組への理解促進を図りました。(警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)	【指標】海上自衛隊艦艇の寄港、共同訓練等(防衛省) ・令和元年(2019年)7月、韓国主催のPSI訓練「Eastern Endeavor 19」に参加し、大量破 壊兵器等の拡散防止に係る活動要領の演練等を参加国関係機関と実施することによ り、当該活動に係る技量向上、我が国関係機関との連携強化及び参加国関係機関との 相互理解の深化を図りました。 ○第20回北太平洋海上保安フォーラムサミットでは、北太平洋の公海における漁業監視 共同パトロールの実施状況について議論したほか、各国における密輸・密航等の不法取 引やセキュリティ対策に関する好事例、大規模な海難や災害発生時における対策等につ いて、情報交換を実施しました。(国土交通省) ○第2回世界海上保安機関長官級会合では、海上保安機関等が直面する課題を克服す るためには、共通の行動理念の理解を深め、全世界の海上保安能力を向上させること が重要である旨の認識を共有し、地球規模の課題に対応するための人材育成に向けた 取組の着手や、先進的な成功事例及び経験等の情報を共有するためのウェブサイト を創設すること等に合意しました。(国土交通省) ○ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組に関する取組については、施策番号 55に記載しました。(防衛省) ○「ピエンチャン・ビジョン2.0」については、施策番号50及び51に記載しました。(防衛省) ○第15回アジア海上保安機関長官級会合については、施策番号52に記載しました。(国 土交通省)	○令和2年(2020年)度には次のとおり海上保安に 関する多国間会議の開催が決定しています。(国 土交通省) ・第21回北太平洋海上保安フォーラムサミット ・米国 ・第16回アジア海上保安機関長官級会合 ・オーストラリア ・第2回世界海上保安機関実務者会合 東京

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進				
ア メタンハイドレート				
63	○日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートについて、我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギー資源として、将来の商業生産を可能とするための技術開発を進める。その際、平成30年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指して、国は産業化のための取組として、民間企業が事業化する際に必要となる技術、知見、制度等を確立するための技術開発を行う。(経済産業省)	○施策番号64～67に記載しました。	【指標】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況 【指標】技術開発の進捗状況 【指標】資源量調査・評価の進捗状況 ・施策番号64～67に記載しました。	○経済産業省内に設置されている「メタンハイドレート開発実施検討会」の開催を通じた研究開発の進捗状況や成果の公表、有識者の助言等を踏まえながら、効率かつ効果的に事業を推進していきます。(経済産業省) ○最近の国際情勢の変化等(経済産業省) ・米国(国立エネルギー技術研究所)は、日本(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC))とのアラスカ州における長期陸上産出試験の共同実施に向け、令和元年(2019年)9月にメタンハイドレートの日米共同研究に関する覚書を更新 ・インド(炭化水素局)は、令和2年(2020年)2月、日本(JOGMEC)とのメタンハイドレートの技術的知見や情報交換に関する覚書を更新 ・中国は、令和2年(2020年)3月、海洋における第2回ガス生産試験を実施し、42日間で累計150万m ³ 以上生産したと発表
64	○メタンハイドレート開発の持つエネルギー安全保障上の意義に鑑み、外部環境の変化を考慮しながらも、産業化に向けた持続的な開発の推進及び成果の蓄積・維持に努める。その際、技術課題、方法論、スケジュール等の開発の具体的な計画及びその長期的な見通し等については、従来どおり海洋基本計画に基づき策定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定することにより、明らかにする。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況(経済産業省) ・研究開発実施者において、研究開発の進捗や「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」(平成31年(2019年)2月15日 経済産業省改定)等を踏まえ、令和4年(2022年)度までの詳細な研究計画を示した実行計画を策定しました。	
① 砂層型メタンハイドレート				
65	○砂層型のメタンハイドレートについては、これまでの研究成果を適切に評価した上で、長期間の安定生産を実現するための生産技術の確立、経済性を担保するための資源量の把握、商業化を睨んだ複数坑井での生産システムの開発等については取り組む。その際には、国が行う研究開発の内容については情報開示に努め、オープンイノベーションの観点から、民間企業の優れた知見を最大限取り込むことができる体制を構築する。さらに、研究内容をステージごとに区分し、次のステージに移行する条件を明確にすることで、プロジェクト管理のPDCAサイクルを確立する。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】技術開発の進捗状況(経済産業省) ・第2回海洋産出試験等の研究成果を踏まえた総合的な検証に基づき、技術解決策を検討し、メタンハイドレートからのガス生産レートについて現状の20,000m ³ /日から50,000m ³ /日以上へ向上させるために取り組むべき研究開発項目を整理しました。	○これまでの総合的検証に基づく技術解決策を踏まえ、アラスカ州における長期陸上産出試験に係る生産システムの設計や構築等を進めています。(経済産業省)
② 表層型メタンハイドレート				
66	○表層型のメタンハイドレートについては、広く技術的な可能性に機会を与え、回収・生産技術の調査研究を引き続き行うとともに、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進する。(経済産業省)	○表層型メタンハイドレートの回収や利用方法を具体化するため、回収技術に関する調査研究の成果を取りまとめ、有望技術を特定しました。(経済産業省)	【指標】技術開発の進捗状況(経済産業省) ・表層型メタンハイドレートの回収や利用方法を具体化するため、平成28年(2016年)度から実施してきた回収・生産技術の調査研究について、提案公募で採択された6提案を対象に調査研究成果をとりまとめ、評価し、有望技術を採掘・分離等の要素技術ごとに特定しました。	○令和2年(2020年)度から、生産技術の開発においては、調査研究段階から技術開発段階へ研究開発ステージを移行させ、要素技術に係る陸上での実験を中心に進めています。また、メタンハイドレートの賦存状況や海底状況の把握など、必要な海洋調査を進めています。(経済産業省)
67	○海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するための海洋調査を実施する。(経済産業省)	○海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するため、山形県沖海域を対象に、高分解能海上三次元地震探査を実施しました。(経済産業省)	【指標】資源量調査・評価の進捗状況(経済産業省) ・海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するため、山形県沖海域を対象に、高分解能海上三次元地震探査を実施し、表層型メタンハイドレートの存在の指標となる音響地質構造(ガステム二ー構造)の分布や詳細な内部構造を明らかにしました。	
イ 石油・天然ガス				
68	○日本周辺の海域における探鉱活動を推進するため、平成31年度からも引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査(おおむね5万km ² /10年)を機動的に実施する。併せて、民間企業による探査にも同船を積極的に活用するなど、より効率的・効果的な探査を実現し市場での競争力を高めるため、世界水準の機器・技術の導入も含めた体制構築を進める。また、有望な構造への試掘機会を増やすための検討を行う。(経済産業省)	○国内の石油・天然ガス基礎調査として、令和元年(2019年)度は、JOGMECが新たな三次元物理探査船「たんざ」を導入し、民間探査会社・操船会社のオペレーションによる運航を開始しました。(経済産業省) ○平成29年(2017年)度から令和元年(2019年)度の3年間で北海道「日高トラフ」において、基礎試錐(試掘調査)を実施しました。(経済産業省) ○有望な構造への試掘機会を増やすため、令和元年(2019年)度より補助試錐制度を導入しました。(経済産業省)	【指標】探査の実施状況(経済産業省) ・日本周辺海域において、三次元物理探査船「たんざ」を活用し、令和2年(2020年)3月末までに、2,000km ² /年程度の三次元物理探査を実施しました。	○我が国周辺海域における探鉱活動を推進するため、令和2年(2020年)度からも引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査(おおむね5万km ² /10年)を機動的に実施します。(経済産業省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 海洋鉱物資源				
① 海底熱水鉱床				
69	○国際情勢を睨みつつ、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、資源量の把握、生産技術の開発、環境影響評価手法の開発、経済性の評価及び法制度のあり方の検討を行う。(経済産業省)	○施策番号70～72に記載しました。	○施策番号70～72に記載しました。	
70	○資源量については、事業者が参入の判断ができるレベルとして5000万トンレベルの資源量把握が必要である。これに関して、SIP「次世代海洋資源調査技術」では、活動的な海底熱水鉱床周辺の潜頭性鉱体等、現在の探査技術では発見が困難な鉱床に適用可能な技術を開発している。このような技術の活用も含めて、民間企業とも協力しながら、資源量把握に積極的に取り組む。(内閣府、経済産業省)	○資源量評価については、沖縄海域で海洋資源調査船「白嶺」と民間チャーター船を活用し、ボーリング調査及び電磁探査など概略資源量確保に向けた調査を実施しました。さらに、沖縄海域及び伊豆・小笠原海域では、船上からの音波探査による広域調査及び曳航体、自律型無人探査機(AUV)や遠隔操作型無人探査機(ROV)を用いた精密調査等を実施しました。(経済産業省)	【指標】資源量調査・評価の進捗状況(経済産業省) ・資源量評価について、沖縄海域の既発見鉱床(ごんどうサイト、田名サイト)のボーリング調査を計8航海実施するとともに、新鉱床発見に向けた広域調査及び電磁探査を計5航海実施しました。 ・令和2年(2020年)3月に、奄美大島沖において高品位の金及び銀を含む亜鉛・鉛を主とする新たな海底熱水鉱床「天美サイト」を確認したことを公表しました。	
71	○生産技術については、これまでの取組において採鉱・揚鉱・選鉱・製錬の各段階で、深海という特性に起因する陸上鉱山開発と異なる困難性が明らかになってきた。この困難性を克服するための技術課題について、将来の商業化システムをイメージしながら課題の解決に取り組み、今後の採鉱・揚鉱分野における試験の見直しについても「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明確にしつつ、技術面での課題の解決に一定の目処をつける。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】技術開発の進捗状況(経済産業省) ・採鉱・揚鉱技術については、採鉱から揚鉱までの全体システムと要素技術についての見直しや検討を実施しました。選鉱・製錬技術については、過年度に確立した亜鉛主体鉱床の選鉱・製錬方法を用い、鉱石特性が異なる銅主体の海底熱水鉱床の鉱石を用いて、選鉱手法の検討を行いました。	○国際情勢等をにらみつつ、技術的課題及び生産コスト等の課題を克服することを前提とした、令和5年(2023年)度～10年(2028年)度以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始します。例えば、資源量調査については、概略資源量合計5,000万トンレベルの確認を目標とし、これに向けて既知鉱床の概略資源量の把握を行います。(経済産業省)
72	○環境影響評価など民間企業が商業化を判断するに際して必要となる法的枠組については、国際ルールとの整合性を確保する観点から、SIP「次世代海洋資源調査技術」での成果も考慮に入れて、関係機関とも連携しながら国際ルールの策定作業に貢献していく。(内閣府、経済産業省)	○環境影響評価手法の高度化や適用性向上に向けて調査等を実施するとともに、これまでの環境分野への取組について、深海鉱業に関する国際ルール作りに貢献すべく、海外における発表を行いました。(経済産業省)	○過年度に実施したかく乱試験やパイロット試験の事後モニタリングを継続するとともに、パイロット試験海域以外の海域での環境ベースライン調査を実施しました。加えて、過年度までに開発した環境影響予測モデルを他の熱水鉱床に適用したモデルの構築に取り組みました。また、国際誌等への論文投稿など海外での発表を8件程度行いました。(経済産業省)	
73	○平成30年度以降の取組について、国際ルールの策定作業の進捗や経済性・市況等の外的要因も考慮に入れた総合的な検証・評価を行い、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする。(経済産業省)	○右に記載しました。	【指標】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況(経済産業省) ・平成31年(2019年)2月に「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定しました。	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取り組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥				
74	<p>○コバルトリッチクラストについては、国際海底機構(ISA)の規則に定められた期限までに鉱区の絞込みを行う。マンガン団塊については、ISAの規則に定められたルールに従った調査を行う。また、採鉱及び揚鉱等の要素技術の検討を行うとともに採鉱システム及び揚鉱システムのご概念設計の検討を行う。(経済産業省)</p>	<p>○右に記載しました。</p>	<p>○コバルトリッチクラストの資源量評価分野については、ISAとの探査契約に基づき、令和3年(2021年)末までに探査鉱区を3分の2に絞り込むため、南鳥島南東方のISA鉱区においてボーリング調査を実施するとともに、コバルトリッチクラストの露出面積の推定や表層堆積物の厚いエリアの抽出等、優先的に放棄する低ランクの探査鉱区の特定に向けた検討を行いました。(経済産業省)</p> <p>○コバルトリッチクラストの採鉱・揚鉱分野については、海底熱水鉱床で使用した採掘要素技術試験機の一部を改造し、コバルトリッチクラスト向け採鉱試験機的设计に資するデータを取得するため、陸上要素試験を実施しました。今後、採鉱・揚鉱システムの概念設計の検討を行うために令和2年(2020年)度、当該試験機を使用した掘削性能確認試験を実施する予定です。(経済産業省)</p> <p>○マンガン団塊については、ISAとの探査契約に基づき、ハワイ南東方のISA鉱区において、調査航海を実施しました。(経済産業省)</p>	<p>○コバルトリッチクラスト 令和10年(2028年)末までに、資源量評価、採鉱・揚鉱・選鉱・製錬の技術開発を総合的に評価・検証し、民間企業による商業化の可能性を追求します。(経済産業省)</p>
75	<p>○南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥については、将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、SIP「革新的深海資源調査技術」において、賦存量の調査・分析を行うとともに、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証の中で取組を進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○レアアース泥の分布域で、開発ポテンシャルの高いサイトの絞り込みを行うため、調査船を用いた音響探査及びレアアース濃集層の地層サンプル採取を実施し、分析・評価と賦存量の中間評価を行いました。(内閣府)</p>	<p>○令和元年(2019年)度の調査航海において地層サンプルを15本採取し、平成30年(2018年)度採集分も含めて全サンプル61本の分析を完了しました。(内閣府)</p> <p>○音響探査は測線合計4,000km以上のデータを取得に成功し、地層サンプル分析結果と併せて解析・評価を進め、有望開発候補地点の絞り込みと賦存量評価の中間報告を行いました。(内閣府)</p> <p>○深海曳航体から高解像度音響探査も実施し、データを検証の結果、高解像度音響探査がレアアース調査に有効であることが確認されました。(内閣府)</p>	<p>○マンガン団塊 国際的な動向も踏まえた探査契約の再延長の検討をしています。(経済産業省)</p> <p>○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「革新的深海資源調査技術」(プロジェクト予定期間：平成30年(2018年)～令和4年(2022年))を引き続き進め、南鳥島海域のレアアース泥の概略資源量評価に必要な調査を行い、資源量調査で明らかになったレアアース泥濃集帯に対し、深海底から船上にレアアース濃集部分を揚泥することを可能とする技術開発を行います。また、今後のレアアース泥の広域調査等を実現するために必要となる、深海域において効率的に稼働可能とするAUV複数機同時運用システムの構築を進め、将来の深海鉱物資源開発に必要な研究開発を行います。(内閣府)</p>
76	<p>○平成30年度以降の取組について、国際ルールの策定作業の進捗や経済性・市況等の外的要因を考慮に入れた総合的な検証・評価を行い、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする。(経済産業省)</p>	<p>○施策番号731に記載しました。</p>	<p>○施策番号731に記載しました。</p>	
77	<p>○SIP「革新的深海資源調査技術」において、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証に向けた取組を進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○6,000m級AUVや深海底ターミナルの製作を開始し、音響通信・測位統合装置の詳細設計と水深3,000m以浅における洋上中継器(ASV)とAUV2機による複数機運用の実証試験を行いました。(内閣府)</p> <p>○生産技術の実証に向け、解泥機的设计及び試作、揚泥管の製作準備を行いました。(内閣府)</p>	<p>○6,000m級AUVの製作を進め、深海底ターミナルは製作が完了し、水槽試験及びドック内での総合性能試験に成功しました。また、音響通信・測位統合装置は詳細設計が完了、複数機運用については水深2,500mの海域でASVとAUV2機の試験を実施し、成功しました。(内閣府)</p> <p>○生産技術については、解泥機のスケールダウンモデルによる試験にて解泥が問題なくできる条件を確認しました。また、揚泥管3,000mの製作準備を開始しました。(内閣府)</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
エ	海洋由来の再生可能エネルギー			
①	洋上風力発電			
78	○陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大が不可欠である。一般海域において洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進を図るため、関係者との調整の枠組を定めつつ、事業者の予見可能性の向上により事業リスクを低減させる等の観点から、海域の長期にわたる占有等を可能とする制度整備を行い、円滑な制度の運用に努める。そのため、まず、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き適切に取組を進めていく。また、洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、系統制約の克服、事業支援体制の確保等必要に応じた環境整備を行う。(内閣府、経済産業省、国土交通省)	○「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以降、再エネ海域利用法)」が平成31年(2019年)4月に施行、令和元年(2019年)5月に基本方針が閣議決定されました。(内閣府、経済産業省、国土交通省) ○同年12月に長崎県五島市沖について同法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行いました。 ○系統制約の克服に向けて、経済産業省資源エネルギー庁の「脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会 中間整理」及び「持続可能な電力システム構築小委員会」において、従来の電源からの要請に都度対応する「フル型」ではなく、再エネをはじめとする電源のポテンシャルを考慮し、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関等が主体的かつ計画的に系統形成を行っていき「プッシュ型」への転換に向けた検討・整理を行いました。(経済産業省)	【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況、波力・潮流・海流等の海洋エネルギーの実証研究の進捗状況、EADASにおける海洋関係の環境情報項目数 ・施策番号79、80、81及び85に記載しました。	○再エネ海域利用法の適切な運用に努めます。(内閣府、経済産業省、国土交通省) ○洋上風力発電の導入等を見据えた次世代型のネットワークの形成に向けて、国が関与する形で、再エネの導入ポテンシャルを踏まえた新たな系統の整備を計画的に進める(プッシュ型の系統形成)ための法案を第201回通常国会(令和2年(2020年)1月召集)に提出しています。国会での審議も踏まえ、今後も取組を進めていきます。(経済産業省)
79	○洋上風力発電の最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するため、発電コストを一層低減させつつ、長期エネルギー需給見通しの水準の実現を目指して、更なる導入拡大を図る。(経済産業省、国土交通省、環境省)	○令和2年(2019年)2月に施行された「港湾法の一部を改正する法律」により、国が海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(以降、基地港湾)を指定し、当該基地港湾の埠頭の岸壁について、国から再エネ海域利用法に基づく選定事業者等に対し長期的かつ安定的に貸し付ける制度を創設しました。(国土交通省) ○民間による浮体式洋上風力発電事業を促進するため、浮体式洋上風力発電の海域設置等の施工に伴い発生するコストや二酸化炭素排出量を低減する手法の開発・実証を進めています。(環境省) ○上記のほか、施策番号80に記載しました。	【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況(環境省) ・低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト・普及促進事業にて係留台船への海底ケーブル敷設機能の具備及び浮体等の構造物を積載・運搬し、沖合で半潜水状態にて浮体を浮上させることを可能とする浜出船の活用を始めると共に、省面積高速化建造システムの整備を行っています(※施策番号80に関連記載あり)。 ○再エネ海域利用法の施行や洋上風力発電の研究開発の成果等を通じて、引き続き洋上風力発電の導入拡大を図ります。(経済産業省)	○再エネ海域利用法の施行に伴い、低コストな洋上風力発電の研究開発の重要性はますます高まっているところ、引き続きコストデータ等の基礎情報の収集や、低コスト施工技術開発及び浮体式洋上風力発電設備の実証等を実施するとともに、競争力を有すると見込まれる風車部品について、風車の大規模・大出力化に対応可能な部品開発等を行います。(経済産業省)
80	○我が国の洋上風力発電の導入拡大、発電コストの低減を図るため、一般海域や大規模な港湾区域で洋上ウインドファームの開発を行う事業者に対し、風況調査や設計等の支援を行い、発電コストに係るデータを取りまとめる。また、専用船等を用いた施工手法を確立する。さらに、軽量の浮体・風車等による浮体式洋上風力発電システムの実証研究や、我が国の海底地形・地盤に適した施工技術等の実証研究を行うとともに、低コスト化につながる構造設計及び維持管理等の確立に向けた取組を行う。(経済産業省、国土交通省、環境省)	○洋上ウインドファーム開発支援事業及び低コスト施工技術開発の検討を開始するとともに、浮体式洋上風力発電の実証機を北九州市沖に設置し、運転を開始しました。また、福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業について、発電システム全体の追加的なデータ取得やさらなるコスト低減の促進、漁業との共存策の検討に取り組むとともに、浮体式洋上風車の低コストかつ安全性が考慮された撤去工法の検討を行いました。(経済産業省) ○浮体式洋上風力発電施設については構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法のガイドラインの策定に向けた検討を実施しました。(国土交通省) ○民間による浮体式洋上風力発電事業を促進するため、浮体式洋上風力発電の海域設置等の施工に伴い発生するコストや二酸化炭素排出量を低減する手法の開発・実証を進めています(※施策番号78及び79と同じ)。(環境省)	【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況 ・洋上ウインドファーム開発支援事業は令和4年(2022年)度までの事業であり、引き続き洋上風力発電の実施のために必要な基礎調査等を実施する予定です。低コスト施工技術開発は令和4年(2022年)度までの事業であり、令和元年(2019年)度以降は海域選定調査、設計、製作、実証等を行う予定です。浮体式洋上風力発電システム実証研究は令和3年(2021年)度までの事業であり、実証機の運転を開始したことから、引き続き観測データの解析・分析、性能・安全性の評価、保守管理技術の検討等を行う予定です。(経済産業省) ・低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト・普及促進事業にて係留台船への海底ケーブル敷設機能の具備及び浮体等の構造物を積載・運搬し、沖合で半潜水状態にて浮体を浮上させることを可能とする浜出船の建造を行いました(※施策番号78及び79に関連記載あり)。(環境省)	○浮体式洋上風力発電施設について、構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法のガイドライン策定に向けた検討を引き続き実施します。(国土交通省) ○これまでの成果を踏まえて、今後はポテンシャルを有する地域等を対象として、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスを促進します。(環境省)
81	○環境影響評価の円滑な実施に向けて、必要な環境情報等を収集・整理し、既に公表・運用している環境基礎情報データベースの更なる拡充を図る。また、洋上風力発電の導入の円滑化のため、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する情報の整備に引き続き取り組んでいく。(環境省)	○環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース」EADAS(イーダス)」において、情報の拡充や更新を行いました。また、今後導入の拡大が見込まれる洋上風力発電事業の環境影響評価に必要な海洋の環境情報の収集に取り組まれました。(環境省)	【指標】EADASにおける海洋関係の環境情報項目数(環境省) 令和元年(2019年)度末時点 合計44項目 平成30年(2018年)度末時点 合計36項目	○引き続き、EADASを通じた地域の環境情報の提供等に努めるとともに、今後導入の拡大が見込まれる洋上風力発電に関し、環境影響評価の技術手法等や海洋環境に関する基礎的な情報の収集・整備を行います。(環境省)
82	○港湾における洋上風力発電設備の審査手続の合理化による事業者の負担軽減のため、洋上風力発電設備に関する技術基準、工事実施及び維持管理の方法に関する基準類を充実・深化させるとともに、民間機関と連携して円滑な審査を促進する。(経済産業省、国土交通省)	○洋上風力発電の導入の円滑化に向け、一般海域における洋上風力発電設備に関する基準類の検討を進めています。(経済産業省、国土交通省)	○令和2年(2020年)3月に、一般海域における洋上風力発電設備の基準類をとりまとめました。(経済産業省、国土交通省)	○引き続き、国内外の最新の技術動向を参考に、洋上風力発電設備に関する基準類の見直しを進めてまいります。(国土交通省)
83	○洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う。(農林水産省)	○関係漁業者団体等に対して、洋上風力発電事業等に関する情報提供を行いました。(農林水産省)	○令和元年(2019年)度は再エネ海域利用法等について、情報提供をしました。(農林水産省)	○引き続き、漁業と調和のとれた海洋再生可能エネルギー発電施設の整備が促進されるよう必要な対応を実施します。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 波力・潮流・海流等の海洋エネルギー				
84	○これまでの研究開発の成果を踏まえて、実用化の見通しが高い技術を見極めながら、引き続き、経済性の改善、信頼性の向上等の技術開発、実証試験及び環境整備に取り組む。(経済産業省、環境省)	○海洋エネルギー発電技術の早期実用化に向けた研究開発事業において、水中浮遊式海流発電システム実証機を実証海域に設置しました。(経済産業省)	【指標】波力・潮流・海流等の海洋エネルギーの実証研究の進捗状況 ・水中浮遊式海流発電システム実証機が動作不良を起こしたため、実証機を回収し、原因究明と再発防止策の検討を進めています。(経済産業省) ・CO ₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業にて、波力発電設備の開発・実証に係る課題を採択しました。潮流発電の開発・実証について、実証海域の環境調査や地元協議等を図っており、実証等に向けて準備中です。(環境省)	○動作不良の原因究明と再発防止策を講じた上で、令和2年(2020年)の実証機再設置を目指します。(経済産業省)
85	○電力供給コストが高い離島において、長期連続運転に係る性能や信頼性、コストデータ等の検証等を行うための実証研究に取り組む。離島振興策との連携を図る。(内閣府、経済産業省、環境省)	○波力発電について、沿岸地域で活用できるシステムの高効率化等に向けた開発・実証を実施しています。また、我が国の海域に適し、かつ環境影響も小さい潮流発電の開発・実証もっており、再生可能エネルギーの導入拡大を目指しています。(環境省)		
2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化				
ア 海洋産業の国際競争力の強化				
① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等				
86	○造船の輸出拡大・海運の効率化を図る「i-Shipping」と、海洋開発市場の獲得を目指し、資源の確保にも貢献する「j-Ocean」からなる「海事生産性革命」を強力に推進する。(国土交通省)	○船舶の開発・建造から運航の全てのフェーズに情報通信技術(ICT)を取り入れ、造船・海運の競争力強化を図る取組「i-Shipping」、海上物流の効率化を実現する「自動運航船」、海洋開発分野の技術力・国際競争力向上を図る取組「j-Ocean」のプロジェクトからなる「海事生産性革命」を推進しました。(国土交通省)	○施策番号87～89に記載しました。	○施策番号87～89に記載しました。
87	○「i-Shipping」については、IoT活用、LNG燃料船等の先進船舶の開発と普及を促進するとともに、船舶の設計や建造にもIoT、自動化技術等を取り入れ、造船業の生産性の向上を図る。また、自動運航船の実現に向けた取組を強力に推進する。(国土交通省)	○「i-Shipping」では、船舶の開発・設計能力の強化、造船現場の生産性向上、高付加価値の供給に向けた取組を推進するため、平成30年(2018年)度に引き続き、革新的な技術開発の支援、先進船舶導入等計画の策定支援や設備投資に対する税制特例等により、海事産業の生産性向上の取組に積極的に挑戦する事業者を支援しています。また、自動運航船の実用化に向けて、平成30年(2018年)6月に策定したロードマップに基づいて平成30年(2018年)度より開始した実証事業について、実船による実証のフェーズに移行しました。(国土交通省)	【指標】革新的造船技術の研究開発に対する支援の採択件数 令和元年(2019年)度 21件 平成30年(2018年)度 15件 平成29年(2017年)度 14件	○革新的技術の研究開発事業の支援や自動運航船の実用化に向けた環境整備等の取組を令和2年(2020年)度も引き続き実施します。(国土交通省)
88	○「j-Ocean」については、ユーザーニーズに応じた高付加価値製品の開発支援やAUVのような我が国が先進性を有する技術の普及に向けた環境整備を行うとともに、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)等の政策金融ツールを活用して海洋開発分野への進出をファイナンス面から支援する。(国土交通省)	○「j-Ocean」では、石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました。さらに、浮体式洋上風力発電施設について平成30年(2018年)度より安全性を確保しつつ浮体構造や設置方法の簡素化等を実現するための設計・安全評価手法を検討しているところ、平成30年(2018年)度実施事業分の検討結果を踏まえ、令和2年(2020年)3月に、浮体構造の簡素化を実現する設計・安全評価手法を反映するための基準改正及び安全ガイドラインの改定を実施したほか、AUVについて安全要件等に関するガイドラインの策定に向けた検討を実施しました。(国土交通省)	○海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援事業について、令和元年(2019年)度は8件の事業への支援を行ったほか、浮体式洋上風力発電施設について平成30年(2018年)度実施事業分の検討結果を踏まえ、令和2年(2020年)3月に、浮体構造の簡素化を実現する設計・安全評価手法を反映するための基準改正及び安全ガイドラインの改定を実施しました。(国土交通省)	○引き続き、技術開発支援のほか、浮体式洋上風力発電施設やAUVに係るガイドライン策定に向けた検討を進めます。(国土交通省)
89	○我が国造船業が世界市場におけるトップシェアを獲得するため、更なる生産性の向上と国内における業界再編など、事業基盤の強化を進める。また、新たな市場・ビジネスに対応できる技術・人材を確保するため異業種との連携により産業構造の変革を加速する。そのため、国内における造船業の合併・統合等に向けた動きや異業種との連携に対し、各社の経営戦略に応じて「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づく税制上の措置等を活用して支援する。また、我が国造船事業者の海外進出や海外造船事業者との連携等の国境を越えた事業展開については、これまで我が国造船業が輸出拡大や地方創生に果たしてきた役割等を勘案しつつ、今後のあり方を検討する。(国土交通省)	○造船市場環境の変化や産業構造の変化、情報通信技術分野への技術基盤のシフトなど業界を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和元年(2019年)6月に、海事産業将来像検討会を設置しました。(国土交通省)	○令和2年(2020年)1月に行われた第3回海事産業将来像検討会では、海事産業の将来像及び具体的施策案について意見交換を実施し、これまでの議論を踏まえ、次回報告書案を提示しました。(国土交通省)	○我が国造船・船用工業が地域貢献を含む経済成長や安全保障に貢献し続けるための方策について総合的に検討し、報告書を取りまとめます。(国土交通省)
90	○我が国造船・船用工業の受注力を強化するため、新たな船舶の排ガス規制に対応して、船舶からの二酸化炭素、排出ガス(NOx及びSOx)等の環境負荷低減等に取り組む、船舶の高付加価値化を図る。(国土交通省)	○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技術安全研究所)では、排ガス中の有害物質の低減につながる後処理技術や燃焼技術の研究を進めました。また、水素等の多様なエネルギーの利用のための研究を進めました。(国土交通省)	○左に記載しました。	○引き続き関係省庁と連携し、省エネ船舶の省エネ効果の実証事業やLNG燃料船の技術実証事業等船舶における環境負荷低減に向けた取組を行います。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
91	○健全な造船市場の構築、公正な競争条件の確保等のため、OECD造船部会において規律の制定に努める。(国土交通省)	○経済協力開発機構(OECD)造船部会において、造船分野の公的支援等に関する国際規律の交渉項目について議論しました。また、主要造船国間の政策レビューや、造船分野における公的支援策に関する報告等、造船市場の健全化のための政策協調に取り組みました。(国土交通省)	○令和元年(2019年)12月、第129回OECD造船部会において、新たな国際規律の策定については韓国の強い反対により合意に至らず、当面議論凍結となりましたが、各国の支援策の報告制度の改善や政策レビュー強化のための議論が進みました。(国土交通省)	○OECD造船部会における各国との政策協調のための議論を継続的に実施し、公正な競争条件の確保に努めます。(国土交通省)
92	○我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備を行うとともに、川上(計画策定段階)から川中(整備段階)、川下(管理・運営段階)に至るまで、我が国の経験、技術、ノウハウを活かし、官民連携による質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進する。特に、港湾の運営については、シーレーンの安全確保の観点からも重要であるため、我が国の港湾運営企業によるノウハウを活かした運営参画が進むよう、案件発掘体制の強化等の取組を行う。(国土交通省)	○我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備に取り組んでいます。(国土交通省) ○我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開のため、「海外港湾物流プロジェクト協議会」を通じた我が国事業者との情報共有及び意見交換を行うとともに、トップセールスを実施しました。また、「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の施行により、国際戦略港湾運営会社が海外業務を行うこととなりました。(国土交通省)	○本邦企業が建設工事を受注した主な海外港湾事業は以下の通りです。(国土交通省) ・マンダレー港整備事業 ・アビジャン港穀物バース建設計画 ○本邦企業が運営に参画した主な海外港湾事業は以下の通りです。(国土交通省) ・シハヌークビル港(増資)	○令和2年(2020年)度においても、我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進していきます。(国土交通省)
93	○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、測量から施工、検査、維持管理に至る建設プロセス全体に3次元データを活用するほか、水中施工機械の遠隔操作化などICT等の新技術の活用を促進し、「i-Construction」の取組を推進する。(国土交通省)	○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、「港湾におけるICT導入検討委員会」で定めた「港湾におけるICT活用促進に向けたロードマップ」に則り、基礎工やブロック据付工にICTを導入するための検討を行いました。さらに、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)を活用した3次元モデルの導入を促進するため、令和2年(2020年)3月に「CIMガイドライン(港湾編)」(案)の内容を拡充、改定しました。(国土交通省)	【指標】港湾におけるICT活用工事の件数(国土交通省) 令和元年(2019年)度 51件 平成30年(2018年)度 57件	○引き続き、ICT活用工事を実施し、要領額の検証を行うとともに、可視化技術や施工履歴の活用等の適用可能性について検討を行います。(国土交通省)
94	○我が国の熟練技術者が誇る世界一の本船荷役能力を最大限活かしつつ、AI、IoT、自動化技術を組み合わせることで、コンテナターミナル全体の生産性を飛躍的に向上させ、世界最高水準の生産性を有し、労働環境の良い「AIターミナル」の実現を推進する。(国土交通省)	○平成30年(2018年)度から、AI等を活用したターミナルオペレーションの効率化に向けた検討を行っています。(国土交通省) ○情報通信技術を活用したゲート処理の迅速化に向けて開発した新・港湾情報システム「CONPAS」の本格運用に向けた検討を行っています。(国土交通省) ○令和元年(2019年)4月に、遠隔操作RTGの導入に係る事業に対する補助制度を創設し、同年7月に、「名古屋港鍋田ふ頭における事業」を採択し、支援を行っています。(国土交通省) ※RTG: Rubber Tired Gantry Craneの略で、タイヤ式門型クレーンのこと。	○AI等を活用してターミナルオペレーションを最適化するシステムを開発しています。(国土交通省) ○新・港湾情報システム「CONPAS」の横浜港での本格運用に向け、試験運用を実施しています。(国土交通省) ○名古屋港鍋田ふ頭において、遠隔操作RTGの導入に向けた整備が進められています。(国土交通省)	○「CONPAS」の令和2年(2020年)度末までの本格運用を目指すとともに、他港への横展開を進めます。(国土交通省) ○令和2年(2020年)度も引き続き、遠隔操作RTGの導入促進に係る支援制度への公募を実施しています。(国土交通省)
95	○地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対しては、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、海象情報の観測技術の向上や耐震強化岸壁など港湾施設における技術開発が不可欠であり、国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所等を通じた取組を推進する。(国土交通省)	○地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対して、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、港湾施設における技術開発について、国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所等を通じて実施しました。(国土交通省)	○港湾施設の維持管理の際に港湾管理者の補修、利用制限等の判断に資する情報提供ツールを開発し、ウェブサイトで提供を開始しました。(国土交通省) ○効率的な維持管理に必要なライフサイクルコスト算定プログラムの改善を行っています。(国土交通省) ○港湾施設の維持管理情報の一元的、継続的な管理を可能とする維持管理データベース(DB)について、信頼性の向上のためのデータ更新、追加等を行っています。(国土交通省) ○波浪計は78地点、潮位計は68地点の観測を実施しています(いずれも令和2年(2020年)3月末時点登録数)。令和元年(2019年)には、台風第15号及び台風第19号の期間におけるナウファス波浪観測値の解析も実施しています。(国土交通省) ○RTK-GNSS(※)を使用した地震時岸壁変位の計測と使用可否の判定システムの現地適用において、対象個別施設の可否判断基準を整理し、現地計測紙や基準局設置位置の選定等を行っています。(国土交通省) ※RTK-GNSS: 測りたい移動局(観測点)の他に位置のわかっている基準局を必要とする測位方式で、位置情報をリアルタイムに算出し移動局の測位を行います。 ○模型振動実験により制震部材を適用した栈橋構造の地震時挙動を明らかにしています。(国土交通省)	○個別施設計画の策定や定期点検診断の実施を引き続き推進し、適切なメンテナンスサイクルの確立を目指します。(国土交通省)
96	○日本企業の実績不足を補うため、「海洋資源開発技術プラットフォーム」や技術開発支援制度を活用して技術力の蓄積に努める。(国土交通省)	○石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました。(国土交通省)	○海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援事業について令和元年(2019年)度は8件の事業への支援を行いました。(国土交通省)	○令和元年(2019年)度引き続き、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施します。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
97	○我が国造船業・船用工業・海運業の新市場・新事業への展開を図るため、政府開発援助(ODA)、国際協力銀行、JOIN等を活用しつつ、新興国における船隊整備、海洋開発等の取組を支援する。(外務省、国土交通省)	○我が国造船船用企業の優れた技術の海外展開を図るため、外務省/独立行政法人 国際協力機構(JICA)のODAの「本邦技術活用条件(STEP)」の制度を活用して、良質な巡視船の供与等のプロジェクトを推進しています。(外務省、国土交通省) ○ASEAN地域等の内航船市場の展開を念頭に、JICAによる造船技術アドバイザー等を派遣して、当該地域における造船産業の発展を支援し、我が国造船業・船用工業の新市場・新事業への展開を図りました。(国土交通省)	○以下の国にJICA専門家を派遣しています。(外務省、国土交通省) ・フィジー海事安全公社(MSAF)へ船舶維持管理・造船アドバイザーを派遣 ・インドネシア工業省(造船業所管)へ造船政策・技術アドバイザーを派遣 ○フィリピン向け巡視船については入札を行い、本邦造船所が落札しました。ベトナム向け巡視船については協力準備調査が完了し、借款契約(L/A)締結に向けて調整中です。(国土交通省)	○引き続き、新興国における船舶需要の把握に努めるとともに、要請を受けている案件(フィリピン向け巡視船、モロッコ向け漁業調査船等)について着実かつ及時的な早期の供与ができるよう取り組みます。(国土交通省) ○引き続き、JICA専門家の派遣等を通じて、新興国における船隊整備、海洋開発等の取組を支援します。(外務省)
② 海洋資源開発関連産業の戦略的展開				
98	○SIP「次世代海洋資源調査技術」で開発した統合海洋資源調査システムを、平成30年度までに未調査海域の実証運用等により実用レベルで確立させるとともに、民間への技術移転を完了し、SIP「次世代海洋資源調査技術」終了後に技術移転を受けた民間企業等が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)や新規事業参入者を含む国内資源探査案件及び海外資源探査案件を受注できるよう、民間企業等の体制を構築する取組を進める。(内閣府)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」は平成30年(2018年)度に終了しました。SIP第2期「革新的深海資源調査技術」を含む進捗状況等については、右に記載しました。(内閣府)	【指標】民間での調査実施件数、実海域での調査技術実績(内閣府) ・民間企業を中心として環境影響評価及びAUV隊列制御試験の検証を、令和元年(2019年)度に民間調査船により計画通り4航海実施しました。 ・令和元年(2019年)度に10航海、延べ117日間の調査航海を計画通り実施しました。	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」(平成30年(2018年)度終了)における資源調査案件受注体制の構築として、一般社団法人海洋調査協会のほか、SIP期間中に複数の民間海洋調査関連企業により設立した次世代海洋資源調査技術研究組合への技術移転が平成30年(2018年)度に完了し、案件受注の体制を整えています。(内閣府)
99	○海洋鉱物資源の調査に用いる基盤技術の開発や海底熱水鉱床の成因解明と調査手法の構築など、国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)が行う海洋鉱物資源関係の研究開発を着実に推進するとともに、その成果の産業界への移転を促進する。(文部科学省)	○JAMSTECは海底資源の有効利用に向け、従来行ってきた個々の調査手法を相互の関連性を踏まえた上で統合すると共に、化学・物理過程の相関を見い出すことで海底資源生成モデルを構築し、有望な海域を理論的に予測するための研究開発を実施しています。また、令和2年(2020年)度実施の航海に向け、民間企業との共同研究を開始しました。(文部科学省)	○海中に電流を流して地下断面図を作成する電気探査において、海底面だけでなく海底下にも鉱体が存在することがわかり、鉱体が二階建て構造となっていることを明らかにしました。海底下での金属資源濃集に関する新たなメカニズムを提案するだけでなく、海底の資源分布の推定を高効率で可能とすることを示しました。(文部科学省)	○調査及び分析の効率化、精緻化、低コスト化を図るための探査技術開発や、海底資源形成を促すプロセスと環境を特定することを目的とした地球内部・海洋間の相互作用と物質循環の体系化等を進めていきます。(文部科学省)
100	○海洋産業は理学や工学を含めた広範な総合的研究開発型産業であることに鑑み、世界とともに研究開発を効率的に進めるとともに総合的な技術力を強化するため、大学・国立研究開発法人等の研究機能を強化する。(文部科学省、国土交通省)	○海上技術安全研究所では、総合的な技術力を活かし4つの重点研究分野(①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的技術開発)を柱に、研究者・スタッフ、そして世界トップレベルの研究施設を活用して研究開発に取り組みました。(国土交通省) ○JAMSTECでは、海洋から地球全体に関わる多様かつ先進的な研究開発と、それを強力に支える研究船や探査機等の海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究基盤の運用を一体的に推進し、膨大な観測・予測データの集約・解析能力を向上させ、高水準の成果の創出とその普及・展開を促進しています。(文部科学省)	○令和2年(2020年)3月に、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 令和2年(2020年)度計画を策定しました。(国土交通省) ○JAMSTECは平成31年(2019年)4月より、第4期中長期計画への取組を開始しています。(文部科学省)	○年度計画に基づき、引き続き、研究機能の強化に努めます。(国土交通省) ○中長期計画に基づき、海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進、海洋科学技術における中核的機関の形成を引き続き進めます。(文部科学省)
101	○民間企業等への技術移転につながる取組及び民間企業等との共同研究開発を推進し、国際標準化を見据え、調査の効率化・精緻化を図るためのセンサー開発やAUV・遠隔操作型無人探査機(ROV)等の機器開発に取り組む。(文部科学省)	○平成30年(2018年)度から開始した海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性及びマイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます。(文部科学省) ○JAMSTECでは、標準化を見据えた深海センサーや検定装置の開発を行っており、国家標準とのトレーサビリティ体系の確立に向けて取り組んでいます。(文部科学省)	○JAMSTECでは、既に運用を開始している水温検定のトレーサビリティに加え、塩分検定において、密度の国家標準とのトレーサビリティ体系の確立に向けた取組を開始しました。(文部科学省) ○SIPに關係する産官学のAUVコミュニティ会議を開催し、AUVにおける標準規格化、ソフトウェアオープン&クラウド化について議論を開始しました。(文部科学省)	○より効率的・精緻な調査を行うため、位置制御技術等のオーバーレイ技術開発を進めていきます。(文部科学省) ○産学官オールジャパンチーム「Team KUROSIO」を結成し、海中ロボット等を用いて、超広域高速海底マッピングの実現を目標とする海底探査技術の国際コンペティション「Shell Ocean Discovery XPRIZE」において、世界第2位の好成績を取りました。(文部科学省)
102	○深海・深海底等の極限環境下における未知の有用な機能、遺伝資源等について研究開発を推進するとともに、イノベーション創出を加速させるため、JAMSTEC等での調査で得られた深海泥等の試料については積極的に民間企業等への提供を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、産業界や大学、研究機関と連携したオープンイノベーション体制を構築し、深海バイオリソースの産業利用を進めています。令和2年(2020年)2月に産業界の関心が特に強い深海堆積物と深海微生物株の2つのリソースを外部提供する事業を本格的に開始しました。(文部科学省)	○JAMSTECでは、「深海バイオリソースの外部提供」の開始に向けて、約1,000種類の堆積物と約3,000株の微生物株の整備、並びに契約書面を含めた制度設計を完了しました。また令和2年(2020年)2月までに民間企業9件を含む計15件の深海堆積物の試験提供を完了しました。(文部科学省)	○残る微生物株(約4,000株)について外部提供に向けた整備を進めます。深海ゲム情報についても令和2年(2020年)度中に外部提供を開始する予定です。さらに民間企業との協働等をこれまで以上に促進するとともに、創業や診断などライフサイエンス分野での深海バイオリソースの活用に向けた取組を進めます。(文部科学省)
103	○民間企業のニーズと研究開発現場におけるシーズをつなぐため、分野を超えたオープンイノベーションの取組が重要であり、コーディネータ機能、サービス提供機能、知的財産・契約業務体制等を強化し、分野横断的な研究開発を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、外部資金の獲得や民間企業等との共同研究を推進していきます。(文部科学省)	○JAMSTECでは、共同研究を通じて、深海・海洋生物研究のために開発された様々な技術シーズの横展開を進めています。(文部科学省)	○連携関係を通じ、共同研究の実施や研究者・技術者の人材交流、情報交換及び交流会への参加等に積極的に取り組み、研究開発を推進していきます。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
104	<p>○SIP「次世代海洋資源調査技術」で取り組んできた海洋資源に関する研究開発の成果の活用の観点から、開発途上国との海洋資源に関する科学技術協力の促進につき検討する。(内閣府)</p>	<p>○開発途上国側のニーズを調査・発掘しつつ、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」の進捗状況を踏まえて、引き続き、開発途上国との科学技術協力の促進について検討し、太平洋島嶼諸国への海洋環境調査に関する技術研修を推進しました。(内閣府)</p>	<p>○令和元年(2019年)度中に太平洋島嶼諸国(7か国9名)の技術者・研究者・行政官を対象とした環境モニタリング技術研修を民間企業主体で実施しました。また、令和2年(2020年)2月の対フィジー官民合同経済ミッションに参加し、現地関係者向けに海洋環境モニタリング技術セミナーを実施しました。(内閣府)</p>	<p>○太平洋島嶼諸国を対象とした研修は、相手国との安定的・長期的な協力関係の構築を目指し、2か月間の実績を踏まえて計画を策定し、令和2年(2020年)度以降もSIP第2期「革新的深海資源調査技術」の下で継続を検討します。(内閣府)</p>
105	<p>○我が国の海洋産業が世界の海洋資源開発市場へ参入できるよう、「海洋資源開発技術プラットフォーム」における海洋産業、資源産業及びその他関連産業の間での異業種連携を支援する。また、同プラットフォームにおける戦略的な取組を充実させるため、国立研究開発法人等の知見を活用して、同プラットフォームにおけるシンクタンク機能を強化する。(内閣府、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○海洋資源開発技術プラットフォーム会合には、海洋産業、資源産業等の民間企業等から参加があり、異業種による意見交換が行われました。(内閣府、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>【指標】プラットフォーム関連イベントの開催状況(内閣府) ・令和元年(2019年)6月に、海洋資源開発技術プラットフォーム会合(第4回)を開催しました。また、関係民間機関や関係省庁との幹事会を令和元年(2019年)度は5回開催しました。</p>	<p>○海洋資源開発技術プラットフォーム会合の開催については、これまでの開催実績や成果等を踏まえて検討していきます。(内閣府)</p>
イ 海洋の産業利用の拡大				
106	<p>○明日の日本を支える観光ビジョン構想会議(議長:内閣総理大臣)において平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の目標実現に向け、既存ストックを活用し、ハード・ソフト両面の取組により、クルーズ船の受入環境の整備を推進するとともに、官民連携により国際クルーズ拠点の形成を図る。また、みなとオアシスや港湾協力団体を通じて、地域住民の交流や観光の振興による地域の活性化、近年増加する訪日クルーズ旅客の受入れなど多様なニーズに対応し、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進する。(国土交通省)</p>	<p>○クルーズ船の寄港増に対応するため、既存施設を活用しつつ、係船柱、防舷材等の整備によるクルーズ船の受入環境の改善を図りました。さらに、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図るため、下関港と那覇港を追加で国際旅客船拠点形成港湾に指定しました。(国土交通省)</p> <p>○上質な寄港地観光プログラムの造成を促進するためのクルーズ船社と寄港地側関係者の意見交換会及び「全国クルーズ活性化会議」と連携したクルーズ船社港湾管理者等との商談会を開催したほか、港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイトの充実化を図りました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】訪日クルーズ旅客数(国土交通省) 令和元年(2019年) 215.3万人(速報値) 平成30年(2018年) 245.1万人</p> <p>○クルーズ船の我が国寄港への寄港回数(国土交通省) 令和元年(2019年) 2,867回(速報値) 平成30年(2018年) 2,930回</p> <p>○みなとオアシスの登録数 138か所(国土交通省) (平成30年(2018年)度から12か所増加)</p> <p>○港湾協力団体の指定 41団体(国土交通省) (平成30年(2018年)度から2団体増加)</p>	<p>○令和2年(2020年)度は、安心してクルーズを楽しむ環境整備を図るとともに、既存ストックを活用しハード・ソフト両面の取組によりクルーズ船受入環境の整備を推進するとともに、官民連携による国際クルーズ拠点の形成をするための取組を推進します。(国土交通省)</p>
107	<p>○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月閣議決定)に掲げる「訪日外国人旅行者を2020年に4000万人」の目標実現に向け、クルーズ船受入の更なる拡充による訪日外国人旅行者の増加を図るため、関係者と協力・連携した訪日プロモーションを促進する。(国土交通省)</p>	<p>○平成31年(2019年)4月にクルーズ国際見本市(Seatrade Cruise Global)へのブース出展を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)9月以降、中国や欧米系の海外クルーズ船関係者を国内に招請し、全国クルーズ活性化会議と連携した商談会を実施しました。(国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)10月にクルーズ国際見本市(Seatrade Cruise Asia)へ参加し、海外クルーズ船誘致に向けた取組を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】訪日外国人旅行者数、訪日外国人旅行消費額、地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数、外国人リピーター数、日本人国内旅行消費額(国土交通省)</p> <p>・訪日外国人旅行者数 令和元年(2019年) 3,188万人(暫定値) 平成30年(2018年) 3,119万人</p> <p>・訪日外国人旅行消費額 令和元年(2019年) 4兆8,113億円(速報値) 平成30年(2018年) 4兆5,189億円</p> <p>・地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数 令和元年(2019年) 3,921万人泊(速報値) 平成30年(2018年) 3,636万人泊</p> <p>・外国人リピーター数 令和元年(2019年) 2,048万人(速報値) 平成30年(2018年) 1,938万人</p> <p>・日本人国内旅行消費額: 令和元年(2019年) 21.9兆円(速報値) 平成30年(2018年) 20.5兆円</p> <p>○プロモーションを通じて海外クルーズ船誘致を図り、訪日外国人旅行者数等の増加に寄与しました。(国土交通省)</p>	<p>○令和2年(2020年)度は、日本政府観光局が、下記の取組を実施予定です。(国土交通省) ・海外クルーズ船社のキーパーソンを国内に招請し、港湾施設や観光地の視察及び自治体との商談を実施</p>
108	<p>○マリン産業に関する長期成長戦略として産業界が掲げている「おおむね10年後を目途にポート・ヨット参加人口を100万名、ポート免許取得者を10万名へと倍増させる」という目標の実現を支援するため、マリンレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等の連携・協力の下、実施する。(国土交通省)</p>	<p>○マリンレジャーの魅力幅広い世代に伝えるため、マリン産業界と連携し、ポートショーやマリンカーニバルにて親子や子供を対象としたポート・ヨット乗船体験等を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○令和元年(2019年)年6月に開催された「マリンカーニバル神戸2019」(主催は日本マリン事業協会、後援は国土交通省神戸運輸監理部、第五管区海上保安本部など)で、マリンスポーツの体験型イベントや、クルーザーなどの体験乗船会などファミリー向けイベントが多く企画されるなど、各地で様々なイベントが開催されました。(国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)10月25日～27日にかけて行われた「関西フローティングポートショー2019」(主催は(一社)マリン事業協会関西支部、後援は神戸運輸監理部、近畿運輸局など)で、マリンスポーツの体験乗船会などファミリー向けイベントが多く企画されるなど、各地で様々なイベントが開催されました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、ポートショー等のマリン産業関連イベントに協力し、マリンレジャーの普及や理解増進を図ります。(国土交通省)</p>
109	<p>○マリン産業の市場拡大と国民の接点を拡大していくため、「C to Seaプロジェクト」ポートショー等を通じた海洋レジャーに関する情報発信、「海の駅」等を中心とした体験機会の拡大、気軽に楽しめる仕組みづくり等を支援する。(国土交通省)</p>	<p>○「C to Seaプロジェクト」の一環として、国民が海や船に触れる機会を創出するため、「海の駅」等を発着としたプレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートとなる「マリンチェック街道」を広く一般の方から募集しました。また、メディア等を通じて、当取組の周知・広報を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○「マリンチェック街道」については、広く一般の方からの公募を行った結果、新たに7ルートを追加し、全国計23ルートとなりました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、マリンチェック街道の周知・広報を推進するとともに、新たなルートの選定について検討します。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
110	○マリン産業事業者とその他関連事業者等との連携強化を支援するとともに、「海の駅」を拠点とした海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及促進に努める。(国土交通省)	○海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及のため、マリン関連団体にて構成されるUMI協議会に参加し、「海の駅」等においてポート・ヨットの体験乗船会や講習会等を実施しました。(国土交通省)	○平成31年(2019年)4月に「ひろしま・かんおん海の駅」で「広島ポートショーマリンングランフェスタ2019」が開催され、ポート・ヨット乗船体験、ポート操船体験などが行われるなど、全国各地の海の駅で様々なイベントが行われました。(国土交通省)	○引き続き、UMI協議会と連携し、「海の駅」を拠点としたイベントの開催に協力します。(国土交通省)
111	○離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。(内閣府、経済産業省、環境省)	○海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに選定された海域において、再生可能エネルギーの実証実験が行われました。(内閣府、経済産業省)	○沖縄県久米島町においては、海洋深層水を活用した海洋温度差発電の実証実験を実施しています。(内閣府)	○沖縄県久米島町においては、引き続き、海洋深層水を活用した海洋温度差発電の実証実験が実施されます。(内閣府)
112	○海洋に関する魅力ある地域資源を活用した観光地の魅力の向上を図る地域の取組と、それらの観光地を結びつける広域の取組を合わせて支援する。(国土交通省)	○地方運輸局が観光地域づくり法人と連携し、リアス式の内外海エリアの海&食体験素材を生かした欧米豪向け滞在型コンテンツの造成等を行いました。(国土交通省)	○海洋に関する魅力ある地域資源を活用した滞在型コンテンツを造成することによって、観光客の来訪及び滞在促進を図り、訪日外国人旅行消費額等の増加に寄与しました(※施策番号107に関連記載あり)。(国土交通省)	○令和2年(2020年)度は観光地域づくり法人が漁船クルーズなど地域資源を活用した新たな旅行商品造成を行う事業等を支援する予定です。(国土交通省)
113	○二酸化炭素の回収・貯留(CCS)については海洋環境の保全・管理を前提としつつ、事業者が円滑に事業を実施できる制度の下、技術の確立及びコストの低減に向けた分離、輸送、貯留及びモニタリング等の技術開発及び実証を着実に進める。(経済産業省、環境省)	○固体吸収材・分離膜技術の実ガス試験等による実用化研究、光ファイバーを利用した地層安定性システムの開発及びマイクロバブルを用いた貯留率向上の研究等を行いました。(経済産業省) ○二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及びモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施しています。(環境省)	【指標】実用化レベルの技術の確立(環境省) ・商用規模の火力発電所の排出CO ₂ の大半を回収可能な施設の工事を実施しており、船舶を用いた輸送システムに関する検討や貯留したCO ₂ の漏洩対策やモニタリング手法の検討を実施しました。 ○固体吸収材・分離膜技術の実用化研究、貯留安全性に関する技術の研究等を着実に実施しました。(経済産業省)	○引き続き、ファイバーを利用した地層安定性システムの開発、貯留安全性に関する技術の研究等を実施していく予定です。(経済産業省) ○引き続き、早期社会実装に向けて、各技術要素に関する技術実証等を行う予定です。(環境省)
114	○CCSの技術開発・実証と並行して、関係省庁は貯留適地の確保に努める。(経済産業省、環境省)	○貯留適地の確保のため、弾性波探査等の適地調査を実施しました。(経済産業省、環境省)	【指標】確保した適地数(経済産業省、環境省) ・適地の確保に向けた調査を行いました。 ○弾性波探査を実施したほか、探査データの処理及び解析を行いました。(経済産業省、環境省)	○引き続き、貯留適地候補地の確保に向けた調査、データ解析を実施していく予定です。(経済産業省、環境省)
115	○CCSのコスト、環境保全、安全等様々な面で社会的受容性を獲得するため、関係省庁・事業者等は社会的認知向上に取り組む。(経済産業省、環境省)	○苫小牧CCS実証事業における見学会やCCSについての講演・ワークショップ等の情報発信活動を実施しました。(経済産業省) ○二酸化炭素の分離回収に伴う環境影響の評価の検討を行ったほか、2月に国際シンポジウムを開催しました。(環境省)	○苫小牧CCS実証事業において、国内における社会的受容性の醸成に向けた情報発信活動として、現場見学会、パネルの展示、大学や団体での講座・講演会の開催、子ども実験教室・夏休み宿題教室の開催、展示会・シンポジウム・学会等へのブース出展、メディア対応、論文の寄稿・投稿、アニメやマンガを含む説明用ツールの制作及び日本語・英語によるウェブサイトを活用した情報発信を実施しました。(経済産業省) ○国際シンポジウムでは国内外の有識者による講演等を通じ、幅広い理解促進及び国際的な機運の醸成に貢献しました。(環境省)	○引き続き、現場見学会を実施するとともに、CCSに対する社会的受容性を高めていくため、出来るだけ多くの機会で開催し、講演会及びパネルの展示を実施し、情報発信を積極的に行っていく予定です。(経済産業省) ○分離回収施設の運転に伴い環境影響評価を実施する予定です。また、社会的認知向上を図るためシンポジウムを開催する予定です。(環境省)
116	○沿岸海底下におけるCCSは世界に先駆けた取組であることに鑑み、海外市場の獲得も視野に入れながら国際展開に取り組む。(経済産業省)	○インドネシア・サウジアラビア等において、CCUS(※)実現可能性調査を実施し、実現可能性を確認しました。また、米国の研究機関との共同研究に向けた取組を開始しました。(経済産業省) ※CCUS:Carbon dioxide Capture, Utilization and Storageの略。二酸化炭素の回収、利用・貯留。	○左に記載しました。	○実証事業等により得られた知見や経験を活かし、引き続き諸外国への展開を検討していく予定です。(経済産業省)
117	○海洋産業への参入促進を図るため、大学や国立研究開発法人発のベンチャー企業の創出促進に向けた支援を行う。(文部科学省)	○JAMSTECでは、JAMSTECベンチャー支援制度のもと、JAMSTECベンチャーとしての認定を行いました。(文部科学省)	○JAMSTECでは、令和元年(2019)度も新規に設立されたベンチャー企業1社に対し認定を行いました。(文部科学省)	○設立されたベンチャー企業に対して支援を行うとともに、ベンチャー起業については各種法令に則した体制・ルールの検討を行います。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
2. 海洋の産業利用の促進 (3)海上輸送の確保				
ア 外航海運				
118	<p>○日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保(外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進)を図るとともに、最近の国際海運市場における一層の競争激化及び諸外国の外航海運政策も踏まえ、これまで以上に国際的な競争条件の均衡化等の取組を進める。また、この前提となる自由で公平な競争環境を確保するため、二国間対話等の場を通じて、諸外国の競争を阻害する規制政策の是正等を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○トン数標準税制、国際船舶制度及び日本籍船化に係る手続き面の規制緩和の意見交換会の実施等により日本船舶・日本人船員の確保に取り組んでいます。なお、国際船舶制度のうち、登録免許税の特例措置について、令和4年(2022年)3月31日まで延長しました。(国土交通省)</p> <p>○先進船舶を対象を拡充した船舶の特別償却制度を令和元年(2019年)度より開始するとともに、環境負荷低減に資する船舶の買換特例制度の延長等により国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図っています。(国土交通省)</p> <p>○公平な競争環境の確保については、日米海事協議(8月)や日尼次官級会合(11月)を通じて関係国(米国、インドネシア)に対し保護主義的施策の是正・撤廃を求めるとともに、11月に開催された海運先進国間会合において各国と意見交換を行い、諸外国の競争を阻害する措置に対し共同で取り組むことを確認しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】外航日本船舶数、日本人外航船員数(国土交通省)</p> <p>・平成31年(2019年)3月末時点では、日本船舶・日本人船員確保計画の認定を受けた事業者7社合計で、日本船舶2549隻及び準日本船舶57隻となっているほか、外航日本人船員1,248人を確保しており、安定的な国際海上輸送の確保が図られています。</p>	<p>○引き続き、平成30年(2018年)度より対象を拡大した日本船舶・日本人船員確保計画等により、日本船舶及び日本人船員の確保に向けて取り組むとともに、日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図ります。(国土交通省)</p> <p>○公平な競争環境の確保に向け、国際会議や二国間対話等の場を通じて、引き続き諸外国の競争を阻害する保護主義的施策の是正等を推進します。(国土交通省)</p>
119	<p>○訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人とする政府目標の達成に向けて、外航旅客船を利用する外国人旅行者が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境整備等の推進に取り組む。(国土交通省)</p>	<p>○海事観光の推進に向けた取組の具体化について、海事関係業界や観光業界、経済団体等の様々な業界の関係者間で情報共有・意見交換を行うため、令和元年(2019年)6月に「海事観光推進協議会」を設立しました。さらに、海事観光の取組の加速化に向けた必要な環境整備の具体方策について検討・議論を行うため、同年10月、協議会の下にワーキンググループ(WG)を設置しました。(国土交通省)</p>	<p>○訪日外国人旅行者に対する外航旅客船の利便性増進を図るため、観光振興事業費補助金(公共交通利用環境の革新等事業)を活用して、3事業者による多言語対応やキャッシュレス決済対応に対して支援を行いました。(国土交通省)</p>	<p>○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年(2020年)5月末現在、国内の外航旅客船による旅客運送は休止されている状況です。事態の収束後に、外国人旅行者の利用を呼び戻すため、クルーズ船の安全・安心確保に関するガイドラインを策定するとともに、引き続き、事業者が実施する多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等への支援を行います。(国土交通省)</p>
イ 内航海運				
120	<p>○「内航未来創造プラン 一たぐましく 日本を支え 進化する」(平成29年6月国土交通省公表)に従い、目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の2点を軸として位置づけ、これらの実現に向け「内航海運事業者の事業基盤の強化」、「先進的な船舶等の開発・普及」及び「船員の安定的・効果的な確保・育成」の3つの視点から整理された具体的施策を、今後、関係者が連携して推進し、本プラン全体の指標(内航貨物船の平均総トン数(2015年度715トンから2025年度858トン)等)の達成状況を常に意識し、各施策について不断の見直しを図りつつ、その達成に向けて取り組む。(国土交通省)</p>	<p>○「内航未来創造プラン」において、目指すべき将来像の実現のため、以下のように取り組むべき具体的施策として提示された各施策の実現を推進しました。(国土交通省)</p> <p>・「内航海運事業者の事業基盤の強化」に係る施策である「登録船舶管理事業者制度」について、平成30年(2018年)4月よりその運用を開始し、令和2年(2020年)3月末時点で本制度に基づく登録事業者は26事業者となるとともに、登録事業者が登録を受けた業務を適切に遂行しているかどうかについて、自己及び第三者の評価を実施するため、評価事項や運用方法等の具体的内容等についてとりまとめを行いました。</p> <p>・令和元年(2019年)5月に「安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)」を開催しました。</p> <p>・「海運モーダルシフト大賞」表彰制度を創設し、令和2年(2020年)2月に表彰を実施しました。</p>	<p>【指標】内航船の平均総トン数(国土交通省)</p> <p>目標 令和7年(2025年) 858トン 平成30年(2018年) 747トン 平成28年(2016年) 712トン 基準 平成27年(2015年) 715トン</p> <p>【指標】内航船員一人・一時間当たりの輸送量(国土交通省)</p> <p>目標 令和7年(2025年) 4,542トンキロ 平成29年(2017年) 4,070トンキロ 平成28年(2016年) 4,191トンキロ 基準 平成27年(2015年) 3,882トンキロ</p> <p>【指標】産業基礎物資の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合(国土交通省)</p> <p>※基準(平成23年(2011年)～平成27年(2015年)の平均を100とした場合の指数)</p> <p>目標 令和7年(2025年) 105 平成30年(2018年) 99 平成28年(2016年) 103</p> <p>【指標】内航海運の総積載率(国土交通省)</p> <p>目標 令和7年(2025年) 44.5% 平成30年(2018年) 42.0% 平成28年(2016年) 41.7% 基準 平成27年(2015年) 42.6%</p> <p>【指標】海運によるモーダルシフト貨物輸送量(国土交通省)</p> <p>目標 令和12年(2030年) 410億トンキロ 平成29年(2017年) 351億トンキロ 平成27年(2015年) 340億トンキロ 基準 平成24年(2012年) 333億トンキロ</p>	<p>○「内航海運事業者の事業基盤の強化」に係る施策である「登録船舶管理事業者制度」について、船舶管理事業者の業務の情報や品質の「見える化」を図り、船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施を確保するため、自己及び第三者による評価の仕組みの構築に向けて取り組めます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
121	○地域住民の移動手段や観光立国推進等の観点から、不可欠な交通インフラである国内旅客船・フェリーについても、離島航路の維持・確保はもとより、訪日外国人旅行者を始めとした観光需要の取り込みによる旅客船事業の活性化及び利用者の利便向上を図るために必要な取組(船内Wi-Fiの整備)、「案内標識等の多言語化」等の導入を推進する。(国土交通省)	○訪日外国人旅行者の利便性向上のための受入環境整備に対する支援を行いました。(国土交通省) ○平成31年(2019年)4月、旅客船事業者によるインバウンド対応の好事例集を公表し、取組の共有を図りました。また、同年10月から令和2年(2020年)3月にかけて、フェリーとレンタカーを連携させた広域周遊ルートの達成に向けた調査事業を実施しました。(国土交通省) ○平成31年(2019年)4月にインバウンドを始めとする旅客需要が見込まれる観光航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」を創設しました。(国土交通省) ○航路情報のオープンデータ化及び航路の認知度向上を図るため、平成31年(2019年)4月に「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」をウェブサイト上で公表しました。さらに、本フォーマットの活用を促すため、令和2年(2020年)3月に入力方法を簡易化する等の改良を行うとともに、その入力解説動画をウェブサイト上で公開しました。(国土交通省)	○Wi-Fiの整備(4航路)及び案内標識等の多言語化(11航路)等に対する支援を行いました。(国土交通省) ○訪日外国人旅行者を始めとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者に悪影響を及ぼさないと認められる航路において、「インバウンド船旅振興制度」を創設し、旅客船事業における新規航路開設等の新サービス創設の支援を行いました(令和元年(2019年)度承認等実績:5件)。(国土交通省)	○引き続き、訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進するとともに、海事観光のポテンシャルを引き出す取組を推進することにより、旅客船事業の活性化及び利用者の利便向上を図っていきます。(国土交通省)
122	○安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。(国土交通省)	○経済安全保障の観点から、船舶法第3条ただし書に基づき、沿岸輸送特許を適切かつ厳格に運用し、カボタージュ制度の維持に努めています。(国土交通省)	○左に記載しました。	○経済安全保障の観点から、引き続き、カボタージュ制度を維持してまいります。(国土交通省)
ウ 海上輸送拠点の整備				
123	○コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめ」(平成26年1月)に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。(国土交通省)	○平成31年(2019年)3月に公表した「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」を踏まえ、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策に取り組んでいます。(国土交通省) ○令和元年(2019年)11月に、港湾法が改正され、国際戦略港湾の港湾運営会社の運営計画に、国際基幹航路に就航するコンテナ船の寄港回数の維持・増加に関する取組が明確に位置付けられ、国による情報の提供や指導・助言、国職員の派遣を可能とする規定が整備されました。(国土交通省) ○「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けたターミナルオペレーション最適化実証事業等の実施(平成30年(2018年)度～)及び遠隔操作RTGの導入促進のための支援(令和元年(2019年)度、補助制度創設)をしています(※施策番号941に関連記載あり)。(国土交通省)	【指標】国際コンテナ戦略港湾へ寄港する国際基幹航路の便数(国土交通省) ・令和元年(2019年)7月時点において、京浜港で北米航路のデイリー寄港、欧州航路の週2便、中南米航路・アフリカ航路・豪州航路の3方面週12便、阪神港で北米航路のデイリー寄港、欧州航路の週1便、アフリカ航路・豪州航路の2方面週5便を維持しています。	○平成31年(2019年)3月に公表した「最終とりまとめフォローアップ」を踏まえ、今後は、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るため、引き続き、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組を進めるとともに、令和2年(2020年)2月に施行された改正港湾法を踏まえ、国際基幹航路の運航便数の維持又は増加のため、官民一体となって取組を強化します。(国土交通省)
124	○資源・エネルギー等の安定的かつ効率的な海上輸送網の形成のため、国際バルク戦略港湾において大型船が入港できる岸壁等の整備を推進するとともに、企業間連携による大型船での共同輸送を促進する。(国土交通省)	○ばら積み貨物の安定的かつ効率的な輸入を確保するため、平成23年(2011年)5月に国際バルク戦略港湾として全国10港を選定し、港湾管理者と連携して民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立や、港湾間や企業間の連携について取組を進め、小名浜港、釧路港及び徳山下松港の3港を特定貨物輸入拠点港湾に指定しています。(国土交通省) ○令和元年(2019年)度は小名浜港、徳山下松港、水島港、志布志港において国際物流ターミナルの整備を行うとともに、釧路港国際物流ターミナルが供用されるなど、海上輸送ネットワークの拠点となる港湾において官民連携による輸入拠点としての機能の向上を図りました。(国土交通省) ○民間による高効率な荷役機械の整備等を促進するため、荷役機械等の取得に係る固定資産税等の税制特別措置を令和2年(2020年)度まで設けています。(国土交通省)	【指標】海上貨物輸送コスト低減効果(国土交通省) ・船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和2年(2020年)度までに海上輸送コスト低減効果5%(平成25年(2013年)度比)を目標として設定しており、平成28年(2017年)度実績値で2.6%の輸送コスト低減効果がありました。 ○輸入拠点としての効率的な運営体制等が整ったことから、令和元年(2019年)度までに小名浜港、釧路港及び徳山下松港の3港を特定貨物輸入拠点港湾に指定しました。(国土交通省) ○穀物の輸入拠点として、令和元年(2019年)度までに釧路港国際物流ターミナルが供用されました。(国土交通省)	○令和2年(2020年)度は、小名浜港、徳山下松港、水島港及び志布志港において国際物流ターミナルの整備を行うとともに、釧路港において民間事業者による埠頭運営を行い、海上輸送ネットワークの拠点となる港湾において官民連携による輸入拠点としての機能の向上を図ります。(国土交通省)
125	○国際的な船舶の排出ガス規制の強化が進展し、排出ガスのクリーンなLNGを燃料とする船舶の増大が見込まれている。我が国は、世界最大のLNG輸入国であり、既存のLNG基地が多数立地していることから、シンガポールと連携しつつ、アジアにおけるLNG/バンカリング拠点を我が国港湾に戦略的に形成する。これにより、我が国港湾へのコンテナ船、自動車専用船等の寄港を維持・拡大し、我が国経済の国際競争力の強化を図る。(国土交通省)	○平成30年(2018年)度よりLNG/バンカリングに必要な施設整備に対する補助制度を創設し、円滑な事業開始に向けて、引き続き、支援を行っています。(国土交通省)	○伊勢湾・三河湾及び東京湾において、令和2年(2020年)度中の供用開始を目指して、LNG/バンカリング船の建造及び運航準備が進められています。(国土交通省)	○引き続き、環境負荷の少ないLNG燃料船の普及を進めるとともに、我が国港湾へのコンテナ船等の寄港増加を図るため、世界トップの重油/バンカリング拠点であるシンガポール港を始め、諸外国港との連携を深めつつ、令和2年(2020年)度中に我が国港湾においてLNG/バンカリング拠点を形成するための支援を行います。(国土交通省)
126	○地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進する。(国土交通省)	○自動車専用船の大型化や完成自動車の輸出増加に対応するため、埠頭の再編・集約化と併せた港湾施設の整備を実施しています。また、高速道路ネットワークとの連携を考慮し、企業の新規立地や増産に直結する港湾施設の整備を実施しています。さらに、平成29年(2017年)度に創設した農水産物輸出促進基盤整備事業により輸出促進に資する港湾施設の整備を推進しています。(国土交通省)	○農水産物輸出促進基盤整備事業により輸出促進に資する港湾施設として屋根付き岸壁や冷凍・冷蔵コンテナの電源供給設備等の整備を推進しました。(国土交通省)	○引き続き、地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進します。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
127	○循環型社会構築の推進のため、リサイクルポートを活用した循環資源利用のさらなる拡大のための取組を進める。(国土交通省)	○静脈物流拠点の形成に向け、リサイクルポートにおける循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設の確保や運用等の改善を行っています。(国土交通省)	○民間企業や港湾管理者等で構成する「リサイクルポート推進協議会」等と連携し、循環資源の利用や災害廃棄物の広域処理等の課題について検討を行った。(国土交通省)	○リサイクルポートにおける循環資源の効率的な取扱いを支援するなど、リサイクルポートを活用した循環資源のさらなる拡大のための取組を進めていきます。(国土交通省)
128	○安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路について、国が一体的に開発、保全及び管理に取り組み。(国土交通省)	○我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路の開発、保全及び管理に取り組みました。(国土交通省)	○全国の15航路において、航路の開発、保全及び管理を行いました。(国土交通省)	○引き続き、安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、開発保全航路について国が一体的に開発、保全及び管理に取り組みます。(国土交通省)
2. 海洋の産業利用の促進 (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化				
ア 水産資源の適切な管理				
129	○国際的にみて遜色のないレベルでの国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、その基礎となる資源調査を抜本的に拡充し、資源評価の精度向上を図る。その際、関係省庁・機関が収集している水産資源に関連する海洋データについて、情報共有を図りつつ、積極的な活用を図る。また、資源評価を受託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構の役割を資源評価の独立性の観点から明確化するとともに、評価手法や結果の透明性の確保に努める。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)	<p>○国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、以下の取組を実施しました。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査船調査、漁船を活用したデータ収集体制の整備・拡充を図りました。 ・資源評価対象魚種の拡大に対応すべく、その基礎となる資源調査や、資源評価の精度向上のための手法の検討を進めています。また、資源評価対象魚種を令和5年(2023年)度までに200種程度に拡大することとしており、都道府県からの要望も踏まえ資源評価対象魚種を拡大しています。 ・資源評価の高度化の一環として、資源変動に影響を与える餌料環境等の海洋環境に関する各種情報の収集・活用手法の検討・開発や、ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報を迅速に収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けた実証を実施しています。また、環境DNA解析技術の開発を推進するとともに、市場から水揚げ情報を電子的に収集するための体制構築に向けた調査・検討を行いました。 ・調査で得られた海洋データについては、日本海洋データセンター(JODC)への提供、集約等を通じて、国内外の研究機関と連携して情報共有を図り、研究成果の公表など積極的な活用を推進しています。 ・資源調査・評価体制の強化の一環として、また、不漁対策のための資源変動メカニズム解明等のため、水産庁漁業調査船「開洋丸」を最新の水産資源・海洋調査が可能な調査船に代船建造します。 <p>○資源評価を受託実施している国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)では、資源評価の観点から独立性を確保するための新しい評価体制の検討や、評価手法及び結果の透明性を確保するためのピアレビュー法についての検討も進めています。また、資源評価に関する科学的議論を行う会議については、研究者のみの参加とするなど、議事録を公表することにより、その評価手法や結果の透明性の確保に努めています。(農林水産省)</p>	<p>【指標】資源評価が中位又は高位の水準にある水産資源(魚種・系群数)の割合(農林水産省)</p> <p>令和元年(2019年)度資源評価結果: 56.2% 平成30年(2018年)度資源評価結果: 51.2% 平成29年(2017年)度資源評価結果: 53.6%</p> <p>○50種87系群の資源評価を実施し、その成果である資源報告書を公表しました。(農林水産省)</p> <p>○資源評価対象魚種を67種へ拡大しました。(農林水産省)</p> <p>○高度な資源管理の実施に向け、優先的に検討を開始するマサバ・ゴマサバ・スケトウダラ・ホッケの4魚種7系群について、最大持続生産量(MSY)水準に基づく資源評価を実施し、資源管理目標案等を取りまとめ、公表しました。(農林水産省)</p> <p>○水産庁漁業調査船「開洋丸」の代船建造に着手しました。(農林水産省)</p> <p>○実証は全国20道府県で行われ、環境DNA解析技術の開発を推進するとともに、ICTを活用することにより、資源評価に必要な各種情報の迅速な収集が可能であることが判明しました。また、操業データを蓄積するためのデータベースを構築するとともに、水揚げデータを電子的に収集していくため、各地の市場において、データの保有状況、データの流通状況及びシステム導入状況等の現状調査を行い、令和2年(2020年)度以降の取組に向けて具体的なシステム構築のための課題等を把握しました。(農林水産省)</p>	<p>○令和元年(2019年)度の実証の結果を踏まえ、令和2年(2020年)度から、市場から水揚げ情報を電子的に収集するための体制構築に向けた実証・データベースの構築を開始するとともに、ICTを活用した操業情報の収集体制構築に向けて実証地域の拡大を図り、必要となる取組を推進します。併せてこれらの取組により収集したデータの連携により、資源評価や管理の高度化に資する取組の検討・実証を行います。資源評価対象魚種については、令和5年(2023年)度までに200種程度に拡大し、それ以降もデータの蓄積と資源評価精度の向上を図ります。(農林水産省)</p> <p>○水産研究・教育機構の資源研究部門を見直し、調査研究体制を強化するとともに、国際的にみて遜色のない水産資源の評価方法の導入により水産資源の維持・回復を図るため、資源評価対象魚種の拡大や資源評価の精度向上等を推進します。(農林水産省)</p> <p>○調査船調査、市場調査、海洋観測等を実施し、MSYを達成できる資源水準の算定や資源評価対象魚種の拡大を促進します。(農林水産省)</p>
130	○漁獲量や漁獲金額等が多い主要な資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。(農林水産省)	<p>○資源管理指針・計画体制及び太平洋クロマグロ資源管理体制の強化により資源管理を推進しました。太平洋クロマグロでは、国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守するとともに、平成30年(2018年)1月から開始された資源管理法に基づく総漁獲可能量(TAC)管理に取り組みました。また、数量配分の透明性を確保するため、水産政策審議会資源管理分科会に設置された「くろまぐろ部会」を開催しました。(農林水産省)</p> <p>○トラフグやキンメダイ等の広域資源では、水産庁も含め関係漁業者、都道府県等が参加する協議会等において管理目標を設定し、資源管理指針・計画体制のもと目標達成に向けた自主的管理措置が実施されるなど、効率的・効果的な推進を図りました。(農林水産省)</p>	<p>○クロマグロについては、沿岸・沖合・養殖の各漁業者の意見を踏まえつつ、令和元年(2019年)漁期以降数量配分の考え方をとりまとめ、その考え方に基づき、令和2年(2020年)漁期の管理のための基本計画を策定しました。(農林水産省)</p>	<p>○クロマグロについては依然として資源が低水準にあるものの回復基調にあることから、引き続き国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守し、資源を回復させるため、関係者の意見を踏まえつつ、適切な資源管理を進めていきます。(農林水産省)</p>
131	○主要水産資源ごとに、維持すべき水準(目標管理基準)や下回ってはならない水準(限界管理基準)といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。(農林水産省)	<p>○平成30年(2018年)12月14日に公布された「漁業法等の一部を改正する等の法律(以降、改正漁業法)」では、資源評価を行った水産資源について、MSYを達成する資源水準の値(目標管理基準値)と乱かくを未然に防止するための資源水準の値(限界管理基準値)を定めることが規定されました。(農林水産省)</p> <p>○これを受け、主要資源ごとの資源管理目標等の導入に向けて、新たな資源評価ルールや導入スケジュールの検討を進めるとともに、資源管理目標案を作成しました。(農林水産省)</p>	<p>○平成30年(2018年)12月に公布された改正漁業法に基づき、その施行に向けて、政省令案を作成し、パブリックコメントが実施されました。(農林水産省)</p> <p>○新たな資源管理システムの実施に向け、サバ類等4魚種7系群について、資源管理目標の案が公表され、優先的に検討が進められました。(農林水産省)</p> <p>○上記検討の結果、サバ類については、令和2年(2020年)漁期(7月1日～翌年6月30日)から、新たな資源管理システムを先行実施することとなりました。(農林水産省)</p>	<p>○主要水産資源の資源管理目標等の導入に向け、関係漁業者との議論を進めていきます。(農林水産省)</p>
132	○沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合った形で、可能な限りIQ(個別割当)方式を活用する。(農林水産省)	<p>○平成30年(2018年)12月14日に公布された改正漁業法では、漁獲量の管理はIQにより行うことを基本とする旨が規定されており、準備が整った漁業・海域から、順次、IQを導入することとしました。(農林水産省)</p>	<p>○また、スケトウダラについては、新たな資源評価ルールに基づき、令和2年(2020年)漁期(4月1日～翌年3月31日)のTACの数量が決定されました。(農林水産省)</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
133	○遠洋・沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化につながる制度に見直す。(農林水産省)	○漁船の大型化に当たっては、漁業構造改革総合対策等の枠組により、試験操業を実施し、漁獲能力が向上していないことを個別の案件ごとに確認するなど、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら進めています。(農林水産省)	○平成30年(2018年)度、漁業構造改革総合対策事業中央協議会において漁船の大型化を含む計画が8件認定されましたが、令和元年(2019年)度は、漁船の大型化を含む計画の認定はありませんでした。(農林水産省)	○引き続き、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら漁船の大型化等による生産性の向上の取組を進めていきます。(農林水産省)
134	○太平洋クロマグロについては、資源の回復を着実に図るための制度・体制の充実に取り組むとともに、ニホンウナギ、ナマコ等を含む沿岸域の密漁については、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海上保安庁及び流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携を図る。また、資源管理措置の遵守を担保するため、取締体制の強化や海上保安庁等との連携を通じた取締りの重点化・効率化を図る。(農林水産省)	○太平洋クロマグロについて、平成30年(2018年)1月から開始された、資源管理法に基づくTAC管理に取り組みました。また、悪質・巧妙化する密漁について、都道府県担当者が参加する改正漁業法に係る会議を開催し、各都道府県の取締状況等を踏まえて意見交換を行うなど、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、海上保安庁や警察、関係都道府県と連携し、効果的な取締手法の検討や合同取締り等に取り組みました。(農林水産省) ○漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻及び大型化等の漁業取締能力の向上を進め、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました(※施策番号3と同じ)。(農林水産省)	○平成30年(2018年)12月に公布された改正漁業法により、全国で組織的かつ悪質な密漁の対象となっているナマコ等の特定の水産動植物を採捕する者への罰則を新設するなど、密漁対策のための罰則が強化されました。(農林水産省)	○罰則強化による抑止効果を最大限活かすためにも、都道府県、警察、海上保安庁等の関係者が緊密に連携し、情報共有、漁業取締りの強化を行うなど、総合的な密漁対策を推進します。(農林水産省)
135	○商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会のあり方に関する議論を関係国と進めるとともに、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」(平成29年法律第76号)に基づき、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。(農林水産省)	○我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、令和元年(2019年)7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開しました。(農林水産省) ○再開された捕鯨業が円滑に実施されるよう、漁場探索等を支援する実証事業の実施、鯨類資源に悪影響を及ぼすことのない捕獲枠の設定、沿岸漁業・観光業との調整、北西太平洋と南極海での鯨類科学調査を行いました。(農林水産省) ○引き続き、関係省庁と連携しつつ、捕鯨業に関する我が国の立場につき、関係国に対して粘り強く説明するとともに、水産資源の持続可能な利用を支持する国々との連携強化等に取り組ましました。(農林水産省)	○再開された大型鯨類を対象とした捕鯨業は、設定された捕獲枠を概ね消化し、市場でも御祝儀相場がつくなど好意的に受け入れられました。(農林水産省) (参考) 令和元年(2019年) 捕獲枠 捕獲実績 ミンクジラ 53頭 44頭 イワシクジラ 25頭 25頭 ニタリクジラ 187頭 187頭	○安定的な捕鯨業が実施可能な捕獲枠を設定するため、「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律(※)」に基づき、引き続き科学調査(北西太平洋及び南極海での非致死的研究調査・北西太平洋での国際捕鯨委員会(IWC)との共同調査・捕鯨業からの科学データの収集)を行います。(農林水産省) ※大型鯨類を対象とした捕鯨業の再開を受け、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第73号)が参議院の議員立法として成立し令和元年(2019年)12月11日に公布・施行されました。この改正により、名称が「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」に改められるとともに、鯨類科学調査については、捕獲を伴うもの位置付けを変更した上で、捕鯨業の適切な実施等を確保するために引き続き重要な役割を担うものとして、実施体制を整備すること、捕鯨業について、科学的知見に基づき適切に行われることを明確にするとともに、円滑な実施に必要な措置がとられるようにすること等とされました。
イ 水産業の成長産業化				
136	○多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給や持続可能な収益性の高い操業体制への転換等の課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体として位置づけることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。(農林水産省)	○水産業の体質を強化し、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るため、環太平洋パートナーシップ(TPP)対策として水産業競争力強化緊急事業により広域浜プランに基づくリース漁船・機器導入等を支援するとともに、漁業構造改革総合対策事業により、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。(農林水産省)	○水産業競争力強化緊急事業については、平成28年(2016年)から令和2年(2020年)までに1経営体当たりの生産額を10%以上向上を目指して取り組んでいます(基金事業として実施)。(農林水産省) ○高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組支援(農林水産省) 令和元年(2019年)度 51件 平成30年(2018年)度 58件	○平成30年(2018年)12月に成立した改正漁業法に基づき、所要の政省令の制定等を行い、水産業の成長産業化を推進していきます(以下の項目に共通する事項)。(農林水産省)
137	○資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗(我が国漁業生産額のおおむね9割に相当)を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。(農林水産省)	○計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、その取組を支えるため、漁業共済の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合に補てんすることにより漁業経営の安定化を図りました。(農林水産省)	○令和4年(2022年)度までに、漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合を令和4年(2022年)度までに90%にすることを目標としています。この目標値の達成状況は、平成28年(2016年)度で69%、平成29年(2017年)度で70%、平成30年(2018年)度で74%と着実に伸びています。(農林水産省)	○水産改革による新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化・法制化を図ることとしています。(農林水産省)
138	○各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確化し、それを克服し所得向上や競争力強化を示す具体的な行動計画である「浜の活力再生プラン」の実施により各浜の漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す。その実施に当たっては、所得の向上に向けて着実にPDCAサイクルを回していくことが重要であり、優良事例や取組に当たった課題を浜にフィードバックする。(農林水産省)	○「浜の活力再生プラン」の策定を推進するとともに、令和元年(2019年)度で終期を迎えるプランについて、今期の取組を評価した上で、第2期浜プランへの更新を進めています。また、優良事例の全国への展開を図るため、事例紹介を行うブロック会議を5か所で開催するとともに、特に優れた事例について農林水産大臣賞等の表彰を行いました。(農林水産省)	【指標】浜プランに基づき各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合(農林水産省) 令和元年(2019年)度 58% 平成30年(2018年)度 66% 平成29年(2017年)度 68% ○令和元年(2019年)12月現在で合計640のプランが策定(うち318プランは第2期へ更新)され、取組実施中です。(農林水産省)	○第1期目の浜プランの終期を迎える地区については、PDCAサイクルのもと、第2期への更新を推進していきます。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
139	○漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、企業と「浜」との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討する。(農林水産省)	○漁村地域における企業誘致等の情報提供や漁村地域と参入企業等とのマッチングを支援するとともに、漁業への参入を希望する企業等に対する情報提供プラットフォームを新たに設置しました。(農林水産省)		○漁村地域における企業誘致等の情報提供や漁村地域と参入企業等とのマッチングを支援します。(農林水産省)
140	○漁船の高齢化による生産性の低下等が問題となっており、高性能化、安全性の向上等が必要となっている。造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う。(農林水産省)	○高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体における長期代船建造計画の策定を支援しました。また、漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援しました。(農林水産省)	○漁業構造改革総合対策事業において、長期代船建造計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組5件を支援しました。(農林水産省)	○漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援します。(農林水産省)
141	○漁船等における居住環境の改善のため、高速インターネットや大容量データ通信等が可能となる高速通信の整備について、関係省庁等が連携して、効率的な普及に向けた検討を行う。(総務省、農林水産省、国土交通省)	○海上ブロードバンドの普及に向け、平成30年(2018年)3月に総務省、水産庁及び国土交通省の3省庁により取りまとめた「海上における高速通信の普及に向けて(最終報告)」に基づき、水産関係者等に対して説明会を通じた情報提供を行うなど、普及啓発に取り組みしました。(総務省、農林水産省、国土交通省)	○令和元年(2019年)8月に、海運・水産・通信関係者への説明を実施しました。(総務省、農林水産省、国土交通省)	○引き続き、海運・水産関係者等に対して説明会等を通じて普及啓発等に取り組みします。(総務省、農林水産省、国土交通省)
ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進				
142	○現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、品質・衛生管理の強化、情報通信技術の活用、トレーサビリティの取組など、国として、水産物の取引や物流のあり方を総合的に検討する。(農林水産省)	○水産物の輸出拡大に向けたフードチェーン全体での輸出体制の強化のため、輸出向け施設の認定に必要となる衛生管理に関する研修や現地指導等を行う取組に対して支援するとともに、水産物の輸出促進に資するためのEU及び米国が輸出水産物について求めるトレーサビリティを推進する取組の実証に対して支援しました。あわせて、価格形成力の強化や取扱量の増大、品質の向上等による産地水産物の競争力強化に向け、産地市場の統合を進めるための調査・分析を行いました。(農林水産省)	○水産加工施設等にかかる対EU輸出認定施設及び対米輸出認定施設は、平成30年(2018年)度末の474件から令和元年(2019年)度末で529件に増加しており、引き続き、輸出体制の強化のための取組を支援します。(農林水産省) ○平成30年(2018年)6月に「輸出のための水産物トレーサビリティ導入ガイドライン」を策定・公表するとともに、同ガイドラインに基づく実証の取組に対して支援を実施しました。(農林水産省)	○引き続き、輸出体制の強化のための取組を支援します。(農林水産省)
143	○海外市場の拡大のため、日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進に取り組むとともに、HACCP認定施設数の増加を図るため、水産加工施設の改修、研修会、現地指導等に対し支援を行うなど、輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組を行う。(農林水産省)	○令和元年(2019年)末までに水産物の輸出額を3,500億円に到達させる目標を達成するため、輸出先国が求めるHACCP基準に対応するための水産加工施設の改修等に対する補助、輸出先国が求める品質・衛生基準への適合に必要な機器整備に対する補助等を行いました。また、福島第一原発事故に伴う放射性物質関係の輸入規制に対する撤廃・緩和の働きかけを行うなど、輸出環境の整備に取り組みました。(農林水産省)	○令和元年(2019年)の水産物輸出額は2,873億円となっており、引き続き、令和2年(2020年)以降の水産物輸出3,500億円目標の達成に向け、様々な支援策を継続します。また、放射性物質関係の輸入規制について、水産物に対し何らかの規制を設けている国・地域の数は、事故後の53から18(令和2年(2020年)3月31日現在)にまで減少しました。(農林水産省)	○引き続き、海外市場の拡大を図るため、早期に成果が見込める販売促進活動を支援するとともに、輸出先国・地域の基準に対応するための水産加工・流通施設の改修、研修会及び現地指導等や輸出先国が求める衛生条件等への対応に必要な調査等に対し支援を行うなど、輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組を行います。(農林水産省)
エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備				
144	○我が国水産業の基盤整備における課題に的確に対応する観点から、重点的に取り組むべき4つの課題として、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を掲げ、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進する。(農林水産省)	○水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上について、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための対策を行いました。(農林水産省) ○豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備について、漁場環境の変化に対応した水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げのための対策を行いました。(農林水産省) ○大規模自然災害に備えた対応力強化について、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農林水産省) ○漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出について、漁港ストックの適切な維持・更新や整備と併せ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等を推進し、漁村のにぎわいの創出のための対策を行いました。(農林水産省)	○平成30年(2018年)度の関連する指標(括弧内は平成29年(2017年)度)(農林水産省) ・流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合 33%(27%) ・水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出する整備海域数 24海域(23海域) ・防災拠点漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合 16%(15%) ・流通拠点漁港及び生産拠点漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合 57%(52%)	○引き続き、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給と輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための漁港等の機能向上、漁場環境の変化に対応した水産環境整備による海域全体の生産力の底上げ、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備えて国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策、漁港ストックの適切な維持・更新や整備、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等の推進に総合的に取り組みます。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進				
145	○国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等の、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。(農林水産省)	○水産多面的機能発揮対策事業により、水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対して交付金を交付することを通じて、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練等を支援しました。(農林水産省)	○水産多面的機能発揮対策事業による国境監視活動や海難救助訓練を行う漁業者等で構成される活動組織数は約200組織です。(農林水産省)	○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う国境監視活動や海難救助訓練の活動を支援します。(農林水産省)
146	○国境監視に関しては、「海洋の安全保障の強化の基盤となる施策」である「MDA体制の確立」の一環として、漁業者からの情報提供を受けるなど民間機関との連携を強化する。(農林水産省)			
カ 漁業・漁村の活性化を支える取組				
147	○生態系の構成要素であり、限りあるものである水産資源の持続的な利用を確保し、水産業の健全な発展を図るため、資源調査の高度化や漁業・養殖業の競争力強化等の課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を効率的に推進する。(農林水産省)	○クロマグロ養殖の人工種苗への転換促進のため、早期採卵技術の開発及び摂餌特性に応じた給餌方法の開発に取り組みました。また、赤潮による漁業被害を軽減するため、赤潮発生予察等の技術を開発することを目的とし、海中の微生物の遺伝子情報や気象パラメータなどの各種データの集積と解析を進めるとともに、養殖現場での実証に取り組みました。(農林水産省) ○水産研究・教育機構においては、調査船などを用いた資源調査の高度化のための研究課題を推進し、漁業・養殖業の競争力強化等のため資源調査や飼育実験などを実施し、水産資源の生態的特性等科学的な情報の収集を行いました。(農林水産省)	○クロマグロについては早期成熟・産卵誘導のための新たな日長・水温条件で早期採卵に成功し、その卵から得られた人工種苗の飼育実験を開始しました。赤潮発生予測技術については、開発したモデルを養殖現場に適用して予測精度を検証しています。(農林水産省) ○水産政策の改革に基づく資源評価手法と評価対応魚種の拡大に関する検討を進め、国際的にみて選色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法のために、令和2年(2020年)度から実施する新しい資源評価に導入する解析手法を構築し、速やかに実運用に移行する予定です。(農林水産省)	○クロマグロについては、早期産卵誘導によって得られた人工種苗を用いた養殖システムの開発を進めます。赤潮発生予測技術については、赤潮発生現場海域でビックデータ解析による予測モデルを用いた赤潮短期予測技術の実用化を図ります。(農林水産省)
148	○海洋への理解増進、海洋教育の推進に資する海との触れ合いや新鮮な水産物を食することができるという機会を観光資源として積極的に活用し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、ソフト・ハードの取組を一体的に支援する。(農林水産省)	○農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、自治体や漁業等を対象に取組状況の説明を実施するとともに、農山漁村振興交付金により、観光コンテンツの磨き上げや遊休施設を活用した宿泊施設の整備などソフト・ハードの取組を一体的に支援しました。(農林水産省)	○令和元年(2019)度は、新たに漁業地域を中心とした取組を25か所(平成30年(2018)度は23か所)で支援を実施しました。(農林水産省)	○令和2年(2020)度は引き続き、取組地域の増大と質の向上を推進します。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
3. 海洋環境の維持・保全 (1) 海洋環境の保全等				
ア 生物多様性の確保等の推進				
149	OSDGs、生物多様性条約(CBD)等の国際約束、国連持続可能な開発会議(RIO+20)成果文書等を適切に実施するため、「生物多様性国家戦略2012-2020」等に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を実施する。(外務省、環境省)	○生物多様性国家戦略2012-2020等に従い、国際的な枠組の下、愛知目標等の達成に向けて、海洋保護区の適切な設定、気候変動・海洋酸性化への対応、海洋ごみへの対応等に取り組みました。(外務省、環境省)	○具体的な成果等は、施策番号150～157に記載しました。	○具体的内容については、施策番号150～157に記載しました。
① 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進				
150	○「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省公表)を踏まえ、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、また、気候変動の影響への適応策としての重要性も念頭に置き、関係省庁が連携し、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」(平成23年3月環境省策定)も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する。(農林水産省、環境省)	○平成28年(2016年)に環境省が公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を踏まえ、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、関係省庁で沖合の海底の自然環境の保全を図るための海洋保護区制度の検討・設計を行い、平成31年(2019年)4月、自然環境保全法の一部を改正し、「沖合海底自然環境保全地域」の指定制度を創設しました。(農林水産省、経済産業省、環境省)	【指標】海洋保護区の設定面積・割合(農林水産省、環境省) ・我が国管轄権内水域における海洋保護区の割合は、令和2年(2020年)3月現時点で8.3%です。 ○自然環境保全法の一部改正を踏まえ、関係省庁の整備のほか自然環境基本方針を改正し、令和2年(2020年)4月に施行します。(環境省)	○令和2年(2020年)までに、海洋保護区の割合が10%に達するように沖合海底自然環境保全地域の指定を行います。その後は、情報収集・モニタリングも含めた保護管理を推進します。(環境省)
151	○これまで設定が進んでいない沖合について、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な設定のあり方について検討を行い、その結果を10%の目標達成に活かして、海洋保護区の設定に関係省庁が連携して取り組む。(農林水産省、環境省)		○中央環境審議会で答申のあった小笠原方面の沖合海域を、令和2年(2020年)内に沖合海底自然環境保全地域に指定することで、海洋保護区の割合10%を達成できる見込みです。(環境省)	
152	○海洋保護区の設定を推進するとともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的充実にも重点を置いて取り組むこととし、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進する。(農林水産省、環境省)	○海洋保護区における適切な水産資源の管理に資するため、平成28年(2016年)度から5か年計画で既存の海洋保護区においてとられた管理による、食料や観賞魚となる水産資源などの生態系サービスへの影響の検証を進めています。また、平成30年(2018年)度からは、国内外の優良事例についての管理実態や有効性に関する情報収集等の取組を行っています。(農林水産省、環境省)	○石西礁湖(沖縄県)において、国立公園、共同漁業権区域といった個別の海洋保護区に着目し、サンゴ礁の白化が起こる前後で生態系サービスがどの程度変化したかを定量的に評価しました。(環境省)	○生態系サービスの検証は令和2年(2020年)度まで継続します。(環境省)
153	○海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るとする基本認識の下、漁業者等への海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。(農林水産省)	○総合海洋政策推進本部参与会議の下に「海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に関するスタディグループ(SG)」が設置され、海洋保護区の面的及び質的な拡充に関する今後の海洋保護区政策のあり方を研究しました。(内閣府) ○漁業関係団体等への説明会や国際イベントの場を通じ、海洋保護区設定の必要性の浸透など、国内外における理解促進を図りました。(農林水産省、環境省)	○「海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に関するSG」の成果を報告書としてとりまとめています。(内閣府) ○国内の先進事例である対馬市海洋保護区の視察・聞き取り調査を行い、海洋保護区の推進のための知見を得るとともに、海洋保護区の管理についての助言を行いました。(農林水産省)	○国内外の優良事例における具体的な管理措置や有効性、及びその検証方法の情報収集・分析等を進め、設定した海洋保護区の管理の質的充実策の検討を進めています。(農林水産省)
② 脆弱な生態系の保全への取組				
154	○サンゴ礁、藻場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、マングローブ林等に形成される生態系は、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化等の影響を受けて、脆弱性が高まっており、また、これらの生態系は、生物多様性の確保や水産資源を含む多様な生物の生息・生育の場として重要な機能を有していることから、そうした場の衰退要因を的確に把握しつつ、その保全や再生に向けて積極的に取り組む。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○青森港、阪南港(大阪府)等において、港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全などを行ったほか、各地の漁業者等が行う藻場・干潟の造成・保全と併せたウニ、アイゴ等の害害生物の駆除や海藻類の移植等の取組を支援しました。(国土交通省、農林水産省) ○西表石垣国立公園(沖縄県)において、白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。(環境省)	【指標】保全や再生に取り組んだ箇所・面積など ・藻場・干潟が衰退している海域のうち、総合的な回復対策を行う海域数は平成30年(2018年)度は20海域(平成29年(2017年)度は14海域)です。(農林水産省) ・水産多面的機能発揮対策事業による藻場・干潟等の保全活動組織数は令和2年(2020年)3月末現在、約760組織(平成31年(2019年)3月末は約630組織)です。(農林水産省) ・西表石垣国立公園におけるサンゴ群集の調査及び保全・再生に取り組みました。(環境省)	○藻場・干潟に関しては、各海域ごとの環境及び衰退要因に的確に対応した形で、ハード・ソフト施策が一体となった対策を引き続き実施していきます。(農林水産省) ○サンゴ礁に関しては、過年度に実施したモニタリング調査及び群集修復事業の結果を踏まえ、令和元年(2019年)度に石西礁湖自然再生事業の実施計画の改定を行いました。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項												
155	<p>○サンゴ礁においては、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」(平成28年3月環境省策定)及び「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」(平成29年4月サンゴ大規模白化緊急対策会議取りまとめ)に基づき、サンゴ礁生態系の回復のための人為的圧力の低減を始めとした適応策の実施に取り組むとともに、その劣化の状況を把握するためのモニタリングを推進し、その成果も適応策に活かしていく。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」や「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を踏まえ、サンゴ礁生態系の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が主体となって取り組む体制を構築するためのモデル事業を3か所で実施しました。(環境省)</p> <p>○沖縄県や鹿児島県における農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止するため、水質保全対策事業(耕土流出防止施設整備)により、承水路や沈砂池等の整備、勾配抑制、グリーンベルト等の植生保護を実施しました。(農林水産省)</p> <p>○サンゴ礁の現状把握として、モニタリングサイト1000のサンゴ礁調査(23か所)において、サンゴ被度、白化率、物理環境などのモニタリング調査を実施し、結果を公表するとともに、浅海域生態系現況把握調査において、奄美大島、喜界島及び徳島の周辺海域でサンゴ礁の分布域を把握しました。また、サンゴ礁生態系保全の取組状況を把握するための関係省庁・関係自治体・専門家の参加したサンゴ礁生態系保全行動計画のフォローアップ会議を11月に開催しました(※施策番号272に関連記載あり)。(環境省)</p>	<p>【指標】保全や再生に取り組んだ箇所数・面積など</p> <p>・水質保全対策事業に関しては、沖縄県策定の沖縄21世紀農林水産業振興計画における整備目標面積8,800ha(令和3年(2021年)度)に対し、令和元年(2019年)度末で6,341ha(進捗率72.1%)の整備済面積となっています。(農林水産省)</p> <p>・サンゴ礁生態系保全行動計画に基づくモデル事業を、与論島、石垣島、喜界島の3地域にて実施しました。(環境省)</p>	<p>○水質保全対策事業に関しては、令和3年(2021年)度末の目標面積の整備完了に向け、事業を進めます。(農林水産省)</p>												
156	<p>○希少動植物の保全のための基礎的な資料であるレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)について、関係省庁が連携し、レッドリストの統合や対象種の拡充を検討しつつ、改訂作業を進める。(農林水産省、環境省)</p>	<p>○環境省では、平成30年(2018年)度に取りまとめた環境省レッドリストの統合方針に基づき、令和元年(2019年)度から環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト(陸域のレッドリスト)の評価体制を統合しました。また、水産庁と連携し、海域の生物も含めた国内の野生生物の絶滅のおそれを評価するための手引を作成するとともに、この手引を用いた環境省と水産庁によるレッドリストの評価体制を構築しました。(農林水産省、環境省)</p>	<p>【指標】環境省レッドリストに基づく種の絶滅危険度の傾向を示す数値(環境省)</p> <p>・平成31年(2019年)1月に公表した第4次レッドリストの第4回改訂版となる「環境省レッドリスト2019」では、絶滅危惧種は3,676種となり、環境省版海洋生物レッドリストに掲載された絶滅危惧種56種を加えると3,732種となっています(第3回改訂版から1種の増)。</p> <p>○絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価の手引を策定しました。(環境省)</p>	<p>○絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価の手引に基づき、今後第5次環境省レッドリスト策定に向けた作業を実施予定です。(環境省)</p>												
③ 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進																
157	<p>○国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用の重要性に鑑み、新協定の作成に係る政府間会議等の議論に積極的に参加していく。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)</p>	<p>○BBNJの保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けて、関係省庁間で日本の基本的な考え方を整理の上、第2回政府間会合及び第3回政府間会合に臨み、議論に積極的に参加しています。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等)</p>	<p>○当初、令和2年(2020年)3月末～4月に予定されていた第4回会合は延期されました。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等)</p>	<p>○関係省庁で対応方針を協議し、適切に対処します。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等)</p>												
イ 気候変動・海洋酸性化への対応																
158	<p>○海水温上昇、海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響を的確に把握するため、海洋における観測・監視を継続的に実施する。また、気候変動及びその影響の予測・評価に関する取組を進めるとともに、海洋における適応策に関する各種取組を実施する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○海洋環境や海洋生態系に対する影響把握のため、次の観測・監視を行うとともに、日本海洋データセンター(JODC)に集積して情報共有を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)及び都道府県水産試験研究機関等の調査船による我が国周辺水域や外洋域における水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査(農林水産省) ・水産研究・教育機構の調査船による我が国周辺海域の定線調査(農林水産省) ・地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動や海水温上昇を把握するための北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測(文部科学省、国土交通省) <p>○気候変動及びその影響の予測・評価、海洋における適応策に関して、次の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用した、気候変動の予測技術等の高度化による、気候変動に起因した多様なリスク管理に必要な基盤的情報の創出及び、高潮や海岸被害等の気候変動影響や、適応策の効果の評価等を総合的に行う技術の地方公共団体等との共同・研究開発(文部科学省) ・国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いた、全球の海洋に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び太平洋域における海洋酸性化に関する情報の公開(文部科学省、国土交通省) ・多様な特性を持つ天然・養殖ワカメの交雑により優良な特性(特に育苗期の高温耐性)を持つ株を作出するための調査(農林水産省) ・「適応策評価のための気候変動に伴う沿岸環境急変現象の変動と影響評価モデル開発」の課題への取組(農林水産省) ・北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測データを基にした、代表的定線における、大気及び表面海水中の二酸化炭素の長期変化、海洋内部への二酸化炭素蓄積量の変化、さらに海洋酸性化の進行等の解析結果の公開(国土交通省) 	<p>【指標】海洋産業からの温暖化ガス排出量(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ漁船への転換による温室効果ガス排出削減量 <table border="1" data-bbox="1220 877 1478 933"> <tr> <td>平成30年(2018年)度</td> <td>0.93万トンCO₂</td> </tr> <tr> <td>平成29年(2017年)度</td> <td>0.95万トンCO₂</td> </tr> <tr> <td>平成28年(2016年)度</td> <td>1.0万トンCO₂</td> </tr> </table> <p>【指標】アルゴフロートや船舶観測等による鉛直プロファイル数(文部科学省、国土交通省)</p> <table border="1" data-bbox="1220 981 1489 1045"> <tr> <td>令和元年(2019年)度</td> <td>11,424プロファイル</td> </tr> <tr> <td>平成30年(2018年)度</td> <td>8,803プロファイル</td> </tr> <tr> <td>平成29年(2017年)度</td> <td>9,590プロファイル</td> </tr> </table> <p>※施策番号224に関連記載あり</p> <p>○黒潮および親潮を横断する定線調査、さらにはオホーツク海・日本海・東シナ海での調査を複数回実施し、我が国周辺の海洋及び生態系に関する海洋環境情報を「漁海況予報1」として計23回公開しました。(農林水産省)</p> <p>○ワカメの高温耐性株を作出し、養殖試験により大幅な成長改善を確認しました(農林水産省)。</p> <p>○日本沿岸における急潮の発生頻度、時期及び期間について将来予測を実施し、結果を国立研究開発法人 国立環境研究所の気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)に提供しました(農林水産省)。</p> <p>○海洋気象観測船やアルゴフロート等による観測データをもとに海洋貯熱量を評価した結果、1990年代半ば以降、貯熱量の増加が加速しており、2019年(令和元年)時点の貯熱量は1955年以降で過去最大となっていることがわかりました。(国土交通省)</p>	平成30年(2018年)度	0.93万トンCO ₂	平成29年(2017年)度	0.95万トンCO ₂	平成28年(2016年)度	1.0万トンCO ₂	令和元年(2019年)度	11,424プロファイル	平成30年(2018年)度	8,803プロファイル	平成29年(2017年)度	9,590プロファイル	<p>○令和2年(2020年)の気候変動影響評価に向け、知見の蓄積に努めます。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>
平成30年(2018年)度	0.93万トンCO ₂															
平成29年(2017年)度	0.95万トンCO ₂															
平成28年(2016年)度	1.0万トンCO ₂															
令和元年(2019年)度	11,424プロファイル															
平成30年(2018年)度	8,803プロファイル															
平成29年(2017年)度	9,590プロファイル															

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
159	○海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指すとともに、効率的な海洋観測の実現のため、観測の自動化技術の開発向上に取り組むとともに、その国際標準化に取り組む。(文部科学省、国土交通省)	○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます。(文部科学省)	○パラオ共和国において、小型船を利用した投入と回収を行う事で、ウェーブライダーによる表層海洋と海上気象の長期観測に関する要素開発を行いました。(文部科学省)	○表層グライダー等の実用化及び自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発を行い、海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指していきます。(文部科学省)
160	○「気候変動の影響への適応計画」において、おおむね5年程度を目途に気候変動の影響の評価を実施するとされていること等を踏まえ、気候変動及びその影響に関する新たな知見の蓄積に努め、気候変動影響評価にその知見を反映する。(環境省)	○平成30年(2018年)12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく気候変動影響評価を令和2年(2020年)を目途に実施すべく、各分野の気候変動及びその影響に関する知見の収集を行っています。(環境省)	○次期気候変動影響評価を令和2年(2020年)に実施するため、気候変動影響評価報告書案の執筆作業を開始しました。(環境省) ○気候変動適応情報プラットフォームにおいて、気象庁が作成する地球温暖化予測情報第9巻の情報を追加しました。また、最新の研究成果や先進的な取組を行っている自治体及び企業の事例を新たに追加しました。(環境省)	○引き続き、知見の収集と情報発信に取り組みます。(環境省)
161	○海洋における気候変動及びその影響についての情報を含め、様々な気候リスク情報を集約し、各主体の適応の取組を支える情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」を充実させる。(環境省)	○気候変動適応情報プラットフォームにおいて、将来の気候変動及びその影響に関する情報や先進的な取組紹介等の情報を充実させました。(環境省)		
162	○脆弱な生態系が海水温上昇、海洋酸性化等により深刻な状況にあることを踏まえ、パリ協定の目標達成に向けた気候変動の緩和の取組を実施する。(環境省)	○パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています。(環境省) ○パリ協定を踏まえ、令和元年(2019年)6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定しました。(環境省)	○平成30年(2018年)度の温室効果ガス総排出量は、約12億4,000万トンCO ₂ となりました(確報値)。平成29年(2017年)度の総排出量(12億9,100万トンCO ₂)と比べて3.9%減少、平成25年(2013年)度の総排出量(14億1,000万トンCO ₂)と比べて12.0%減少となりました。(環境省)	○地球温暖化対策計画について、必要に応じて3年ごとに見直すこととなっていることから、見直しの検討を進めています。(環境省) ○長期戦略については、6年程度を目安としつつ、柔軟に検討を加えるとともに、必要に応じて見直しを行うこととしています。(環境省)
163	○温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルールの策定、船舶の省エネ技術の実証やIoTの活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進、二酸化炭素吸収源拡大対策等を通じた「カーボンフットプリント」の実現、LNG燃料船の普及やLNGバンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。(国土交通省)	○国際海事機関(IMO)が策定した温室効果ガス排出削減目標(国際海運全体で①2030年までに平均燃費40%改善、②2050年までに総排出量50%削減、③今世紀中早期にゼロ排出)達成に向け、平成30年(2018年)に産学官公で立ち上げた「国際海運ゼロエミッションプロジェクト」において、次の取組を行いました(※施策番号314~316に関連記載あり)。 ・2030年目標達成のための方策として、平成25年(2013年)に発効した新造船の燃費性能規制の強化策を取りまとめ、令和元年(2019年)5月にIMOで合意に導いたほか、新たな国際枠組として就航済み船舶の燃費性能規制案を取りまとめ、IMOに提案しました。 ・2050年以降の目標達成のため、革新的省エネ・脱炭素技術の開発・普及の方向性や課題等をとりまとめたロードマップを策定しました。(国土交通省) ○船舶における環境負荷の低減として、次の取組を行いました(※施策番号90と同じ)。 ・国土交通省と経済産業省が連携した「貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業)」による、革新的省エネ技術のハード対策と、運航計画や配船計画の最適化等によるソフト対策を組み合わせた省エネ船舶の省エネ効果の実証(国土交通省、経済産業省) ・国土交通省と環境省が連携した「代替燃料活用による船舶からのCO ₂ 排出削減対策モデル事業」を活用し、LNG燃料船の実運航時のCO ₂ 排出削減の最大化を図る技術実証の実施(国土交通省、環境省) ○港湾における環境負荷の低減として、国土交通省と環境省が連携し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、次の取組を実施しました。(国土交通省、環境省) ・静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化の推進による、低炭素化社会と循環型社会の統合的実現に向けた取組 ・IoT機器等を活用した、港湾内及びその背後圏を走行するシャーン的位置等の情報の共有化を図るシステムの新たな導入並びにマルチコンテナシャーン等の導入促進に向けた取組 ○平成30年(2018年)度よりLNGバンカリングに必要な施設整備に対する補助制度を創設し、円滑な事業開始に向けて、引き続き、支援を行っています(※施策番号125と同じ)。(国土交通省)	○令和元年(2019年)度は「港湾におけるIoTを活用した低炭素化促進事業」として、2件を実施しました。(国土交通省) ○伊勢湾・三河湾及び東京湾において、令和2年(2020年)度中の供用開始を目指して、LNGバンカリング船の建造及び運航準備が進められています(※施策番号125と同じ)。(国土交通省)	○IMOに提案した規制案の早期実現に向け、引き続き積極的に国際交渉に取り組めます。(国土交通省) ○策定したロードマップに従い、ゼロエミッション船の実現に向けて必要な取組を推進します。(国土交通省) ○引き続き関係省庁と連携し、省エネ船舶の省エネ効果の実証事業やLNG燃料船の技術実証事業等船舶における環境負荷低減に向けた取組を行います。(国土交通省) ○港湾における環境負荷の低減を図るため、港湾におけるIoT技術等を活用した低炭素化のさらなる促進のための取組を進めていきます。(国土交通省) ○引き続き、環境負荷の少ないLNG燃料船の普及を進めるとともに、我が国港湾へのコンテナ船等の寄港増加を図るため、世界トップの重油バンカリング拠点であるシンガポール港を始め、諸外国港との連携を深めつつ、令和2年(2020年)度中に我が国港湾においてLNGバンカリング拠点を形成するための支援を行います(※施策番号125と同じ)。(国土交通省)
164	○海洋生態系により蓄積される炭素であるブルーカーボンを活用した二酸化炭素吸収に係る取組を推進する。(国土交通省)	○港湾整備で発生する浅瀬土砂等を活用し、藻場や干潟の造成等を実施するとともに、ブルーカーボンの活用を拡大するための方策について検討を行いました。(国土交通省)	○須崎港(高知県)にて鉄鋼スラグを活用した藻場造成の実証実験等を実施しました。(国土交通省) ○令和元年(2019年)6月に「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を立ち上げ、ブルーカーボンが吸収源として活用していくための具体的な検討を進めています。(国土交通省)	○鉄鋼スラグ等の産業副産物を有効利用したブルーカーボン生態系(藻場等)の活用等によるCO ₂ 吸収源対策を促進します。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
165	<p>○温室効果ガスの排出増大により、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化といった海洋環境問題を引き起こしていくということについて、広く国民の理解を得ていく努力を行う。(文部科学省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○平成30年(2018年)度に引き続き、気候変動適応センター及び気候変動適応情報プラットフォームを通じて、将来の気候変動や影響等に関する情報を提供しています。(環境省)</p> <p>○気候変動への影響とその適応に関する理解の増進のための一般向けシンポジウムの実施を通じ、国民に広く認識・理解を得るよう努めました。(文部科学省)</p>	<p>○施策番号160及び161に記載しました。</p>	<p>○施策番号160及び161に記載しました。</p>
166	<p>○地球全体の海洋変動を把握するための国際的プロジェクトである「アルゴ計画」を含め、国際枠組の下で実施される観測データ等の共有に参画・貢献するとともに、UNESCO/IOC等を通じた科学研究の支援を積極的に推進し、科学的根拠に基づいた国際的な合意形成に貢献していく。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○海洋環境に関する科学的知見の向上に関して、次の国際貢献に取り組みました。(文部科学省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動、海洋酸性化を監視していくため、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)の下で実施されている「国際海洋炭素観測連携計画(IOCOP)」と、「世界気候研究計画(WCRP)」の下で実施されている「気候の変動性及び予測可能性研究計画(GLIVAR)」の下に設立された「全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)」及び「アルゴ計画」への参画(※施策番号226及び228に関連記載あり) ・GO-SHIPにおける、定められている測線での海面から海底直上までの観測 ・「北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)」のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同した日本海縦断観測 ・人工衛星や地上、海洋観測等の複数の観測システムが連携した国際的な「全球地球観測システム(GEOSS)」と、「データ統合・解析システム(DIAS)」を接続した地球観測データ等の共有 ・「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」に向け、令和元年(2019年)7月31日～8月2日、実施計画策定への貢献と国内向け普及啓発を目的に、北太平洋地域ワークショップ開催を東京にてホストしました。北太平洋沿岸国を中心に18か国、160名以上の関係者が東京に集結、「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」の実施計画作成に当たり、北太平洋及び北太平洋縁辺海での活動内容について活発な議論がなされました(※施策番号327に関連記載あり)。 	<p>○GEOSS推進を目的とした国際枠組である「地球観測に関する政府間合会(GEO)」の閣僚級合会が令和元年(2019年)11月にオーストラリアにおいて開催され、持続的な地球観測やデータ共有の重要性を再認識し、気候変動、防災、持続可能な開発に加え、経済活動への地球観測の活用を推奨する「キャンベラ宣言」が採択されました。(文部科学省)</p>	<p>○令和2年(2020年)以降、GO-SHIPにおける北西太平洋及びインド洋での海洋観測並びにアルゴ計画におけるアルゴフロートの投入等、引き続き国際枠組の下で実施される観測・データ等の共有に参画・貢献していきます。(文部科学省、国土交通省)</p> <p>○令和2年(2020年)6月末に行われる第53回IOC執行理事会で海洋観測、データ共有に関する議論に参加する予定です。(文部科学省、国土交通省)</p>
<p>ウ 海洋ごみへの対応</p>				
167	<p>○海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)について、良好な景観や環境の保全等を図るため、実態等が未解明で実質的な回収が困難なマイクロプラスチックへの対応も含め、その削減に向け、多様な主体の参画や連携の下、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進していく。(外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○海洋ごみ問題については、「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」を踏まえ、関係府省を構成員とする海岸漂着物対策推進会議が開催され、実態把握、回収処理や発生抑制対策及び国際連携に関する取組状況や今後の予定等について情報共有しながら、連携・協力して取組を進めています。(内閣府、消費者庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>○平成30年(2018年)度に総合海洋政策本部参画会議の下に設置された「海洋プラスチックごみ対策プロジェクトチーム(PT)」の提言を踏まえ、令和元年(2019年)5月までに、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」、「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」、「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」、漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組」の各方針の策定や変更を行いました。(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等)</p> <p>○G20大阪サミット議長国として2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択し、G20首脳間で共有しました。また、関係閣僚会議では各国が自主的な対策を実施し、その取組を継続的に報告・共有する新しい枠組として、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を採択しました。(外務省、環境省等)</p> <p>○国連環境計画(UNEP)など広域の国際枠組、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や二国間協力において、海洋ごみ問題解決に向けた連携を推進しています。令和元年(2019年)11月、第21回日韓三カ国環境大臣会合を開催し、海洋プラスチックごみ問題では、令和元年(2019年)6月に開催したG20大阪サミットにおいて共有した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現を目指し、3か国で海洋プラスチックごみ対策を共同で進めることを確認しました。(外務省、環境省)</p> <p>○農林水産省では、以下の取組を行いました。(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場環境改善推進事業の中で漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの発生抑制対策に関し、平成30年(2018年)度から漁業・養殖業プラスチック資材の使用量削減対策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等に着手しました。 ・流木災害の防止に向け、緊急的・集中的な措置が必要な地区における対策を着実に実施するとともに、上下流を一体とした総合的な流木対策を推進しました。 	<p>【指標】海洋ごみの回収量(環境省)</p> <p>平成29年(2017年)度 4万6448トン 平成28年(2016年)度 3万1141トン 平成27年(2015年)度 3万611トン</p> <p>【指標】海洋ごみ(マイクロプラスチック)の密度(環境省)</p> <p>平成29年(2017年)度 0.5個/m³ 平成28年(2016年)度 2.1個/m³ 平成27年(2015年)度 2.4個/m³</p> <p>(※)マイクロプラスチック採集地点及び地点数は年度によって異なる。</p> <p>○G20で共有した新しい枠組の実行として、東京でG20海洋プラスチックごみ対策フォーラムを令和元年(2019年)10月に開催しました。(環境省)</p> <p>○国際会議等の機会を通じて大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを各国と共有し、令和2年(2020年)5月現在86の国と地域がビジョンに賛同しました。(外務省・環境省)</p> <p>○令和元年(2019年)5月に変更された「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」では、次の事項等の推進が盛り込まれました。(環境省)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①海岸漂着物等の円滑な処理 ②漁業者等の協力を得た漂流ごみ等の処理、内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策など ③海岸漂着物等の効果的な発生抑制 ④使い捨てのプラスチック製容器包装のリデュースなどによる廃プラスチック類の排出抑制、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、プラスチック製漁具等の適正処理・リサイクル等の推進、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進など ⑤マイクロプラスチックの海域への排出抑制 ⑥事業者による洗い流しスクラップ製品に含まれるマイクロビーズの使用抑制、国による実態把握の推進 ⑦多様な主体との連携の確保及び普及啓発 ⑧国際連携の確保や国際協力の推進のため、途上国の発生抑制対策の支援、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築 <p>○流木災害防止対策に関しては、全国で緊急的・集中的に措置が必要な約1200地区のうち、約7割で着手済みです。(農林水産省)</p>	<p>○策定や変更された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」、「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」、「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」、「漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組」の各方針を踏まえ、海洋プラスチックごみ対策として、海洋生分解性プラスチックなどの代替素材のイノベーションや、リサイクルの強化を通じて資源循環産業の育成、海岸漂着物への対応、G20大阪サミットの成果である国際協力の枠組の具体的な取組などを実施していきます。(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等)</p> <p>○「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」を踏まえ、プラスチック有効利用高度化事業では、新たな海洋生分解性プラスチックの開発、技術・安全性に関する評価手法の確立及び国際標準化等を行います。(経済産業省)</p> <p>○「漁業系廃棄物処理計画策定検討協議会」での議論を踏まえ、平成3年(1991年)に制定された「漁業系廃棄物処理計画策定指針」の見直しを行い、令和2年(2020年)4月以降に公表の予定です。(農林水産省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
168	○マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、海洋中の分布状況や有害物質の吸着状況、海洋生物や生態系への影響等の調査研究を継続的に実施する。(文部科学省、環境省)	○海岸や沿岸、沖合海域において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの組成や分布密度、マイクロプラスチックに吸着しているポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害化学物質の量を定量的に把握するための調査・結果の公開をすとも、環境研究総合推進課題として、海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明、生物への影響、計測手法の高度化に取り組んでいます。また、漁場環境改善推進事業により、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報を把握するため、室内飼育実験による海産魚類2種のマイクロプラスチック体内滞留時間の調査等を実施しています。(農林水産省、環境省)	○環境研究総合推進費課題を通じて、特にマイクロプラスチックの海域における計測方法及び実験室における分析方法の両者について、それぞれ手法の高度化を目的とした技術開発に取り組んでいます。(環境省)	
169	○マイクロプラスチックを含む海洋ごみのモニタリング方法の高度化等の研究開発を推進する。(文部科学省、環境省)	○平成30年(2018年)度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、ハイバースペクトルカメラを活用して、海水中のマイクロプラスチックの材質、サイズ、形状、個数を迅速かつ自動で分析するシステムの研究開発に取り組んでいます。なお、JAMSTECでは、潜水調査船や無人探査機等による潜航調査で撮影された映像や画像に映っている海底ごみの情報を抽出し、「深海デブリデータベース」として公開しています(※施策番号185に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECは、日本一パラオ親善ヨットレースにおいて、競技艇および伴走船(帆船「みらいへ」)に設置した観測機器等を用いて海洋プラスチックのサンプル採取を実施するとともに、伴走船上にて海や地球環境に関する普及啓発活動を実施し、その活動をSNS等を通じて社会に発信しました。(文部科学省)	○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和に関する事項は、施策番号175に記載しました。(環境省) ○ハイバースペクトルカメラによるマイクロプラスチック自動分析手法の開発に向けて、連続してサンプルを供給するフローシステムの開発、海水中からのサンプル回収の最適化、ハイバースペクトルカメラの好適検出条件選定、プラスチック材質ごとの分光データのデータベース化に取り組ましました。(文部科学省)	○策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の方針を踏まえ、研究調査を進めていきます。(文部科学省、農林水産省、環境省等)
170	○地方公共団体や事業者等による地域の実情に応じた海洋ごみの回収・処理や、海洋ごみの処理に必要な廃棄物処理施設の整備等を支援する。(農林水産省、環境省)	○海岸漂着物等地域対策推進事業や水産多面的機能発揮対策事業により、海洋ごみの回収処理・発生抑制対策又は環境生態系の維持回復等に取り組む地方公共団体や漁業者等が行う漂流・漂着物等の回収・処理への財政支援を実施しました(※施策番号275に関連記載あり)。(農林水産省、環境省) ○市町村の廃棄物処理施設の整備を財政支援しました(※施策番号275に関連記載あり)。(環境省)	○海岸漂着物等地域対策推進事業による地方公共団体に対する財政支援額(環境省) 令和元年(2019年)度 35億円の内数 ○水産多面的機能発揮対策事業による漁業者等に対する財政支援額(農林水産省) 令和元年(2019年)度 28億円の内数 ○自治体の廃棄物処理施設整備事業に対する財政支援額(環境省) 令和元年(2019年)度 94億円の内数	○引き続き、海岸漂着物等地域対策推進事業及び水産多面的機能発揮対策事業により、自治体や漁業者等で構成される活動組織が行う漂流・漂着物等の回収・処理の活動を支援します。(農林水産省、環境省)
171	○災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○災害関連緊急大規模漂流流木等処理対策事業により、漂流流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。災害関連事業で処理しきれない流木等の処理については、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○水産多面的機能発揮対策事業により漁業者等が取り組む漂流・漂着物等の回収・処理について支援しました(※施策番号170に関連記載あり)。(農林水産省)	○令和元年(2019年)度は、茨城県等10県(台風第15号、台風第19号等)の海岸で漂流流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。(農林水産省、国土交通省) ○令和元年(2019年)度は、千葉県等(台風第15号、台風第19号等)の海岸で漂流流木の緊急的な回収・処理に取り組む漁業者等への支援を実施しました。(農林水産省)	○引き続き、海岸管理者等への財政的支援を実施します。(農林水産省、国土交通省) ○引き続き、水産多面的機能発揮対策事業にて、漁業者等で構成される活動組織が行う漂流・漂着物等の回収・処理の活動を支援します。(農林水産省)
172	○海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施する。(国土交通省)	○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明・八代海の閉鎖性海域において、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船を配備し、海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施しました。なお、大規模な油流出事故等に備え、大型浚渫兼油回収船を配備しています。(国土交通省)	○令和元年(2019年)8月の前線に伴う大雨、同年9月の台風第15号及び同年10月の台風第19号の通過に伴う湾内等の漂流ごみ回収活動を行いました。(国土交通省)	○引き続き、海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施していきます。(国土交通省)
173	○国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物について、実態把握を行うとともに、必要に応じて発生国への申入れ等の対応を行う。(外務省、環境省)	○廃ポリタンク等の国外起因と思われる海岸漂着物について、実態把握調査を実施しました。(環境省) ○令和元年(2019年)7月の第21回日韓環境保護協力合同委員会において、韓国に対し廃ポリタンク漂着の再発防止について申入れを行いました。(外務省)	○平成30年(2018年)4月～令和元年(2019年)3月の期間に、北海道から沖縄県にわたる道府県の協力を得て行った、廃ポリタンク等の漂着状況を取りまとめました。(環境省)	○必要に応じて、廃ポリタンク等の海岸漂着物の発生国への外交ルート等での申入れ等を実施します。(外務省、農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
174	○陸域から河川等を通じて海域に流入するごみを含めた海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制(リデュース)や再資源化(リサイクル)、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止、河川美化等について、教育やライフスタイルの観点も念頭に置きつつ、関係機関が連携して、普及啓発を含めて総合的に対策を講ずる。(国土交通省、環境省)	○不法投棄の防止については、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国・自治体・市民等が連携して、不法投棄の監視や清掃活動を一齐に実施しました。(環境省) ○河川における市民と連携した清掃活動、ごみマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国土交通省、環境省) ○平成30年(2018年)10月から、個人・自治体・NGO・企業・研究機関等の幅広い主体が連携協働する「プラスチック・スマート」キャンペーンを立ち上げ、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの取組事例の募集及び情報発信を行っています。(環境省)	○プラスチック・スマートキャンペーンの立ち上げにより、消費者を始め、自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印のもとに連携協働して積極的な取組を行う枠組が開始されました。令和2年(2020年)2月末現在の登録事例は1,134件です。(環境省)	○策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の方針を踏まえ、海洋ごみの発生抑制に資する具体的な取組を進めていきます。(環境省)
175	○G7での取組等を踏まえ、マイクロプラスチックに関するモニタリング手法の国際的な調和の推進等を通じて、地球規模での分布状況の解明に貢献する。(環境省)	○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法に関する国際的な調和に向けて、令和元年(2019年)5月にガイドラインを公表しました。また、ガイドライン更新のために調査研究等を実施するとともに、国際会議を開催し議論を行いました。(環境省)	○平成28年(2016年)のG7富山環境大臣会合で決定された優先的施策の一つとして、我が国において、漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和を議論するための国際会議(第4回)を令和2年(2020年)2月に開催しました(第1回会議は平成28年(2016年)12月に開催し、以後、毎年度開催)。(環境省)	○ガイドラインの普及とともに、海洋表層マイクロプラスチックの地球規模での分布状況を把握するため、必要情報を収集し、データベース化を進めていきます。(環境省) ○策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の方針を踏まえ、研究調査を進めていきます。(環境省)
176	○国際枠組等における海洋ごみに関する調査研究、人材育成等に関する協力を通じて、特にアジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献する。(環境省)	○アジア地域の国々の研究者及び技術者を対象に、海洋ごみ調査技術習得のための人材育成プログラムを実施しました。(環境省)	○人材育成プログラムには、9名(インドネシア4名、ベトナム3名、タイ1名、カンボジア1名)を招へいました。(環境省)	○育成人材プログラム研究者を通じたアジア地域における海洋ごみの実態把握調査の協働実施に取り組みます。(環境省) ○策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の方針を踏まえ、途上国等の廃棄物処理や3R等の能力向上等に関する国際連携の取組を進めていきます。(環境省)
エ 海洋汚染の防止				
177	○「ロンドン条約1996年議定書」を国内担保する「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号)に基づき、廃棄物の海洋投入処分及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度を適切に運用するとともに、法令の遵守に係る適切な監視・モニタリング等を実施する。(環境省)	○廃棄物の海洋投入処分について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号。以降、海洋汚染等防止法)に基づき、環境大臣の許可に基づき、適切な処分を行いました。平成29年(2017年)度以降、陸域起源の廃棄物の海洋投入処分は発生していません。(環境省)	【指標】陸上発生廃棄物の海洋投入処分量(環境省) 平成29年(2017年)度以降、発生していません。	○今後も適切な廃棄物の海洋投入処分の審査手続を行い、海洋汚染の防止を図ります。(環境省)
178	○「船舶汚染防止国際条約(MARPOL条約)」(改正議定書を含む。)及び「船舶バラスト水規制管理条約」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、廃油処理施設の確保、バラスト水処理装置の確認など、適切な対応を図る。(国土交通省、環境省)	○海洋汚染等防止法に基づき、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、バラスト水処理装置の確認及び未査定液体物質の査定等を行いました。(国土交通省、環境省)	○船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制の一環として、バラスト水処理装置の確認(令和元年(2019年)度3件)、未査定液体物質の査定(平成30年(2018年)度7件)等に適切に対応しました。(国土交通省、環境省)	○今後も適切に確認・審査を行い、海洋汚染の防止を図ります。(国土交通省、環境省)
179	○油、有害液体物質等による海洋汚染に関しては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月閣議決定)等に基づき、油等防除活動を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施など、流出油等の防除体制を充実する。また、船舶事故等で発生する流出油による海洋汚染の防止等を図るため、関係機関と連携し、大型波濤兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施する。さらに、国際油濁補償基金に対する世界有数の拠出国の一つとして、その健全な運営等のために引き続き積極的に参画するほか、「船舶油濁損害賠償保障法」(昭和50年法律第95号)に基づく保障契約締結の確認及び保障契約を証する書面の発給、放置船からの油流出への適切な対応等を通じ、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。危険物質及び有害物質の海上輸送に伴って生じる損害への対応のあり方についての検討を進める。(国土交通省)	○関係機関と綿密な連携を強化するため、防除資機材取扱いを目的とした基礎的訓練、情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練等の合同訓練を各機関と合同で計画的に実施しています。(国土交通省) ○国際油濁補償基金の健全な運営等に関しては、10月の国際油濁補償基金第24回総会で、タンカー事故に係る補償の適正化、条約の各国国内法への適切な取り入れ等について、日本の意見を総会の決定に反映させることに努めました。また、「船舶油濁損害賠償保障法」(昭和50年法律第95号)については、その適切な運用に努めるとともに、船舶の燃料油による汚染損害等の被害者の一層の保護を図るために必要な検討を行い、同法の改正案をとりまとめました。(国土交通省)	○船舶の燃料油による汚染損害等の被害者が保険会社に対して損害賠償額の支払を直接請求すること等を可能とすることにより、海難等による汚染等損害に関する被害者保護の充実を図るため、「船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案」が令和元年(2019年)5月に成立しました。(国土交通省) ○各地区排出油等防除協議会を中心とした関係機関との合同訓練や石油コンビナート特別防災区域における流出油等事故対策合同訓練により、関係機関との連携を強化しました。さらに、日本・フィリピン・インドネシア三国合同排出油防除訓練(MARPOLEX2019)により、外国の関係機関との連携を強化しました。(国土交通省)	○更なる被害者保護の充実に向けて、業界団体と連携しつつ、船舶油濁等損害賠償保障法の適切な運用に努めます。(国土交通省) ○令和2年(2020年)度も、各地区排出油等防除協議会を中心とした関係機関との合同訓練や石油コンビナート特別防災区域において、流出油等事故対策合同訓練を実施し、関係機関との連携強化を図る予定です。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
オ 放射線モニタリング等				
180	○海洋における放射線モニタリングについて、関係省庁・機関の連携の下、海水、海底土、海洋生物のモニタリングを引き続き実施する。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、長期的な視点を踏まえ、総合モニタリング計画に沿って、関係機関連携の下、同発電所近傍海域や沿岸海域、沖合海域、外洋海域における、海水、海底土及び海洋生物に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。また、陸地から河川を通して海へ流出した放射性物質の経路や、広がりの状況等も考慮し、モニタリングの充実・強化を図る。さらに、これらモニタリングの結果、必要となる対策を実施する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、「総合モニタリング計画」(平成23年(2011年)8月モニタリング調整会議決定、平成31年(2019年)2月改定)に基づき、関係機関が連携し、モニタリングを実施しており、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射線モニタリングを実施しています。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○「海洋生態系の放射性物質調査事業」により、水生生物中とそれを取り巻く生態系における放射性物質の挙動と決定要因の解明に関する調査研究のほか、総合モニタリング計画に基づき、河川や湖沼における水質及び底質等の放射性物質モニタリングを実施しました。(農林水産省、環境省)	【指標】総合モニタリング計画に基づく海洋における放射線モニタリング結果の原子力規制委員会ウェブサイトでの公表日数(環境省) 令和元年(2019年)度 366日 ○福島県等及び東京湾の沿岸域において、令和元年(2019年)度は55地点で年間1~12回の放射性物質のモニタリングを実施しました。(環境省) ○福島県等の河川及び湖沼において、令和元年(2019年)度は560地点(河川396地点、湖沼164地点)で年間2~10回の放射性物質のモニタリングを実施しました。(環境省)	○東京電力福島第一原子力発電所近傍海域等において、環境試料を含む様々な試料の放射性物質濃度の分析、海流等の把握、更には飼育実験等を行い、これらを総合的に解析することによって、水生生物中の放射性物質の挙動とその要因を明らかにするための調査研究に取り組みます。(農林水産省) ○令和2年(2020年)度も総合モニタリング計画に基づいて引き続き放射線モニタリングを実施し、結果を公表します。(環境省)
カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和				
181	○海洋の開発・利用に当たっては、環境影響の程度に応じた適切な環境への影響評価を行うことが重要であり、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)に基づく環境アセスメントを適切に実施する。(環境省)	○今後、開発・利用の拡大が見込まれる洋上風力発電事業について、次の取組を行いました。(環境省) ・規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業に関する適切な環境への影響評価の手続 ・環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集	【指標】環境影響評価法に基づく海洋における環境アセスメント実施件数(環境省) 令和元年(2019年)度 20件 平成30年(2018年)度 5件	○洋上風力発電事業等の海洋産業に関する適切な情報収集を行い、適正なアセスメントに取り組みます。(環境省)
182	○今後の沖合や深海における海洋の開発・利用に関して、国内外での取組状況や国際的な議論も考慮しつつ、環境への影響を評価する上で必要となるデータを収集するとともに、事業開始後の事後調査を含めて、環境への影響の評価のあり方に関する検討を行う。(経済産業省、環境省)	○環境保全と両立した形で風力発電事業の導入促進を図るため、個別事業に係る環境影響評価に先立つものとして、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、総合的に評価した上で環境保全を優先することが考えられるエリア、風力発電の導入を促進し得るエリア等の区域を設定し活用する取組として風力発電に係るゾーニング実証事業を7の地域で実施しました。また、平成28年(2016年)度から3か年で実施した風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業のレビューを行い、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を改訂しました。(環境省)	【指標】EADASIにおける海洋関係環境情報項目数(環境省) 令和元年(2019年)度 合計44項目 平成30年(2018年)度 合計36項目	
183	○洋上風力発電について、導入と環境の保全との両立の観点から、ゾーニング(保全するエリア、再生可能エネルギーの導入を推進するエリア等の設定を行う取組)手法検討モデル事業を進めているところであり、その取りまとめ結果を踏まえ今後の導入促進のあり方を関係省庁と連携しつつ検討する。(環境省)		【指標】ゾーニング実施自治体数(環境省) 令和元年(2019年)度 7県市 平成30年(2018年)度 10県市	○ゾーニング結果等を環境影響評価手続に活用する方策を検討する実証事業は、令和2年(2020年)度を目標に継続します。(環境省)
184	○CCCSについて、事業者が実施する環境影響評価や監視の結果の妥当性を適正に判断するため、日本近海における生態系並びに海水及び底質の科学的特性の調査を実施するとともに、適切な事業実施に向けた監視技術の適用方策について検討する。(環境省)	○環境省では沿岸域における海洋環境の把握のため、海洋中の水質・底質・底生生物等の環境モニタリング調査を実施しました。(環境省)	○国内第一号となる苫小牧における海底CO ₂ 回収貯留技術(CCS)事業(経済産業省事業)を対象に、環境モニタリング調査を実施し、結果を公表しました。(環境省)	○引き続きモニタリングを継続し、海洋環境の実態把握に努めます。(環境省)
185	○環境影響評価に資する生物化学的データの観測を強化するため、観測機器の整備やセンサーの開発に取り組むとともに、環境影響の評価のあり方に関する検討及びその成果を踏まえ、関係機関との協力の下で国際ルール形成に貢献する。(文部科学省)	○「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一環として、環境影響評価にも資する海洋生物遺伝子情報の自動取得基盤技術の研究開発及びハイパースペクトルカメラによるマイクロプラスチック自動分析手法の開発に取り組んでいます(※施策番号168及び169に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECは、海洋の生物多様性、生息環境の観測手法及び収集データ解析による影響評価手法の開発を実施しました。(文部科学省)	○施策番号168及び169に記載しました。	○海洋生物遺伝子情報の自動取得基盤技術及びハイパースペクトルカメラによるマイクロプラスチック自動分析手法の研究開発は平成30年(2018年)度から令和4年(2022年)度までの5か年計画で実施します。(文部科学省)
186	○港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。(国土交通省)	○海域環境に配慮しつつ、全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を実施しました。(国土交通省)	○整備対象の10港は次のとおりです。(国土交通省) 小名浜港(福島県)、東京港(東京都)、七尾港(石川県)、金沢港(石川県)、神戸港(兵庫県)、堺北港(大阪府)、姫路港(兵庫県)、笠岡港(岡山県)、北九州港(福岡県)、熊本港(熊本県)	○引き続き、海域環境に配慮しつつ、廃棄物埋立護岸の整備を進めていきます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
3. 海洋環境の維持・保全 (2) 沿岸域の総合的管理				
ア 沿岸域の総合的管理の推進				
187	○沿岸域の総合的管理に当たっては、森・里・川・海のつながり、流域全体の水循環や生態系管理を意識し、問題解決に必要な一定の広がりにおいて、人が関わって、より良い海をつくること、豊かな恵みを得るといふ「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全や海洋ごみ対策等を含めて総合的に取り組む。こうした取組の推進において中心的な役割を果たすことが期待される協議会活動の普及拡大等に向けて、関係府省が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、具体化を図る。(内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省)	○平成30年(2018年)度の「海洋プラスチックごみ対策PT」の提言を踏まえ、令和元年(2019年)5月までに、陸域に起因する海洋ごみ問題の解決に向けた森・里・川・海などを意識した沿岸域の総合管理に取り組む、国民の理解増進や海洋ごみの回収活動等の推進策を含めた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」、「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」、「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」、「漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組」の各方針の策定や変更を行いました(※施策番号167に関連記載あり)。(内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) ○令和元年(2019年)6月に平成30年(2018年)度を実施した里海づくり活動状況調査の結果を公表しました。(環境省)	【指標】里海づくり活動の取組件数(環境省) 平成30年(2018年)度 291件 平成26年(2014年)度 216件 平成22年(2010年)度 122件 (アンケート調査結果による取組件数) ○環境省の「里海ネット」等による情報発信を行い、里海づくり活動の促進を行っています。(環境省) ○令和2年(2020年)度までに、自然災害による被害の提言効果の評価手法を確立することを目指し、調査研究サイトの水田や海岸防災林の多面的機能の一部の整理をしました。(環境省)	○策定や変更された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等の各方針を踏まえた海洋ごみ対策を通じて、森・里・川・海などを意識した多様な主体の関わる沿岸域管理の具体的な取組などを実施していきます。(内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) ○生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的とした研究に対し、環境研究総合推進費による支援を継続します。(環境省)
イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進				
① 総合的な土砂管理の取組の推進				
188	○陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少や自然環境への影響を軽減するため、関係機関が連携して、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元、侵食海岸におけるサンドバイパスや養浜の実施など、総合的な土砂管理に取り組むとともに、土砂移動の実態把握や予測手法の向上に係る研究開発に取り組む。(国土交通省)	○土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、令和2年(2020年)3月時点では、一級水系においては6水系で総合土砂管理計画が策定されています。(国土交通省) ○個別事案に対応し、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施しました。(国土交通省)	【指標】総合的な土砂管理に関する計画等の策定数(国土交通省) 令和元年(2019年)度 6水系 平成30年(2018年)度 5水系	○引き続き、総合的な土砂管理の取組を推進します。(国土交通省)
② 自然に優しく利用しやすい海岸づくり				
189	○海岸域において、「海岸法」(昭和31年法律第101号)に基づく「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」(平成12年5月農林水産大臣、運輸大臣(当時)、建設大臣(当時)策定)を踏まえ、全国を71の沿岸域に分割し、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定している。この計画に基づき、災害からの防護に加え、海岸協力団体制度の活用等を通じ、地域住民による利用の促進や環境の維持に係る取組等が調和するよう海岸空間の保全を行う。(農林水産省、国土交通省)	○地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、20の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催しました。(農林水産省、国土交通省) ○国土交通省では、毎年7月を「海岸愛護月間」としています。期間中の活動実績については、右に記載しました(※施策番号367に関連記載あり)。(国土交通省)	【指標】地域住民と連携した海岸空間の保全の取組件数(国土交通省) ・海岸愛護月間の活動実績 海岸清掃活動 224か所 環境保全・啓発活動 12か所 安全・避難訓練 15か所 海開きやビーチバーナリー大会などの各種イベント 244か所 ・海岸協力団体指定数の推移 令和2年(2020年)3月 20団体 平成31年(2019年)3月 18団体 平成30年(2018年)3月 15団体	○海岸管理の充実を図るため、海岸協力団体の指定をさらに支援します。(国土交通省、農林水産省)
190	○新技術を活用した海岸保全施設等の点検・モニタリング手法等の開発やその普及に取り組む、適時・的確なモニタリングを通じた順応的な海岸侵食対策等の海岸整備を推進することで良好な海岸環境の保全・創出に努める。(農林水産省、国土交通省)	○海岸保全施設等の点検・モニタリングに必要な手法等の開発やその普及に取り組みました。(農林水産省、国土交通省)	○3か年の計画で、砂浜海岸の海底地形を広域的に把握する手法の技術開発を行っています。(農林水産省、国土交通省)	○適時・的確なモニタリングを通じた順応的な海岸侵食対策等の海岸整備を推進します。(農林水産省、国土交通省)
191	○優れた自然の風景地について、自然公園として適切に保全を図る。(環境省)	○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、国立公園内の海岸において海岸清掃等の事業を実施し、自然公園としての適切な保全を図りました。(環境省)	○海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を5か所で実施しました。海岸清掃等の事業を26か所で実施しました。(環境省)	○国立公園の保全を図るため、自然環境調査や海岸清掃等の事業を引き続き実施します。(環境省)
192	○海岸防災林を含む海岸林、湿地、砂浜、サンゴ礁等有する非常時における防災・減災の機能及び平時における生態系保全等の機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系や地形等を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○生物多様性に配慮した施工により、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、海岸防災林の復旧・再生事業を推進しました。また、生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的に、環境研究総合推進費によって調査研究を推進しています。(農林水産省、環境省)	○海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られています。(農林水産省) ○令和2年(2020年)度までに自然災害による被害の低減効果の評価手法を確立することを目指し、調査研究サイトの水田や海岸防災林の多面的機能の一部の整理が完了しました。(環境省)	○環境研究総合推進費による調査研究に積極的に関与し、生態系を活用した防災・減災効果の評価を引き続き推進します。(環境省) ○引き続き、生物の生息・生育の回復等の状況を確認しつつ、生物多様性の保全に配慮した海岸防災林の復旧・再生を進めます。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
③ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進				
193	<p>○陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等汚水処理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。(国土交通省、環境省)</p>	<p>○河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備及び下水道整備等の対策を推進しました。特に、汚水処理施設の普及促進のため、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法を導入し、汚水処理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(国土交通省)</p> <p>○汚水処理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しました。(環境省)</p>	<p>○平成30年(2018年)6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、令和4年(2022年)までに浄化槽区域内の浄化槽処理人口普及率を70%とすることと定め、平成30年(2018年)度末現在で54.5%です。(環境省)</p> <p>○国土交通省、農林水産省及び環境省は、汚水処理の概成に向け施設整備を推進し、平成30年(2018年)度末汚水処理人口普及率が91.4%まで増加しています。(国土交通省、農林水産省、環境省)</p> <p>○平成16年(2004年)4月に施行された下水道法施行令により、令和5年(2023年)度までに、各自治体において合流式下水道の改善対策を完了することが義務づけられており、合流式下水道改善率は、平成30年(2018年)度末現在で、82%となっています。(国土交通省)</p>	<p>○左記普及率の目標達成に向けて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するための施策の検討に取り組みます。 ※単独処理浄化槽はし尿のみを処理する浄化槽であり、合併処理浄化槽はそれに加え生活雑排水も併せて処理することができず、現在、設置が原則禁止されている単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約8倍の汚濁負荷となり、公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺的生活環境にも影響を与えます。しかし、全国に約400万基以上残存しており、合併処理浄化槽への早急な転換が必要です。(環境省)</p> <p>○引き続き、下水道法施行令で定められた合流式下水道の改善対策を推進します。(国土交通省)</p>
194	<p>○栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水道等汚水処理施設の整備や高度処理の導入を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。また、栄養塩濃度が環境基準を達成している海域においては、環境への影響等を考慮しつつ、環境基準値の範囲内で栄養塩類を管理する順応的な取組の事例を積み重ねつつ、きめ細やかな水質管理の方策を検討する。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○閉鎖性水域など栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水処理施設の高度処理の整備を推進しました。(国土交通省)</p> <p>○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進するとともに、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩供給手法の開発を支援しました。(農林水産省)</p>	<p>○施策番号195～197に記載しました。</p>	<p>○施策番号195～197に記載しました。</p>
ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進				
195	<p>○閉鎖性海域では、環境負荷の適正管理や保全・再生に向け、「全国海の再生プロジェクト」や海洋環境整備事業等の諸施策を展開する。また、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、水質、海水温上昇、生物生態系の変化等と生物多様性や生物生産性の関係性についての調査及び研究に努めるとともに、科学的な知見を踏まえて方策について検討し、地域における多様な主体が海の将来像を議論し、連携・協働した計画的かつ総合的な取組を推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、国及び地方公共団体は、公共用水域の水質の常時監視を実施しています。(環境省)</p> <p>○東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に推進しています。(国土交通省、環境省)</p> <p>○漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動も支援しています。(農林水産省)</p>	<p>【指標】閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(全窒素、全リン等)(平成30年(2018年)度)(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾は100%(6水域中6水域) ・伊勢湾は85.7%(7水域中6水域) ・大阪湾は100%(3水域中3水域) ・大阪湾を除く瀬戸内海は96.5%(57水域中55水域) <p>(令和元年(2019年)度の達成率は令和2年(2020年)12月末公表予定)</p>	<p>○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援します。(農林水産省)</p> <p>○引き続き、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に進めていきます。(国土交通省、環境省)</p>
196	<p>○栄養塩類の削減が必要な海域においては下水道の高度処理を推進するとともに、港湾における汚泥場への覆砂等を実施する。(国土交通省)</p>	<p>○閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。また、伏木富山港(富山県)、大阪港、田子の浦港(静岡県)及び東京港において堆積汚泥等の浚渫・覆砂等を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、港湾における汚泥場への覆砂等を実施していきます。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、栄養塩類の削減が必要な海域において、下水道の高度処理を推進します。(国土交通省)</p>
197	<p>○海水交換の悪い閉鎖性海域における陸域からの栄養塩類の負荷を抑制するため、窒素及びりんについて排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等の調査を実施する。(環境省)</p>	<p>○全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施しました。(環境省)</p>	<p>○引き続き、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施します。(環境省)</p>	<p>○引き続き、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施します。(環境省)</p>
198	<p>○海域環境の保全・再生に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全、深掘り跡の埋め戻しなどを実施したほか、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。(農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○施策番号154に記載しました。</p>	<p>○藻場、干潟に関しては、各海域ごとの環境及び衰退要因に的確に対応した形で、ハード・ソフト施策が一体となった対策を実施していきます。(農林水産省)</p> <p>○引き続き、港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効に活用した干潟等の保全及び深掘り跡の埋め戻しなどに取り組みます。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
199	○広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、第8次水質総量削減の削減目標量(目標年度:2019年度)の達成に向けた取組を実施する。(環境省)	○施策番号195～197に記載しました。	○施策番号195～197に記載しました。	○施策番号195～197に記載しました。
200	○瀬戸内海の更なる環境保全・再生のため、平成27年の「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)の改正及び「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更(平成27年2月閣議決定)に基づき、生物多様性及び生物生産性が確保された「きれいで豊かな海」の観点から、従来からの水質総量削減に加え、藻場及び干潟の保全・再生、底質改善等を組み合わせ、地域の多様な主体が連携した総合的な取組となるよう必要な検討・施策の推進を図る。また、上記改正法の附則に規定されている、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響に関する調査・研究等を加速化し、「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策について検討を進める。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、湾・瀬ごとや季節ごとの課題に対応した施策を推進するための調査・検討を進めています。令和元年(2019年)度、中央環境審議会において、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について審議され、令和2年(2020年)3月に答申がなされました。(環境省) ○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進しました。(農林水産省) ○海洋環境整備船による海面の漂流ごみ等の回収を実施しました。(国土交通省)	○令和2年(2020年)3月、中央環境審議会において、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について答申がなされました。(環境省)	○令和2年(2020年)度以降、中央環境審議会の答申を踏まえ、具体的な措置を講じます。(環境省) ○引き続き、海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施していきます。(国土交通省)
201	○有明海及び八代海等の再生の観点から、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年法律第120号)に基づく「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針」(平成15年2月総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省策定)を踏まえ、再生のための施策を進める。また、有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討を踏まえつつ、再生に係る評価に必要な調査や科学的知見の収集等を進める。(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○「有明海・八代海等総合調査評価委員会」や同委員会に設置された「水産資源再生方策検討作業小委員会」及び「海域環境再生方策検討作業小委員会」において、令和3年(2021年)度を目途とする中間とりまとめに向けて、関係省庁・関係県が実施した調査の結果について情報収集等を実施しました。(農林水産省、環境省) ○海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施したほか、地方公共団体が実施する下水道整備を社会資本整備総合交付金等により支援しました。(国土交通省)	○評価委員会では、令和3年(2021年)度を目途とした中間とりまとめに向けた情報収集等を進めています。(環境省) ○漁場改善対策に関する取組による成果等(農林水産省) ・(タイラギ)沿岸4県が協調して人工稚苗生産や母貝団地の造成等に取り組み、資源の回復を図りました。 ・(アサリ)沿岸4県が協調して浮遊幼生供給ネットワークの推定や移植・放流、食害対策、網袋による採苗等に取り組み、各地で漁獲量や資源量の増加が報告されました。 ・(アゲマキ)稚貝を大量放流し、母貝団地を造成したところ、多くの稚貝の発生が確認されるようになり、平成30年(2018年)に一部漁場でアゲマキ漁が再開されました。 ・(ウミタケ)漁場造成等により資源の回復が見られ、平成29年(2017年)以降、試験操業が実施されています。	○令和3年(2021年)度を目途とした中間とりまとめに向け、主要検討対象項目である「底生生物」、「有用二枚貝」、「ノリ養殖」及び「魚類等」を中心に情報収集・整理・分析するとともに、評価委員会において審議を進めます。(環境省) ○海面に漂流するごみ等の回収については、施策番号200に記載しました。(国土交通省)
エ 沿岸域における利用調整				
202	○沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。また、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセスを改善するとともに、海洋レジャー関係者を始めとする沿岸域利用者に対する周知・啓発を進める。(農林水産省)	○海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知・啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。また、都道府県での遊漁で使用できる漁具・漁法をとりまとめ、水産庁ウェブサイトに掲載する等、沿岸域利用者に対しルールの周知・啓発を行いました。(農林水産省)	【指標】関係者間における協定等締結件数(農林水産省) 平成30年(2018年)度 92件 平成29年(2017年)度 97件 平成28年(2016年)度 100件 ○遊漁関係者も参加した海面利用協議会が全国で開催され、漁業と親水性レクリエーションが協調したルールづくりや、都道府県による漁業と遊漁を含む親水性レクリエーションとの円滑な調整が図られました。(農林水産省) 平成30年(2018年)度 60回 平成29年(2017年)度 57回 平成28年(2016年)度 65回	○海面利用ルールの策定等についての都道府県水産担当部局との意見交換や水産庁ウェブサイトによる情報発信等の取組を継続します。また、上記意見交換等を踏まえ、今後の取組の改善等を検討していきます。(農林水産省)
203	○小型船舶の安全・環境対策として、小型船舶の海難等による死亡・行方不明者の減少及び環境問題の解消・低減並びに健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。また、小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、「海の駅」の設置等を推進する。さらに、プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。(国土交通省)	○小型船舶の安全対策として、関係省令の改正によって平成30年(2018年)2月1日から、原則として全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられたことを踏まえ、各種イベントにおいて規制の説明やポスター・リーフレットの配布及び周知啓発映像を作成し、関係省庁、団体と連携して周知啓発を行いました。(国土交通省) ○陸と海をつなぐ接点として「海の駅」の設置を推進し、マリインジャーの振興を図りました。(国土交通省) ○平成25年(2013年)5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として、各種の放置艇対策に取り組んでいます。(国土交通省)	【指標】海の駅の設置数(国土交通省) ・平成31年(2019年)4月～令和2年(2020年)3月までの間に、「海の駅」が新規に6か所登録され、合計168か所となりました。 ○令和元年(2019年)には「プレジャーボート放置艇対策に関する検討会」を立ち上げ、今後の放置艇対策の取組について検討を進めています。(国土交通省)	○引き続き、「海の駅」の運営者や関連諸団体とで構成される「海の駅ネットワーク」とともに、海の駅の設置を推進します。(国土交通省) ○引き続き、今後の放置艇対策について検討を行います。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (1) 情報収集体制				
204	<p>○主として防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房(内閣情報調査室)等が保有する艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、JAXAのALOS-3、ALOS-4、SLATS等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、また、同盟国、友好国等と連携し、情報収集体制強化を通じて、MDA能力を強化する。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>○令和2年(2020年)2月、情報収集衛星(光学7号機)の打上げを行いました(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣官房)</p> <p>○「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年(2018年)12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年(2018年)12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めています(※施策番号1と同じ)。(防衛省)</p> <p>○宇宙基本計画工程表を改訂(令和元年(2019年)12月13日宇宙開発戦略本部決定)し、各種衛星の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組について、運用場面で求められる能力を踏まえた強化について検討工程を明確化しました(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣府)</p> <p>○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行いました。また、洋上監視のため、国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)が保有する衛星や民間の商用衛星を利用して洋上監視を行いました(※施策番号16及び17に関連記載あり)。(防衛省)</p> <p>○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています(※施策番号16及び17と同じ)。(防衛省)</p> <p>○準天頂衛星システムの4機体制によるサービスを提供するとともに、令和5年(2023年)度を目標に確立する7機体制の構築に向け、5号機、6号機及び7号機の開発を着実に進めています。(内閣府)</p> <p>○JAXAの取組については、右に記載しました。(文部科学省)</p> <p>○上記のほか、施策番号9に関連記載があります。</p>	<p>【指標】防衛省・自衛隊及び海上保安庁の艦艇、船艇及び航空機の増強 ・「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年12月18日閣議決定)に基づく「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月18日閣議決定)を策定しました。また、防衛省の監視体制の強化については、施策番号11に記載しました。(防衛省)</p> <p>・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船、測量船及び航空機の整備等を進めました(※施策番号2及び6に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>【指標】JAXAの各種衛星の開発及び衛星AIS情報の活用に関する研究等の取組状況(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年(2020年)度打上げ予定の先進光学衛星(ALOS-3)については、維持設計、プロトタイプモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。 ・令和3年(2021年)度打上げ予定の先進レーダー衛星(ALOS-4)については詳細設計を完了し、維持設計に移行、プロトタイプモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。 ・ALOS-4搭載用AIS受信アンテナ(SPAISE3)の船舶過密域(日本海、東シナ海等)におけるAIS受信の性能向上のための開発を実施しました。 ・超低高度衛星技術試験機(SLATS)について、超低高度において軌道保持運用を実施し、画像取得、大気密度データの取得や材料劣化モニタなどの技術評価を実施しました。 ・JAXAの各種衛星(陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)、AIS、水循環変動観測衛星(GCOM-W)、全球降水観測計画/二周波降水レーダー(GPM/DPR)等)で観測される船舶及び海洋情報について、国内の海洋関係機関への提供を継続しました。また、海洋状況表示システム(海しる)へのデータ提供を開始しました。 ・MDAにおける衛星データ活用を進めるため、データ解析技術(機械学習等を含む)の研究に取り組み、得られた知見を国内の海洋関係機関に提供しました。 	<p>○令和2年(2020年)度に、情報収集衛星(データ中継衛星1号機)の打上げを予定しています(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣官房)</p> <p>○令和5年(2023年)度目標の準天頂衛星7機体制構築に向けて、JAXAとの連携を強化した研究開発体制により効率的に機能・性能向上を図りつつ、着実に開発・整備を進めています。(内閣府)</p> <p>○同盟国、友好国等との連携を通じたMDA能力の強化については、施策番号219及び220に記載しました。</p> <p>○令和2年(2020年)度にALOS-3、令和3年(2021年)度にALOS-4の打上げをそれぞれ予定しています(※施策番号16及び17と同じ)。(文部科学省)</p>
205	<p>○準天頂衛星の機数増等の取組、ALOS-3・4等のセンサーに関する技術開発及びSLATSの実証実験等の進展、船舶自動識別装置(AIS)受信機を搭載した衛星の普及、小型衛星等各種衛星に関する諸外国の取組等を踏まえ、衛星AISによる船舶航行状況をより正確に把握するための実証実験の実施など、MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。(内閣府、文部科学省)</p>	<p>○海面水温、植物プランクトン分布情報など人工衛星情報を活用し、漁場形成・漁況情報の提供を行いました。(農林水産省)</p> <p>○漁況モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に衛星情報を活用しています。また、水温情報から予測される漁場位置推定とIUU(※)漁業を含む外国漁船の動向把握を衛星情報を用いて行いました。さらに、JAXAとの共同研究を継続し、引き続き衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用について検討を進めています。(農林水産省)</p> <p>※IUU:「違法・無報告・無規制」</p> <p>○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星GOSATによる海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、観測精度を飛躍的に向上させたGOSAT-2を平成30年(2018年)10月に打上げ、平成31年(2019年)2月より定常運用を開始し、令和元年(2019年)8月よりプロダクトの一部を一般提供開始しました。さらに、継続的な観測体制の構築のため、3号機にあたるGOSAT-GWの開発をしています。(環境省)</p> <p>○北極域研究において、北極域データアーカイブシステム(ADS)により、観測衛星からのデータによる北極海の海水情報を準リアルタイムで公開しました。また、ADSから海上保安庁が運用する海洋状況表示システム(海しる)に、観測衛星からのデータによる海水情報を提供しました。(文部科学省)</p> <p>○GCOM-Wで観測したデータを大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所に提供し、海洋状況表示システム(海しる)での海水情報提供に貢献しました。(文部科学省)</p>	<p>【指標】JAXAの各種衛星及び民間の小型衛星(光学・SAR)の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国船動向調査結果については、論文等で発表すると共に、国際機関との連携も進めています。JAXAとの共同研究に関する成果報告会を令和2年(2020年)度に開催予定です。(農林水産省) ・毎週、漁況速報を発行するとともに、気候変動観測衛星(GCOM-C)の解像度の高い情報を活用するための検討を行いました。(農林水産省) <p>【指標】気候変動に対応する衛星情報の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海面水温、雲、エアロゾル(大気中のちり)、海面、植生、雪氷などを気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)によって観測し、そのデータを公開しました。また、水蒸気、雨などを水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)等を用いて観測し、そのデータを公開しました。(文部科学省) ・GOSAT-2については、令和元年(2019年)8月よりプロダクトの一部を一般提供開始し、今後検証の終わったプロダクトから順次公開する予定です。3号機にあたるGOSAT-GWについては、令和5年(2023年)度の打上げを目指し、排出源の監視能力を更に強化した次期温室効果ガス観測センサ(TANSO-3)等の開発を行っています。(環境省) 	<p>○今後も各県と連携して衛星情報を活用した情報発信に関してJAXAとの共同研究を継続します。(農林水産省)</p> <p>○GOSAT及びGOSAT-2のデータ解析を行い、パリ協定の透明性向上や、気候変動予測の向上に貢献します。GOSAT-2のプロダクトを順次一般に公開していきます。3号機にあたるGOSAT-GWについては、宇宙基本計画工程表に則り、令和5年(2023年)度の打上げを目指し取り組みます。(環境省)</p>
206	<p>○海水温、海流、海水等の海況監視、漁業者に対する漁場情報の提供、海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測や気候変動予測等の分野において、衛星情報の利用を引き続き推進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○海面水温、植物プランクトン分布情報など人工衛星情報を活用し、漁場形成・漁況情報の提供を行いました。(農林水産省)</p> <p>○漁況モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に衛星情報を活用しています。また、水温情報から予測される漁場位置推定とIUU(※)漁業を含む外国漁船の動向把握を衛星情報を用いて行いました。さらに、JAXAとの共同研究を継続し、引き続き衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用について検討を進めています。(農林水産省)</p> <p>※IUU:「違法・無報告・無規制」</p> <p>○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星GOSATによる海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、観測精度を飛躍的に向上させたGOSAT-2を平成30年(2018年)10月に打上げ、平成31年(2019年)2月より定常運用を開始し、令和元年(2019年)8月よりプロダクトの一部を一般提供開始しました。さらに、継続的な観測体制の構築のため、3号機にあたるGOSAT-GWの開発をしています。(環境省)</p> <p>○北極域研究において、北極域データアーカイブシステム(ADS)により、観測衛星からのデータによる北極海の海水情報を準リアルタイムで公開しました。また、ADSから海上保安庁が運用する海洋状況表示システム(海しる)に、観測衛星からのデータによる海水情報を提供しました。(文部科学省)</p> <p>○GCOM-Wで観測したデータを大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所に提供し、海洋状況表示システム(海しる)での海水情報提供に貢献しました。(文部科学省)</p>	<p>【指標】JAXAの各種衛星及び民間の小型衛星(光学・SAR)の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国船動向調査結果については、論文等で発表すると共に、国際機関との連携も進めています。JAXAとの共同研究に関する成果報告会を令和2年(2020年)度に開催予定です。(農林水産省) ・毎週、漁況速報を発行するとともに、気候変動観測衛星(GCOM-C)の解像度の高い情報を活用するための検討を行いました。(農林水産省) <p>【指標】気候変動に対応する衛星情報の利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海面水温、雲、エアロゾル(大気中のちり)、海面、植生、雪氷などを気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)によって観測し、そのデータを公開しました。また、水蒸気、雨などを水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)等を用いて観測し、そのデータを公開しました。(文部科学省) ・GOSAT-2については、令和元年(2019年)8月よりプロダクトの一部を一般提供開始し、今後検証の終わったプロダクトから順次公開する予定です。3号機にあたるGOSAT-GWについては、令和5年(2023年)度の打上げを目指し、排出源の監視能力を更に強化した次期温室効果ガス観測センサ(TANSO-3)等の開発を行っています。(環境省) 	<p>○今後も各県と連携して衛星情報を活用した情報発信に関してJAXAとの共同研究を継続します。(農林水産省)</p> <p>○GOSAT及びGOSAT-2のデータ解析を行い、パリ協定の透明性向上や、気候変動予測の向上に貢献します。GOSAT-2のプロダクトを順次一般に公開していきます。3号機にあたるGOSAT-GWについては、宇宙基本計画工程表に則り、令和5年(2023年)度の打上げを目指し取り組みます。(環境省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
207	<p>○海洋調査の効率化・精緻化を図るためのセンサーやAUV等を活用した自動観測技術の開発に引き続き取り組む。また、AIS等による船舶動静情報の収集や、ICT技術を活用した新しい船舶動静の把握手法及びこれらの情報を更に活用しやすい形で共有することについて検討を進める。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○平成30年(2018年)度から開始した海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性及びマイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます(※施策番号101の記載と同じ)。(文部科学省)</p> <p>○情報通信技術(ICT)を活用し、小型船舶の航行情報及び海域で収集する情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制に関する検討を実施しています(※施策番号22と同じ)。(国土交通省)</p>	<p>【指標】無人航空機(UAV)、無人潜水調査機(UUV)、無人調査艇(USV)を活用した自動観測技術の開発(文部科学省)</p> <p>・国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、調査目的に応じて観測機器など組み換えを行うことができる高機能・多目的無人機システムやウエーブライダーの設置・回収方法の改善及び簡易フロートの量産モデルの作成を行いました。また、海面フラックス計測ライダー等の専用データ品質管理システムを完成させ、実運用に向けた試験を行っています。</p> <p>・自動観測を実現するために、母船を用いず、自律型無人探査機(AUV)を沿岸から直接、観測海域に潜航させ、また沿岸に帰らせる、長距離観測試験を既存のAUVを用いて実施する試験を計画しています。</p>	<p>○表層グライダー等の実用化、自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発を行い、海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指していきます(※施策番号159と同じ)。(文部科学省)</p> <p>○ICTを活用した船舶動静の把握等については、施策番号22に記載しました。(国土交通省)</p>
208	<p>○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)、地震・津波観測監視システム(DONET)等の既設の海底地震・津波観測網を着実に運用するとともに、利活用手法をさらに充実していく。また、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。(文部科学省)</p>	<p>○S-netやDONET等の運用と利活用については、右に記載しました。</p>	<p>【指標】南海トラフにおける観測研究体制の検討状況(文部科学省)</p> <p>・南海トラフ地震の想定震源域の西側である高知県沖～日向灘において、新たに海底地震・津波観測網の構築を実施するための予算を確保しました。</p> <p>【指標】見通し外レーダー、航空機、ブイ、アルゴフロート等観測アセット及びシステムの検討及び整備(国土交通省)</p> <p>・令和元年(2019年)度は16台の漂流型海洋気象ブイ及び27台のアルゴフロートによる海洋観測を実施しました。</p>	<p>○南海トラフ地震の想定震源域でまだ観測網を設置していない海域(高知県沖～日向灘)において、南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)の整備を着実に進めていきます。(文部科学省)</p> <p>○地震・津波観測網の安定運用を着実に実施し、観測データの利活用を推進していきます。(文部科学省)</p>
209	<p>○海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、気象衛星ひまわり、気象レーダー等を用いた気象・水象観測を実施する他、地震・津波観測を実施する。(国土交通省)</p>	<p>○気象庁は以下の観測等を実施しています。(国土交通省)</p> <p>・気象衛星ひまわりや気象レーダー等による気象観測</p> <p>・海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測</p> <p>・地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測</p> <p>・観測の継続性を確保するため、沿岸波浪計の通信機能及び電源部の強化</p> <p>・局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上のため、二重偏波気象レーダーの初号機(東京)の導入</p>	<p>【指標】地震・津波観測網の着実な運用・利活用手法の充実</p> <p>・東北太平洋沖に設置した、S-netを着実に運用するとともに、平成31年(2019年)4月にJR東海において観測データの利活用が開始されました。(文部科学省)</p> <p>・南海トラフ地震の震源想定域のうち熊野灘から室戸岬沖に設置した、DONETを着実に運用するとともに、平成31年(2019年)4月にJR東海・JR西日本において観測データの利活用が開始されました。(文部科学省)</p> <p>・S-netの一部とDONETの追加観測データについて、令和元年(2019年)6月27日より気象庁の緊急地震速報への利活用が開始されました。これにより海域で発生する地震に対する緊急地震速報の発表の迅速化を図りました(※施策番号29～31及び245～247に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○新型気象レーダー(二重偏波気象レーダー)を順次導入し、局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上を図ります。(国土交通省)</p> <p>○適時適切な情報発表を維持するため、沿岸波浪計及び潮位計等のデータを集約するシステムを更新します(※施策番号23と同じ)。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (2)情報の集約・共有体制				
210	<p>○海洋監視情報の集約・共有に当たっては、海洋監視情報の機密性に応じ、関係府省間で機動的かつ迅速な情報共有が可能となる有機的な情報共有体制を構築していくとともに、漁業者からの情報提供を始め、民間機関との連携も強化する。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>○我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針に基づき、MDAの能力強化に向けた情報の集約・共有体制の強化に取り組みました(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p> <p>○総合海洋政策推進本部参与会議の下に設置された「海洋状況把握(MDA)」に関するプロジェクトチーム(PT)において、MDAにおける関係府省間での機動的かつ迅速な情報共有の強化に向けて検討を行いました。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p> <p>○水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練を支援しました(※施策番号145及び146と同じ)。(農林水産省)</p> <p>○防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています(※施策番号19と同じ)。(国土交通省、防衛省)</p>		
211	<p>○防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、二者間の情報共有体制を充実させる。また、公表されている情報や学術情報を含めた各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築に努める。「海洋状況表示システム」の整備・運用に当たっては、関係機関等が運用する各種海洋情報サービスとの連携を強化する。(内閣府、国土交通省、防衛省)</p>	<p>○情報共有システムにおける機密性に応じた情報の適切な取扱いを確保するべく、機密性の高い情報については、防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を図っています(※施策番号19に関連記載あり)。(内閣府、国土交通省、防衛省)</p> <p>○政府機関で共有する情報及び一般に公表する情報については、海上保安庁が「海洋台帳」を発展させて、新たに「海洋状況表示システム(海しる)」を構築し、政府部内用のシステムについては平成31年(2019年)3月から運用開始しました。一般に公表するシステムについては、平成31年(2019年)4月から運用開始しました。これにより、関係機関等が運用保有するリアルタイム情報も含めた海洋情報を一元的に集約し、海洋状況表示システム(海しる)に表示可能となりました。(内閣府、国土交通省、防衛省)</p> <p>○外部有識者による「海洋状況表示システムの活用推進に関する検討会」を開催し、海しるの情報充実及び機能強化の方向性等について検討を実施しました。(内閣府、国土交通省、防衛省)</p> <p>○情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行い、海洋状況表示システム(海しる)(政府部内用)へ提供しました。(内閣官房)</p>	<p>【指標】海洋状況表示システム(海しる)における情報の充実及びアクセス数(国土交通省)</p> <p>・掲載情報の充実化のため、海洋関係の研究機関と調整を実施しました。海洋状況表示システム(海しる)では運用開始時から223項目のデータが利用可能となりました。</p> <p>・令和元年(2019)年度中に新たに20項目の情報が追加され、合計で243項目のデータが利用可能となりました。</p> <p>【指標】情報の適切な管理(情報の秘匿度に応じたシステムの活用、データポリシーの確立)(内閣府、国土交通省)</p> <p>・海洋状況表示システム(海しる)を通じたデータ連携における利用規則やフォーマット等の技術的事項の検討を実施しました。</p>	<p>○「海洋状況把握(MDA)」に関するPTの報告書を踏まえ、MDAにおける関係府省間での機動的かつ迅速な情報共有の強化に取り組みます。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)</p> <p>○海洋情報の更なる利活用のため「海洋状況表示システムの活用推進に関する検討会」の提言を踏まえ、海洋状況表示システム(海しる)の強化・充実に取り組みます。(内閣府・国土交通省)</p> <p>○引き続き、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行い、海洋状況表示システム(海しる)(政府部内用)へ提供を行います。(内閣官房)</p> <p>○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う国境監視活動や海難救助訓練の活動を支援します。(農林水産省)</p>
212	<p>○海洋調査成果等の関係機関が保有する海洋情報について、利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化に取り組む。(内閣府)</p>	<p>○MDA関係府省庁連絡会議を通じて、海洋状況表示システム(海しる)を通じたデータ連携におけるポリシーの検討を行うとともに、同システムでデータを表示する際の利用規則やフォーマット等の技術的事項について検討を行いました。(内閣府)</p> <p>○施策番号211に記載しました。</p>		
213	<p>○国及び地方公共団体による海洋調査で得られた情報を始め、国等が海洋政策を進める上で収集・整備した海洋情報について、情報の機密性等に応じた適切な取扱いを確保しつつ、一元的に管理・公開を行うとともに、関係者間での情報共有を一層推進することによって、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図る。(内閣府、国土交通省)</p>	<p>○施策番号211に記載しました。</p>		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
214	○観測データの価値を向上するため、係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合(数値予報モデルへのデータ同化等)を推進する。(文部科学省、国土交通省)	○自動昇降型漂流ブイのアルゴ(Argo)フロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築しています。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用しました。(文部科学省、国土交通省)		○海洋の実況を面的に把握するため、引き続き、ブイ、船舶及び衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温及び海流等の解析を実施します。(国土交通省)
215	○数値モデルを高精度化する等により、気候変動、海洋酸性化、海況等の実態把握とスーパーコンピュータを用いた予測の精度向上を図るとともに、情報の可視化等その内容の充実に取り組む。さらに、これらの成果の幅広い利用を促進するため、「海洋の健康診断表」等での情報公開に取り組む。(文部科学省、国土交通省)	○地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用し、気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化することによって、地球規模の環境変動が我が国に及ぼす影響を把握するための研究開発を行ったほか、気候変動によって生じた多様なリスクの管理に必要な基盤的情報を創出しました(※施策番号158及び237に関連記載あり)。(文部科学省) ○気候変動、海況等の実態把握や予測精度向上のため、数値予報モデルの高度化に取り組みました。(国土交通省) ○気象庁ウェブサイトの「海洋の健康診断表」で海況、海洋酸性化、波浪、潮汐等の幅広い海洋情報を公開しました。(国土交通省)	【指標】予測技術及びデータ解析手法の高度化 ・「統合的気候モデル高度化研究プログラム」では、沿岸域における自然災害への影響として重要な波浪の将来変化について、現在のままの経済活動を継続する気候シナリオでは、世界の海岸で平均的な波高が増加もしくは減少し、特に日本周辺は将来変化が大きくなることを明らかにするなどの重要な成果が得られ、地球温暖化に伴う砂浜や海洋生態系の変化といった我が国の沿岸域の脆弱性や適応策に係る研究への展開が期待されます。(文部科学省) ・DIASに格納されたデータセットは、令和元年(2019年)度は新規で3セット追加され、全291セット(令和2年(2020年)3月末現在)となっています。(文部科学省) ・ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用しました。また、気候変動、海況等の実態把握や予測精度向上のため、数値予報モデルの高度化に取り組みました。(国土交通省)	○日本近海の海況情報等の予測精度向上のため、沿岸海況監視予測システムの導入を進めます。(国土交通省)
216	○関係機関の協力の下、日本海洋データセンター(JODC)において各種海洋情報の収集・管理・提供を実施するとともに、海洋情報クリアリングハウス及び海洋台帳を引き続き運用し、その充実を図る。また、これらの取組と「海洋状況表示システム」との連携を進める。(内閣府、国土交通省)	○海上保安庁では、政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)」を運用しています。(内閣府、国土交通省) ○海上保安庁では、海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせてパソコン及びタブレット端末で見ることができる「海洋台帳」を平成31年(2019年)4月から運用開始した「海洋状況表示システム(海しる)」に統合しました。(国土交通省)	○気象庁では、平成30年(2018年)度に導入したスーパーコンピュータを活用し、令和元年(2019年)6月27日より予測の信頼度を高める「メソアンサンブル予報システム」を導入しました。 ・気象研究所において、同研究所が開発した日本近海を水平方向2kmで解像する沿岸海況監視予測システムの再現性や予測精度に関する検証を行いました。(国土交通省) ○アクセス数(国土交通省) ・海洋情報クリアリングハウス 約8万件(平成31年(2019年)1月～令和元年(2019年)12月まで) ・海洋状況表示システム(海しる) 約154万件(平成31年(2019年)4月～令和元年(2019年)12月まで) ※海洋台帳と海洋状況表示システム(海しる)では集計方法が異なります。	○海洋台帳は、平成31年(2019年)4月から運用開始した「海洋状況表示システム(海しる)」に統合され、操作性・一覧性の向上が図られました(※施策番号210～213に関連記載あり)。(国土交通省)
217	○海洋情報の収集と解析処理のための共通基盤技術の整備・運用を進め、都道府県等の地域レベルでの利用を含め、海洋情報の利用促進を図る。また、広く一般への情報提供の観点から、海洋科学技術に関する資料を広く収集・整理するとともに利便性を高める。(内閣府、文部科学省)	○地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報等)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報基盤として、「データ統合・解析システム(DIAS)」を開発し、企業も含めた国内外の多くのユーザーに長期的・安定的に利用されるための運営体制を整備するとともに、気象・気候、防災等の社会課題解決に資する共通基盤技術の開発を推進しました。(文部科学省) ○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています(※施策番号226と同じ、施策番号249に関連記載あり)。(文部科学省)		○引き続き、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を効果的に提供していきます。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (3)国際連携・国際協力				
218	○「海洋状況表示システム」については、国際社会との連携に活用するため、多言語化に向けた対応を図る。(内閣府、国土交通省)	○平成31年(2019年)4月から運用開始の「海洋状況表示システム(海しる)」において、メニュー及びコンテンツ名を英語化するとともに、英語版の広報用資料を整備しました。(内閣府、国土交通省)		○ユーザーの利便性を改善するため、英語のコンテンツ及びメニュー等の改善を行います。(内閣府、国土交通省)
219	○二国間及び多国間での取組を効果的に組み合わせ、MDAIに関する国際連携・国際協力を強化し、これらの取組を通じて得た海洋情報を多様な海洋政策の実施に適切に活用する。(内閣府、外務省、国土交通省)	<p>○総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「海洋状況把握(MDA)に関するPT」において、MDAIにおける国際連携の強化に向けた検討を行いました。(内閣府)</p> <p>○MDAIに関する国際連携・国際協力に関連して、以下の会議等に参加しました。(内閣府、外務省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年(2019年)7月の宇宙に関する包括的日米対話第6回会合において、宇宙システムの利用を通じた海洋状況把握(MDA)の強化に関する協力の機会を引き続き探求していくことを再確認しました。 ・令和2年(2020年)2月の第2回海洋状況把握(MDA)の国際連携に関するARFワークショップにおいて、海賊、テロ、違法漁業等の海洋をめぐる課題への対処におけるMDAの活用等について活発な議論が行われ、参加国・機関が、今後、国際的な連携をさらに強化していくことで一致しました。 ・第1回日仏包括的対話、第9回日・シンガポール海上安全保障対話、第6回アワオーシャン会合など、様々な国際会議の場において、MDAを含む海洋の安全保障、海洋環境保全等海洋の諸課題について幅広く意見交換を行いました。 <p>○海洋データの国際交換促進による海洋の調査研究や利用開発等の発展に向け、将来の海洋データの利用促進及びその管理について、意見交換を行いました。我が国が進めるMDAの能力強化のための国際連携に大きく貢献することが期待されるとともに、平成31年(2019年)4月から運用開始の「海洋状況表示システム(海しる)」の掲載情報の充実にも寄与します。(内閣府、国土交通省)</p>	<p>【指標】MDAIに関連する施策に言及した会議の数及び名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 12件ほか -第2回海洋状況把握(MDA)の国際連携に関するARFワークショップ -宇宙に関する包括的日米対話第6回会合 -第9回日・シンガポール海上安全保障対話 -第6回アワオーシャン会合 -日インド首脳会談 -第5回日・インド海洋に関する対話 -日英首脳会談 -第1回日仏包括的対話 -WMO総会 -WMO執行理事会 -第5回日ASEAN防衛担当大臣会合 -第1回日印外務・防衛閣僚会合 <p>(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>○様々な国際会議・二国間会議の場において、MDA及びMDAIに関連する施策に言及するなど、国際連携・国際協力を努めます。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>○引き続き、気象・水象情報のうち基盤的な情報や津波警報等について、IOCやWMOの枠組を通じて情報交換を実施します。(国土交通省)</p>
220	○諸外国、国際機関等が保有する海洋情報について、各種ルートを通じて情報収集を図る。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	<p>○平成27年(2015年)、国・地域・地球規模で政策立案者に活用されることを目的として、国連の下で地球規模の海洋環境の状況を明らかにする「世界海洋評価(WOA)(第1版)」が作成されました。本アセスメントには海洋環境、生態系、食料安全保障、食品安全の分野横断的問題、人間活動と影響、生物多様性等幅広い内容が含まれており、現在、「世界海洋評価(WOA)(第2版)」の作成に向け、海洋科学の専門家として日本から執筆者を派遣し、執筆を推進しています。(文部科学省)</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)指標14.3.1(海洋酸性度の平均値)の数値公表に向けた準備にあたり、関連政策部局としてデータ提供部局である気象庁と調整を行っています。(文部科学省)</p> <p>○防衛省の取組については、施策番号221に記載しました。(防衛省)</p>	<p>【指標】GEO、UNESCO/IOC/IODE、WMOなどの国際的観測情報共有枠組を通じた情報の収集(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>・気象・水象情報のうち基盤的な情報や津波警報等について、IOCやWMOの枠組を通じて情報交換を行いました。</p>	
221	○我が国自身の努力に加え、MDAIに関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA体制を強化していく。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)	<p>○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています(※施策番号16及び17と同じ)。(防衛省)</p> <p>○我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」(日ASEAN防衛協力の指針)に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力などの協力を推進しています(※施策番号50～54に関連記載あり)。(防衛省)</p> <p>○アジア・アフリカ等のシーレーン沿岸国等との間で機材等の供与を通じた支援に関する書簡の交換を行いました(※施策番号41に関連記載あり)。(外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年(2019年)8月、モーリシャスへの海上保安機材の供与に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)8月、インド洋アフリカ諸国(ケニア、コモロ、セーシェル、マダガスカル及びモーリシャス)への船舶機材の供与等に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)10月、セーシェルへの海上保安機材の供与に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)12月、コモロへの海上保安機材の供与等に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)12月、ジャマイカへの海上保安機材の供与に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)12月、モルディブへの油濁処理機材の供与等に関する書簡の交換 <p>○ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に平成25年(2013年)度からの7年間で計13回、延べ45名の海上保安庁職員を短期専門家及びチーフアドバイザーとして派遣し、法執行(船舶移乗・立入検査・逮捕制圧術)等の訓練研修を実施しました(※施策番号42に関連記載あり)。(外務省、国土交通省)</p> <p>○東南アジア諸国やソマリア周辺国、西アフリカ等の法執行能力向上のため、令和元年(2019年)6月～7月にかけて、これらの海上法執行機関職員に対して、我が国でJICA「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました(※施策番号41に関連記載あり)。(外務省、国土交通省)</p> <p>○諸外国の海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員を14か国へ30回派遣し、各国海上保安機関職員の海上法執行能力を含む能力向上支援等に当たったほか、本邦への受入研修においても各国からの研修員の指導等に当たりました(※施策番号41に関連記載あり)。(国土交通省)</p>	<p>【指標】シーレーン沿岸国に対する外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力向上支援等の件数(外務省、国土交通省、防衛省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 31件 (施策番号41、50～54及び97に関連記載あり。) <p>【指標】同盟国・友好国との対話等を通じたMDAIに関する協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年(2018年)12月にインドが設立したIFC-IOR(インド洋圏情報融合センター)の連絡官として、令和2年(2020年)3月から在インド大使館の防衛駐在官が業務を行っています(※施策番号48と同じ)。(防衛省) ・令和元年(2019年)11月の第5回日ASEAN防衛担当大臣会合において、「ビエンチャン・ビジョン2.0」を発表し、ASEANの強靱性の強化に資する協力としてMDAIに係る能力向上を促進することを表明しました(※施策番号50～54に関連記載あり)。(防衛省) ・令和元年(2019年)11月の日印外務・防衛閣僚会合において、海洋安全保障やMDAIに関する能力構築支援分野における協力を一層推進する意図を表明しました(※施策番号50～54に関連記載あり)。(外務省、防衛省) ・同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています(※施策番号16及び17と同じ)。(防衛省) 	<p>○引き続き、関係国との間での協議の機会に、シーレーン沿岸国等のMDA能力の向上にも資する海上法執行能力向上支援等について意見交換を実施していきます。(内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
5.	海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1)海洋調査の推進		【指標】海洋調査実施件数(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省) 令和元年(2019年)度 600件 平成30年(2018年)度 568件 平成29年(2017年)度 663件	
ア	海洋調査の戦略的取組			
222	○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界固定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実に努めるため、「海上保安体制強化に関する方針」に基づく海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。(内閣府、外務省、国土交通省)	○測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海や排他的経済水域(EEZ)の外縁の根拠となる低潮線等の調査を実施しました(※施策番号18と同じ)。(国土交通省) ○航空機を使用して定期的に南方諸島及び南西諸島における火山活動状況の調査・観測を実施し、データを解析したのちに調査結果をウェブサイト等で公表しました。特に、令和元年(2019年)12月に再び噴火した西之島については重点的に火山活動状況の調査・観測を行いました。(国土交通省)	○海上保安庁の海洋調査体制の強化については、施策番号2に記載しました。 ○西之島について、航空機により定期的な監視観測を行い、観測結果をウェブサイト等で公表しました。(国土交通省)	○今後も「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、測量船及び航空機の整備を進めています(※施策番号2に関連記載あり)。(国土交通省) ○海底地形調査、低潮線調査及び地殻構造調査等を引き続き実施し、海洋権益の確保に資する調査データを取得していきます(※施策番号18及び227に関連記載あり)。(国土交通省)
223	○海洋のモニタリングについては、リアルタイム性のみならず、長期的な観測を積み重ねるとともに、衛星、観測ブイ等を用いた高度な観測技術を最大限活用し海洋を総合的に観測することが重要であり、海洋観測を行う海洋調査船等の適切な運航、効率的な観測に資する自動化技術の向上等に取り組む。(文部科学省、国土交通省)	○地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施しました。(国土交通省) ○海面水温及び海上風速などを水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)等を用いて観測し、海上保安庁へデータ提供しました。また、国内の海洋関連機関に対し、気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)による海面水温・海面色、衛星全球降水マップ(GSMaP)による降水量、静止気象衛星「ひまわり」による海面水温・海面色のデータを提供しました。(文部科学省) ○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では調査目的に応じて観測機器など機体の組み換えを現場等で速やかに行うことができる高機能・多目的無人機システムやウェーブライダーの設置、回収方法の改善、簡易フロートの量産モデルの作成を行いました。また、海面フラックス計測ライダー等の専用データ品質管理システムを完成させ、実運用に向けた試験を行っています(※施策番号207と同じ)。(文部科学省) ○平成30年(2018年)度から開始した、海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性、マイクロプラスチックに関する海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業に取り組んでいます(※施策番号101と同じ)。(文部科学省) ○海洋情報クリアリングハウス、JODC(日本海洋データセンター)オンラインデータ提供システム(J-DOSS)、海洋生物地理情報システム(OBIS)、全球地球観測システム(GEOSS)ポータル、DIAS(データ統合・解析システム)データ俯瞰・検索システム等のデータサイトにデータ提供又はシステム連携を行い、定期的にデータを更新しています。(文部科学省)	【指標】海洋調査結果等の海洋状況表示システム等情報共有システムへの掲載等 ・内閣府総合海洋政策推進事務局からの依頼に基づき、海上保安庁が運用の「海洋状況表示システム(海しる)」へJAMSTECが保有する津軽海峡HFレーダーデータが提供されています。(文部科学省)	○JAMSTECでは海洋状況表示システム(海しる)へアルゴフロート、トライトンブイのデータ提供も行うよう進めており、技術的な調整及び公開準備を進めています。(文部科学省) ○国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)では、海洋状況表示システム(海しる)へのGCOM-W、GCOM-CやGSMaP、ひまわりのデータ掲載について、海上保安庁へのデータ提供、技術支援を行います。(文部科学省) ○引き続き、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施します。(国土交通省)
224	○時空間的に疎(まばら)である生物分野を含め、海洋に関する科学データをより深海域まで精度よく観測するため、漂流フロート、係留系、船舶及び海中・海底探査システムによる観測を組み合わせた統合的観測網の構築を目指す。(文部科学省)	○自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築しています(※施策番号214と同じ)。(文部科学省)	○令和元年(2019年)度は、日本全体としてアルゴフロートによるデータを11,424プロファイル分取得したほか、JAMSTECでは船舶や探査機を活用した海洋調査を59件実施するとともに、西太平洋3か所、インド洋3か所での係留ブイによる観測を実施しました(※施策番号158に関連記載あり)。(文部科学省)	○引き続き、自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ及び船舶による観測等組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築していきます。(文部科学省)
225	○海洋調査の基盤となる海洋調査船等、有人・無人調査システム等を着実に整備するとともに、新たな調査機器の開発、新技術の導入を推進する。(文部科学省、国土交通省)	○次世代深海探査システムの研究開発として無人探査機「かいこう」の映像機能の高度化に取り組み、性能確認試験を行いました。また、「かいこう」のビーグル部分を単独で潜航させるランチャーレス運用に向けた設計を開始し、動力・制御系設計及びビーグルを改造しました。これにより、無人探査機(ROV)のより効率的で複数の船舶による汎用性の高い運用に向けて検討を進めています。(文部科学省) ○深海域における海中プラットフォームと母船間の音響通信システムについて、大深度化、高速化に取り組んでいます。(文部科学省) ○令和2年(2020年)1月29日にAUVや「自律型高機能観測装置(ASV)」といった最新の調査機器を搭載した、海上保安庁最大となる測量船「平洋」が就役しました。(国土交通省)	○令和元年(2019年)度に「かいこう」のランチャーとビーグルを分離し、ビーグル単体で初めての試験潜航を「新青丸」で実施し、成功しました。これまで深海調査研究船「かいれい」でのみ運用していた「かいこう」が、異なるタイプの調査船で運用できることを実証しました。さらに汎用性を高めるために船上システムの小型化、他船での運用及び調査能力を向上させるための検討を行いました。(文部科学省) ○開発した高速音響通信システムを「しんかい6500」や「フリーフォールカメラシステム(FF11K)」の画像伝送装置に適用し、最大深度9,230mでの高速画像伝送に成功しました(※施策番号254～256に関連記載あり)。(文部科学省) ○EE2全域の深海調査能力を保有するために、7,000m以深AUVの設計を開始しました。(文部科学省)	○引き続き、海洋調査プラットフォームに係る技術開発、改良(機能向上及び性能向上)、保守・整備及び運用を実施し、調査・観測能力の維持・向上を図っていきます。(文部科学省) ○平成29年(2017年)度に終了した文部科学省の「海洋鉱物資源広域探査システム開発」で「うらしま」を用いて開発した海中重力探査システムの学術論文がSociety of Exploration-Geophysics-からHonorable Mentions in the category of Best Paper in Geophysicsを令和元年(2019年)に受賞しました。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
226	<p>○国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組に参画し、長期的・継続的に海洋の観測、調査研究等を実施するとともに、観測データの交換及び共有に取り組む。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています(※施策番号217と同じ、施策番号249に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、大型係留ブイの運用を省力化するための表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます(※施策番号159と同じ)。(文部科学省)</p> <p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)、全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に参画し、長期的・継続的な海洋の観測を実施し、海洋データの交換を行いました(※施策番号166及び228に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○IOCC西太平洋小委員会(WESTPAC)の下北東アジア地域全球海洋観測システム(NEAR-GOOS)に参画し、海洋観測データ及び海洋解析の交換・共有に取り組ましました。(国土交通省)</p> <p>○海上保安庁では、UNESCO/IOCが推進する国際海洋データ・情報交換システム(10DE)における我が国の代表機関である日本海洋データセンター(JODC)を運営しています。同センターでは、国内各海洋調査機関によって得られた海洋データを一元的に収集・管理・提供するJ-DOSSを運用するとともに、収集したデータは世界データセンターに送付され、世界中に共有されています。(国土交通省)</p>	<p>○J-DOSSには、平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月までに、約574万件のアクセス、約1万4千件のダウンロードがありました。(国土交通省)</p>	<p>○引き続き、GO-SHIP、アルゴ計画等に参画するとともに、それらの国際枠組の下で実施される観測データ等の共有に貢献します(※施策番号166に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○海上保安庁が取得した海洋情報のうち、国際交換が可能なもの及び国内海洋調査機関から収集した公開可能な海洋観測データ等については、J-DOSS等を用いて広く一般に利用できるよう情報提供を行い、また、一部のデータは海洋状況表示システム(海しる)に掲載する予定です。(国土交通省)</p>
227	<p>○海洋資源の開発、海洋権益の確保及び海洋の総合的管理に必要な基礎情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線、海潮流等の調査を引き続き実施する。(国土交通省)</p>	<p>○施策番号222に記載しました。</p>	<p>○施策番号222に記載しました。</p>	<p>○海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線及び海潮流等の調査・観測を引き続き実施し、海洋権益の確保等に資する調査・観測データを取得していきます(※施策番号18及び222に関連記載あり)。(国土交通省)</p>
<p>イ 気候変動・海洋環境の把握のための調査等</p>				
228	<p>○気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、世界気象機関(WMO)、UNESCO/IOC等が進める国際的な海洋観測計画に参加し、海洋調査船等による高精度かつ高密度な観測を実施するとともに、中層フロート等の自動観測システムの活用や水中グライダー等の最新技術の導入を進め、海水温、塩分、温室効果ガス濃度等の観測を着実に実施する。(文部科学省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、IOCCPとGO-SHIPに参画し、北西太平洋において海洋気象観測船による高精度かつ高密度な観測を実施しました(※施策番号166及び226に関連記載あり)。(国土交通省)</p> <p>○アルゴ計画に参画し、日本近海において海水温、塩分の観測を実施しました(※施策番号158及び226等に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省)</p> <p>○JAMSTECの取組については、施策番号226に記載しました。(文部科学省)</p> <p>○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星GOSATによる海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、観測精度を飛躍的に向上させたGOSAT-2を平成30年(2018年)10月に打上げ、平成31年(2019年)2月より定常運用を開始し、令和元年(2019年)8月よりプロダクトの一部を一般提供開始しました。さらに、継続的な観測体制の構築のため、3号機にあたるGOSAT-GWの開発を行っています(※施策番号206と同じ)。(環境省)</p>	<p>○平成30年(2018年)10月にGOSAT-2を打上げ、平成31年(2019年)2月より定常観測を開始し、令和元年(2019年)8月よりプロダクトの一部を一般提供開始し、今後検証の終わったプロダクトから順次公開する予定です。3号機にあたるGOSAT-GWについては、宇宙基本計画工程表に則り令和5年(2023年)度の打上げを目指し、継続的な観測体制の維持と、排出源の監視能力を更に強化した次期温室効果ガス観測センサTANSO-3および衛星バスの開発を行っています(※施策番号206と同じ)。(環境省)</p> <p>○GOSAT-2については、令和元年(2019年)8月よりプロダクトの一部を一般提供開始し、今後検証の終わったプロダクトから順次公開する予定です。3号機にあたるGOSAT-GWについては、令和5年(2023年)度の打上げを目指し、排出源の監視能力を更に強化した次期温室効果ガス観測センサ(TANSO-3)等の開発を行っています。(環境省)</p>	<p>○GOSAT及びGOSAT-2のデータ解析を行い、バリ協定の透明性向上や、気候変動予測の向上に貢献します。GOSAT-2のプロダクトを順次一般に公開していきます。3号機にあたるGOSAT-GWについては、宇宙基本計画工程表に則り、令和5年(2023年)度の打上げを目指し取り組みます(※施策番号206と同じ)。(環境省)</p>
229	<p>○我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属、内分泌かく乱物質等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境への影響を把握するとともに、バックグラウンド数値の経年変化を把握する。また、海域における放射性物質のモニタリングを実施する。(国土交通省、環境省)</p>	<p>○日本周辺の海洋環境の経年的変化を捉え、総合的な評価を行うため、水質、底質等の海洋環境モニタリング調査を実施しました。また、化学物質の存在状況の把握のため、主に内湾の水質、底質等に含まれる残留性有機汚染物質(POPs)等の化学物質の調査を実施しました。(環境省)</p> <p>○我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場の放射能水準を把握するため、海産生物、海底土及び海水の放射能調査を実施しました。(環境省)</p>	<p>【指標】海洋調査実施件数(環境省) ・福島県等及び東京湾の沿岸域において、令和元年(2019年)度は42地点で年間2~10回の放射性物質のモニタリングを実施しました(※施策番号180と同じ)。</p>	<p>○令和2年(2020年)度も引き続き、放射線モニタリングを実施し、結果を公表します。(環境省)</p>
230	<p>○東日本大震災に伴い発生した津波による廃棄物の海上流出や油汚染、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等による海洋環境への影響を把握するため、引き続き有害物質及び放射性物質に関するモニタリングを実施する。(国土交通省、環境省)</p>	<p>○東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射性物質のモニタリングを実施しています(※施策番号180に関連記載あり)。(環境省)</p> <p>○福島県等の沿岸海域における海水、海底土等に含まれる放射性物質モニタリングを実施し、結果を随時、環境省のウェブサイトにおいて公表しました(※施策番号180に関連記載あり)。(環境省)</p>	<p>【指標】海洋調査結果等の海洋状況表示システム(海しる)等情報共有システムへの掲載等(環境省) ・海洋における放射性物質モニタリング結果を環境省ウェブサイトにおいて公表しました。</p>	<p>○引き続き、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋短波レーダによる海面の流況観測結果と海洋環境整備船による水質調査結果を活用し、漂流ごみ等の挙動解析や集積位置の予測を行っています。(国土交通省)</p>
231	<p>○閉鎖性海域の海洋環境モニタリングとして、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査、底質・底生物調査等を実施する。また、海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダによる流況観測等を実施するとともに、国及び地方公共団体が実施した環境調査データを収集・共有する海域環境情報データベースの充実を図る。(国土交通省、環境省)</p>	<p>○東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査等を実施し、閉鎖性水域における調査結果について、環境省のウェブサイトで公表しました(※施策番号195~197に関連記載あり)。(環境省)</p> <p>○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋短波レーダによる海面の流況観測結果と海洋環境整備船による水質調査結果を活用し、漂流ごみ等の挙動解析や集積位置の予測を行いました。(国土交通省)</p>	<p>○施策番号197に記載しました。</p>	<p>○引き続き、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋短波レーダによる海面の流況観測結果と海洋環境整備船による水質調査結果を活用し、漂流ごみ等の挙動解析や集積位置の予測を行っています。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 自然災害による被害軽減のための調査等				
232	<p>○プレート境界域における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波の発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地殻変動観測、GPSを利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、地殻構造探査、津波堆積物調査、地震断層の掘削調査、掘削孔内観測等の充実・強化を図る。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○日本海地震・津波調査プロジェクトでは、地殻構造(令和元年(2019年)度は山形県沖日本海から新庄盆地東縁)、プレート構造の把握を目的として、震源にバイプロサイスとエアガンを用いた海陸統合の地下構造探査及び海底地震計(OBS)による地震探査を実施、津波発生頻度の把握のために沿岸部での津波履歴調査を実施しました。また、南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトでは、日向灘周辺のスロースリップの把握及び南西諸島海域における自然地震活動の把握のため、OBS及び臨時陸上観測点による地震観測を、また、南海トラフにおける津波発生履歴の把握のため、紀伊半島において津波堆積物及び津波痕跡の調査を実施しました(※施策番号29～31及び245に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、地震発生帯の構造・履歴・活動(構造研究、巨大地震の履歴の海底調査)を明らかにするために、南海トラフと北海道沖地震域、東北沖太平洋等における地殻構造調査、自然地震・火山・地殻変動等の観測及び地震・津波履歴調査を実施しています。(文部科学省)</p> <p>○測量船により日本海溝付近及び南海トラフ付近において全球測位衛星システム(GNSS)と海中での音響測距技術を組み合わせた海底地殻変動観測を実施しました。また、巨大地震が想定されている南海トラフ海溝軸付近について観測網の充実を図りました。(国土交通省)</p>	<p>○南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトでは、平成29年(2017年)度実施した海底地殻変動観測、GPSを利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、地殻構造探査、津波堆積物調査、地震断層の掘削調査、掘削孔内観測等の調査結果について、令和元年(2019年)5月に公表しました。また、令和2年(2020年)2月に最終成果報告会を開催し、7年間にわたって実施した事業成果として、南海トラフにおける地震・津波履歴調査の報告を行いました。(文部科学省)</p> <p>○測量船により日本海溝付近及び南海トラフ付近において海底地殻変動観測を実施し、解析結果についてはウェブサイト等で公表しました。また、観測データから、南海トラフの海底下において「ゆっくりすべり」が発生していたことを検出しました。(国土交通省)</p>	<p>○海底地殻変動観測について、適切に実施していきます。(国土交通省)</p>
233	<p>○港湾内の船舶の避難等の津波対策及び地方公共団体による津波ハザードマップ作成に活用するため、海底地形データを収集・整備するとともに、津波防災情報図の整備を推進する。(国土交通省)</p>	<p>○海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し、提供しました(※施策番号35と同じ)。(国土交通省)</p>	<p>○津波防災情報図の整備率(国土交通省) 令和元年(2019年)度 95.1% 平成30年(2018年)度 83.8% (※施策番号35と同じ)</p>	<p>○引き続き津波防災情報図を作成し、提供を行います(※施策番号35に関連記載あり)。(国土交通省)</p>
234	<p>○火山噴火予知に資する基礎情報を収集・整備するため、南方諸島及び南西諸島の海域火山を中心に航空機や衛星画像の活用等による定期的な監視、海洋調査船による海底地形、地質構造、海上重力及び地磁気の調査を実施する。(国土交通省)</p>	<p>○南方諸島及び南西諸島の火山を中心に火山噴火予知に資する基礎情報を収集・整備するため、航空機を使用して定期的に調査・観測を実施しました。南方諸島に位置する西之島は令和元年(2019年)12月に再び噴火したことから、重点的に火山活動状況の監視・観測を実施しました(※施策番号222に関連記載あり)。(国土交通省)</p>	<p>○西之島の火山活動状況の監視・観測については、施策番号222に記載しました。(国土交通省)</p>	<p>○海域火山の観測結果はウェブサイトに掲載されるとともに海洋状況表示システム(海しる)からもアクセス可能です(※施策番号210～213に関連記載あり)。(国土交通省)</p>
235	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、気象衛星ひまわり、気象レーダー等を用いた気象・水象観測を実施する他、地震・津波観測を実施する。(国土交通省)</p>	<p>○気象庁は以下の観測等を実施しています(※施策番号209と同じ)。(国土交通省) ・気象衛星ひまわりや気象レーダー等による気象観測 ・海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測 ・地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測 ・観測の継続性を確保するため、沿岸波浪計の通信機能及び電源部の強化 ・局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上のため、二重偏波気象レーダーの初号機(東京)の導入</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○施策番号209に記載しました。</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等				
			<p>【指標】海洋科学技術に係る査読付き論文数 JAMSTECの論文数(文部科学省) 令和元年(2019年) 578本 平成30年(2018年) 618本 気象庁の論文数(主著のみ)(国土交通省) 令和元年(2019年)度 23本 平成30年(2018年)度 16本</p>	
ア 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進				
① 気候変動の予測及び適応に関する研究開発				
236	<p>○海洋と大気の相互作用、さらに、陸域も含めた地球表層における物質循環やそれに伴う熱輸送・炭素循環、海洋が吸収する二酸化炭素の増加に伴う海洋の酸性化や、それによる海洋生態系への影響等を解明するための観測、調査研究等を強化する。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○平成30年(2018年)度から新たに開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、海洋酸性化・地球温暖化の解明に必要な海洋炭酸系の循環を自動かつ高精度に把握するための基盤技術の研究開発を開始するとともに、地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋域において海洋観測を実施しています。(文部科学省)</p> <p>○地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施しました(※施策番号223と同じ)。(国土交通省)</p> <p>○大気中の温室効果ガス濃度の変動を監視するために、南鳥島等において、温室効果ガス等の観測を継続して実施しました。(国土交通省)</p> <p>○これらの観測データ等を用いて、日本近海や西太平洋熱帯域における海洋の二酸化炭素吸収や、それに伴う海洋酸性化の解析を実施しました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 ＜気候変動＞ ・「気候変動適応技術社会実装プログラム」では、JAMSTECの「地球シミュレータ」を用い、日本周辺の海洋に関する気候変動予測情報(海水温、海流等)を創出しました。この予測情報は、環境省が関係省庁と連携して取り組む「地域適応コンソーシアム事業」における水産業等の影響評価に活用されました。(文部科学省) ・観測データ等を用いて、日本近海や西太平洋熱帯域における海洋の二酸化炭素吸収や、それに伴う海洋酸性化の解析を実施し、地球温暖化のメカニズムの解明に貢献しました。(国土交通省) ・文部科学省と連携して、我が国の気候変動の実態と見通しに関する統合的な見解をとりまとめた「気候変動評価レポート2020」の令和2年(2020年)度公表に向けて執筆を開始しました。また、気象研究所では日本周辺の海況(海面水温、海面水位、海水、海洋循環、海洋酸性化)の将来予測の解析を実施しました。(国土交通省) ・気象研究所は、多数の気候シミュレーションの結果を解析し、地球温暖化によって中緯度での台風の移動速度が遅くなる可能性があることを明らかにしました。また、地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベースd4PDFの解析結果から、平成30年(2018年)夏の日本の猛暑は地球温暖化の影響なしには説明できないことを明らかにしました。(国土交通省) ・気象庁の長期定線観測のデータから、本州南方の亜熱帯海域で、近年、海洋酸性化が加速していることが分かりました。一方、熱帯域では、海洋循環の影響により、海洋酸性化の進行が亜熱帯域に比べておよそ20%遅いことが分かりました。(国土交通省) ・気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)に基づき、地域の実情に基づいた気候変動影響の評価及び適応計画策定を支援するため、引き続き地域適応計画策定マニュアルを公表しています。(環境省) ・ArCSの国際共同研究において、北極域の環境変化に関する観測研究に取り組みました(※施策番号293に関連記載あり)。(文部科学省)</p>	<p>○引き続き、海洋気象観測船やアルゴフロートによる北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測や南鳥島等における温室効果ガスの観測を実施するとともに、これらの観測データを用いて、海洋の二酸化炭素吸収やそれに伴う海洋酸性化の解析を行います。(国土交通省)</p>
237	<p>○気候変動及びその影響に関する観測・監視等を行い、長期的な気候変動の低減のため、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するとともに、予測情報の高精度化のための研究開発を推進する。また、長期的な気候変動及びその影響への適応策を講じていくため、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、気候モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、調査研究等を充実させる。(文部科学省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用し、気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化することによって、気候変動によって生じた多様なリスクの管理に必要な基盤的情報を創出しました。また、地方公共団体等における適応策立案・推進を支援するため、防災等の実際のニーズを踏まえた、適応策立案・推進に汎用的に活用可能な近未来の超高度気候変動予測情報等を開発し、環境省等の関係省庁と連携して取り組む「地域適応コンソーシアム事業」を通じて、研究開発成果を地方公共団体等に提供しました(※施策番号158及び215に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○アメダス等で観測された気象データにより、気温や降水量、猛暑日・大雨日数などの長期変化に関する情報を作成するとともに、各都道府県を対象とする予測情報を公表しました。また、予測情報の高精度化のため気候モデルの高度化に取り組みました。(国土交通省)</p> <p>○気候変動適応センターにおいて、気候変動の影響及び適応に関する情報広く提供しました(※施策番号165に関連記載あり)。(環境省)</p>	<p>○北極域研究推進プロジェクト(ArCS)において、気候変動、物質循環、生物多様性、人間と社会等の8つのテーマについて国際共同研究を実施しました。(文部科学省)</p> <p>○南極地域観測第IX期6か年計画に基づき南極地域観測事業を実施し、大気、海洋、陸域等の各分野における観測・研究を実施しました。また、各分野の基礎的観測データを継続的に取得し、取得したデータを国内外の研究機関等へ提供しました。さらに、急速に氷床の融解や縮小が進んでいると考えられているトッテン氷河沖で大規模な海洋集積観測や大型大気レーダー(PANSY)を軸とした大気の精密観測を行い、全球の大気変動に関する総合的な観測を実施しました。(文部科学省)</p> <p>○平成30年(2018年)度に総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「北極政策プロジェクトチーム(PT)」の提言を踏まえ、地球規模課題の対処に向け、令和2年(2020年)度より北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)において、北極域の課題解決に向けた取組、研究基盤の強化等を開始すべく、検討を進めました(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)</p>	<p>○「地域適応計画策定マニュアル」に基づく地域レベルの影響評価の実施に向けては、国立研究開発法人 国立環境研究所が共同研究を行うなど技術的サポートを行う予定です。(環境省)</p> <p>○気候変動適応法は平成30年(2017年)12月に施行されました。地域の実情に応じた適応策の立案・実施に向け、地域のニーズに応じた支援を行います。(環境省)</p> <p>○都道府県等の地域レベルでの温暖化予測情報の高度化のため、引き続き、気候モデルの高精度化を進めます。(国土交通省)</p>
238	<p>○地球温暖化の影響が顕著である北極域における環境変化は、地球温暖化の加速、地球全体の海面水位上昇、極端な気象の頻度増加等、全球的な気候への影響を与えることが懸念されており、全球の気候システムの形成に大きな役割を果たす南極域の重要性も踏まえ、両極域における観測・研究を引き続き実施する。(文部科学省)</p>	<p>○北極域研究推進プロジェクト(ArCS)において、気候変動、物質循環、生物多様性、人間と社会等の8つのテーマについて国際共同研究を実施しました。(文部科学省)</p> <p>○南極地域観測第IX期6か年計画に基づき南極地域観測事業を実施し、大気、海洋、陸域等の各分野における観測・研究を実施しました。また、各分野の基礎的観測データを継続的に取得し、取得したデータを国内外の研究機関等へ提供しました。さらに、急速に氷床の融解や縮小が進んでいると考えられているトッテン氷河沖で大規模な海洋集積観測や大型大気レーダー(PANSY)を軸とした大気の精密観測を行い、全球の大気変動に関する総合的な観測を実施しました。(文部科学省)</p> <p>○平成30年(2018年)度に総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「北極政策プロジェクトチーム(PT)」の提言を踏まえ、地球規模課題の対処に向け、令和2年(2020年)度より北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)において、北極域の課題解決に向けた取組、研究基盤の強化等を開始すべく、検討を進めました(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)</p>	<p>○北極域研究推進プロジェクト(ArCS)において、気候変動、物質循環、生物多様性、人間と社会等の8つのテーマについて国際共同研究を実施しました。(文部科学省)</p> <p>○南極地域観測第IX期6か年計画に基づき南極地域観測事業を実施し、大気、海洋、陸域等の各分野における観測・研究を実施しました。また、各分野の基礎的観測データを継続的に取得し、取得したデータを国内外の研究機関等へ提供しました。さらに、急速に氷床の融解や縮小が進んでいると考えられているトッテン氷河沖で大規模な海洋集積観測や大型大気レーダー(PANSY)を軸とした大気の精密観測を行い、全球の大気変動に関する総合的な観測を実施しました。(文部科学省)</p> <p>○平成30年(2018年)度に総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「北極政策プロジェクトチーム(PT)」の提言を踏まえ、地球規模課題の対処に向け、令和2年(2020年)度より北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)において、北極域の課題解決に向けた取組、研究基盤の強化等を開始すべく、検討を進めました(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)</p>	<p>○令和元年(2019年)度で終了する「北極域研究推進プロジェクト(ArCS)」の成果を生かし、「北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)」を開始し、さらなる国際共同研究を進めるとともに、北極域における観測の強化、予測の高度化及びその成果の社会実装の推進を図ります(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 海洋エネルギー・鉱物資源の開発に関する研究開発				
239	○広域科学調査により、エネルギー・鉱物資源の鉱床候補地推定の基礎となるデータ等を収集するため、海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船や無人探査機(AUV、ROV等)等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムの開発・整備を行うとともに、鉱床形成モデルの構築による新しい探査手法の研究開発を推進するなど、海洋資源の調査研究能力を強化する。また、鉱物資源開発に係る環境影響評価技術の国際標準化に向けた取組を進める。(内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第1期「次世代海洋資源調査技術」は平成30年(2018年)度に終了しました。SIP第2期「革新的深海資源調査技術」を含む進捗状況等については、右に記載しました。(内閣府)	【指標】各分野における研究開発の取組状況 ・SIP第2期「革新的深海資源調査技術」において、SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」にて開発した画像解析手法と各種汚染検出・観測手法の国際標準化機構(ISO)認証取得のためのプロセスを引き継ぎ、進めました。また、平成30年(2018年)度に実海域に無人探査機「江戸っ子1号」と係留系それぞれ3基を設置して長期環境ベースライン調査(1年間)を実施し、令和2年(2020年)3月に回収しました。さらに、令和2年(2020年)3月より、深海底環境を様々な研究目的に提供するため新たに公募した提案のうち、民間の機関と共同で、「江戸っ子1号365型」を用いて生分解プラスチックの材料サンプルを深海底環境に約1年間暴露する長期分解試験を開始しました。(内閣府)	
240	○平成26年度から取り組んできたSIP「次世代海洋資源調査技術」における研究開発成果について、未調査海域での実証運用等により統合海洋資源調査システムを実用レベルで確立させる。(内閣府、文部科学省、国土交通省)		【指標】民間での調査実施件数(内閣府、文部科学省、国土交通省) ・民間企業を中心として環境影響評価及びおよびAUV隊列制御試験の検証を、令和元年(2019年)度に民間調査船により4航海実施しました(※施策番号98と同じ)。	○SIP第2期「革新的深海資源調査技術」(プロジェクト予定期間:平成30年(2018年)~令和4年(2022年))を引き続き進め、南鳥島海域のレアアース泥の概略資源量評価に必要な調査を行い、資源量調査で明らかになったレアアース泥濃集帯に対し、深海底から船上にレアアース濃集部分を揚泥することを可能とする技術開発を行います。また、今後のレアアース泥の広域調査等を実現するために必要となる、深海底において効率的に稼働可能とするAUV複数機同時運用システムの構築を進め、将来の深海底資源開発に必要な研究開発を行います(※施策番号75~77と同じ)。(内閣府)
241	○SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を踏まえ、我が国の海洋資源探査技術を更に強化・発展させ、本分野における生産性を抜本的に向上し、我が国の排他的経済水域等にある豊富な海洋鉱物資源を活用するため、平成30年度から新たにSIP「革新的深海資源調査技術」を立ち上げ、これまで培った海洋資源調査技術、生産技術等を更に強化・発展させるとともに、基礎・基盤研究から事業化・実用化までを見据え、水深2000m以深の同技術の開発・実証に向けた取組を世界に先駆けて進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」での水深2,000m以浅の海底熱水鉱床を主な対象とした成果を活用し、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」では水深2,000m以深での深海資源調査技術として、AUV複数機運用技術の更なる効率化(SIP第1期の2倍以上)と、探査システムの大深度化(6,000m級)の開発を行っています。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	【指標】実海域での調査技術実績(時間、台数等)(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省) ・令和元年(2019年)度に10航海、延べ117日間の調査航海を計画通り実施しました(※施策番号98と同じ)。 ○6,000m級AUVの製作を進め、深海底ターミナルは製作が完了し、水槽試験及びドック内での総合性能試験に成功しました。また、音響通信・測位統合装置は詳細設計が完了、複数器運用については水深2,500mの海域でASVとAUV2機の試験を実施し、成功しました。海洋鉱物資源の生産技術については、概念設計が完了し、解泥機のスケールダウンモデルによる試験にて解泥が問題なくできる条件を確認しました。また、揚泥管3,000mの製作準備を開始しました(※施策番号77と同じ)。(内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省)	
242	○海洋資源の環境影響評価に資するための科学研究として、高解像度の調査と長期の環境モニタリングから得られる大規模データとの統合解析を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECでは、8Kビデオなどの高解像度カメラシステムでの生物調査及び長期海底観測システムから得られたデータを用いた解析を進めています。(文部科学省) ○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」は平成30年(2018年)度に終了しました。SIP第2期「革新的深海資源調査技術」を含む進捗状況等については、右に記載しました。(内閣府)		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
243	<p>③ 海洋生態系の保全に関する研究開発</p> <p>○海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めるとともに、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進する。また、サンゴ礁を始めとした海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。(内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省)</p>	<p>○沖縄科学技術大学院大学(OIST)において、サンゴ礁生態系の中心のサンゴと、サンゴ礁の破壊を引き起こしつつあるオニヒトデのゲノム解読を行うとともに、ゲノム解読技術の開発を進めました。(内閣府)</p> <p>○海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成23年(2011年)度から10年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を行っています。(文部科学省)</p> <p>○平成30年(2018年)度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、生物多様性に関する情報を効率的かつ高精度に取得するために海洋生物遺伝子情報を自動で取得する基盤技術の研究開発を進めています。(文部科学省)</p> <p>○東北マリンサイエンス拠点形成事業において被災地の持続的な漁業や海域利用の復興に科学的知見の提供により貢献するため、三陸沿岸から沖合にかけての生物や環境の現状や変動に関するデータの集積・解析を行い、生態系モデルの構築に取り組んでいます(※施策番号244に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び都道府県水産試験研究機関等の連携した調査船運航により、我が国周辺水域や外洋域において、水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査を実施しました。また、資源評価の高度化を図るため、これまで資源評価に考慮されてこなかった資源変動に影響を与える餌料環境等の海洋環境に関する各種情報や、環境DNA解析といった新たな技術の有効性を検証するとともに、ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報をリアルタイムに収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けた実証を実施しました。(農林水産省)</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構においては海洋生物資源の持続的な利用の観点から、調査船による定線観測調査や衛星画像、無人の観測機器などを駆使して海洋環境調査を精力的に実施し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握研究を行いました。また、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するため、被食・捕食などの種間関係の調査など研究を推進しました。さらに、サンゴ礁等亜熱帯生態系から北海道沖の亜寒帯生態系まで日本周辺の様々な海洋生態系について海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報収集を進めました。(農林水産省)</p> <p>○亜寒帯循環域のAライン、亜熱帯循環域のOライン調査など日本周辺において長年実施している海洋調査を継続し、気候変動、海洋環境変動がもたらす水産資源生物を含む海洋生態系変動への影響解析を実施しています。また、食性調査などを実施し、様々な生態系構造解析研究を実施しています。(農林水産省)</p> <p>○モニタリングサイト1000では、沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された調査地点において、シギ・チドリ類、底生生物、海藻、造礁サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生及び物理環境などのモニタリング調査を実施しました(※施策番号329に関連記載あり)。(環境省)</p> <p>○国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に対して積極的な貢献を行って、東アジア地域における解析作業を牽引しています(※施策番号329と同じ)。(環境省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況</p> <p><海洋生態系></p> <ul style="list-style-type: none"> ・OISTは平成30年(2018年)度までに代表的なサンゴ15種及びオニヒトデ120個体のゲノムを解読しました。当面の目標である代表的なサンゴ20種とオニヒトデ200個体のゲノム解読を達成するため、当該目標との差分であるサンゴ5種とオニヒトデ80個体のゲノム解読に、引き続き取り組んでいます。(内閣府) ・ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報をリアルタイムに収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けた実証は全国20道府県で行われ、環境DNA解析技術の開発を推進するとともに、ICTを活用することにより、資源評価に必要な各種情報の迅速な収集が可能であることが判明しました。また、操業データを蓄積するためのデータベースを構築するとともに、水揚げデータを電子的に収集していくため、各地の市場において、データの保有状況、データの流通状況及びシステム導入状況等の現状調査を行い、令和2年(2020年)度以降の取組に向けて具体的なシステム構築のための課題等を把握しました。(農林水産省) ・経常的な海洋環境モニタリングへのメタゲノム手法の導入を開始しました。(農林水産省) ・サンゴ礁に関し、効果的な保全修復策を開発するとともに、重要サンゴ群集の漁場価値や産卵場の環境特性を把握しました。(農林水産省) ・モニタリングサイト1000では、左記の各種モニタリング調査を実施し、情報を充実させました。さらに、調査結果は、報告書等にまとめてウェブサイトで公表しました。(環境省) ・令和元年(2019年)度にはサンゴ礁に関する東アジアの14の国と地域のデータを収集、整理及び解析しました。(環境省) ・東北地方太平洋沿岸地域において、平成27年(2015年)度に設定した重点地区16か所のうち、平成30年(2018年)度実施した重点地区を除く8か所において、植生ベルト調査や動植物相調査を実施しました。調査結果の整理や生態系の変化についてのとりまとめを実施し、地域的な特徴を把握しました。(環境省) 	<p>○できるだけ早い機会にこれらのゲノム情報をOISTのウェブサイトを使って公開し、世界中のサンゴ礁研究者の研究に使えるようにします。(内閣府)</p> <p>○令和元年(2019年)の実証の結果を踏まえ、令和2年(2020年)度から、市場から水揚げ情報を電子的に収集するための体制構築に向けた実証・データベースの構築を開始するとともに、ICTを活用した操業情報の収集体制構築に向けて実証地域の拡大を図り、必要となる取組を推進します。併せてこれらの取組により収集したデータの連携により、資源評価や管理の高度化に資する取組の検討・実証を行います。(農林水産省)</p> <p>○これまでに解析した東アジアのサンゴ礁のデータの共有や今後の解析方法等の検討のため、令和元年(2019年)6月にマレーシアにてGCRMN東アジアワークショップを開催しました。(環境省)</p>
244	<p>○東日本大震災により激変した海洋生態系の回復状況を把握するため、大学や研究機関等によるネットワークを形成し、東北太平洋沖等における海洋生態系の調査研究を行う。(文部科学省、環境省)</p>	<p>○東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点の形成を目指した取組を実施しています(※施策番号243に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日付)東日本大震災復興対策本部決定」を基に環境省が策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」の具体的取組の一つとして、地震・津波による自然環境への影響の調査や、変化し続ける自然環境のモニタリングを実施しており、令和元年(2019年)度は、東北地方太平洋沿岸地域における平成27年(2015年)度以降の自然環境の変化状況を把握し、令和2年(2020年)5月に公表します。(環境省)</p>		<p>○令和2年(2020年)度も干潟やサンゴ礁等のモニタリング調査を引き続き実施します。また、令和3年(2021年)度以降の本調査の方向性について検討します。(環境省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
④ 海洋由来の自然災害に関する研究開発				
245	<p>○海域の地震・津波を、稠密な観測点により、精度高く早期に観測し、警報の高度化や発生メカニズムの解明を行うため、日本海溝沿い及び南海トラフ沿いにおいて、地震・津波のリアルタイム観測が可能な海底観測網(S-net、DONET等)を運用する。また、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。さらに、日本海側も含め、日本列島周辺海域における地震及び津波の発生予測や被害予測に関する調査研究を行い、それらに基づく防災・減災対策の研究を行う。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、地震・津波観測監視システム(DONET)データを用いた津波即時予測システムの開発のために、南海トラフ域の起こりうる津波シナリオを増やして理論津波波形を計算し、あらゆるケースでの津波即時予測の精度を検証するとともに、地域レベルの津波浸水予測と社会実装のために、DONETを用いた即時津波予測システムの機能強化の検討及び即時津波予測システムの水平展開に取り組んでいます。(文部科学省)</p> <p>○日本海地震・津波調査プロジェクトとして、地殻構造(令和元年(2019)度は山形県沖日本海から新庄盆地東縁)、プレート構造の把握を目的として、震源にパイプロサイスとエアガンを用いた海陸統合の地下構造探査及びOBSによる地震探査を実施、津波発生頻度の把握のために沿岸部での津波履歴調査海岸露頭の調査、浅層を対象としたボーリング調査を実施しました(※施策番号29～31及び232に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のためのDONETを着実に運用するとともに、関係研究機関等と連携し、地震及び津波災害における被害低減に資する解析研究を行いました(※施策番号29～31に関連記載あり)。(文部科学省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 <海洋由来の自然災害> ・気象研究所は、関東に災害をもたらした令和元年(2019年)台風第15号及び第19号による高波と高潮のメカニズムについて高解像度予測システムによる調査を行いました。(国土交通省) ・JR東海が講じる列車の災害対策において、S-netによる観測データの利活用が開始されました。また、JR東海・西日本が講じる列車の災害対策において、DONETによる観測データの利活用が開始されました(※施策番号29～31と同じ、施策番号208及び209に関連記載あり)。(文部科学省、国土交通省) ・上記のほか、施策番号232に記載しました。</p>	<p>○地震・津波観測網の安定運用を着実に実施し、観測データの利活用を推進していきます(※施策番号208と同じ)。(文部科学省)</p>
246	<p>○地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動に関する基礎的な研究を行うことにより、海洋プレートの運動によって引き起こされる地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境の変遷や海底下の構造等に関する知見を蓄積するとともに、地震・津波・火山活動等のモデル化と予測・検証を行う。(文部科学省)</p>	<p>○施策番号232に記載しました。</p>		<p>○引き続き、地震・津波・火山活動等に関する基礎研究や予測・検証に取り組みます。(文部科学省)</p>
247	<p>○海洋由来の災害防止・軽減に資するため、高波、高潮等の予測情報、津波警報、海洋環境情報の高度化等に関する研究等を行う。(国土交通省)</p>	<p>○海上由来の自然災害である高波・高潮・津波等の解析手法の改善に取り組むとともに、数値予測モデルの高度化に取り組ましました。(国土交通省)</p>		<p>○引き続き、波浪や高潮の解析、予測システム等の高度化や津波即時予測技術の実用性を高めるために必要な技術開発を進めていきます。(国土交通省)</p>
イ 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進				
① 基礎研究の推進				
248	<p>○独創的で多様な基礎研究を広範囲かつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的フロンティアの開拓、知的資産の創造や重厚な知の蓄積の形成を図る。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、海洋科学技術を推進する上で重要となる海洋調査技術、掘削科学技術及びシミュレーション技術等の先端の基盤技術を開発しています。さらに、それらの先進的技術を最大限活用し、未踏のフロンティアに挑戦するとともに、掘削科学や情報科学などの新分野における研究開発を推進しています。(文部科学省)</p>		
249	<p>○オープンサイエンスの急速な拡大を踏まえ、観測・研究活動を通じて得られたデータやサンプル等については、原則として、研究者を始め一般国民が利用しやすい形で整理・保管・提供するとともに、他分野の研究者・技術者の利用促進を図る。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、データ・サンプル取扱基本方針等に基づき体系的な収集、整理、分析、加工、保管及び公開を継続するとともに、共同利用研究航海で得られた観測データの公開を開始しました。さらにデータへのアクセス向上、利用促進を目指し、デジタルデータ識別子(DOI)の付与対象を拡大して令和元年(2019年)11月より各航海にDOIを付与することを開始し、過去の航海にも遡ってDOIの付与を行いました(※施策番号217及び226に関連記載あり)。(文部科学省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況(文部科学省) <基礎研究> ・IODPのもと、平成30年(2018)度実施した「ちきゅう」による南海トラフにおける巨大地震発生領域を目標とした掘削掘削では、海洋科学掘削として世界最深度掘削記録を更新(海底3,262.5m)し、試料及びびデータを取得しました。令和元年(2019年)度は、得られた試料の分析及びデータの解析を進めるとともに、掘削の評価を行いました。 ・JAMSTECと日本地球掘削科学コンソーシアムが共同で実施する「地球深部探査船「ちきゅう」を用いた表層科学掘削プログラム」の一環として、令和元年(2019年)度に、南海トラフの巨大地震発生領域の東端部において、長期間の連続した地震記録試料を採取しました。また、鬼界カルデラにおいて、過去2回の超巨大噴火の痕跡を示す試料を採取しました。</p>	<p>○モニタリング結果を定期的に報告することで、地震発生の長期評価に貢献していきます。現在、各項目とそれらの精緻化の作業を進めており、同時に情報発信の進め方も検討しています。これらのモニタリングの高度化を通じて、より高度な地震発生情報を提供することが可能となります。(文部科学省)</p>
250	<p>○地球深部探査船「ちきゅう」の活用等により、国際深海科学掘削計画(IODP)を推進する。IODPにおいては、地球を構成する物質の直接採取、分析及び現場観測を実施し、数値解析手法、モデリング手法等を用いつつ、海洋・地球・生命を関連させた地球内部ダイナミクスモデルの構築とその理解の推進を図る。(文部科学省)</p>	<p>○IODPにおいて、ライザー掘削方式による大深度掘削が可能な地球深部探査船「ちきゅう」の提供のほか、採取した地質試料の保管・分析を行う国際拠点としての高知コアセンターの運用、研究航海へ乗船しデータや試料の分析を行う日本研究者の推薦・派遣、掘削提案書の科学審査等を行う各種国際委員会への人材の派遣など、ハード面、ソフト面で多くの貢献をしています。また、掘削で得られたデータの数値解析やマンタルダイナミクスモデリング等の手法を用いて、海洋・地球・生命を関連させた地球モデルの構築とその理解を推進しています。(文部科学省)</p>	<p><技術開発> ・大水深ライザーパイプについて、実機サイズCFRP(炭素繊維強化プラスチック)短管試験体を用いて繰り返し引張試験及び疲労試験を実施し、その性能を確認しました。また、コアリングについて、硬岩対応を考慮したカッターの穿孔試験や衝撃式コアリングソールの要素検討を行いました。 ・「ちきゅう」において、AIによる事前のトラブル検知を試み、その可能性を示唆する結果を得ました。この成果を基に産業界への活用を進めています。また、南海トラフ掘削などの掘削地層予測やコア回収率のAI学習を進めています。</p>	<p>○「ちきゅう」における掘削を更に安全で効率的に進めるため、AI活用の高度化を図ります。(文部科学省)</p>
251	<p>○巨大地震発生メカニズムの解明、海底地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマンタル掘削の実施に向け、大水深・大深度掘削のための基盤技術開発を推進する。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、巨大地震発生メカニズムの解明を図るため、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて南海トラフでの掘削航海に主導的に取り組んでいます。さらに、将来的なマンタル掘削の検討に向け、オマーン陸上に露出する地殻-マンタル境界を掘削して得られた試料の分析及びデータ解析を進めています。また、海底下深くに設置した三点の長期孔内観測装置により、「ゆっくり滑り」等のリアルタイム観測を実施するとともに、大水深・大深度掘削を可能とする基盤技術として、掘削システム、ライザーパイプ、コアリングシステム及び掘削泥水の検討・評価等を行っています。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、先進技術による掘削効率向上や科学成果創出を図り、過去の科学掘削で取得したデータを活用し、そして、人工知能技術(AI)を適用することで、船上の掘削機器の作動データのみからリアルタイムでのトラブル検知・予知、掘削地層識別、およびコア回収率予測などを行うAI掘削に関する研究開発を進めています。(文部科学省)</p>	<p><国際連携> ・IODPの関係機関が一同に会するフォーラムを日本にて開催し、現行IODP期間(2013年～2023年)以降を見据えた科学目標の作成及び計画枠組の検討に係る国際的な議論において、主導的な役割を果たしました。</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 海洋科学技術に関する人材育成				
252	○将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術による経済・社会的課題の解決等を図るため、専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を向上させる。(文部科学省)	○JAMSTECは、JAMSTEC Young Research Fellow制度(国際ポストドクトラル研究員制度から名称変更)により、テーマ・分野を特定せずに公募し、外国籍研究者を積極的に採用しています。ポストドクトラル研究員制度については国際的な共同研究拠点にふさわしい人材を広く海外より集めることを念頭に、海外からの研究員を受け入れています。(文部科学省) ○JAMSTECは、8月19日～27日にYK19-10調査航航において大学1～3年生、高専4～5年生を対象として最先端の海洋研究現場に通じた若手人材育成プロジェクト「深海研究のガチンコファイトを体験せよ!」を開催し、NHK番組プロフェッショナル仕事の流儀「潜水調査船・しんかい6500」(11月19日放映)において紹介されました。(文部科学省)	【指標】海洋科学技術に関する人材育成の取組状況(文部科学省) ・JAMSTEC Young Research Fellow制度 令和2年(2020年)3月末時点 14名在籍 平成31年(2019年)3月末時点 14名在籍 ・東京大学「海洋学際教育プログラム」 令和元年(2019年)度 47名参加 平成30年(2018年)度 119名参加 ・東京大学「海洋法・海洋政策インターンシップ実習」 令和元年(2019年)度 19名参加 平成30年(2018年)度 16名参加 ・東京海洋大学 海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップ 令和元年(2019年)度 278名参加 平成30年(2018年)度 72名参加	○JAMSTEC Young Research Fellowについては引き続き当該制度を適切に運用していくとともに、今後はJAMSTECから転出した後の進路等を調査し、その効果について把握していくことを検討しています。(文部科学省) ○若手人材育成プロジェクト「深海研究のガチンコファイトを体験せよ!」は令和2年(2020年)度も実施予定です。(文部科学省)
253	○大学及び大学院において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界等とも連携しながらインターンシップ実習の推進や、社会人再教育等の実践的な取組を推進することにより、海洋科学技術に関する先進的な人材を育成する。(文部科学省)	○人材育成に関して、以下の取組を行っています。(文部科学省) ・東京大学では大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、「海洋学際教育プログラム」を行いました。 ・東京海洋大学では、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」に着手しました。 ・東京海洋大学では、同窓会組織などと連携するなど、海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップを実施しており、国内外で海洋科学技術に関する就業体験などを行いました。		○大学及び大学院における、海洋科学技術に関する学際的な教育研究が推進されるプログラムの構築を引き続き促します。(文部科学省)
ウ 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化				
① 世界をリードする基盤的技術の開発				
254	○高精度で効率的な観測・探査システムの構築を推進するため、音響通信・複合通信システム、計測・センシング、測位、検知・探知、モニタリング、試料採取、分析等に係る先進的要素技術、探査・観測システム等の長期運用に必要なエネルギーシステムに係る技術、深海底での調査や観測のためのセンサーや観測プラットフォーム設置に係る技術等について、先進的な研究開発を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECは、これまでの音響通信に関する基礎研究の成果を土台に、有人潜水調査船「しんかい6500」用の高速通信装置を開発しました。また、同型の装置をフリーフォールカメラシステムにも搭載し、水深9,230mからの通信に成功しました(※施策番号225)に関連記載あり。(文部科学省)	○JAMSTECは、海洋生物や海洋の調査・研究に関わる技術及び展示物による社会教育・普及活動等の連携協力を推進するため、令和元年(2019年)11月に神奈川県の新江ノ島水族館と包括連携協定を締結しました。(文部科学省)	○映像技術に大きな進捗をもたらしたことで、今後、深海研究において活用されることが期待されず、次世代の光学可視化技術を担う深海用ウルトラスーパーハイビジョンカメラ(USHV)の真のパフォーマンスを引き出すことを目的とし、深海環境に適したさらなる高感度化と、照明技術を含む光学系の最適化に取り組んでいきます。また、引き続き、産学官等との戦略的な連携や協働関係を構築するとともに、研究開発成果や知的財産を戦略的に活用していくことで、成果の社会還元を着実に推進していきます。(文部科学省)
255	○深海等の未知の領域を効率的に探査するための海中・海底探査システム及びそれらに関連するサブシステム並びに長期にわたり広範囲な海洋空間を高精度で観測するための3次元観測システムの運用を行う。(文部科学省)	○JAMSTECは、新たな海中レーザー測距システムの性能評価を実海域において実施し、所望の測距精度を実現しました。(文部科学省)	○「しんかい6500」に搭載した通信装置では、水深6,500mから80kbpsという速度での通信を達成しました。また、フリーフォールカメラシステムに搭載した通信装置では、水深9,230mから70kbpsという速度での通信を達成しました。いずれも、こうした距離の通信速度としては、既存の通信装置の10倍以上の性能を達成しました(※施策番号225)に関連記載あり。(文部科学省) ○海中レーザー測距の精度向上を目的とし、新たに構築した統計化アルゴリズムをシステムに組み込むことにより、水圧計校正に要する所望精度(測距誤差:ミリオーダー 最小誤差:1mm)を十分満足することを示しました。(文部科学省)	○音響技術に関する基礎研究と開発をさらに進め、フルデプスのAUVを制御するための通信装置や通信と測位を統合した装置の開発を進めています。(文部科学省)
256	○オープンイノベーションの推進の観点から、基盤的技術のオープン・アンド・クローズ戦略や知的財産戦略、標準化戦略の検討、国内外の大学・企業、公的研究機関等の連携・協力を推進し、知見・技術・成果の社会還元を引き続き推進する。特に、知的財産の国際標準化に向けた取組を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECは、産学連携機能と広報機能を統合して海洋科学技術戦略部に改組し、国内外の各セクターとの連携協力の推進、知的財産の管理、成果の社会展開等の取組を一体として推進しています。(文部科学省)		○レーザー測距精度が確認されたことにより、水圧計校正に対する実装化課題として、各計測機器間の取り付け誤差を含むシステムの最適化について取り組んでいきます。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② プラットフォームの整備・運用				
257	○海洋調査船、無人探査機(AUV、ROV等)、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の研究プラットフォームの整備・運用を図る。(文部科学省、国土交通省)	○JAMSTECは、「かいめい」、「よこすか」、「かいいい」、「みらい」、「白鳳丸」、「新青丸」及び「ちきゅう」といった船舶、有人潜水調査船「しんかい6500」、無人探査機「うらしま」、「じんべい」、「ハイパードルフィン」、「かいいい」のほか、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」等の整備・運用をしています。(文部科学省) ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所は、試験水槽を運用し海上輸送の安全の確保、海洋環境の保全等のための研究に取り組みました。(国土交通省)		○引き続き、着実に海上輸送の安全の確保、海洋環境の保全等のための研究に取り組みます。(国土交通省)
258	○研究機関・大学等が有する船舶、探査機、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、性能を十分に発揮できるよう計画的に代替整備、老朽化対策等を進めるとともに、限られた研究基盤の有効活用を図るため、共同利用を推進する。(文部科学省)	○JAMSTECは、東京大学大気海洋研究所が実施する学術船共同利用公募と、JAMSTECの研究船利用公募を一元化したことにより、公募プロセスの効率化に努めました。(文部科学省) ○「地球シミュレータ」等を効率的に運用し、システム運用環境の改善を進めることで利便性を向上させ、円滑な利用環境を整備するとともに、利用者に対しては利用情報及び技術情報を適宜提供しています。また、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供し、これらの利用者との共同研究を推進しています(※施策番号296と同じ)。(文部科学省)	【指標】各分野における研究開発の取組状況 <基盤技術の開発> ・JAMSTECでは、保有する船舶・探査機、スーパーコンピュータ等のファンリティを活用して、調査から予測まで一体的に実施しています(※施策番号257～261に関連記載あり)。(文部科学省) ・大容量の海洋データの送信に資する、安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とする装置の設計及び試作等を実施しました。令和2年(2020年)度末までに装置の製作及び機能検証等を終え、令和4年(2022年)度末までに実証実験を行う予定です。(総務省)	○引き続き、船舶、探査機及びスーパーコンピュータ等の施設・設備等について、計画的に保守・整備を行い、有効活用を図るため供用利用を推進していきます。(文部科学省)
259	○大容量の海洋データの送信を行うための衛星を活用した高速通信技術に係る研究開発を進める。(内閣府、総務省)	○大容量の海洋データの送信に資する、安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とする衛星通信技術の確立に向けた研究開発を推進しています。(総務省)		○引き続き、大容量の海洋データの送信に資する、安全な衛星通信ネットワークの構築を可能とする衛星通信技術の確立に必要な研究開発を進めていきます。(総務省)
③ 海洋ビッグデータの整備・活用				
260	○海洋の調査・観測で得られる多様な膨大なデータ(海洋ビッグデータの収集、解析等を通じ、ビッグデータ、AI等の超スマート社会を支える基盤技術の強化を図るため、スーパーコンピュータ等を最大限に活用し、海洋地球科学の推進のために必要な先端的な融合情報科学を推進する。(文部科学省)	○地球科学分野での世界トップレベルの計算インフラである「地球シミュレータ」を最大限に活用し、これまで培ってきた知見を領域横断的に捉え、海洋地球科学における先端的な融合情報科学を推進しています(文部科学省)		
261	○海洋ビッグデータを用いて多様な経済・社会的課題の解決や新しい価値の創出に貢献するため、地球環境情報プラットフォームであるデータ統合・解析システム(DIAS)等を活用し、他分野との連携・融合を図りつつ、情報の活用を推進する。(文部科学省)	○地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報等)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報基盤として開発されたDIASを活用しました。(文部科学省)	○DIASを活用し、企業も含めた国内外の多くのユーザーに長期的・安定的に利用されるための運営体制を整備するとともに、気象・気候、防災等の社会課題解決に資する共通基盤技術の開発を推進しました。(文部科学省)	○今後も他分野との連携・融合を図り、地球環境分野を始めとした様々な分野でのDIASの利活用を推進していきます。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (1) 離島の保全等				
ア 国境離島の保全・管理				
① 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進				
262	○排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮線の保全のため、低潮線保全法及び「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」(平成22年7月閣議決定)に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行う。また、船舶、ヘリコプター等を活用した継続的な巡視や空中写真の周期的な撮影、衛星画像等による低潮線保全区域の状況を把握するための調査を実施する。(国土交通省)	○低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施しました。令和2年(2020年)3月末時点で、低潮線保全区域内における制限行為及び保全対策が必要な地形の変状は確認されていません。(国土交通省)	【指標】巡視、空中写真又は衛星画像により状況把握した低潮線保全区域の数(国土交通省) ・185/185の状況把握を実施しました。	○引き続き、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施します。(国土交通省)
263	○内閣府が中心となり関係省庁間で連携して、衛星画像等により国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握することにより、国境離島の適切な保全・管理を図る。(内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	○関係省庁で連携し、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像や巡視等により、国境離島の状況把握を実施しました。(内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省) ○平成30年(2018年)度に総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「MDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するプロジェクトチーム(PT)」の報告書に記載された「関係省庁が収集した情報と政府全体の状況把握の実施状況の共有」等を踏まえて、速やかな国境離島の状況把握を図るため、関係省庁による協力の下、国境離島の状況把握を進めました。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	【指標】巡視又は衛星画像により状況把握した国境離島の数(内閣府) 詳細な状況把握ができた国境離島の数 475島 (平成30年(2018年)度末から1島増加)	○平成30年(2018年)度の「MDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するPT」の報告書に記載された「関係省庁が収集した情報と政府全体の状況把握の実施状況の共有」等を踏まえて、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像、関係省庁の協力による確認等により速やかに全島の正確な状況把握を行うとともに、個別の国境離島の過去の状況等も含めて確認を行い、その上で重みを付けて定期的な国境離島の状況把握を進めるとともに、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(内閣官房、内閣府)
264	○国土保全上極めて重要であり直轄管理している沖ノ鳥島については、海岸法に基づき必要な人為的損壊等を防止するための行為の規制を行うとともに、島の基盤をなすサンゴ礁を保全し、2019年度を目途に観測・監視施設を更新するなど管理を強化する。また、海岸保全施設の維持・整備による侵食防止の措置等を推進する。その他離島の海岸保全区域についても国土保全の観点から、低潮線と一体的に侵食対策や保全等を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○「厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証委託事業」において、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、沖ノ鳥島において、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証に取り組みました。(農林水産省) ○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等、観測拠点施設の更新等を行いました。(国土交通省)	【指標】沖ノ鳥島の観測・監視施設の更新(国土交通省) ・引き続き、観測拠点施設の更新を行いました。	○サンゴ礁の面的な保全・回復に向けて令和7年(2025年)度の技術確立に向けて、開発・実証を進めます。(農林水産省)
265	○低潮線の保全を確実に実施していくため、低潮線に係る位置、行政区分、図面、写真、利用状況等の情報及び低潮線の所在する離島に係る名称、位置、施設等の情報について関係機関との共有を可能とする「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的に管理する。(国土交通省)	○各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、海上保安庁が維持管理する「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図りました。(国土交通省)	○平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月までに衛星画像142枚、航空写真194枚を追加しました。(国土交通省)	○各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図ります。(国土交通省)
266	○海洋資源の開発及び利用や海洋調査等の諸活動が、本土から遠く離れた離島や海域においても安全かつ安定的に行うことができるよう、人員、物資等の輸送や補給に必要な拠点施設として、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、特定離島港湾施設の整備を推進するとともに、国による港湾の管理を実施し、その利活用を図る。(内閣府、国土交通省)	○排他的経済水域(EEZ)等の保全及び利用に関する活動の拠点となる特定離島港湾施設において、国による港湾の管理を実施し、利活用を図るとともに、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾施設の整備(南鳥島では平成22年(2010年)に、沖ノ鳥島では平成23年(2011年)に着手)を推進しました。(国土交通省)	○沖ノ鳥島における特定離島港湾施設においては、中央棧橋付工事を実施しました。南鳥島における特定離島港湾施設においては、岸壁整備、施設の管理、港湾の水域管理を実施しました。(内閣府、国土交通省)	○引き続き、特定離島港湾施設の整備を進めるとともに、その利活用を図っていきます。(国土交通省)
267	○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」(平成29年4月内閣総理大臣決定)に則し、有人国境離島地域が「有する領海保全等に関する活動拠点としての機能を維持するとともに、特定有人国境離島地域では2027年に向けて定常的に転入者数が転出者数を上回る状態を実現すべく、保全及び地域社会維持の施策を推進する。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、警察部隊を輸送するための機材の整備及び携帯電話等エリア整備事業の活用等を通じ、特定有人国境離島地域の地域社会維持及び有人国境離島地域の保全に必要な施策を実施しました。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	【指標】有人国境離島地域における国の行政機関の維持および整備状況(防衛省、国土交通省) ・「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」に基づき、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、宮古島駐屯地の整備及び石垣島への部隊配備をしています(※施策番号1と同じ)。 ・令和2年(2020年)3月末には、宮古島駐屯地に中距離地对空誘導弾部隊及び地对艦誘導弾部隊等を配置しました(※施策番号1と同じ)。 【指標】特定有人国境離島地域の転入者数・転出者数(内閣府) ・令和元年(2019年)には、長崎県五島市において平成16年(2004年)の市町村合併以降初めて転入者数が転出者数を上回るなど、特定有人国境離島地域における転入者の状況が法施行前の水準と比べ改善しています。 ○特定有人国境離島漁村支援交付金による雇用創出の取組(農林水産省) 令和元年(2019年)度 85件 平成30年(2018年)度 65件 ○雇用創出のための環境整備(農林水産省) 令和元年(2019年)度 7件 平成30年(2018年)度 10件	○引き続き、特定有人国境離島地域の地域社会維持を図るため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等を活用し、必要な施策を着実に推進します。(内閣府) ○令和元年(2019年)度予算より、漁業の事業拡大に係る経費に關し交付対象経費を拡充しました。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
268	○国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その利用のあり方が国家安全保障に関わる重要な問題であるという認識の下、その所有状況の把握を行い、領海等の保全及び海洋権益の確保の観点から、所有者が不明である土地に伴う課題や外国人等による土地の取得に関する意見も考慮しながら、土地利用等のあり方及び必要な措置について検討する。(内閣府)	○無人の国境離島及び有人の国境離島の領海基線近傍の土地を対象に不動産登記簿の収集を実施しました。(内閣府) ○平成30年(2018年)度の「MDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するPT」の報告書に記載された「衛星情報等を活用した速やかな悉皆調査と重みを付けた定期的な状況把握」等を踏まえて、土地の所有状況の把握や大規模な掘削行為等の規制状況等について整理し、継続的な状況把握を進めました。(内閣府)	○私有地を有する国境離島について、無人国境離島は全ての不動産登記簿の収集を終え、有人国境離島は不動産登記簿の収集に努めています。(内閣府)	○平成30年(2018年)度の「MDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するPT」の報告書に記載された「衛星情報等を活用した速やかな悉皆調査と重みを付けた定期的な状況把握」等を踏まえて、国公有地・私有地等といった土地所有状況とあわせ、各々の行政目的に応じた大規模な掘削行為等の規制状況を把握し、行為規制がない場合においても土地所有状況を踏まえた上で継続的な状況把握を行うとともに、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(内閣府)
② 離島における安全確保や観測活動の実施				
269	○海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている灯台等の航路標識の整備・管理を行う。(国土交通省)	○右に記載しました。	【指標】離島に設置されている航路標識の整備および管理状況(国土交通省) ・航路標識の維持管理及び142か所の整備を実施しました。	○離島に設置されている灯台等の航路標識について、引き続き、適切な整備及び維持管理を行います。(国土交通省)
270	○台風、地震、津波等の自然災害による被害防止・軽減の観点から、離島の気象・海象観測施設等の整備等及び適切な維持管理を進めるとともに、地上・高層の気象観測、温室効果ガス、日射放射等の観測を継続して実施する。(国土交通省)	○右に記載しました。	【指標】離島に設置されている気象・海象観測施設の整備および管理状況(国土交通省) ・台風等の監視に重要な南鳥島において、気象や温室効果ガス等の観測施設の維持・管理を実施しました。	○台風等の監視に重要な南鳥島において、気象や温室効果ガス等の観測施設の維持・管理を引き続き実施します。(国土交通省)
271	○海洋プレートの観測にも寄与する離島の位置情報基盤を整備する。(国土交通省)	○離島の保全・管理に資するため、西之島(東京都小笠原村)において三角点の再設置及び再測量を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定、地殻変動監視のための観測及び施設の維持管理を実施しました。これらの成果は、基準点成果等閲覧サービス、電子基準点データ提供サービスで確認することができます。(国土交通省)	【指標】離島で基準点整備を実施した件数(国土交通省) 令和元年(2019年)度 1件 平成30年(2018年)度 2件 【指標】沖ノ鳥島、南鳥島における電子基準点の観測データ取得率(国土交通省) 令和元年(2019年)度 83.8% 平成30年(2018年)度 92.5%	○引き続き、年1件のペースで離島で基準点整備を実施していきます。令和2年(2020年)度はやいと又はデン島(共に鹿児島県三島村)を予定していません。(国土交通省) ○電子基準点の機器更新等を実施し、引き続き安定したデータ取得に努めます。(国土交通省)
③ 離島及び周辺海域の自然環境の保全				
272	○海洋によって他の地域から隔離され、独特の生態系が形成され、また、サンゴ礁やマングローブ林等における豊かな生態系を有する離島は、赤土流入など人間の諸活動や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、これらの離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む。(農林水産省、環境省)	○西表石垣国立公園における石西礁湖自然再生事業として、サンゴの白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。(環境省) ○「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」や「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を踏まえ、サンゴ礁生態系の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が主体となって取り組む体制を構築するためのモデル事業を実施しました。また、11月に、関係省庁のほか、4県、3町村、専門家6名の参加を得て、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020フォローアップ会議」を開催しました(※施策番号155に関連記載あり)。(農林水産省、環境省)	【指標】離島における環境生態系保全(藻場、干潟、サンゴ礁の保全等)を行った箇所数・面積 ・離島地域における水産多面的機能発揮対策事業による藻場・干潟等の保全活動を行う漁業者等で構成される活動組織数は約20組織です。(農林水産省) ・石西礁湖自然再生事業として1か所、サンゴ礁生態系保全モデル事業として3か所、サンゴの保全・再生に取り組みました。(環境省)	○令和元年(2019年)度に石西礁湖自然再生事業の実施計画を改定しました。(環境省)
273	○藻場、干潟、サンゴ礁等が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であるため、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進するとともに、漁業者や地域住民により行われる藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理等の取組を促進し、水産動植物の生息・生育環境の改善や水産資源の回復を図る。(農林水産省)	○隠岐諸島周辺等において、水産環境整備事業により、地方公共団体等が実施する藻場の造成・保全の取組を支援しました。(農林水産省) ○対馬市等において、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。(農林水産省)		○引き続き、特定有人国境離島地域において、漁業者等で構成される活動組織などが行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援します。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
274	○離島の優れた自然の風景地や海域景観、自然海岸等を保全するため、海岸の適正利用、自然公園制度の適切な活用を図る。(農林水産省、国土交通省、環境省)	○海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られており、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ事業を推進するとともに、毎年7月の「海岸愛護月間」には、海岸清掃活動、環境保全・啓発活動、安全・避難訓練及び海開きやビーチ・ハレー大会などの各種イベントが開催されるなど、海岸の適正利用を図りました(※施策番号189、192及び367に関連記載あり)。(農林水産省、国土交通省、環境省) ○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討及びサンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。(環境省)	○海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を5か所で実施しました。また、オニヒトデの駆除等の事業を9か所で実施しました。(環境省)	○離島の自然環境の保全に向けて、自然環境の調査及びオニヒトデ駆除等の事業を実施します。(環境省)
275	○漂流・漂着ごみや流木の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進する。(環境省)	○海洋ごみの回収処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました(※施策番号170に関連記載あり)。(環境省) ○市町村が実施する海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援しました(※施策番号170に関連記載あり)。(環境省)	【指標】離島における漂流・漂着ごみや流木の財政支援額(環境省) 平成30年(2018年)度 6.62億円 平成29年(2017年)度 7.79億円 【指標】離島において整備した廃棄物処理施設の数(環境省) 令和元年(2019年)度 10件 平成30年(2018年)度 8件	○海岸漂着物等地域対策推進事業等を通じ、海洋ごみ対策を引き続き推進します。(環境省)
イ 離島の振興				
① 離島における産業の振興等				
276	○定住を促進するための海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。(国土交通省)	○定住の促進を図るため、平成25年(2013年)度から施行された改正離島振興法を踏まえ創設した「離島活性化交付金」により、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大及び安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援しました。(国土交通省)	【指標】離島の人口(離島振興対策実施地域の人口)(国土交通省) 平成31年(2019年)4月1日時点 311千人	○ICTやドローンなどの新技術の実装を通じて離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を推進するため、新たな知見・取組の現地実装に向けた実証を行うほか、得られた知見の普及や取組の全国展開を行います。(国土交通省)
277	○離島の漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落を対象に、共同で漁業の再生等に取り組む活動に対して支援する。(農林水産省)	○離島漁業再生支援交付金により、離島の漁業集落が取り組んだ種苗放流、産卵場・育成場の整備、販路拡大及び高付加価値化等の漁業再生のため、18都道府県の205(見込み)漁業集落の活動に対して支援を行いました。(農林水産省)	○本交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得を1.3百万円に維持しました(平成30年(2018年)実績1.3百万円)。(農林水産省)	○各漁業集落の取組が円滑に行われるよう関係都道府県が情報を共有し意見交換が行えるよう全国担当者説明会を開催します。(農林水産省)
278	○離島の産業の振興を図るための計画を策定している市町村における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する機械等の新増設を促進する。(国土交通省)	○経済の活性化及び就業機会の確保を図るため、平成25年(2013年)度に創設した「離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度」及び「奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度」を実施することにより、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展の実現を図りました。(国土交通省)	○離島振興対策実施地域においては、都道府県、市町村、日本税理士会連合会及び事業者等に対して税制活用に向けた周知をしました。(国土交通省) ○奄美群島については、群島内全市町村の産業振興促進計画を更新したほか、各市町村のウェブサイトへ計画や税制の情報掲載ページを作成するよう依頼しました。また、徳之島や与論島において役場の担当職員等を対象に税制説明会を実施するなど、税制活用に向けた周知を実施しました。(国土交通省)	○離島・奄美群島のいずれについても、引き続き各市町村のウェブサイトへの情報掲載を促すことや、各市町村の税制担当者、商工会、税理士会等に対し説明会を実施すること等、更なる税制活用に向けた周知を図ります。(国土交通省)
279	○エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進する。(環境省)	○再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の補助金の交付を受けた執行団体を通じ、離島における再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業への支援を実施しました。(環境省)	【指標】離島地域の再生可能エネルギー設備の支援件数(環境省) ・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち、「離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー導入促進事業」(平成29年(2017年)度の名称は「離島の再生可能エネルギー設備導入促進事業」)を活用し、平成29年(2017年)度に4件、平成30年(2018年)度に4件(うち2件は平成29年(2017年)度より継続)、令和元年(2019年)度に2件について、再生可能エネルギー設備の導入を支援しました。	○離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー導入促進事業を通じて、必要とする離島に対し設備の導入を支援し、再生可能エネルギーの利用を促進します。(環境省)
280	○地域の創意工夫を活かした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討する。(国土交通省)	○離島特区制度については、関係地方公共団体に対して、各離島が必要としている規制緩和措置等に関する要望を随時受け付けている旨の周知を行いました。(国土交通省)	○離島関係都道府県に周知するほか、離島関係者に対し、ニーズの有無についてヒアリングを行いました。(国土交通省)	○引き続き、離島関係都道府県に対して周知するほか、離島関係者からニーズの有無についてヒアリングを行います。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 交通通信の確保				
281	○離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援する。(国土交通省)	○離島住民の日常生活に必要な不可欠な航路を維持する観点から、約70億5千万円の予算を確保し、補助対象123航路の事業者に対し、運航費補助(欠損に対する補助)を始め、構造改革補助(代替建造に対する補助)、運賃割引補助等を行いました。(国土交通省) ○補助対象14航空路の事業者に対し、運航費補助を行いました。(国土交通省)	【指標】航路・航空路が確保されている有人離島の割合(国土交通省) ・補助対象航路の確保・維持が図られ、航路が確保されている有人離島の割合は引き続き100%(令和元年(2019年)度)で推移しています。	○引き続き、離島航空路の確保・維持に向けて、地域の声を十分に伺いながら、必要な予算の確保に努めます。(国土交通省)
282	○本土に比べて割高となっている離島の石油製品について、安定的かつ低廉な供給を図るため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等を行う。(経済産業省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業により、離島における本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助を行うとともに、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、地域ごとに関係者による検討の場を設け、石油製品の安定供給体制等を構築する取組に対する支援を実施しました。(経済産業省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業により、173島に対して本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分を補助するとともに、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、香川県土庄町(豊島)、鹿児島県三島村(竹島、黒島、硫黄島)の取組を支援しました。(経済産業省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業及び離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、離島の石油製品の安定的かつ低廉な供給が図られており、引き続きこれらの事業を実施していきます。(経済産業省)
283	○情報の流通の円滑化を図り、高度情報通信ネットワーク等の通信体系を整備するため、超高速ブロードバンド、携帯電話等のサービスの利用を可能とするための施設や伝送路の整備を支援する。(総務省)	○離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体等が海底光ファイバや超高速ブロードバンド等の整備を行う場合の支援、携帯電話基地局施設整備を行う場合の支援を実施しました。(総務省)	【指標】離島地域のブロードバンド整備率(総務省) 平成31年(2019年)3月末 85.8% 平成30年(2018年)3月末 80.9% 平成29年(2017年)3月末 75.1% ○令和元年(2019年)度は鹿児島県瀬戸内町及び十島村における海底光ファイバ整備、鹿児島県屋久島町他7か所での超高速ブロードバンド整備、長崎県対馬市での携帯電話基地局施設整備への支援を実施しました。(総務省)	○引き続き、必要とする離島に対し海底光ファイバ整備等を支援し、離島における高度移動通信システム構築を図ります。(総務省)
③ 医療の確保及び教育文化の振興				
284	○離島に住む妊婦が、その島を離れて妊婦健診・分娩する際の経済的負担の軽減を図る。(厚生労働省)	○妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費について、特別交付税措置を講じました。(厚生労働省)	○離島に居住する妊婦の健康診査受診時に係る交通費、宿泊費等に対して支援を実施し、妊婦の経済的負担を軽減しました。(厚生労働省)	○今後も離島に居住する妊婦の健康診査受診時に係る交通費、宿泊費等に対して支援を実施し、妊婦の経済的負担を軽減を図ります。(厚生労働省)
285	○高校未設置の離島に住む高校生が、島外に通学又は居住する際の経済的負担の軽減を図る。(文部科学省)	○離島高校生修学支援事業を実施し、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部の補助を実施しました。(文部科学省)	○高校生の島外に通学又は居住する際の費用について支援を実施し、高校生の通学等の経済的負担を軽減しました。(文部科学省)	○今後も各自治体と連携して、高校生の島外に通学又は居住する際の費用について支援を実施し、高校生の通学等の経済的負担の軽減を図ります。(文部科学省)
④ 基盤の整備				
286	○離島の産業振興の基盤となる道路、港湾、農林水産基盤等や定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する。(農林水産省、国土交通省)	○漁業活動の重要な拠点である漁港等水産基盤の整備の推進を図りました。(農林水産省) ○離島振興計画、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、各事業関係予算の一括計上等により、離島の産業基盤や生活基盤の整備の推進を図りました。(国土交通省)	○離島振興対策実施地域における離島及び奄美群島について、公共事業関係予算の一括計上を行い、令和2年(2020年)度も令和元年(2019年)度並みの予算規模を確保し、基盤の整備の推進を図りました。小笠原諸島についても、振興開発事業費補助により基盤の整備の推進を図りました。(国土交通省)	○漁業活動の拠点となる漁港において、生産の効率化に資する整備等を引き続き推進します。(農林水産省) ○今後も各事業関係予算の一括計上等を行い、各計画に沿った基盤整備の促進を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (2)排他的経済水域等の開発等の推進</p> <p>ア 排他的経済水域等の確保等</p>				
287	<p>○大陸棚の延長に関し、「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に沿って取組を進める。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に基づき、小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。(内閣府、外務省、国土交通省等)</p> <p>○大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」への財政的支援を実施しています。(外務省)</p>	<p>○令和元年(2019年)度には、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約4万米ドルを拠出しました。(外務省)</p>	<p>○小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続していきます。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p>
288	<p>○我が国と他国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題については、国際法に基づいた解決を目指す。(外務省)</p>	<p>○日中高級事務レベル海洋協議等様々な場面で、中国に対し海洋における「法の支配」の重要性を訴えています。(外務省)</p>	<p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこでの活動に積極的に参加しました。(内閣府、外務省)</p>	
289	<p>○上記の取組を進めるためにも、排他的経済水域等についても、国連海洋法条約を中心とした国際ルールが適切に実施され、「法の支配」に基づく海洋秩序が維持・強化されるよう取り組む。(内閣府、外務省)</p>	<p>○国際法学会との共催(協力:日本財団)で第21回国際法模擬裁判「アジア・カップ」を8月に開催しました。今次大会では、公海上における避難民の受入れ拒否及び政府職員の外国の刑事管轄権からの免除を題材とし、15か国(日本、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム)の大学生が東京で開催された口頭弁論(本戦)に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競いました。(※施策番号315と同じ)。(外務省)</p> <p>○日本は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議やそこでの活動に積極的に参加しました(右に記載しました)。また、財政面での貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構へ分担金を拠出しています。(外務省)</p>	<p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこでの活動に積極的に参加しました。(内閣府、外務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> -第20回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6月) -第29回国連海洋法条約締約国会議(6月) -第25回国際海底機構(ISA)総会(7月) -第25回国会(第2部)(7月)及び第26回国会(第1部)(2月)ISA理事会 -国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する新協定作成のための政府間会議(3~4月及び8月) -海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(6月) 	<p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に引き続き積極的に参加するとともに、関係国との間での協議の実施を追求していきます。(外務省)</p>
<p>イ 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備</p>				
290	<p>○排他的経済水域等の有効な利用等を図るため、水産資源の持続的利用、保護及び増大に資する漁場の整備を推進するとともに、エネルギー・鉱物資源の開発に向けた技術開発を着実に進める。(農林水産省、経済産業省)</p>	<p>○排他的経済水域(EEZ)において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及び「つくり育てる漁業」と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しています。(農林水産省)</p>		<p>○引き続き、フロンティア漁場整備事業により、マウンド礁の整備を3地区、保護育成礁の整備を1地区で実施します。(農林水産省)</p>
291	<p>○排他的経済水域等の有効な利用等に係る基盤情報を整備するため、海洋調査の推進と海洋情報の一元化を進め、情報の戦略性等に配慮した上で海洋情報の公開に引き続き取り組む。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>○平成30年(2018年)5月の「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」に基づき、海洋情報の更なる利活用のため、関係省庁の密接な情報交換・共有、関係省庁等が運用する各種海洋データサービスやシステムとの連携及び情報の充実を図りました(※施策番号210に関連記載あり)。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>○EEZ等の有効な活用のため、海洋情報を共有するための基盤となる海洋状況表示システム(海しる)を構築し、平成31年(2019年)4月から運用を開始しました。(内閣府、国土交通省)</p>	<p>【指標】EEZにおける海洋調査の実施件数(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>令和元年(2019年)度 600件 平成30年(2018年)度 568件 平成29年(2017年)度 663件 (沿岸等における調査を含む海洋調査全般の実施件数)</p>	<p>○海洋状況表示システム(海しる)の運用については、施策番号210に記載しました。(内閣府、国土交通省)</p>
292	<p>○第2期海洋基本計画では「排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点等を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。」と記述している。これを受け、これまで同計画策定以降における検討として、総合海洋政策本部「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」での取りまとめ(平成26年6月)や、参与会議の下に設置された「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム」報告書(平成27年3月、平成28年2月及び平成29年2月)が出されており、これらも踏まえ、包括的な法体系の整備を進める。</p> <p>この場合において、既存個別法による措置、特定の海域での実務的な調整等、その進め方についても時機を逸することなく、適切に対応する必要がある。</p> <p>また、諸外国においても導入事例のある「海洋空間計画」については、その実態の把握に努め、我が国の海域の利用実態や既存の国内法令との関係等を踏まえつつ、その必要性と課題及び活用可能性につき検討を進める。(内閣府)</p>	<p>○海洋再生可能エネルギーについては、海域の管理を総合的に進めるとする観点から、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関して関係者との調整の枠組を定めつつ海域の長期にわたる占用を可能とする制度に基づき、促進区域の指定等を進めました(※施策番号78及び79に関連記載あり)。(内閣府、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が平成31年(2019年)4月に施行。同年5月に基本方針が閣議決定され、同年12月に長崎県五島市沖について同法に基づく促進区域の指定を行いました(※施策番号78及び79に関連記載あり)。(内閣府、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○関係省庁とともに、法律に基づくプロセスを着実に実施していきます。(内閣府)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
	7. 北極政策の推進 (1) 研究開発			
	ア 北極域研究に関する取組の強化			
293	○北極域研究推進プロジェクト(ArCS)等により、北極における環境変動と地球全体へ及ぼす影響を包括的に把握するとともに、社会・経済的影響を明らかにし、適切な判断や課題解決のための情報を関係者に伝えることを目指して、自然科学分野と人文・社会科学分野の連携による国際共同研究を引き続き推進する。また、行政と研究の両分野が連携し、我が国の強みである北極域研究を活かして、我が国の北極政策に取り組み。(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	○ArCSにおいて、国際共同研究の取組を推進しました。(文部科学省) ○平成30年(2018年)度に総合海洋政策本部参与会議の下に設置された「北極政策プロジェクトチーム(PT)」の提言を踏まえ、地球規模課題の対処に向け、令和2年(2020年)度より北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)において、北極域の課題解決に向けた取組、研究基盤の強化等を開始すべく、検討を進めました。(文部科学省)	○国際共同研究の取組を推進した結果、以下の主な研究成果を得ました。(文部科学省) ・グリーンランドで新しい観測手法を開発し、氷河から流出する氷山の量を測定しました。 ・2018-19年の日本の冬の寒波に北極域の温暖化が影響していることを解明しました。 ・北極域の晩冬の積雪がユーラシア大陸の夏の熱波に影響していることを解明しました。 ・大気の状態(高温や低温)が陸域に蓄積される効果を定量的に見積もる手法を開発し、北極域の温暖化が中緯度地域の寒波を長期的に強める可能性があることを明らかにしました。 ・温暖化などの地球環境問題に関わる、大気海洋中の汚染微粒子の観測に応用可能な安価で汎用性の高い測定手法を考案しました。	○令和元年(2019年)度で終了する「北極域研究推進プロジェクト(ArCS)」の成果を生かし、「北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)」を開始し、さらなる国際共同研究を進めるとともに、北極域における観測の強化、予測の高度化及びその成果の社会実装の推進を図ります。(文部科学省)
	イ 北極域に関する観測・研究体制の強化			
294	○北極環境の変動メカニズムに関する更なる解明に向けた北極域の科学的データを取得し、解析するため、我が国が強みを有する、最先端の衛星の開発や、観測基地、観測船等を用いた継続的な観測の強化に取り組む。このため、極域観測用のAUV等の先進的な技術開発を推進する。また、温暖化監視にも資する極域の海水観測に不可欠なマイクロ波放射計の高度化を行う。(文部科学省)	○ArCSにおいて整備した、5か国10拠点の国際連携拠点において、氷床コア解析や気象観測、温室効果ガスモニタリング観測、ブラックカーボン(BC)連続観測、凍土調査等を実施しました(※施策番号296、297及び305に関連記載あり)。(文部科学省) ○マイクロ波放射計について、極域の降水・海水氷等の観測精度向上を目的とし、高周波チャネル追加検討や、空間分解能の向上検討を行いました。(文部科学省) ○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、海水下を観測するための無人探査機に係る要素技術の開発に取り組み、探査機試作のための機体デザイン検討や、氷海域における位置測位と通信に係るフィールド試験などを実施しました。(文部科学省)	【指標】国際連携拠点数・利用者数(令和元年(2019年)度)(文部科学省) ・国際連携拠点数:5か国10拠点 ・利用者数:882人日 (平成27年(2015年)度～令和元年(2019年)度の累計利用者数:3,831人日) 【指標】国際共同研究課題数・参画者数(文部科学省) ・「令和元年(2019年)度末までに海外研究機関等への40名の若手研究者派遣」を達成しました(令和元年(2019年)度末までに52名を派遣)。 ・国際共同研究課題数は8課題、参画者数は令和元年(2019年)度で約330名(平成27年(2015年)度～令和元年(2019年)度の累計で約1,310名)に上りました。 ・JAMSTECでは、在外研究員等派遣制度により、北極海の基礎生産を対象とした海洋リモートセンシングに関する研究開発をテーマとして、カナダのペフォード海洋研究所へ1名を派遣しています。	○令和元年(2019年)度で終了する「北極域研究推進プロジェクト(ArCS)」の成果を生かし、「北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)」を開始し、さらなる国際共同研究を進めるとともに、北極域における観測の強化、予測の高度化及びその成果の社会実装の推進を図ります(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)
295	○AUV等を用いた国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有する、新たな北極域国際研究プラットフォームとしての砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める。(文部科学省)	○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言において、国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有し、かつ、洋上での新たな北極域国際研究のプラットフォームとして重要な役割を果たすため、北極域研究船に関する取組を着実に進めるべきであると記載されていることを踏まえ、氷海域での安全かつ効率的な航行に資する「氷海航行支援システム」の構築に係る検討・設計を行いました。(文部科学省)	○氷海航行支援システムを実装するために必要な、氷海予報システム等のコンポーネントの機能要件を検討し、システム設計を実施しました。(文部科学省)	○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言において、国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有し、かつ、洋上での新たな北極域国際研究のプラットフォームとして重要な役割を果たすため、北極域研究船に関する取組を着実に進めるべきであると記載されていることを踏まえ、令和2年(2020年)度においては、北極域研究船の基本設計とともに、具体的な利活用方や費用対効果等の検討を進めます。(文部科学省)
296	○国内の複数の大学及び研究機関のネットワーク型の研究拠点による分野横断的な取組や、研究船、水槽施設、スーパーコンピュータ等の研究基盤の共同利用を促進し、北極の課題解決に向けた取組を進める。(文部科学省、国土交通省)	○JAMSTECの研究開発業務の遂行に支障がない範囲で、「地球シミュレータ」等のスーパーコンピュータを、海洋科学技術を始めとする科学技術の推進のため、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供しています。(文部科学省) ○ArCSにおいて、国内の50以上の機関が参画し、研究観測を行いました。また、5か国10拠点の国際連携拠点を整備し、882人日の研究者が現地へ赴き、氷床コア解析や温室効果ガスモニタリング観測、凍土調査等を実施しました(※施策番号294、297及び305に関連記載あり)。(文部科学省) ○JAMSTECは「地球シミュレータ」等を効率的に運用し、システム運用環境の改善を進めることで利便性を向上させ、円滑な利用環境を整備するとともに、利用者に対しては利用情報及び技術情報を適宜提供しています。また、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供し、これらの利用者との共同研究を推進しています(※施策番号258と同じ)。(文部科学省) ○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言及び令和元年(2019年)の参与会議意見書を踏まえ、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所では、民間のニーズに応じ、氷海水槽に関し、民間との協働の確保に努めました。(国土交通省)	○JAMSTECは、11月に北海道大学、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所(以降、国立極地研究所)と「日・ノルウェー共同研究ワークショップ」を開催し、ノルウェーIselin Nybo(イセリン・ニーブ)科学・高等教育大臣ご列席の下、「ちきゅう」を用いた将来の掘削計画について議論しました。(文部科学省)	○引き続き、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、計画的に保守・整備を行い、有効活用を図るため供用利用を推進していきます。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 北極域に関する国際的な科学技術協力の推進				
297	○北極圏を含む関係国との間で、二国間の科学技術協力協定等に基づき極地研究等の関連分野における科学技術協力を推進する。また、北極圏における研究・観測拠点の確保と研究者の派遣により、北極に関する国際共同研究を強化する。(外務省、文部科学省、環境省)	○ArCSにおいて、5か国10地点の国際連携拠点を整備し、882人日の研究者が現地へ赴き、氷床コア解析や温室効果ガスモニタリング観測、凍土調査等を実施しました(※施策番号294、296及び305に関連記載あり)。(文部科学省) ○国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、BCや衛星を用いた研究などの気候変動分野について、担当研究者の現地訪問やデータ交換などの調査研究を実施しました。(環境省)	○平成31年(2019年)4月よりノルウェー・スバルバル諸島ニーオルスンにおける国立極地研究所の新たな観測施設の運用を開始しました。(文部科学省) ○令和元年(2019年)12月に国立極地研究所とノルウェー極地研究所(NPI)で極地研究に関する覚書に署名しました。左記覚書の署名は、国際的な科学技術協力の推進にとって大きな成果となります。(文部科学省) ○令和元年(2019年)度に温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)の観測機器をフィンランドに設置し、観測データを共有することにより、調査研究を推進しました。(環境省)	○フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、引き続き着実に研究協力を実施します。(環境省) ○ニーオルスンにおける新たな観測施設において、大気科学分野等で国際共同による研究・観測を推進します。(文部科学省)
298	○科学的データが不足している北極域での研究を効率的に進めるため、各研究機関、各研究者が有するデータを共有する枠組を形成し、国際的なデータ共有の枠組への参画を進める。(文部科学省、国土交通省)	○ArCSにおいて、北極域データアーカイブシステム(ADS)を運用し、北極域での観測で得られた各分野のデータの収集・公開を行うとともに、北極域船舶航行支援システム(VENUS)の構築等を行いました。また、ADSから全球地球観測システム(GEOSS)ポータルを通して、北極域での観測で得られたデータの国際的な流通を行いました。(文部科学省)	○ArCSの国際共同研究テーマであり、北極域のビッグデータの相互流通推進の中核となるプラットフォームであるADSへのアクセス数は、令和元年(2019年)度で約330万件(うち海外からのアクセスが約80%)。(文部科学省)	○「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」関連の会合において発効後、協定水域において持続可能な漁業を行うための科学的調査を定める「科学的調査及び監視に関する共同計画」の策定が行われる予定です。このため、平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の報告書に記載された「地球規模課題に対処する研究開発の推進:『研究開発』の『重点』に関する提言」において、同協定の協定水域における共同の調査活動が国際的に開始されればこれに当初から積極的に参加すべきとされていることを踏まえ、我が国としてはまずこれらの議論に積極的に貢献します。(外務省、文部科学省、農林水産省)
エ 北極域の諸問題解決に貢献する人材の育成				
299	○我が国の北極研究が継続的に発展するために、若手研究者の教育に取り組むとともに、ArCSの取組等を通じて国外の大学や研究機関へ若手人材を派遣し、北極域の諸課題解決に向けた国際的な議論を牽引できる人材の育成に取り組む。(文部科学省)	○ArCSにおいて、気候変動メカニズムや生物多様性への影響に関する研究や国際会議への若手研究者の出席について支援しました。(文部科学省)	○ArCSにおいて、北極に関する研究を行う海外の大学や研究機関に若手研究者を15名派遣しました。(文部科学省)	○令和元年(2019年)度で終了した「北極域研究推進プロジェクト(ArCS)」の成果を生かし、「北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)」を開始し、さらなる国際共同研究を進めるとともに、北極域における観測の強化、予測の高度化及びその成果の社会実装の推進を図ります(※施策番号293と同じ)。(文部科学省)
300	○北極域の諸問題解決に貢献するため、ArCSの取組等を通じて自然科学、人文・社会科学を問わず専門的人材を育成・確保する教育・研究支援策を推進する。(文部科学省)	○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言を踏まえ、令和2年(2020年)度より北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)において、若手研究者の人材育成等を開始すべく、検討を進めました。(文部科学省)		
7. 北極政策の推進 (2) 国際協力				
ア 「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画				
301	○北極をめぐる経済環境、安全保障環境を念頭に、北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法の原則が尊重されるよう、北極評議会(AC)を含む多国間のフォーラムや北極圏諸国との二国間の対話を活用し、我が国から積極的に働きかける。(外務省)	○6月の第4回北極に関する日中韓ハイレベル対話に北極担当大使が出席しました。(外務省) ○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言を踏まえ、北極海航路に係る産官学連携協議会や二国間協議等において、北極海航路等に関する各国の動きに係る情報収集に取り組みました。(外務省、国土交通省)	○第4回北極に関する日中韓ハイレベル対話において、我が国は、「自由で開かれた海洋秩序」の維持・強化を重視すること、北極海もその例外ではないこと、この考えには、法の支配、航行の自由、開放性、透明性が含まれること、ルールに基づく透明で健全な経済環境が重要であることを強調しました。(外務省)	○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言及び令和元年(2019年)の参与会議意見を踏まえ、必要に応じて関連国際法に則った対応をロシアに求めるとともに、米国及びカナダの北米大陸北方の北極海航路に関する動向について、積極的に情報収集を行います。(外務省、国土交通省)
302	○北極域における環境変化がもたらす、気候変動等を含む地球環境全体への影響が懸念される諸課題について、我が国の観測・研究に基づく科学的知見を多国間、二国間の枠組を活用して積極的に発信する。北極をめぐる議論の主要なプレイヤーとして、広範な国際協力に基づく地球規模課題の解決に貢献すべく、経済活動を始める北極域における我が国の活動拡大を視野に、現実に対応した新たなアジェンダ設定を含む更なる取組の可能性につき検討する。(外務省、文部科学省、環境省)	○北極サークルや北極フロンティア等に研究者等が参加しました。(文部科学省) ○グンナルソンAC高級北極実務者(SAO)会合議長を訪日招へいしました(※施策番号306に関連記載あり)。(外務省) ○第7回北極サークル(アイスランド)に北極担当大使が出席し、本会合でスピーチを行いました。(外務省) ○第14回北極フロンティアにてJAMSTEC理事が講演するとともに、パネルディスカッションに参加し持続可能な北極海に関する意見交換を行い、JAMSTECの北極研究に対するコミットメントを述べました。スピーチ及びパネルディスカッションの様子・内容はYouTube上で公開されています。(文部科学省) ○ACSAO会合に北極担当大使が出席しました。(外務省) ○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言を踏まえ、第3回北極科学大臣会合(ASM3)開催に向けて、「北極海に係る諸課題に対する関係省庁連絡会議」において、政府内の連携・情報共有に取り組みました。(内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)	○我が国から参加した研究者等が、北極サークルや北極フロンティア等において、観測・研究実績の発信を行いました。(文部科学省) ○第7回北極サークルでの北極担当大使によるスピーチで、日本の北極における観測・研究実績につき紹介するとともに、ASM3開催に係る広報を行いました。(外務省) ○ACSAO会合において、北極担当大使から、国立極地研究所ニーオルスン新観測施設開所式及び記念ワークショップ、ArCSや北極域研究船プロジェクトの現状、ASM3の開催決定について報告を行いました。(外務省)	○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言において、国内の北極の取組を所管する各々の関係府省庁は、関連する取組を進める際に、第3回北極科学技術大臣会合への貢献を念頭に置くべきであるとされていることを踏まえて、取組の具体化・推進を図ります。(内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省) ○令和2年(2020年)9月にアイスランドで開催される「北極プラスチックごみ関連国際会議」への専門家派遣を決定しました。(外務省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
303	○北極海公海における科学的根拠に基づく水産資源の持続可能な利用に向け、沿岸国を含めた関係国との水産資源の保存管理のルール形成に引き続き積極的に参加する。(外務省、農林水産省)	○「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」締結のため、同協定を第198回通常国会(平成31年(2019年)1月28日～)に提出し、令和元年(2019年)5月に国会の承認を終了、同年7月、我が国は当該協定の受諾書を寄託者であるカナダ政府に寄託しました。(外務省、農林水産省) ○同協定第1回準備会合(令和元年(2019年)5月)等の会合に積極的に参加し、水産資源の保存管理に関する議論に貢献しました。(外務省、農林水産省)	○「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」第1回準備会合(令和元年(2019年)5月)等において、科学者会合の運営や共同計画での優先事項等に関する議論が行われ、一定の意見の収束がみられました。(外務省、農林水産省) ○令和2年(2020年)3月現在、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」は未発効であるところ、発効後の具体的な行動計画に関する署名国・機関による会合に参加しています。(外務省、農林水産省)	○今後、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」署名国・機関間で本協定関連の会合が行われる予定であり、引き続き議論に積極的に参加し、中央北極海の公海で氷の範囲の減少に伴って漁業活動が無規制で行われることの防止に向けて貢献していきます。(外務省、農林水産省)
イ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大				
304	○二国間と多国間の最適な組合せを常に念頭に置き、北極圏国を始め北極に携わる諸国との意見交換を更に促進するとともに、北極科学大臣会合、北極サークル、北極フロンティア、北極に関する日中韓ハイレベル対話等の北極に関する国際枠組を最大限活用し、我が国の考え方や観測・研究実績の発信を更に強化し、プレゼンスの向上を図る。そのために、これら会合へのハイレベルの参加や、その主催について検討する等の取組を進める。(外務省、文部科学省)	○施策番号299～303、306、307及び312に記載しました。	【指標】参加・開催した北極圏国等との会議の具体例 -北極サークル(※施策番号302) -北極フロンティア(※施策番号302) -北極圏海洋環境保護作業部会(PAME) -北極圏監視評価プログラム作業部会(AMAP) -北極圏植物相・動物相保存作業部会(CAFF)(※施策番号306) -持続可能な開発作業部会(SDWG) -北極科学サミット週間(ASSW) -太平洋北極グループ(PAG) -中央北極海における統合的な海洋生態系アセスメント(ICES/PICES/PAME合同ワーキンググループ)(WGICA) -北極に関する日中韓ハイレベル対話(※施策番号301) -「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」第1回準備会合等(※施策番号303) (外務省、農林水産省、文部科学省) ○第3回北極科学大臣会合を東京において開催することを決定しました。(文部科学省) ○JAMSTECは、11月に北海道大学、国立極地研究所と「日・ノルウェー共同研究ワークショップ」を開催し、ノルウェーIselin Nybo(イゼリン・ニープー)科学・高等教育大臣ご列席の下、「ちきゅう」を用いた将来の掘削計画について議論しました(※施策番号296と同じ)。(文部科学省)	○施策番号302に記載しました。
305	○国際協力の一環として、北極圏に位置する研究・観測拠点の確保や研究者の交流、国際共同研究を推進する。その際、ICTを積極的に活用する。(総務省、文部科学省)	○ArCSにおいて、研究者が現地に赴き、各国研究者と共に氷床コア解析や温室効果ガスモニタリング観測、凍土調査等を実施しました(※施策番号294、296及び297に関連記載あり)。(文部科学省)	○北極評議会の下に設置された北極圏監視評価プログラム作業部会(AMAP)は、北極温暖化への影響と削減効果の評価を目的とするBCとメタンに関するアセスメント報告書を令和3年(2021年)に刊行予定で、ArCSプロジェクトの一環で2名の専門家が同報告書案作成に参加し、高精度観測と先端的なモデル計算の成果で貢献しています。(文部科学省)	○施策番号296に記載しました。
ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献				
306	○2013年5月にACのオブザーバー資格が承認されたことを踏まえ、ACの関連会合(作業部会、タスクフォース等)に対する我が国専門家や政府関係者の派遣機会の増加等、ACの活動に対する貢献を一層強化する。また、AC議長国及びメンバー国等との政策的な対話を進め、北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化する。(外務省、文部科学省、環境省)	○グエンナルソンACSAO会合議長を訪日招へいしました。議長は、外務大臣政務官を表敬するとともに、内閣府総合海洋政策推進事務局長等と日本の北極政策の取組などについて意見交換を行いました(※施策番号302に関連記載あり)。(内閣府、外務省、文部科学省) ○ACSAO会合に、我が国の北極担当大使が出席しました(※施策番号302に関連記載あり)。(外務省) ○令和元年(2019年)6月、ACの下で設置されている分野別作業部会の一つである北極評議会ワーキンググループ「緊急事態回避、準備及び対応部会(EPPR:Emergency Prevention, Preparedness and Response)」に海上保安庁が参加しました。また、12月のEPPR会合では、内閣府(原子力防災)が平成23年(2011年)3月の東日本大震災における原発事故の教訓に基づくプレゼンテーションを実施しました。(内閣府、国土交通省) ○令和2年(2020年)2月の北極圏動植物相作業部会(CAFF)にオブザーバーとして環境省担当官と国立極地研究所担当官が出席しました。(環境省) ○また、CAFFのプロジェクトの一つである北極渡り鳥イニシアティブ(AMBI)の保護優先種の一つであるハマシギの保護に関する専門家国際ワークショップを令和2年(2020年)1月に開催しました。(環境省)	【指標】北極に関する国際枠組への日本人研究者の参画状況(数)(文部科学省) ・ArCSにより、AC関連会合等に15名の専門家を派遣し、日本の取組を紹介するとともに、各国の取組について情報収集を行いました。 ○ACSAO会合に出席した北極担当大使が、我が国の北極に対する考えを発信しました(※施策番号302に関連記載あり)。(外務省) ○CAFFにオブザーバーとして参加した環境省担当官と国立極地研究所担当官が、北極生物多様性に関する議論に参画するとともに、国立極地研究所において実施している北極圏フライングウェイの渡り鳥の生態に関する調査(海鳥5種の追跡調査)結果や環境省が開催した国際ワークショップなどの日本のAMBIのこれまでの貢献についてを報告しました。(環境省)	○北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化すべく、引き続き、AC関連会合や関係国等との協議の機会を活用し、オブザーバーの役割等について意見交換を進めていきます。(外務省)
307	○我が国のACへの一層の貢献を可能とする観点から、ACの議論の対象や、オブザーバーの役割についてのAC内での検討の動向を注視するとともに、オブザーバーの役割拡大を含め、ACのあり方に関する議論に積極的に参加していく。(外務省)	○AC関連会合の機会を活用し、AC議長国、ACメンバー及びオブザーバーと共に、オブザーバーの役割について意見交換を進めています。(外務省)		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
7. 北極政策の推進 (3) 持続的な利用				
ア 北極海航路の利活用				
308	○北極海航路の自然的・技術的・制度的・経済的課題について、明らかにするとともに、海水分布予測システムや気象予測システム等の航行支援システム構築や必要なインフラ整備の検討等、我が国海運企業等の北極海航路の利活用に向けた環境整備を進める。(文部科学省、国土交通省)	○ArCSIにより、海洋地球研究船「みらい」北極海観測において、国際共同プロジェクトMOSAIC(Multidisciplinary drifting Observatory for the Study of Arctic Climate)との同期観測の実施、モデルデータの解析や得られた仮説の検証、北極海縁辺海における短期の海水予測可能性とその精度評価の実施、波浪予測研究の一環として波浪の発達機構の経年的変化の解析等を行いました。また、この航海では「みらい」にADSのVENUSを搭載して航行支援を行うことにより、北極海でのVENUSの運用について多くの知見を得ました。(文部科学省) ○海洋地球研究船「みらい」の北極海観測に向けて、チュクチ海における短期海水予測を行いました。(文部科学省) ○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言及び令和元年(2019年)の参与会議意見書を踏まえ、令和元年(2019年)度、最適航路探索のための運航支援システムを構築するとともに、北極海航路における輸送環境についてのデータ収集に向けた検討に着手しました。また、北極海航路の利活用の動向やロシアの航行制度等の調査を行いました。(国土交通省)	【指標】航行支援システム構築のための海水分布予測の実施状況(文部科学省) ・北極海でのVENUSの運用について、平成30年(2018年)度を実施した試験運用からフィードバックされた情報を参考に予測に使用するモデルの境界条件を見直し、予測精度の更なる向上を図りました。 ・海洋地球研究船「みらい」の北極海観測航海では、「みらい」にADSのVENUSを搭載し、海水情報提供による航行支援を強化しました。	○最適航路探索のための運航支援システムを我が国関係企業に対し周知します。また、北極海航路における輸送環境についてのデータ収集を実施します。(国土交通省) ○北極海航路の航行について、JAXAの衛星船舶自動識別装置(AIS)で把握した状況を国土交通省に提供しました。(文部科学省) ○上記のほか、施策番号3011に記載しました。
309	○水循環変動観測衛星(GCOM-W)、陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)等の衛星による海水観測データを活用し、北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成等に係る利用実証を引き続き行う。(文部科学省)	○北極を航行するLNG船のGCOM-Wデータ利用・検証に関する株式会社商船三井・国立極地研究所・国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)の三者協定に基づき、GCOM-Wによって観測された海水データを活用し、船の現場観測情報(船に搭載したカメラの画像や航路情報)と比較・検証を実施しました。(文部科学省)	【指標】海水速報図作成等の取組状況(文部科学省) ・GCOM-W、GCOM-C(気候変動観測衛星)及びALOS-2を用いて極域の海水域を観測し、海水判定アルゴリズムを用いて、海水速報図及び海水データを作成、公開しました。特にオホーツク海については令和元年(2019年)12月～令和2年(2020年)3月にかけてウェブサイトで公開しました。	
イ 北極海の海洋環境保全の確保				
310	○北極域における気候変動対策に貢献すべく、関係省庁が緊密に連携をし、パリ協定やSDGsの適切な国内実施に取り組む。(環境省)	○パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています(※施策番号162と同じ)。(環境省) ○パリ協定を踏まえ、令和元年(2019年)6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定しました(※施策番号162と同じ)。(環境省)	○平成30年(2018年)度の温室効果ガス総排出量は、約12億4,000万トンCO ₂ となりました(確報値)。平成29年(2017年)度の総排出量(12億9,100万トンCO ₂)と比べて3.9%減少、平成25年(2013年)度の総排出量(14億1,000万トンCO ₂)と比べて12.0%減少となりました(※施策番号162と同じ)。(環境省)	○地球温暖化対策計画について、必要に応じて3年ごとに見直すこととなっていることから、見直しの検討を進めています(※施策番号162と同じ)。(環境省) ○長期戦略については、6年程度を目安としつつ、柔軟に検討を加えるとともに、必要に応じて見直しを行っていくこととしています(※施策番号162と同じ)。(環境省)
311	○北極評議会の作業部会、その他の関連会合等のフォーラムにおける北極海の海洋環境問題の議論に積極的に参加し、我が国官民の経験や科学的知見、最先端の科学技術の活用を通じ、予防・対応策の検討に一層の貢献をする。(文部科学省)	○ArCSIにより、北極評議会の作業部会である「北極圏海洋環境保護作業部会(PAME)」等に専門家を派遣し、各国の取組について情報収集を行いました。そのほか、中央北極海における統合的な海洋生態系アセスメント(ICES/PICES/PAME合同ワーキンググループ)(WGICA)において共同議長を務めるなど、北極に関する国際的な議論を牽引する立場としても貢献を行いました。(文部科学省)	○国際海事機関(IMO)における海水速報図の国際的な取り決めを踏まえて、海水速報図作成のために必要なデータの調査を行い、内閣府総合海洋政策推進事務局主催の「海洋状況表示システム(海しる)の活用推進に関する検討会」に情報を提供し、国際的な貢献を実現しました。(文部科学省)	○北極海の海洋環境問題の議論に積極的に参加し、予防・対応策の検討に引き続き一層の貢献をします。(文部科学省)
ウ 北極域の持続的な海洋経済振興				
312	○北極域における経済活動拡大のため、我が国経済界に対して、北極経済評議会や北極サークル等の国際フォーラムへの積極的な参加を働きかける。(内閣府、外務省、経済産業省)	○日本の北極政策に関する産官学のシンポジウムにおいて、経済界の関係者を含め、意見交換を行いました。(内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)	【指標】フォーラム等への研究者、民間企業参画状況(内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省) ・北極フロンティアに日本から研究者、民間企業が出席しました。	○引き続き、我が国経済界への働きかけについて、適切な機会を探ります。(内閣府、国土交通省)
313	○政府、民間企業、研究機関が協力して、環境保全と両立する形での北極海航路の利活用や北極域の天然資源開発等に関する情報収集及び活用方策を検討する。(文部科学省、経済産業省、国土交通省)	○ArCSIに関する取組については、施策番号3081に記載しました。(文部科学省、国土交通省) ○平成30年(2018年)度の「北極政策PT」の提言及び令和元年(2019年)の参与会議意見書を踏まえ、平成26年(2014年)度より開催している「北極海航路に係る官民連携協議会」を、物流事業者・研究機関を構成員に加え「北極海航路に係る産官連携協議会」として実施しました。(国土交通省)	○施策番号3081に記載しました。	○引き続き、「北極海航路に係る産官連携協議会」を開催し、民間企業、研究機関、関係省庁等と北極海航路に関する情報の共有を行います。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1)海洋の秩序形成・発展				
314	<p>○国連海洋法条約を中心とした国際ルールを適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画する。(外務省、国土交通省)</p>	<p>○国際海事機関(IMO)の海上安全委員会(MSC)及び海洋環境保護委員会(MEPC)等の委員会並びに船舶設備小委員会(SSE)及び汚染防止・対応小委員会(PPR)等の小委員会等に参画し、自動運航船の安全基準等の国際ルールの検討、船舶からの温室効果ガス(GHG)の排出削減対策、旅客フェリーの火災安全を向上させるための対策の策定等に積極的に貢献しました。(外務省、国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)度には、第20回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6月)、第29回国連海洋法条約締約国会議(6月)及び海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10月及び11月)に参加しました。(外務省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例(内閣府、外務省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> -国際海事機関の各種委員会及び小委員会(MSC、MEPC、SSE、PPRなど)並びにその会に設置された各種通信部会 -第21回国際法模擬裁判「アジア・カップ」 -第6回アワオーシャン会合 	
315	<p>○海洋の秩序形成・発展に貢献するため、国際ルールに則し、海洋に関する紛争の解決を図る。また、国際司法機関等第三者機関の積極的な活用を重視すべきという考え方を、我が国のみならず、各国も共有することを促進するとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。さらに、国際法的観点から説得的な主張の展開、国際裁判等に備えた国内の体制を早急に強化するとともに、シーレーン沿岸国が国際法に基づいて適切に対応ができるように、我が国が主催する国際会議や国際法模擬裁判等の実施を通じて、これら諸国の法律家との連携を強化し、また、人材育成に貢献していく。(外務省)</p>	<p>○国際法学会の共催(協力:日本財団)で第21回国際法模擬裁判「アジア・カップ」を8月に開催しました。今次大会では、公海上における避難民の受け入れ拒否及び政府職員等の外国の刑事管轄権からの免除を題材とし、15か国(日本、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム)の大学生が東京で開催された口頭弁論(本戦)に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競いました(※施策番号288及び289と同じ)。(外務省)</p> <p>○9月、ニューカレドニア・ヌメアにて第1回日仏包括的海洋対話が開催され、内閣府総合海洋政策推進事務局長、外務省欧州局参事官、仏首相府海洋総局長及び仏欧州・外務省海洋担当大使が共同議長として出席し、海洋ガバナンス、環境、海洋安全保障、ブルーエコノミー、科学の分野における両国の取組や今後の可能性等について意見交換を行いました。(内閣府、外務省、文部科学省、国土交通省、環境省、防衛省等)</p>	<p>○IMOが策定した温室効果ガス排出削減目標(国際海運全体で①2030年までに平均燃費40%改善、②2050年までに総排出量50%削減、③今世紀中早期にゼロ排出)達成に向け、平成30年(2018年)に産学官公で立ち上げた「国際海運ゼロエミッションプロジェクト」において、次の取組を行いました(※施策番号163に関連記載あり)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年目標達成のための方策として、平成25年(2013年)に発効した新造船の燃費性能規制の強化策を取りまとめ、令和元年(2019年)5月にIMOで合意に導きました。 ・同じく2030年目標達成のため、新たな国際枠組みとして就航済み船舶の燃費性能規制案を取りまとめ、IMOに提案しました。(国土交通省) <p>○アワオーシャン会合に出席し、第6回会合に政府としては30のコミットメント(海洋施策の取組)を提出しました。また、多数の日系非政府機関もコミットメントを提出しました。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○1年を通して、IMOの各種委員会等に関係省庁の職員、産学の専門家等で構成される代表団を派遣し、海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画していきます。(外務省、国土交通省)</p> <p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に引き続き積極的に参加するとともに、関係国との間での協議の実施を追求していきます(※施策番号288及び289と同じ)。(外務省)</p>
316	<p>○政府のみならずNGOや企業等民間団体を含む幅広い主体が出席するアワオーシャン会合等の場を積極的に活用し、海洋国家としての我が国官民の取組を幅広く発信することで、「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」という二つの原則を国際社会全体に浸透させるとともに、国際社会におけるプレゼンスを強化する。(内閣府、外務省)</p>	<p>○10月、ノルウェー主催でオスロにて開催された第6回アワオーシャン会合(海洋問題に関する政府、民間、科学者相互の交流促進を目的とした国際会議)に、我が国政府から内閣府及び水産庁が出席し、我が国の海洋問題に資する具体的施策を「コミットメント」として発表し、海洋問題に継続的に取り組む我が国全体の姿勢を積極的に発信するとともに、我が国の施策への理解の増進を図りました。(内閣府)</p> <p>○アジア太平洋経済協力(APEC)の枠組では、海洋・漁業作業部会(OFWG)の定期会合(8月及び2月)に内閣府及び水産庁が参加しました。同部会で議論された海洋ごみ及びIUU漁業対策への取組の方向性についてのロードマップの作成に貢献しました。また、12月にAPECのプロジェクトとして台湾が主催した海洋協力(海洋環境保全)に関するAPECラウンドテーブルに、内閣府及び環境省が参加しました。(内閣府、外務省、農林水産省、環境省)</p>	<p>○JAMSTECは、令和2年(2020年)1月にパラオで開催されたExpert Workshop Sustainable Use of Marine Environmental and Resourcesに参加し、講演を行いました(本ワークショップは、令和2年(2020年)にパラオにおいて開催が予定されている第7回アワオーシャン会合のキック・オフ・ミーティングと位置付けられています)。(文部科学省)</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
317	<p>○海洋に関する国際枠組に積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。特に、経済的側面を含む我が国の安全の確保の基盤である長大な海上航路における航行の自由及び安全を確保するため、EAS・ARF等様々な場を積極的に活用し、関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化するとともに、ASEAN地域訓練センターにおけるVTS要員の育成支援等の協力の具体化を進める。(外務省、国土交通省、防衛省)</p>	<p>○我が国は、マラッカ海峡の狭い部の船舶航行安全等を更に強化していくため、日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、船舶航行安全システム(VTS)センターの設置に関する支援を行うとともに、ASEAN諸国において国際資格を持つVTS管制官が少ないことから、当該管制官の育成を支援しています。(外務省)</p> <p>○具体的には、ASEAN地域訓練センター(マレーシア)において、令和元年(2019年)11月にVTSセンターを整備する際に適切な判断や助言を行うことができるVTS管理者の育成を行いました。また、新たな研修システム(e-learning)を整備し、令和2年(2020年)1月から新システムによる国際基準に合致したVTS管制官の研修を開始しました。なお、この研修は新型コロナウイルス感染症の影響により3月中旬に中止となったため、今後予定している研修等でのフォローについて検討中です。(国土交通省)</p> <p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3Cおよび警戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています(※施策番号42に関連記載あり)。(防衛省)</p> <p>○二か国間の協力に加え、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合といった多国間の枠組での協力も推進しています。(防衛省)</p> <p>○ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)やASEAN地域フォーラム(ARF)海上安全保障会期間会合(ISM)等の枠組において日本の取組を発信しています。(外務省)</p>	<p>【指標】能力構築支援の具体例(外務省、国土交通省、防衛省) ・ASEAN地域訓練センターにおける支援の成果として、17名のVTS管理者を育成しました。また、同センターを設立した平成29年(2017年)以降、研修を修了したVTS管制官の累計は35名、中止による未修了者は14名です。(国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)11月12日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は令和2年(2020年)11月19日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することを決定しました(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○海賊対処のための多国籍の連任任務部隊であるCTF151に参加してゾーンディフェンス(特定の海域の中で警戒監視を行う活動)を実施しています(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○令和2年(2020年)2月～6月までの予定で、海上自衛官を第151連任任務部隊(CTF151)司令官に派遣しています(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○令和元年(2019年)12月ベトナムにて開催された第7回EAMFに出席し、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することの重要性を強調するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた海上法執行能力構築支援、海洋状況把握(MDA)を含む海洋安全保障に関する我が国の取組等を発信しました(※施策番号55に関連記載あり)。(外務省)</p> <p>○ARF海上安全保障ISMの枠組では、令和2年(2020年)2月にベトナムと共催で東京にて開催した第2回海洋状況把握(MDA)の国際連携に関するARFワークショップにおいて、海賊、テロ、違法漁業等の海洋をめぐる諸課題への対処におけるMDAの活用等につき活発な議論が行われるとともに、国際的な連携をさらに強化していくことで一致しました。また、第3回フェリーの安全航行に関するARFワークショップ(広州(中国)で開催)、第2回新たな海洋課題対処に向けた国連海洋法条約(UNCLOS)等の活用に関するARFワークショップ(ハノイ(ベトナム)で開催)、海洋法と紛争解決に関するARFワークショップ(ディリ(東ティモール)で開催)等他国主催のワークショップに積極的に出席しました(※施策番号55及び219に関連記載あり)。(外務省)</p>	<p>○施策番号314～316に記載しました。</p> <p>○ASEAN地域訓練センターにおいて、引き続きVTS管制官の育成を支援していきます。(国土交通省)</p>
318	<p>○北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合等の多国間会合や、インド、韓国、ロシア等との二国間会合を通じ、関係国の機関との連携を深める。また、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)等への参画等を通じて、関係諸国と海洋環境に係る国際連携・国際協力体制を強化する。(外務省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組みPEMSEAの事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国土交通省)</p> <p>○G20大阪サミットにおいて安倍内閣総理大臣は、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援する「マリン・イニシアティブ」を表明しました。(外務省)</p> <p>○令和元年(2019年)9月、第20回北太平洋海上保安フォーラムサミットがロシア(ウラジオストク)で開催されました。会合では、参加6か国(日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国)が連携して実施する取組に関して、今後の活動の方向性について議論が行われたほか、海上での犯罪取締りに関する情報交換も行われ、北太平洋の治安の維持と安全の確保における多国間での連携・協力の推進が確認されました(※施策番号62と同じ)。(国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)10月、第15回アジア海上保安機関長官級会合(HACGAM)がスリランカ(コロンボ)で開催されました。会合には、19か国・機関が参加し、HACGAMウェブサイトの運用開始に向け、試行運用を開始することについて合意がなされたほか、「捜索救助」、「海洋環境保全」、「海上不法活動の予防・取締り」及び「人材育成」の4分野について、より実践的な協力を推進していくため、各ワーキンググループの活動方針等について議論がなされました(※施策番号62と同じ)。(国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)11月、第2回世界海上保安機関長官級会合を東京で日本財団と共催で開催しました。会合には世界75か国から84の海上保安機関・関係機関が参加し、各国の海上保安機関等が互いに情報を共有するための手法や海上保安国際人材の育成について議論しました(※施策番号62と同じ)。(国土交通省)</p> <p>○二国間会合については、7月に日露海上警備機関長官級会合がモスクワで開催され、両機関の教育機関間の交流が実現したことを高く評価し、同分野における協力について検討していくことで一致したほか、覚書に基づく二国間の連携・協力のみならず、多国間の枠組においても連携・協力していくことを確認しました。(国土交通省)</p> <p>○12月、日韓海上保安当局間長官級協議が東京で、令和2年(2020年)1月に日印海上保安機関長官級会合がインド(デリー)で開催されました。(国土交通省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例(外務省、国土交通省、環境省) -北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP) -東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA) -第20回北太平洋海上保安フォーラム -第15回アジア海上保安機関長官級会合 -第2回世界海上保安機関長官級会合 -日露海上警備機関長官級会合 -日韓海上保安当局間長官級協議 -日印海上保安機関長官級会合 ※「1. 海洋の安全保障」も参照</p> <p>○国土交通省は、第20回北太平洋海上保安フォーラムサミット、第15回アジア海上保安機関長官級会合及び第2回世界海上保安機関長官級会合などの多国間の会議、並びに、日露海上警備機関長官級会合及び日韓海上保安当局間長官級協議等の二国間の会合を通じて、連携・協力の推進を図りました。(国土交通省)</p>	<p>○以下の会議の令和2年(2020年)の開催場所が決まりました(※施策番号62と同じ)。(国土交通省)</p> <p>・第21回北太平洋海上保安フォーラムサミット 米国 ・第16回アジア海上保安機関長官級会合 オーストラリア ・第2回世界海上保安機関長官級会合 東京</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
319	○マグロ類を始めとする国際的な水産資源の適切な保存管理を推進するため、各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論を主導する。(外務省、農林水産省)	○太平洋クロマグロの保存管理措置について、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(ISC)による資源評価結果に基づき、令和元年(2019年)の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、科学的根拠に基づく議論を主導しました。(外務省、農林水産省)	【指標】参加した国際会議の具体例(外務省、農林水産省) -中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC) -大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT) -北太平洋漁業委員会(NPFC)	○サンマの漁獲枠の見直しや太平洋クロマグロの漁獲枠の増枠については、令和2年(2020年)の科学的な資源評価に基づいて、NPFC及びWCPFCにおいて議論されることとなっています。(外務省・農林水産省)
320	○公海域等における高度回遊性魚類等の資源管理の効果を増進し、違法、無報告、無規制(IUU)漁業に対して、各国と協調して、地域漁業管理機関等における対策強化等を主導する。(農林水産省)	○サンマについて、令和元年(2019年)7月の北太平洋漁業委員会(NPFC)年次会合において、我が国の提案により、2020年漁期におけるNPFC条約水域(公海)での漁獲可能量(TAC)を33万トンとすること、令和2年(2020年)の年次会合でTACの国別配分が検討されること等が合意されました。(外務省、農林水産省) ○マイワシ、スルメイカについて、令和元年(2019年)7月のNPFC年次会合において、我が国の提案により、許可隻数の増加抑制等の措置を導入すること等が合意されました。(外務省、農林水産省) ○WCPFCにおいては、太平洋クロマグロの保存管理措置について、我が国提案により、(ア)漁獲上限の未使用分に係る翌年への繰越率の増加、及び(イ)台湾の通報によって台湾から我が国へ漁獲上限300トンの移譲を可能とすること、を内容とする令和2年(2020年)の措置が合意されました。(外務省、農林水産省)	○ICCATの令和元年(2019年)11月の年次会合では、熱帯マグロ類の保存管理措置について議論がなされ、メバチの総漁獲可能量(TAC)が合意されました。また、ICCAT条約改正案(漁業主体関連規定、条約対象種拡大規定等を含む)が採択されました。(外務省、農林水産省) ○令和元年(2019年)7月のNPFC年次会合において、我が国の提案により、IUU漁船リストに新たに中国漁船と思われる6隻の漁船が追加され、合計33隻となりました。また、NPFCの公海乗船検査制度の実施規則に則り、NPFC加盟国・地域の中で我が国が最も早く乗船検査を開始しました。令和元年(2019年)の水産庁漁業取締船による北太平洋公海での乗船検査は3件でした。(外務省、農林水産省) ○令和元年(2019年)12月のWCPFC年次会合において、「増枠」は実現しなかったものの、漁獲枠の未利用分の繰越率を5%から17%に増加させること等が合意されました。(外務省、農林水産省)	○引き続き、関係する地域漁業管理機関におけるIUU漁業への対策強化等に取り組みます。(農林水産省)
321	○海上における安全の確保のため、IMOにおける「海上人命安全条約(SOLAS)」及び関連方針等の国際ルールの見直しに積極的に参画する。(国土交通省)	○船上クレーンの安全基準、旅客フェリーの火災安全対策、係船作業中の事故を防止するための安全対策等の海上安全に関連する重要課題について、我が国提案を踏まえて検討が進められました。(国土交通省)		○引き続きIMOにおける海上安全に関連する重要課題の審議に積極的に貢献します。(国土交通省)
322	○自動運航船の実現に向け、IMOにおいて、安全に関する国際ルールの適切な整備を進める。(国土交通省)	○自動運航船の実用化に向けたSOLAS条約等現行基準の改正や新基準の策定の可否等に関する検討に参画・貢献しました。(国土交通省)	【指標】参加した国際会議の具体例(外務省、厚生労働省、国土交通省、環境省) -国際海事機関(IMO)総会 -海上安全委員会(MSC) -海洋環境保護委員会(MEPC) -船舶設備小委員会(SSE) -船舶設計・建造小委員会(SDC)	○引き続き、自動運航船の国際ルール策定に向けた審議に積極的に貢献します。(国土交通省)
323	○船舶の再資源化(シップ・リサイクル)における安全確保及び環境保全を図るため、「船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)」の締結に係る国会承認を求めるとともに、早期締結を目指すとともに、早期発効に向けて環境整備等を推進する。また、同条約の国内実施のために「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き同条約の発効に備えた国内法令の整備を行っていく。(外務省、厚生労働省、国土交通省、環境省)	○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律が平成31年(2019年)4月1日に一部施行されたことに伴い、有害物質一覧表の相当確認に係る業務を開始しました。(国土交通省) ○令和元年(2019年)5月10日、英国・ロンドンのIMO本部において、IMOとの共催により、シップ・リサイクル条約早期発効への国際機運醸成を目的として、シップ・リサイクルに関する国際セミナーを開催しました。(国土交通省) ○ODAを通じて、インドのグジャラト州においてシップ・リサイクル施設の改善の支援を行っています。(外務省、国土交通省)	○MSCIにおいて、我が国等の提案に基づき、以下の指針が策定されました。 ・旅客フェリーの火災安全対策に関する暫定指針 ・係船設備の保守点検等に関する指針 ・自動運航船の実証運航に関する暫定指針(国土交通省) ○令和元年(2019年)度中に主要解撤国であるインドをはじめ計15か国がシップ・リサイクル条約の締結国となりました。これにより同条約の発効要件は、①15か国以上が締結、②締結国の総トン数が世界の40%以上及び③締結国の解体能力が船腹量の3%以上であるところ、令和2年(2020年)3月末時点の充足状況はそれぞれ①15か国、②30.2%及び③2.6%となっています。(国土交通省)	○引き続き、シップ・リサイクル条約の発効に備えた国内法令の整備を行っていきます。(外務省、厚生労働省、国土交通省、環境省) ○シップ・リサイクル条約の発効に重要なバングラデシュ、中国等の早期締結に向けた働きかけを実施していきます。(外務省、国土交通省)
324	○海上でのテロ行為の防止及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散の防止に関し、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等を早期に締結する。(外務省)	○「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等の締結に向けて必要な調査及び検討を行いました。(外務省)		○引き続き、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等の締結に向けて必要な調査及び検討を実施します。(外務省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
8.	国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (3)海洋に関する国際協力			
	ア 海洋調査・海洋科学技術			
325	○気候変動、海洋酸性化、生物多様性等の地球規模課題に対応していくため、WMO、UNESCO/IOC等の関係機関や関係省庁の下で実施されている「アルゴ計画」を始めとした国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に引き続き参画・貢献する。(外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	<p>○令和元年(2019年)6月に国際連合教育科学文化機関(UNESCO)本部で開催された第30回政府間海洋学委員会(IOC)総会に出席し、アルゴ計画等の海洋観測、データ交換の枠組に関する議論に参加しています。さらにG7「海洋の未来」ワーキンググループの中で、海洋観測の連携についての議論を進めています。(文部科学省)</p> <p>○我が国はアルゴ計画に積極的に貢献しており、気象庁では即時データを、国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、研究目的で使用できるよう高度な品質管理を施したデータを公開しています。また、IOCの国際海洋データ・情報交換システム(IODE)における連携データユニット(ADU)の日本拠点として、海洋生物の分布情報を集積・公開しています。JAMSTECでは海洋生物地理情報システム(OBIS)の日本ノードを担い、日本の海洋生物多様性に関する情報をOBISに提供し、海洋生物多様性の維持と持続的な利用推進に貢献しています。これらの取組を通じて第51回IOC執行理事会への参加等の国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に貢献しています。(文部科学省)</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構職員がアルゴ計画に参画し、引き続きアルゴフロートの運用に協力しています。また、IOC、UNESCOとも協力機関となっている北太平洋海洋科学機関(PICES)の活動に参画し、多くの職員が気候変動、海洋酸性化、生物多様性等海洋関係の様々な課題を検討する専門化グループに委員として参画し、生態系レポートなどの公表に携わっています。(農林水産省)</p> <p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、IOCの下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)の下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)、アルゴ計画に参画・貢献しました(※施策番号166と同じ)。(国土交通省)</p> <p>○GO-SHIPで定められている測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。また、北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同で、日本海縦断観測を実施しました(※施策番号166と同じ)。(国土交通省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例(外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省) ・気候変動、海洋酸性化、生物多様性等の地球規模課題に対応するため、以下の参画・貢献したUNESCO/IOC関係の国際会議に積極的に参加しました。 -国連シグナチャープロセス「世界海洋評価書(第2版)」作成に係る全体作業部会(米国) -G7「海洋の未来」専門家ワークショップ -第8回GOOS運営委員会(GOOS SC-8) -第30回IOC総会 -第4回GOOS BioEco パネル会合(GOOS BioEco Panel 4) -第7回IODE OBIS運営委員会(SG-OBIS-VII) -PICES年次会合 -国際水路機関における各種会合 例)第32回海底地形名小委員会会合</p>	○引き続き、PICES等国際機関への委員の輩出等、GO-SHIPやアルゴ計画等の国際枠組の下での観測への参加及びデータ交換等を通じて、気候変動、海洋酸性化及び生物多様性等に関する国際的な取組に貢献します。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)
326	○海洋調査により得られた成果を基に、海底地形名小委員会(SCUFN)への海底地形名の提案を引き続き実施し、海底地形名の標準化に貢献していく。(国土交通省)	○海底地形名の標準化に貢献するため、硫黄島南方海域と南鳥島周辺海域に位置する海底地形の名称56件を海底地形名小委員会に提案しました。(国土交通省)	○令和元年(2019年)8月に開催された第32回海底地形名小委員会会合において、硫黄島南方と南鳥島周辺計55件の我が国提案の名称が承認されました。これまでに国際的に承認された我が国提案の名称は、累計で570件を超えました。(国土交通省)	○第33回海底地形名小委員会会合(令和2年(2020年)度開催予定)においても、引き続き、海底地形名の提案を行います。(国土交通省)
327	○近年、世界的に関心が高まっている北極海や、太平洋・インド洋系の海洋と大気の変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた海洋観測研究を推進するため、科学技術協力協定等に基づく二国間協力を含め、国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進する。(外務省、文部科学省、環境省)	<p>○日本ユネスコ国内委員会を通じ、文部科学省信託基金により「国連海洋科学のための10年」実施計画の策定に向けたワークショップ開催をホストし、北太平洋沿岸国を中心に18か国、160名以上の関係者が出席し、我が国からは内閣府、文部科学省、気象庁等の関係省庁が出席したほか、関連国際会議への専門家の派遣などを通じて、実行計画策定のための議論に貢献しました(※施策番号166に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECは、国内において文部科学省のIOC分科会に委員として人的貢献を行うとともに当該委員会へ協力するため、外部有識者を含むIOC協力推進委員会及び専門委員会を運営しました。(文部科学省)</p> <p>○国際協力としてはIOCの地域小委員会である西太平洋小委員会(WESTPAC)の副議長として選出されているJAMSTEC職員、及び世界の海洋科学コミュニティによって組織されているOceanObs'19について共同議長として選出されているJAMSTEC職員の活動を通じた人的貢献、北極評議会(AC)と国際北極科学委員会(IASC)と共同運用されている持続的北極観測ネットワーク(SAON)、及びIOCが、国際気象機関(WMO)、国連環境計画(UNEP)、国際科学会議(IGSU)と連携して運営する全球海洋観測システム組織(GOOS)等に対して、資金的支援を通じて国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進しました。(文部科学省)</p> <p>○国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、ブラックカーボン(BC)や衛星を用いた研究などの気候変動分野について、担当研究者の現地訪問やデータ交換などの調査研究を実施しました(※施策番号297に関連記載あり)。(環境省)</p>	<p>○令和元年(2019年)度に温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)の観測機器をフィンランドに設置し、観測データを共有することにより、調査研究を推進しました(施策番号297と同じ)。(環境省)</p> <p>※「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」も参照。</p>	○SYKEとの協力覚書に基づき、引き続き着実に研究協力を実施します(施策番号297と同じ)。(環境省)
328	○我が国の地球深部探査船「ちきゅう」と欧米の掘削船を国際的に共同利用するIODPに、引き続き積極的に参画するとともに、日米欧だけでなくアジア大洋州諸国等を加えた協力体制を構築する。(文部科学省)	○国際深部海洋科学掘削計画(IODP)の枠組のもと、令和元年(2019年)7月に地球深部探査船「ちきゅう」船上において、平成30年(2018年)10月～平成31年(2019年)3月に実施した「ちきゅう」による東南南海地震の想定発生域である紀伊半島沖熊野灘での掘削コア試料の分析を行いました。(文部科学省)		○引き続き、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて、世界をリードし、巨大地震発生帯の掘削に代表される深海科学掘削計画の推進に努めていきます。(文部科学省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 海洋環境				
329	○生物多様性を保全する観点から、サンゴ礁、広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境や生物の調査・研究を行う。(環境省)	○モニタリングサイト1000において、干潟や小島嶼生態系の指標生物であるシギ・チドリ類及び海鳥などのモニタリング調査を実施しました。シギ・チドリ類調査で取得したデータは、アジア水鳥センサス(AWC)に提供しました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に対して積極的な貢献を行っており、東アジア地域における解析作業を牽引しています(※施策番号243に関連記載あり)。(環境省)		○生物多様性の保全のため、干潟や小島嶼生態系のモニタリング調査を引き続き実施します。また、令和2年(2020年)度中に東アジア地域のサンゴ礁について解析結果の取りまとめ報告書を作成する予定です。(環境省)
330	○世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS)等の国際会議において、我が国の水質総量削減制度や「里海」づくり等の環境保全施策の情報発信を行う。(環境省)	○令和2年(2020年)9月にイギリスで開催される第13回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS13)に向け、準備を進めています。(環境省)		○引き続き、EMECS13への参加に向けた準備を進めます。(環境省)
331	○太平洋島嶼(しよ)国等との間で、島の保全・管理、周辺海域の管理、漁業資源の管理、気候変動への対応など、我が国の島と共通の問題の解決に向けて連携・協力を推進する。(外務省、農林水産省、環境省)	○我が国漁船の安定的な入漁を確保するため、ミクロネシア、ソロモン、バブアニューギニア、キリバス、ナウル、マーシャル、ツバル及びパラオとの協議で操業条件について合意しました。また、令和2年(2020年)1月以降、パラオ水域における外国漁船の操業を禁止する「パラオ国家海洋保護区設置法」の成立を受け、同国水域への我が国漁船の安定的・継続的な入漁に向けて、あらゆる機会を活用して働きかけを行いました。(農林水産省) ○太平洋島嶼国の数か国において、サイクロン由来の高潮・高波における気候変動影響評価手法を改善し、沿岸域の浸水ハザードマップの作成を行う等気候変動適応の取組を支援しています。(環境省) ○独立行政法人 国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」を実施し、バヌアツにおいて、沿岸の資源管理と代替生計手段の開発を組み合わせた資源管理の仕組み作りに取り組んでいます。(外務省) ○上記のほか、次のとおり船舶及び港湾関連資材の供与等に関する書簡の交換を行いました。(外務省) ・令和元年(2019年)7月、ソロモンにおける水産業の振興のための水産関連機材(多目的船、船外機付きボート等)等の供与に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)10月、サモアにおける海上輸送網及び太平洋島嶼国の連結性の強化のための国際貨客船等の供与に関する書簡の交換 ・令和元年(2019年)10月、キリバスにおける漁業基盤の改善及び保険医療サービスの向上のための水産関連機材や浚渫船等の供与に関する書簡の交換 ・令和2年(2020年)3月、パラオにおける海上安全及びインフラの改善等のための支援ほか計2件に関する書簡の交換 ・令和2年(2020年)3月、マーシャルにおける海上保安訓練・司令センター建設計画に関する書簡の交換	【指標】参加した国際会議の具体例 -アジア水鳥センサス(AWC) -国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会 -地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)ワーキンググループ会合 -地球規模生物多様性情報機構(GBIF) -海洋生物地理情報システム(OBIS)ステアリンググループ会合 (外務省、農林水産省、環境省) 【指標】能力構築支援の具体例(外務省、農林水産省、環境省) ・フェジー、サモアにおいて、沿岸域の浸水ハザードマップの作成等、適応の取組支援を実施しています。 ※「3. 海洋環境の維持・保全」も参照。	○平成30年(2018年)に開催された第8回太平洋・島サミット(PALM8)における主な協力・支援策である、「自由で開かれた持続可能な海洋」、「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」及び「人的交流・往來の活性化」の実施状況についてフォローアップを行います。(外務省) ○引き続き、島嶼国水域への我が国漁船の安定的・継続的な入漁に向けて取り組みます。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 海洋の治安対策・航行安全確保				
332	○「アジア人船員国際共同養成プログラム」等を通じて、諸外国における船員の資質向上に貢献する。また、世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献する。(国土交通省)	○アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、令和元年(2019年)度はフィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者12名を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国土交通省)		○令和2年(2020年)度も継続してアジア地域より船員教育者を招き、教育現場における実務内容に即した研修を行います。(国土交通省)
333	○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日ASEAN統合基金(JAIF)を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する。(国土交通省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設(灯浮標等)の維持・管理のための事前調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国土交通省) ○マレーシア領海内南部海域の分離通航帯に存在する水深30m以下の浅い海域において、共同水路測量を実施しました。(国土交通省)	【指標】能力構築支援の具体例(国土交通省) -「アジア人船員国際共同養成プログラム」 -マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設の維持・管理のための事前調査 -マラッカ・シンガポール海峡の航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業 -マラッカ・シンガポール海峡のマレーシア領海内において、共同水路測量 -日ASEANの港湾保安関係者による国際クルーズ船ターミナルに関する保安対策の合同訓練を実施 -港湾保安に関する各国の情報共有等を行う日ASEAN港湾保安専門家会合	○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、引き続き航行援助施設の維持・管理に資する取組を実施していきます。(国土交通省) ○令和2年(2020年)度中に共同水路測量を完了し、測量データ解析後、マラッカ・シンガポール海峡の航海用電子海図の作成を目指します。(国土交通省)
334	○港湾保安に関する国際連携を強化するため、能力向上支援、共同訓練の実施等を推進する。(国土交通省)	○博多港において、日ASEANの港湾保安関係者による国際クルーズ船ターミナルに関する保安対策の合同訓練を実施しました。また、港湾保安に関する各国の情報共有等を行う日ASEAN港湾保安専門家会合を実施しました。(国土交通省)	※「1. 海洋の安全保障」及び「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」も参照。	○ASEAN諸国の港湾保安対策の実態を踏まえて、実践的な合同訓練の計画を策定・実施し、反省点や留意点を訓練後の意見交換会で共有することにより、訓練参加者の保安意識の高揚を図り、各国の保安対策に反映させます。(国土交通省)
エ 防災・海難救助支援				
335	○我が国の優れた防災技術を、アジアや太平洋島嶼(しよ)国を始めとする災害に脆弱な国に対して周知・普及活動を行う。特に、地球温暖化による海面水位上昇に伴い一層深刻化する高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進する。(国土交通省)	○熱帯低気圧地区特別気象センター(RSMO)東京台風センターの活動やWMO荒天予報実証プロジェクト(SWFDPP)の一環としてアジアや太平洋諸国に高潮や波浪の予測情報の提供を行いました。また、これらの国の気象機関が自ら予測を行えるよう、技術的助言等の支援を実施しました。(国土交通省)		○引き続き、関連諸国に対する高潮波浪情報の一層の充実を図るとともに、各国が自立して高潮・高波予測を行えるように技術指導・支援を行っています。(国土交通省)
336	○北西太平洋沿岸国等における防災・減災のため、津波災害が懸念される諸外国への津波情報の迅速な提供、津波警報システム構築への技術支援等を継続する。(国土交通省)	○北西太平洋津波情報を迅速に提供するとともに、関係各国と調整を行い、津波警報システム構築への技術支援等を行いました。(国土交通省)	【指標】参加した国際会議の具体例(国土交通省) -国際海事機関(IMO)における各種会合 -世界気象機関(WMO)における各種会合 -北太平洋海上保安フォーラム -東アジアサミット海上捜索救助経験交流検討会 -北西太平洋SAR実務者会合 -エストニアMSAR2019	○引き続き、関係各国に対し、北西太平洋津波情報を迅速に提供します。(国土交通省)
337	○アジア・太平洋地域の熱帯低気圧や火山噴火等による災害リスク軽減に資するため、気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関へ提供するとともに、リクエストされた領域に対して機動観測(Himawari Request)を実施する。(国土交通省)	○気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関に提供するとともに、リクエストに基づき機動観測を実施しました。(国土交通省) ○国際会議等の機会を利用して外国気象機関に気象衛星ひまわりの紹介・説明を行うとともに、利用するための技術的な調整を行いました。(国土交通省)	【指標】構築支援の具体例(国土交通省) -アジアや太平洋諸国への高潮や波浪の予測情報の提供 -アジアや太平洋諸国に対して技術的助言等の支援 -気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関に提供する「ひまわりリクエスト」 -アジア・太平洋地域の気象機関による気象警報等の発表を支援する「地区ナウキャストセンター」の運用 -隣接諸国と実際に巡視船艇・航空機を用いた「捜索救助訓練」 -海難発生時における各国間の救助調整を目的とした「捜索救助通信訓練」 -捜索救助に関する知識・経験の共有を目的とした「ワークショップ」の実施	○引き続き、国際会議等の機会を利用して、外国気象機関にひまわり観測データの活用方法・事例やひまわりリクエストの仕組みについて紹介・説明を行い、利用国の拡大につなげていきます。(国土交通省)
338	○効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、各国との間で情報交換・合同訓練等により連携・協力を強化する。(国土交通省)	○平成31年(2019年)2月に発効した地中海上捜索救助(SAR)協定を踏まえ、令和元年(2019年)5月、海上保安庁職員が中国を訪問し、日中当局職員間の交流・意見交換等を行いました。(国土交通省) ○海上保安庁では、効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、隣接諸国と、実際に巡視船艇・航空機を用いた「捜索救助訓練」、海難発生時における各国間の円滑な救助調整を目的とした「捜索救助通信訓練」及び捜索救助に関する知識・経験の共有を目的とした「ワークショップ」を実施しました。(国土交通省) ○IMOにおける会合において、官民が連携した日本の海難救助に対する取り組みや航海計器の適切な使用について、国際社会に発信しました。(国土交通省)		○海難救助にかかる情報交換・合同訓練等を行い、各国との連携・協力を強化していきます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保				
ア 海洋開発の基盤となる人材の育成				
339	○国際的に通用する技術者等の人材育成のため、「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」への関係者の参加及び取組強化を促進するとともに、実践現場を有する海外の大学・企業・研究機関等との連携体制を構築する。また、海洋開発特有の船舶での作業に係る育成プログラムを検討する。(国土交通省)	○海洋開発に用いる船舶に特有な挙動を再現し、その特性等を学ぶために開発したシミュレータを活用した育成プログラムについて、関係事業者と連携し、検討を行いました。(国土交通省) ○「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」関係のイベントについて、必要に応じ、関係者が参加しました。(内閣府、国土交通省)	○海洋開発に用いる船舶に特有な挙動に関する育成プログラムについて、関係事業者と連携し、検討を行いました。(国土交通省) ○「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」関係のイベントについて、必要に応じ、関係者が参加することにより、同取組を促進しています。(内閣府、国土交通省)	○引き続き、関係事業者と連携し、育成プログラムについて検討を行います。(国土交通省) ○引き続き「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」の促進に向けた取組を進めます。(内閣府、国土交通省)
340	○「J-Ocean」として、産業界のニーズを踏まえた海洋開発に必要な知識を体系的・包括的にカバーする専門教材の整備等を推進する。(国土交通省)	○企業に所属する社会人を対象に、海洋開発に必要な知識や技能を身につけるための教育内容について検討を行いました。(国土交通省)	【指標】専門教材の整備状況(国土交通省) ・平成30年(2018年)に整備した専門教材について、ウェブサイトに掲載するなど、普及促進のための措置を実施済みです。	○引き続き、企業に所属する社会人を対象に、海洋開発に必要な知識や技能を身につけるための教育内容について検討を行います。(国土交通省)
341	○海洋に関する大学等において各機関が有する特色を踏まえ、実践力強化のために産学連携を推進し、産業界のニーズ等に留意したカリキュラムの検討など、海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組を促進する。(文部科学省)	○東京大学では海洋開発分野において新技術を生み出す技術者やプロジェクトマネージャーができる人材の育成のため、海洋開発利用システム実現学寄付講座を実施しています。企業技術者や大学院生を対象とした基礎講座は、座学だけでなく、演習なども含めたカリキュラムで構成され、令和元年(2019年)度は延べ52名が受講しています。(文部科学省)	【指標】海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況 ・船舶実習課程を設置している3大学における乗船実習課程修了者数(文部科学省) 令和元年(2019年)度 142名 平成30年(2018年)度 108名 ・水産大学校における専攻科修了者数(農林水産省) 令和元年(2019年)度 50名 船舶運航課程 22名(うち女子6名) 船用機関課程 28名(うち女子1名) 平成30年(2018年)度 50名 船舶運航課程 20名(うち女子1名) 船用機関課程 30名(うち女子2名)	○東京大学における寄付講座の更なる充実や受講人数の拡大に引き続き努めます。(文部科学省)
イ 造船業・船用工業に関わる人材の育成				
342	○学生生徒の造船業・船用工業への就職率の向上のため、職業としての魅力を発信する取組を継続する。造船技能者に対しては、造船技能研修センターの活用等により、高度な専門人材の育成を図る取組を継続する。(国土交通省)	○総合海洋政策本部、国土交通省及び日本財団が主催する「海と日本PROJECT」の一環として、(一社)日本中小型造船工業会により、地元の小中学生を対象とした造船所・船用工業事業所の見学会が実施されました。また、全国6か所で運営されている技能研修センターでは、新規採用職員の研修や技能者向けの訓練等を行いました。(国土交通省)	【指標】造船及び船用工業従事者数(国土交通省) 造船業従事者数: 77,466名(平成31年(2019年)4月1日現在) 船用工業従事者数: 46,604名(平成30年(2018年)12月31日現在) ○令和元年(2019年)7月1日～9月1日にかけて、造船所・船用工業事業所の見学会が延べ64回開催され、計12,313名が参加しました。(国土交通省) ○技能研修センターでは、新規採用職員の研修(令和元年(2019年)度の受講者数は161人)や、一定年数の経験を積んだ技能者向けにぎょう鉄、溶接、塗装などの専門技能に係る訓練(令和元年(2019年)度の受講者数は92人)を実施しました。(国土交通省)	○引き続き、造船所・船用工業事業所の見学会の開催や造船技能研修センターの活用等を行います。(国土交通省)
343	○産業としての魅力を高めるため、「i-Shipping」などIoTの活用による生産性向上を図ることが重要であり、ICTを中心とした研究開発に取り組む。(国土交通省)	○AIやIoTを活用して造船現場の生産性向上を図る、革新的な技術開発に対する支援を実施しました。(国土交通省)	○革新的造船技術の研究開発に対して令和元年(2019年)度は21件の支援を決定しました。(国土交通省)	○引き続き、革新的技術の研究開発事業の支援等を実施します。(国土交通省)
344	○「新高等学校学習指導要領」(平成30年3月文部科学省告示第68号)において「船舶工学」が科目として新設されたことも踏まえ、造船業・船用工業を志す若者を継続的に確保・育成するため、授業の教材や教員養成プログラムの作成・普及等による高校における造船等に関する教育の質の向上を図り、我が国造船業・船用工業の担い手候補となる生徒を育成する。(国土交通省)	○需要が増す造船教員の高い専門的指導力を維持・向上し造船教育現場をさらに充実させるため、造船教育プログラムの作成及びその運営体制の整備に係る検討を進めました。(国土交通省)	○平成30年(2018年)度に完成した造船教育プログラムが、令和元年(2019年)度から造船専門教育を行う教員により活用され始めました。(国土交通省)	○平成30年(2018年)度に完成した造船教育プログラムを教育機関に提供することにより、高校における造船教育強化と造船教員の持続的な養成体制の構築を図ります。(国土交通省)
345	○その他、地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を通じ、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実、造船人材の確保・育成を図る。(国土交通省)	○地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を開催し、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実及び造船人材の確保・育成策について議論を行いました。(国土交通省)	○神戸、四国及び九州地区において、会合等を計5回行いました。(国土交通省)	○引き続き、地方運輸局等を主体として地域の造船企業、地元教育機関等ステークホルダー間の会合等を開催することにより、地域産官学のネットワークの構築を図ります。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 船員等の育成・確保				
346	○独立行政法人海技教育機構において外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため、①関係者間での連携を強化し、海運事業者が運航する船舶の活用を通じて、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡充等に取り組み、②船員に必要な知識要件への対応として、各種講習等を実施し、技能の習得に努めるなど、船員教育体制の見直しを含め、教育の高度化に取り組む。(国土交通省)	○今後、更なる社船実習の拡充に向けて、関係者から意見聴取や社船実習対象船舶の範囲を広げるための要件緩和等の準備を行っています。(国土交通省) ○最近の技術革新等に適応した知識・技能を有する優秀な船員を養成するため、最新の航海機器であるECDIS(電子海図情報表示装置)の知識・操作技術を習得できる教育体制の準備を行っています。また、教育内容の高度化等を図るため、これまでの航海・機関両用教育から航海・機関それぞれの専科教育への移行に向け、カリキュラム作成等の船員教育体制の見直しを行いました。(国土交通省)	○令和元年(2019年)度、2名の実習生が内航船を活用した社船実習を行いました。(国土交通省) 【指標】船員数(全体数、女性数)(国土交通省) 日本人船員数:30,235人(30,065人) -うち、内航:28,142人(27,844人)、外航:2,093人(2,221人) (いずれも近年ほぼ横ばいで推移) -女性船員:724人(707人)(全体の約2%(前年とほぼ同じ)) (平成30年(2018年)10月1日時点、括弧内は平成29年(2017年)10月1日時点) (※施策番号347及び348に関連記載あり)	○社船実習の拡充に向けた要件緩和等に関する検討結果を踏まえ、令和2年(2020年)度からの実施に向け準備を進めます。(国土交通省) ○「船員養成の改革に関する検討会」において、引き続き検討を進めます。(国土交通省)
347	○船員の安定的・効果的な確保・育成のため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者とが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進するとともに、事業者が新人船員を雇用して、育成する取組を促進する。また、魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進、労働時間・負荷の軽減等の働き方改革による生産性向上に取り組む。(国土交通省)	○関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志望する若年者を増加させる取組を実施しました。(国土交通省) ○海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新人船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給しています。(国土交通省) ○事業者の労働環境改善等の取組について、9月に船員安全・労働環境取組大賞及び特別賞の表彰を行いました。(国土交通省) ○交通政策審議会海事分科会船員部会等において、船員の健康確保や労働環境の改善等の船員の働き方改革について検討しています。(国土交通省)	○国土交通大臣による日本船舶・船員確保計画の認定数(国土交通省) 令和2年(2020年)4月1日現在 246事業者 平成31年(2019年)4月1日現在 241事業者	○今後も、国と内航海運事業者等の関係者の連携の下、若年者の就業体験、新人船員の雇用・育成支援を推進します。(国土交通省) ○船員という職業を魅力ある職業へと変えていくため船員の働き方改革の方向性を令和2年(2020年)夏頃にとりまとめます。(国土交通省)
348	○若年船員を計画的に確保するため、女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。(国土交通省、防衛省)	○女性船員については、平成29年(2017年)6月に、委員全てが学識経験者、船員経験者及び海運業界の女性で構成される「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」を設置し、平成30年(2018年)4月に提案のとりまとめを受け、女性船員の活躍促進のための情報発信や魅力ある職場づくりなどによる船員の働き方改革に取り組んでいます。(国土交通省) ○若年定年退職等の自衛隊員を対象とした就職支援において、船員への再就職希望者に対し、職業訓練として海技士や海上特殊無線技士の資格取得に係る支援を実施しました。(防衛省)	○女性を含めた船員の働き方改革の検討をしています。(国土交通省) ○資格取得に係る職業訓練を受講した自衛隊員数(令和元年(2019年)度)(防衛省) ・海技士 令和元年(2019年)度 17名 平成30年(2018年)度 25名 ・海上特殊無線技士 令和元年(2019年)度 6名 平成30年(2018年)度 1名	○若年船員の確保促進のため、女性を含めた船員の働き方改革の方向性を令和2年(2020年)夏頃にとりまとめます。(国土交通省)
349	○優秀なアジア人外航船員の確保・育成のため、開発途上国の船員教育者の技能向上を図り、より優秀な船員を養成することを目的とした研修を実施する。(国土交通省)	○世界的な外航船員不足が問題視されている中、優秀なアジア人船員を養成・確保するため、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、当該国の船員教育機関の質的向上につながる、実務内容に即した座学研修と乗船研修を実施しました。(国土交通省)	○フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーからの船員教育者招へい者数(国土交通省) 令和元年(2019年)度 12名 平成30年(2018年)度 10名	○本事業のフォローアップ調査の結果を踏まえて、研修生ニーズの高い研修(BRM訓練・ERM訓練・操船シミュレータ訓練・機関室シミュレータ訓練等)の改善を図り、実践的な教授法、評価方法を体系的に習得できるような研修プログラムを整えます。(国土交通省)
350	○船舶交通の要衝及び難所において船舶を導き、航行の安全を確保することで海運を支える重要な役割を担う水先人の安定的な確保・育成のため、国、水先人、海運事業者等の関係者の連携の下、複数免許取得の促進、募集活動の強化等の確保・育成策に取り組む。(国土交通省)	○平成29年(2017年)9月の「水先人の安定的な確保・育成等について(第二次とりまとめ)」を踏まえ、中小規模水先区対策を行うとともに、後継者確保のための募集活動を強化しました。(国土交通省)	○中小規模水先区対策として、近隣水先区との間で相互に複数免許を順次取得し、派遣支援体制を構築するとともに、新たな水先人供給源の開拓に努めました。(国土交通省)	○今後も、複数免許の取得による派遣支援体制の整備を図るとともに、新たな水先人供給源の開拓に努めます。(国土交通省) ○現在の養成規模(2級:5名、3級:10名)について、需給状況等を踏まえ、検証を行います。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
エ 海洋土木の担い手の育成・確保				
351	○海洋土木への理解を深めるため、官民が連携して、学生生徒を対象とした現場見学会や、国や建設事業者の土木技術者との意見交換会等を引き続き実施する。また、潜水士等に対する認知度の向上や海洋土木に関する教育の充実により担い手となり得る若年者層の拡大を図る。(国土交通省)	○港湾工事における働き方改革の一環として、建設現場における担い手育成等の取組を推進するため、「担い手育成活動を実施した工事(試行)」として建設業に将来従事する可能性のある高校生、大学生等を対象に見学会等実施し、工事成績評定による評価を行いました。(国土交通省)		○担い手育成活動を実施した工事(試行)」として建設業に将来従事する可能性の有無にかかわらず小学生～大学生等の若手を対象に見学会等を実施した受注者に対して、工事成績評定による評価の取組を引き続き実施します。(国土交通省)
352	○魅力的な職場とするため、官民が連携して、適切な休日確保等の就労環境改善に引き続き取り組む。(国土交通省)	○港湾工事における働き方改革の一環として、建設現場における休日確保の取組を推進するため、「休日を確保した工事(試行)」として工事期間内に休日を確保した工事については工事成績評定による評価を行いました。(国土交通省)	【指標】実施した現場見学会の具体例(国土交通省) ・全国の直轄港湾工事において、受注者が土木関係の大学等に呼びかけをし、学生を招いて現場視察や実習を実施しました。	○「休日を確保した工事(試行)」として工事期間内に休日を確保した工事の受注者に対して、工事成績評定による評価の取組を引き続き実施します。(国土交通省)
353	○次の世代へと技術を伝承するため、官民が連携して、若手技術者の現場体験の機会の拡大に引き続き取り組む。(国土交通省)	○港湾工事及び業務における若手技術者の現場経験の機会拡大を推進するため、「若手技術者登用促進型(試行)」として現場経験の豊富な技術者(技術指導者)を併せて配置することで技術の伝承を図る取組を行いました。(国土交通省)		○「若手技術者登用促進型(試行)」として現場経験の豊富な技術者(技術指導者)を併せて配置することで技術の伝承を図る取組を引き続き実施します。(国土交通省)
354	○生産性の向上を図るため、測量から設計、施工、検査、維持管理に至るプロセス全体に3次元データを活用するなど、ICTの導入を拡大していくとともに、ICTに対応できる人材の育成を推進する。(国土交通省)	○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、「港湾におけるICT導入検討委員会」で定めた「港湾におけるICT活用促進に向けたロードマップ」に則り、従来の浚渫工に加え、基礎工やブロック据付工へICT導入を拡大するとともに業界との意見交換等の取組を行いました。(国土交通省)	○港湾におけるICT活用工事(国土交通省) 令和元年(2019年)度 53件 平成30年(2018年)度 57件	○引き続き、ICT活用工事を実施し、要領類の検証を行うとともに、可視化技術や施工履歴の活用等の適用可能性について検討を行います。(国土交通省)
355	○東南アジア諸国等へのインフラ海外展開を推進するため、プロジェクトの川上から川下まで、各段階を担える人材の育成を更に進める。(国土交通省)	○独立行政法人 国際協力機構(JICA)の課題別研修等を通して、講義や現場視察の対応を支援しました。また、港湾局からJICA長期専門家の派遣を行っており、現地の港湾当局に対して指導を行っています。(国土交通省)	○JICA課題別研修等の研修生(国土交通省) 令和元年(2019年)度 78人 平成30年(2018年)度 76人 ○JICA長期派遣専門家の派遣(国土交通省) 令和元年(2019年)度 4人 平成30年(2018年)度 4人	○令和2年(2020年)度においても、JICA課題別研修等の受け入れ、JICA長期派遣専門家の派遣を継続していきます。(国土交通省)
オ 水産業の担い手の育成・確保				
356	○新規漁業就業者の漁業への定着率の向上を図り、将来の漁業の担い手として育成していくため、漁業への就業情報の提供や現場での研修を支援する。また、漁船漁業の乗組員不足に対応するため、漁業団体等が行う計画的・安定的な人員採用に向けた取組の支援及び水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等における海技資格を取得できる新たな仕組みの実現により、海技士等の人材の育成・確保に努める。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○令和元年(2019年)5月21日に国土交通省令を改正し、最短6か月で海技士の資格を取得できる新たな乗船実習コースを設置できるよう措置しました。(国土交通省) ○漁業への就業を希望する者が経験ゼロからでも就業できるよう、就業希望者の段階に応じ、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援しました。(農林水産省)	【指標】新規就業者数(農林水産省) 平成30年(2018年) 1,943人 平成29年(2017年) 1,971人 平成28年(2016年) 1,927人	○引き続き、漁業への就業を希望する者が就業できるよう、就業希望者の段階に応じ、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援します。(農林水産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019)年度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
357	<p>○水産業及びその関連分野の人材確保のため、水産業において指導的役割を果たす人材を育成する国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校や、水産に関する課程を備えた高校・大学において、好事例の普及や質の高い教員の育成・配置等による実践的な専門教育の充実を図るとともに、実習船・練習船の整備を始めとする教育環境の整備を引き続き推進する。(文部科学省、農林水産省)</p>	<p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校(以降、水産大学校)では教育を質量ともに維持するため、①大学卒業と同等の学士の資格が得られる、学位授与機構による教育課程の認定、②技術士の資格取得にもつながる、日本技術者教育認定機構(JABEE)による教育課程の認定、③海技士養成のための船舶職員養成施設としての教育課程・施設・教員等の登録を、それぞれ維持しました。本学校では、5学科体制の下、共通教育科目を1、2年次に配当して基礎的な事項を理解させ、その後、実地体験型教育を含む高度な専門教育科目を実施するカリキュラムを継続的に実施しました。専攻科においては、航海士による講義などの動機付け教育や、実践形式のオンザジョブトレーニング等、上級海技士資格を有する水産系海技士として活躍できる人材を育成しました。また、平成29年(2017)年10月に竣工した、教育と研究の共用船「天鷹丸」の実習航海において、学生が水産資源・海洋調査を体験しました。(農林水産省)</p> <p>○海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、練習船8拠点、臨海・臨湖実験所14拠点及び水産実験所4拠点を認定(令和2年(2020)年3月現在)し、地域の特徴を生かした実習教育を実施しています。(文部科学省)</p> <p>○先進的な卓越した取組を行う水産高校を始めとする専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」として指定し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための実践研究を行い、その成果の普及を図るとともに、水産高校の実習船整備に係る経費の補助を行いました(※施策番号361及び362に関連記載あり)。(文部科学省)</p>	<p>【目標】海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況(農林水産省)</p> <p>・水産大学校本科における在学学生数 令和2年(2020)年4月1日現在 846名 平成31年(2019)年4月1日現在 848名 (定員740名。全国47都道府県から広く学生を確保。)</p> <p>○水産大学校の水産業及びその関連分野への就職状況、海技士免許の取得状況(農林水産省)</p> <p>・就職希望者185名のうち、就職内定者 182名(就職率:98.4%)、うち水産関連分野 149名(水産関連分野就職率:81.9%) (平成30年(2018)年度: 就職希望者176名のうち、就職内定者 173名(就職率:98.3%)、うち水産関連分野 148名(水産関連分野就職率:85.5%))</p> <p>・3級海技士免許取得率 令和元年(2019)年度 94.0% 平成30年(2018)年度 96.0%</p> <p>・2級海技士筆記試験合格率 令和元年(2019)年度 89.1% 平成30年(2018)年度 84.2%</p> <p>・1級海技士筆記試験合格者 令和元年(2019)年度 13名 平成30年(2018)年度 10名</p> <p>○水産大学校練習船の航海日数(農林水産省) 令和元年(2019)年度 耕洋丸164日、天鷹丸162日 平成30年(2018)年度 耕洋丸173日、天鷹丸163日</p>	<p>○水産大学校では、学生確保への主な取組として、高校生向けの進学ガイダンス、高校訪問及びオープンキャンパスで本校の教育内容や特色を広く高校生にPRを行います。また、全国の高校生が受験しやすいよう、一般入試の試験会場を、本校(下関)に加えて福岡、大阪及び東京に設けることや、海技士及び水産業界の担い手を確保するための推薦入試を引き続き実施します。(農林水産省)</p>
358	<p>○水産業のICT化を始め、持続的な水産資源の利用や収益性の高い操業体制への転換を進めるとともに、水産業普及指導員による新たな技術・知識の導入についての指導・助言を実施する。(農林水産省)</p>	<p>○収益性の高い操業体制への転換を促進するため、漁業構造改革総合対策事業において、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。(農林水産省)</p>	<p>○高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組支援(農林水産省)</p> <p>令和元年(2019)年度 51件 平成30年(2018)年度 58件</p>	<p>○収益性の高い操業体制への転換を促進するため、漁業構造改革総合対策事業において、引き続き、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援します。(農林水産省)</p>
359	<p>○水産業における女性の活躍の場を更に広げるため、漁獲物の加工や消費者ニーズに対応した商品開発等、女性の特性を活かす能力を発揮できる多種多様な活動を促進する。(農林水産省)</p>	<p>○漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む漁村の女性の活動を促進するため、漁村女性の資質向上のための研修を実施するとともに、漁村女性グループが行う加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組について支援しました。(農林水産省)</p>	<p>○令和元年(2019)年度においては、漁村女性を中心となって取り組む実践的な5件の取組に対して支援を行いました。(農林水産省)</p>	<p>○引き続き、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組への支援を行います。(農林水産省)</p>
力 横断的に講ずべき施策				
360	<p>○海洋分野におけるIT人材の育成を促進するため、MDAの能力強化に資する研究開発を含めた研究開発プロジェクト等を実施する。(文部科学省)</p>	<p>○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、海洋開発技術者を増やすという政府の目標に基づき設立された「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」へ参画し、海洋産業市場の成長に向け実践的技術やノウハウを持った海洋開発技術者の育成をオールジャパンで推進しました。(文部科学省)</p> <p>○大学生、大学院生を対象とし、海洋開発に関連する講義と現場見学を合わせた乗船体験セミナー「ライザー式科学掘削船「ちきゅう」を知りつくそう!」を11月に実施しました。(文部科学省)</p>	<p>【目標】研究開発プロジェクト数(文部科学省)</p> <p>・JAMSTECでは第4期中期目標期間に6つの重点的研究開発課題(地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発、海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発、海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発、数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発、挑戦的・独創的な研究開発の推進、海洋調査プラットフォームに係る先端の基盤技術開発と運用)の取組を通じ、MDAの能力強化に貢献しています。</p>	<p>○更なるMDAの能力強化に資するため、船舶や実験施設等を利用したイベントや体験セミナーを実施していきます。海洋開発人材の育成を目的とした日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアムによる乗船体験セミナー「ライザー式科学掘削船「ちきゅう」を知りつくそう!」について、令和2年(2020)年度も協力予定です。(文部科学省)</p>
361	<p>○海洋や水産に関する専門教育を行う高校、高専や海洋系・商船系・水産系の大学・大学校において、教育環境の整備を含め、産業界が求める人材ニーズ等を踏まえた教育の高度化を図る。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○先進的な卓越した取組を行う水産高校を始めとする専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」として指定し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための実践研究を行い、その成果の普及を図りました(※施策番号357に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○人材育成に関して、以下の取組を行っています(※施策番号253と同じ)。(文部科学省)</p> <p>・東京大学では大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、「海洋学際教育プログラム」を行いました。</p> <p>・東京海洋大学では、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」に着手しました。</p> <p>・東京海洋大学では、同窓会組織などと連携するなど、海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップを実施しており、国内外で海洋科学技術に関する就業体験などを行いました。</p> <p>○水産大学校では、以下の取組を実施しました。(農林水産省)</p> <p>・水産関連業界が求める人材を把握するため、「人材育成に係る業界との意見交換会」及び「本校同窓会との意見交換会」による水産関連有識者や水産関連企業に就職した卒業生との意見交換を行い、水産関連企業が求める人材ニーズの把握に努めました。</p> <p>・合同企業説明会は開催中止としましたが、参加予定であった企業に対し、郵送でアンケートを依頼しました。今後、回答を分析し、教育の改善に役立てます。</p> <p>・学生は水産政策の改革や最新の水産研究に関する動向に対応するため、「水産特論」の授業において、水産庁担当課長や水産研究・教育機構理事長他からの講義を受けました。</p>	<p>○令和元年(2019)年度の海洋科学技術に関する人材育成の取組状況(文部科学省)</p> <p>・東京大学「海洋学際教育プログラム」 令和元年(2019)年度 47名参加 平成30年(2018)年度 119名参加</p> <p>・海洋法・海洋政策インターンシップ実習 令和元年(2019)年度 19名参加 平成30年(2018)年度 16名参加</p> <p>・東京海洋大学 海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップ 令和元年(2019)年度 278名参加 平成30年(2018)年度 72名参加 (※施策番号253と同じ)</p> <p>○水産特論の講義は、毎回、約200名の学生が出席し、水産業をめぐる情勢やその課題についての認識を深めました。(農林水産省)</p>	<p>○水産関連業界等の意見に基づき、今後、教育の高度化を実施していく予定です。また、水産政策の改革を踏まえ、教育内容の点検と再編成を検討するため、予算規模と人材のニーズのバランスを考慮しつつ次期中長期計画期間(令和3年(2021)年)への準備を進めます。(農林水産省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
362	○外板疲労等による老朽化の進行が指摘されている練習船の代船建造を計画的かつ早期に進め、学生等の安心・安全な教育研究環境の整備や新たな設備等の搭載による教育研究の高度化を着実に図る。(文部科学省)	○国立大学が保有する練習船について、水産・海洋科学などに関する教育研究を始めとした科学技術の進展に対応した高度な実習調査環境が求められている一方で、外板疲労等による老朽化、航海・実習・調査観測などの教育に必要な装備の劣化及び旧式化が進んでいることから、練習船の整備を進めています(※施策番号3571に関連記載あり)。(文部科学省)	○令和元年(2019年)から、東京海洋大学及び神戸大学の練習船の代船建造に着手しました。(文部科学省)	○令和元年(2019年)から、東京海洋大学及び神戸大学の練習船の代船建造を行い、教育研究の高度化を図っています。(文部科学省)
363	○海洋人材の育成と確保につながるよう、関係省庁の連携により、海洋分野における社会人の学び直しを推進する。(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)	○厚生労働大臣が指定する教育訓練として、年に2回(4月1日付と10月1日付)、指定基準を満たした講座を指定しています。(厚生労働省) ○東京大学での取組については、施策番号3411に記載しました。(文部科学省)	○海技士の養成課程について14講座(専門実践教育訓練4講座、一般教育訓練10講座)を厚生労働大臣が指定しました(令和2年(2020年)4月1日時点)。(厚生労働省) ○海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況については、施策番号3411に記載しました。(文部科学省)	○文部科学省の取組については、施策番号3411に記載しました。
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進				
364	○2025年までに全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係府省・関係機関間の連携を一層強化する。(内閣府、文部科学省、国土交通省)	○各機関がもつ海洋に関する教育資源をより有効活用できるようにするため、海洋教育に関する取組を整理しました。(内閣府)	【指標】海洋に関する教育に係る実態把握調査結果(内閣府) ・海洋教育に係る広域ネットワーク構築に向けた調査を実施しました。	○整理した教育の取組について、ウェブサイトにおいて公表します。(内閣府)
365	○学校現場で活用できる副読本(インターネット上におけるものを含む。)の開発や、施設見学、キャリア教育の推進、教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きの充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を行う。特に、海洋に関する科学的な理解を深めるため、副読本において、大学・研究機関等における研究開発の最新の状況を児童生徒の発達段階に応じて解説・情報発信する。(文部科学省、国土交通省)	○小中学校で効果的な海洋教育(海事教育)が実施されるよう、平成29年(2017年)度に試作した指導案を含む海洋教育プログラムを活用して、地方都市の小学校で試行授業を実施し、プログラムの改善に取り組みました。また、試行授業の様子を撮影・編集し、動画を公開しました。(国土交通省) ○国土交通省が作成した海の仕事に関するガイドブックを各都道府県・指定都市教育委員会等の進路指導担当者をはじめ、水産高校長会及び水産・工業の専門高校に対して周知しました。(文部科学省)	○海洋教育プログラムの改善や周知を目的として、地方都市の小中学校において公開形式でプログラムを活用した試行授業を行いました。この結果、全国各地の学校でプログラムが活用可能であることが確認でき、また、現地の教員の方々にプログラムを周知することができました。また、多くの現場教員に実際の授業の進め方や児童の反応をご覧いただき、海事局ウェブサイトで公開している指導案等と合わせて授業作りの参考にさせていただけるよう、動画撮影・編集を行い、一部試行授業の動画をYouTubeにて公開しました。さらに有識者や海事関係団体で構成した検討委員会を開催し、試行授業を踏まえたプログラムの改善を行いました。(国土交通省)	○令和2年(2020年)度は中学校においても試行授業を実施し、海洋教育プログラムの改善、動画公開のため、動画撮影を行います。また、多くの学校で海事教育を積極的に実施していただくに当たり、作成した海洋教育プログラムや授業動画を教育現場に普及させるため、社会科教員の研究会等の場で周知を行います。さらに高校生を対象とした海事産業のキャリア教育支援に取り組めます。(国土交通省)
366	○海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、国立研究開発法人等の研究機関、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)	○国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)では、包括連携を締結している大学とインターンシップ生の受入や連携大学院への教員委嘱を受ける等、大学教育への協力に取り組みました。また、平成30年(2018年)に包括連携協定を締結した公益財団法人東京動物園協会と水圏生物に関するサイエンスコミュニケーションを推進することとしています。(農林水産省) ○関係機関と連携し、小中学生対象に体験乗船や海事施設見学を行いました。(国土交通省) ○JAMSTECでは、女性研究者の育成を意識した取組である「海の招待状 for Girls」を令和元年(2019年)8月に開催しました。その他の取組については、施策番号3731に記載しました。(文部科学省)	○水産研究・教育機構では、8校の大学と包括連携を締結し、内4大学と連携大学院を実施し、延べ26名の連携教員を派遣するほか、インターンシップ生を受け入れています。また、令和2年(2020年)には、公益財団法人東京動物園協会の葛西臨海水族園との共同企画として特別展示を行うこととしました。このほか、水産大学校では、市立しものせき水族館「海響館」でのオープンラボを継続して開催しています。(農林水産省) ○小中学生対象の体験乗船や海事施設見学には全国で約2,000名の参加がありました。(国土交通省)	○研究内容や成果をわかりやすく提供するとともに、感想や意見の聴取により双方向コミュニケーションの推進を図ります。また、市立しものせき水族館「海響館」でのオープンラボを引き続き実施します。(農林水産省) ○令和2年(2020年)度においても、引き続き、小中学生に対して体験乗船や海事施設見学の機会が提供できるよう取り組みます。(国土交通省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (3) 海洋に関する国民の理解の増進				
367	<p>○海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」制定の意義に鑑み、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、大学・研究機関等が所有する船舶や海上保安庁による灯台等の一般公開、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋環境保全、海洋安全、沿岸域についての普及啓発活動、マリンレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等で連携・協力の下、実施する。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>○東京海洋大学では、一般の方々へ海に親しみ・興味を持ってもらうとともに、教育研究活動をわかりやすく紹介するために、「海の日」に記念行事を開催しました。その中で調査・研究船の体験航海や教育研究に関するイベントや体験教室等が行われました。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、横浜研究所の研究開発活動に対する国民の理解を増進し、さらに海洋・地球科学への関心を高めるために「海の日」Special Dayを開催しました。また、総合海洋政策本部・国土交通省・日本財団共催の「海と日本プロジェクトin晴海」イベントへの協力として東京港晴海頭で、学術研究船「白鳳丸」の一般公開を実施しました(※施策番号370に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、8月に「第12回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行いました。(国土交通省)</p> <p>○7月16日～31日までの間、国の関係機関や民間の関係団体と連携し、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施しました。全国各地で各種行事に併せた啓発活動、テレビ・ラジオ等による広報活動、訪船指導、海難防止講習会及び海上安全教室等を開催しました。(国土交通省)</p> <p>○毎年7月の「海の日」及び「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船等の一般公開、体験乗船、施設見学会、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。また、毎年6月の「海洋環境保全推進月間」において、海洋環境保全の指導・啓発、毎年7月の「海岸愛護月間」において、海岸愛護の普及と啓発を行っています。さらに、毎年11月の「灯台記念日」を中心に全国各地の灯台の一般公開等を行い、海上交通安全思想の普及等を進めています(※施策番号189に関連記載あり)。(国土交通省)</p>	<p>【指標】海の日関連イベント数(文部科学省、国土交通省) ・全国各地で約750のイベントを開催しました。 (下記にいくつかのイベントについては具体的な記載あり)</p> <p>○令和元年(2020年)度「海の日」及び「海の月間」関連イベントとして、主に以下を実施しました。 ・7月15日に晴海埠頭及び周辺施設において、「『海の日』行事『総合開会式』及び『海と日本プロジェクト in 晴海』」を開催しました。C to Seaプロジェクト公式アンバサダー「STU48」の船上劇場「STU48号」を会場として、安倍内閣総理大臣からの「海の日」ビデオメッセージを発信したほか、同年4月に盲目のヨットマンとして史上初の太平洋横断に成功した岩本光弘氏を招聘した講演を実施しました。また、「海と日本プロジェクト in 晴海」では、船舶の一般公開やブース展示等を実施し、過去最多となる約13,000人が来場しました。(内閣府、国土交通省) ・7月13日～8月4日にかけて、「海フェスタ」を、静岡県静岡市において開催し、期間中、約80万人が来場しました。(国土交通省) ・JAMSTECでは、「『海の日』Special Day」において、体験を交えながら、地震・津波調査観測、地球温暖化予測・気候変動シミュレーション等について紹介し、地球環境・AI等をテーマとしたセミナーを実施しました。また、「海と日本プロジェクト in 晴海」において実施した一般公開では、30年間の「白鳳丸」の航跡や白鳳丸世界一周航海の目的・期待される成果などを紹介しました。(文部科学省)</p> <p>○8月の「第12回海洋立国推進功労者表彰」において、6名2団体が表彰されました。(国土交通省)</p> <p>○第20回「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催し、全国の小中学生から応募のあった作品の中から特別賞(国土交通大臣賞)、海上保安庁長官賞等を決定し、作品の展示や各種広報等に活用することで、広く海洋環境保全についての思想の普及を図りました。(国土交通省)</p> <p>○「海の事故ゼロキャンペーン」において、海難防止について国民の関心を深めるため、海難の未然防止を図りました。また、ゼロキャンペーン期間中に、広報・啓発活動を584回、船舶等への安全指導を5,410回、海難防止講習会等の安全教育を271回(受講者数3,608人)を実施し、海上での安全な活動について国民への周知を図りました。(国土交通省)</p>	<p>○広く周知することを目的として、保有する広報ツール(ウェブサイト等)のコンテンツ充実とともに、各種メディア・企業・科学館・博物館・水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携し、さらに双方の相乗効果を期待できる形での取組を行っています。(文部科学省)</p> <p>○令和2年(2020年)度も「海の日」「海の月間」における海・船関連イベントの実施により海洋教育・海事振興を推進します。(国土交通省)</p> <p>○今後も引き続き、「海の事故ゼロキャンペーン」において、海難の未然防止を図るとともに、全国各地でのイベントを通して、海上での安全な活動について国民への周知を図る方針です。(国土交通省)</p>
368	<p>○平成27年12月、第70回国連総会において、人々の津波に対する意識向上と津波対策の強化を目的に、日本を始め世界142か国が共同提案し、全会一致で採択された「世界津波の日(11月5日)」を一つの切り口として、世界各地における「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動の推進や自然災害に脆弱な国における津波防災訓練等の実施を通じて、防災分野の様々な分野で国際協力を推進する。(外務省)</p>	<p>○令和元年(2019年)度は、「世界津波の日」J2019高校生サミットin北海道(9月10日～11日、北海道)、「世界津波の日」ニューヨーク国連本部イベント(11月5日、ニューヨーク)、津波防災と女性に関する研修(10月29日～11月7日、日本)などを実施しました。(内閣府、外務省、国土交通省)</p>	<p>○左記を含めた防災に関する各種イベントを通して、国際協力の推進に貢献しました。(内閣府、外務省、国土交通省)</p> <p>○濱口梧樫国際賞について、津波防災等の沿岸防災技術分野で顕著な功績を挙げた2名を表彰し、当該分野の国内外での啓発及び普及促進を図りました。(国土交通省)</p>	<p>○世界各地における「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動や自然災害に脆弱な国における津波防災訓練等を実施していきます。(内閣府、外務省、国土交通省)</p>
369	<p>○一般国民が海に親しむ機会を拡大し、子どもや若者を始めとする多くの人に対し、海・船への興味・関心をより一層高める「C to Seaプロジェクト」を強力に推進する。また、この一環として独立行政法人海技教育機構の練習船等を活用した小中学生等の各種行事への参加等を通じた普及啓発への取組も強化する。(国土交通省)</p>	<p>○「C to Sea プロジェクト」として、以下の取組を行いました。(国土交通省) ・子ども読者や海の日行事等のイベントにおいて、海事関係団体等と連携して情報発信を行いました。 ・インターネットを活用した情報発信のほか、Twitter・Instagram・YouTube等のSNSを積極的に活用し、独自取材した情報を中心に情報発信を行いました。 ・マリンアクティビティの魅力や実行にあたって懸念される情報を伝えることで心理的ハードルを下げ、気軽に体験してもらえるように促す啓発冊子「umiasoBe(うみあそびい)」を制作しました。 ・中高年生及びその保護者を対象に、海事産業を将来の就職先として検討してもらうことを目的とした職業紹介冊子「SEA-GOTO 海のシゴトガイドブック」を学校等教育機関へ配布するなど、キャリア教育における積極的な周知啓発を行いました。</p>	<p>○イベントでは、海事関係団体等と連携しトリックアートを設置したほか、子ども向けのノベルティを配布したことで、例年以上に家族連れを中心に海や船に親しみをもってもらう機会の創出となり、昨年比1.5倍以上の来場者がありました。(国土交通省)</p> <p>○令和元年(2019年)度からSNSを平日毎日更新するとともに、海や船に関する多様な情報を親しみやすい表現で発信したことで各フォローワーは約3倍となりました。また、視覚的に海・船の魅力伝えるため、YouTubeを開発し、日頃テレビニュース等で取り上げられにくい海事業界のイベント等を独自取材したほか、普段見ることのできない船の潜入取材動画などを自作し情報発信を行いました。(国土交通省)</p> <p>○「umiasoBe(うみあそびい)」では、若者を中心に人気がありマリンアクティビティ未経験のYouTuberや女優を起用することで、話題性をもたせるとともに、体験の様子をまとめた動画とリンクさせ、誰でも気軽にできる魅力があることを訴求したほか、日焼け対策や離島船旅の特集を組み込むなど、若者が興味を持つ紙面になるよう創意工夫をこらしました。(国土交通省)</p> <p>○「SEA-GOTO 海のシゴトガイドブック」を全国公立中学校1万校に配布したほか、水産・工業高校及び全国の市区町村教育委員会に配布しました。また運輸局が行う小中学生の体験学習時等に配布しました。(国土交通省)</p>	<p>○各事業で連携した海事関係団体等との連携強化、「umiasoBe(うみあそびい)」を始めとする情報コンテンツの充実、マスメディアに依存しないSNS等の独自チャネルの成長など、プロジェクト始動時と比較すると飛躍的に情報発信体制は整備されてきました。(国土交通省)</p> <p>○今後はC to Seaプロジェクトの母体である海事広報活性化協議会の一層の活性化を図るとともに、これまで接点がなかった海事業界外の民間事業者や団体等と連携を図り一層の情報発信を実施します。(国土交通省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策の実施状況一覧(令和元年(2019年)度)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
370	<p>○海洋に関する様々な情報を有する大学・研究機関等において、ICTの活用を進め、メディア、インターネット等を通じて分かりやすく発信する。特に、ネットメディア、SNS、バーチャルリアリティ(VR)等の活用を促進する。(文部科学省、農林水産省、国土交通省)</p>	<p>○神戸大学海事博物館では所蔵品のいくつかの資料がバーチャルミュージアムとして電子化され博物館ウェブサイトで公開されています。(文部科学省)</p> <p>○JAMSTECでは、保有する広報ツール及び拠点施設・設備・船舶等を活用し、機構の研究開発について国民がわかりやすく理解できるよう工夫した取組を行いました(※施策番号367に関連記載あり)。(文部科学省)</p> <p>○水産研究・教育機構では、研究開発業務の成果等について、新聞、テレビ、雑誌、ウェブメディア等のマスメディアや機構のウェブサイト、SNS(Facebook)等のICTメディアを活用し、積極的に公表しました。(農林水産省)</p> <p>○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技術安全研究所)において、海洋開発分野の人材育成に貢献するため、シミュレータ等を利用した海洋開発研修を引き続き実施しました。また、来訪者に対するシミュレータ等の施設公開や、主催する講演会や関係者との情報交換の場における動画・画像の積極的な利用、ウェブサイト上に「キッズページ」を設けて充実を図るなど、わかりやすい発信に努めました。(国土交通省)</p> <p>○海の日関連のイベントについては、施策番号367に記載しました。(文部科学省、国土交通省)</p>	<p>【指標】JAMSTECや船舶を有する大学等又は海洋に関する博物館・科学館等における取組状況(文部科学省)</p> <p>・日本科学未来館にて開催された企画展『「工事中!」～立ち入り禁止! ? 重機の現場～』(会期:平成30年(2019年)2月8日～5月19日)の関連展示として、特別展示『海洋探査中!』～立ち入り困難! ? JAMSTECの現場～』(会期:4月17日～5月27日)を実施し、深海・北極域・地球深部に関する探査技術や研究成果を紹介しました。</p> <p>・岩手県「三陸防災復興プロジェクト2019」と連携して、「かいいい」一般公開、「さんりく“海”をまなぼうフェスタ2019」、「深海の世界にご招待2019」を実施し、東北地方太平洋沖地震で大きな被害を受けた岩手県の今と、三陸沖の深海底についてJAMSTECの成果を交えながら伝えました。</p> <p>・天皇陛下御即位記念第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会の関連行事「豊かな海づくりフェスタinあきた」において、海の環境等に関する研究紹介や秋田県と深海のつながりについて展示することにより、JAMSTECの活動について周知を行いました。</p> <p>・深海調査機器による海底の様々な風景を撮影した360度映像コンテンツ「深海VR - 海底に降り立つ」をYouTubeのチャンネルで公開しました。本作は「先進映像協会 ルミエール・ジャパン・アワード 2019」のVR部門にて特別賞を受賞しました。また、国立科学博物館のシアター360では、JAMSTECが協力して制作した「深海-潜水艇が照らす漆黒のフロンティア」が上映されています。</p> <p>・神戸大学海事博物館では、バーチャルミュージアムには、航海図・海路絵巻や電子船舶模型が電子データならではの機能で細部に至る点まで閲覧・確認できます。</p> <p>○水産研究・教育機構のウェブサイトのアクセス数は約30万件、Facebookのフォロワーは延べ約2,000人となりました。マスコミや水産業界等からの問い合わせ、画像・映像の貸出について積極的に対応し(711件)、これらのメディア対応により、新聞等に記事として683件取り上げられたほか、テレビ放映も行われました(令和元年(2019年)度実績)。(農林水産省)</p>	<p>○水産研究・教育機構では引き続きウェブサイト、Facebook、YouTubeなどのインターネットを活用し、さらに教育機関や水産関係機関及びマスメディア等へ画像や映像を積極的に貸し出すことによって広く水産に関する情報を提供します。(農林水産省)</p> <p>○海上技術安全研究所では引き続き分かりやすい情報発信に努めていきます。(国土交通省)</p> <p>○文部科学省の取組については、施策番号367に記載しました。</p>
371	<p>○海洋に関する科学技術の魅力や研究活動の実際を分かりやすく伝え、効果的な理解増進に資することを目的として、研究機関等における、広報活動に携わる専門的な人材の活用を推進する。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>○海上技術安全研究所では、引き続き、外部の専門家を活用し、広報の強化に取り組みました。(国土交通省)</p> <p>○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○海上技術安全研究所の取組については、左に記載しました。(国土交通省)</p> <p>○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○国土交通省の取組については、施策番号370に記載しました。</p>
372	<p>○海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める。(文部科学省)</p>	<p>○水中遺跡における調査・保存処理の手法を取りまとめた「水中遺跡の在り方について(報告)」(平成29年(2017年)10月31日)をもとに、地方自治体等が水中遺跡の保存活用・整備を適切かつ円滑に進めていく上で必要な事項を検討するための有識者による議論を行いました。(文部科学省)</p>	<p>○国内外の水中遺跡に係る保存・活用手法の研究や最新情報の収集を独立行政法人国立文化財機構に委託して実施し、日本の歴史・文化に関する知見を深めました。(文部科学省)</p>	<p>○地方自治体等が水中遺跡の保存活用・整備を適切かつ円滑に進められるよう、必要とされる各種の事項を総合的に取りまとめた手引書を作成するために、各地の実情に応じた具体的な情報の収集と検討を進めていきます。(文部科学省)</p>
373	<p>○地方公共団体による水族館・科学館のコンテンツの充実、調査船の一般公開、講演会・イベント等の開催、体験型学習等の取組や海洋振興策の検討に対し、大学・研究機関等の積極的な協力を図る。また、地域における産学官連携のネットワークを通じて、地域の特色を活かした海洋教育、普及啓発活動の取組を推進する。(内閣府、文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECでは、各種メディア・企業・科学館・博物館・水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携した取組を行いました。(文部科学省)</p> <p>○その他の取組については、施策番号367及び370に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。(文部科学省)</p>	<p>○文部科学省の取組については、施策番号367に記載しました。</p>